


# 2027年度に向けた 政策・制度要求と提言

神奈川県／横浜市／川崎市／相模原市／神奈川労働局



2026年7月

 日本労働組合総連合会神奈川県連合会  
(連合神奈川)



# はじめに

連合神奈川は、労働者・生活者の視点と労働組合としての社会的責任のもとに、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、「政策・制度要求と提言」の取り組みを進めてきました。

今年度も引き続き、2030年までの未来に向けた国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標とターゲット」を見据えながら、すでに現実となってきたり、超少子高齢社会や労働力不足への向き合い方について論議を重ねてきました。

産業構造の変化に対応し、働き続け、暮らし続けることが可能な地域社会を維持していく手立てを考えなくてはなりません。

重点項目については、分野ごとに3または4本の柱のもと28項目に整理し、分野を横断する内容として、ジェンダー平等について別途3項目にまとめました。さらに、構成組織や政策委員会内での意見を付しました。

連合神奈川は、この「政策・制度要求と提言」をもとに「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、行政への要請、連合神奈川議員団との連携をはじめ、自らも力強く運動を展開していくこととします。

連合神奈川 政策委員会

# 目 次

1. 「2027年度に向けた政策・制度要求と提言」の取り組み（基本的な考え方）	1
2. 年間の取り組み、政策委員一覧	9
3. 2027年度に向けた政策・制度要求と提言	
経済・産業	13
雇用・労働	15
福祉・社会保障	18
社会インフラ	21
環境・エネルギー	24
教育・人権・平和	27
行財政	31
[共通]ジェンダー平等	33
4. 構成産別・女性委員会・シニア連合からの政策・制度要求と提言	39
＜参考＞	
◆ 2025年度「2026年度に向けた政策・制度要求と提言」に対する回答	105
◆ 2026年度 連合の重点政策	183
◆ SDGs 17の目標とターゲット	221

# 「2027 年度に向けた政策・制度要求と提言」の取り組み

## 1. 基本的な考え方

連合は、働くことに最も重要な価値を置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰ひとり取り残されることのない社会である「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしています。

その実現のためには、安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型社会保障制度の再構築、持続可能で包摂的な社会の実現をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支えと格差是正、貧困の撲滅などに資する政策の実行が不可欠と考えています。

連合神奈川は、県内の施策実行状況を踏まえ、政策・制度要求と提言の活動と内容の浸透にも努めてきました。

「賃金は上がるもの」という流れを定着させるべく取り組みが進められた 2025 春闘を受け、2026 春闘では、実質賃金の底上げをめざし、特に中・小組合の賃金上昇にこだわった取り組みが展開されました。その結果、全体では3年連続となる5%台の賃上げ、中・小の組合でも前年同時期を上回る回答を引き出し、賃上げの流れが定着してきています。マイナスを続けていた実質賃金も、2026 年に入ってわずかではあるもののプラスに転じています。

一方で労働力不足は深刻さを増し、帝国データバンク「神奈川県・人手不足に対する企業の動向調査」によると、2026 年1月時点の県内企業における正社員の人手不足感は58.1%と高水準で、特に建設業やサービス業で深刻です。しかし、AI活用やデジタル化の進展に伴い、新卒採用を減らしていくという企業も徐々に増えています。人口減少を前提とした産業構造の変化への対応、公務・公共サービスを含めた社会機能や経済活動を維持する手立てを考えなくてはなりません。

世界の緊張が高まる一方、インバウンド需要は高まり続けています。世界とくらしが様々な場面で密接に関係している今日、働き続け、くらし続けることが可能な地域社会を維持していくためには、政治・財政・地方自治等に関心を払い必要な発信を続けていく必要があります。

「2027 年度に向けた政策・制度要求と提言」の取り組みにあたっては、これらの視点を盛り込むとともに、昨年度の重点項目への回答を精査し、産別・団体からの政策要求と提言にも目配りをしながら協議を重ねました。

連合神奈川は、より働きやすい社会、くらしやすい社会、誰ひとり取り残されることのない社会の実現をめざし、2027 年度の自治体予算編成への反映を求め、神奈川で働く者の代表として神奈川県、県内政令3市および労働局に対し要請を行うとともに、協力議員との日常的意見交換を推進し、各種審議会などにおいても積極的に発言・提言を行います。

## 2. 神奈川県 の 状況

### (1) 県内の経済情勢

	前回 (2026 年 1 月)	今回 (2026 年 4 月)	前回 比較
個人消費	物価上昇の影響はみられるものの、 緩やかに回復している	緩やかに回復している	→
生産活動	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
雇用情勢	持ち直しのテンポが緩やかになっている	持ち直しのテンポが緩やかになっている	→
設備投資	7年度は増加見込みとなっている (全規模・全産業)	7年度は増加見込みとなっている (全規模・全産業)	→
企業収益	7年度は増益見込みとなっている (全規模)	7年度は増益見込みとなっている (全規模)	→
企業の 景況感	「上昇」超に転じる(全規模・全産業)	「上昇」超幅が縮小(全規模・全産業)	→
住宅建設	前年を上回っている	前年を上回っている	→
公共事業	前年を上回っている	前年を上回っている	→

[関東財務局 神奈川県 の 経済情勢報告 2026 年 4 月 22 日発表]

### (2) 雇用情勢

求人倍率の 動き	県内における令和 8 年 3 月の月間有効求人倍率 (季節調整値) は、前月から 0.01 ポイント下降の 0.83 倍となった。
求人の動向	県内における令和 8 年 3 月の月間有効求人数 (原数値) は 96,718 人、前年同月との比較では 4.5% の減となった。また、新規求人数 (原数値) は 31,430 人、前年同月との比較では 0.3% の増となった。
求職者の 動向	県内における令和 8 年 3 月の月間有効求職者数 (原数値) は 111,155 人、前年同月との比較では 2.4% の増となった。また、新規求職者数 (原数値) は 21,340 人、前年同月との比較では 5.8% の増となった。

[神奈川県労働市場月報 (令和 8 年 3 月) 2026 年 4 月 28 日発表]

### (3) 神奈川県 2026 年度当初予算 (2026 年 3 月 25 日可決)

一般会計、2 兆 3,760 億円 (1,600 億円増)、特別会計などを含む総額は 4 兆 8,750 億円。

- 子どもが健やかに育つ社会環境を整備するため、子ども・子育て支援の推進を図るほか、県内経済・産業の活性化のため、日産自動車生産縮小等への対応や、宇宙関連産業の振興等に取り組む。
- また、共生社会の実現に向け、地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構の設立等に取り組むほか、「災害に強いかながわ」の実現に向け、新たな神奈川県水防災戦略等に基づき、災害対策を推進する。
- さらに、令和 9 年開催の GREEN×EXPO 2027 に向けた取組を着実に進めるとともに、これを契機とした観光振興を推進する。
- こうした取組を進めるに当たり、引き続き、デジタルの力を活用していくことで、県民の抱える不安を解消し、誰もが安心して暮らせるやさしい社会の実現を目指す。

[神奈川県 令和 8 年度当初予算 (案) の概要 (令和 8 年 2 月 9 日)]

### 3. 政策委員会の着目点

◇：政策委員会の中での発言抜粋 ◆：関連して着目した報道や資料

#### 【経済・産業】

- ◇ 大企業と中小企業の価格転嫁の格差是正、中小企業支援策の利便性向上が課題。
- ◇ 公共調達においても労務費の価格転嫁を促進するため、公共工事等の入札に限らず物品調達等においても最低価格の見直しなどが進められることが必要。

#### ◆ 中小企業の価格転嫁、神奈川も停滞 客離れ懸念で二の足、中東危機で倒産も

<https://www.kanaloco.jp/news/economy/article-1277540.html>

(有料記事)

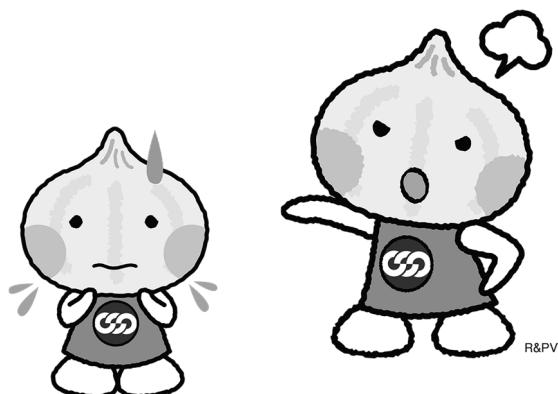


#### 【雇用・労働】

- ◇ カスタマーハラスメントについては、その深刻さや対策の重要性が徐々に認識されてきているが、依然として、被害事案は生じ続けている。さらに、自治体や公共サービスに対しての顧客ハラスメントの認識と対策も急がれる。引き続き、事業者と労働者双方への働きかけを続けることが重要であり、行財政と雇用労働の両面で対策が必要。
- ◇ 横浜市では2025年4月、顧客ハラスメント対策基本方針を策定。市全体770課中、72%（553課）で顧客ハラスメント被害が確認されたことを受け、対応マニュアル策定、研修実施、相談体制整備、ポスターによる意識啓発活動を実施。
- ◇ 外国人労働者をめぐって、雇用労働の観点からは例えば宗教的背景（お祈りの時間や食べ物など）、思想・信条を守りながら働く権利への理解と配慮の課題がある。

#### ◆ 人事院、行政サービス利用者の顧客ハラスメント対策を義務づけ 各府省庁に

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA156CC0V10C26A4000000/>



## 【福祉・社会保障】

- ◇ 介護分野でも人材確保のため、スキマバイトが導入されている。有資格者だとしても、初めて訪問する施設で指導もなく三大介助（入浴、食事、排泄）を行う。介護は人間関係の構築が重要だが、スキマバイトではそれが困難で、介護現場における事故が増加（入浴介助でのやけど、死亡事故など）する恐れが大きい。
- ◇ 医療・介護現場の処遇改善のためには、根本的には診療報酬を含む公定価格の改定の際に、現下の物価および賃金上昇の状況を正しく反映させることが求められる。また、現状自治体ごとに対応に相違がある制度等は、自治体の財政力によって格差を生じることになるため、自治体から国に対して財政措置を要求するよう求めることも必要ではないか。

### ◆ 介護職の低賃金、改善遠く 全産業平均より7万円安 補助金効果に限界

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ094536210Z10C26A2EP0000/>

(有料記事)



## 【社会インフラ】

- ◇ 埋設配管の維持・補修は、コストも労力もかかるが喫緊の課題。
- ◇ 2027年横浜で開催される国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に向けた総合交通対策の強化、オーバーツーリズム対策など、観光客と日常生活者の移動の調整に課題がある。
- ◇ 指定福祉避難所、福祉避難所についての理解が進んでおらず、実際に開設する際に十分機能するのにかについては大きな懸念がある。



### ◆ みなし福祉避難所 死亡255人 入居の1割超「関連死か検証を」

[https://www.hokkoku.co.jp/articles/-/1773462#goog\\_rewarded](https://www.hokkoku.co.jp/articles/-/1773462#goog_rewarded)

### ◆ 対策必要な「緊急度1」の下水道管 藤沢が9.5キロ、全自治体で最長

<https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1266361.html>

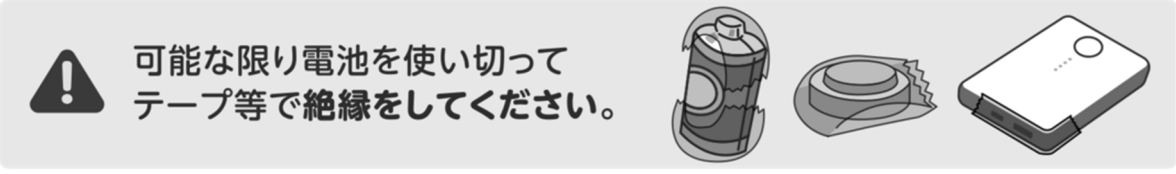
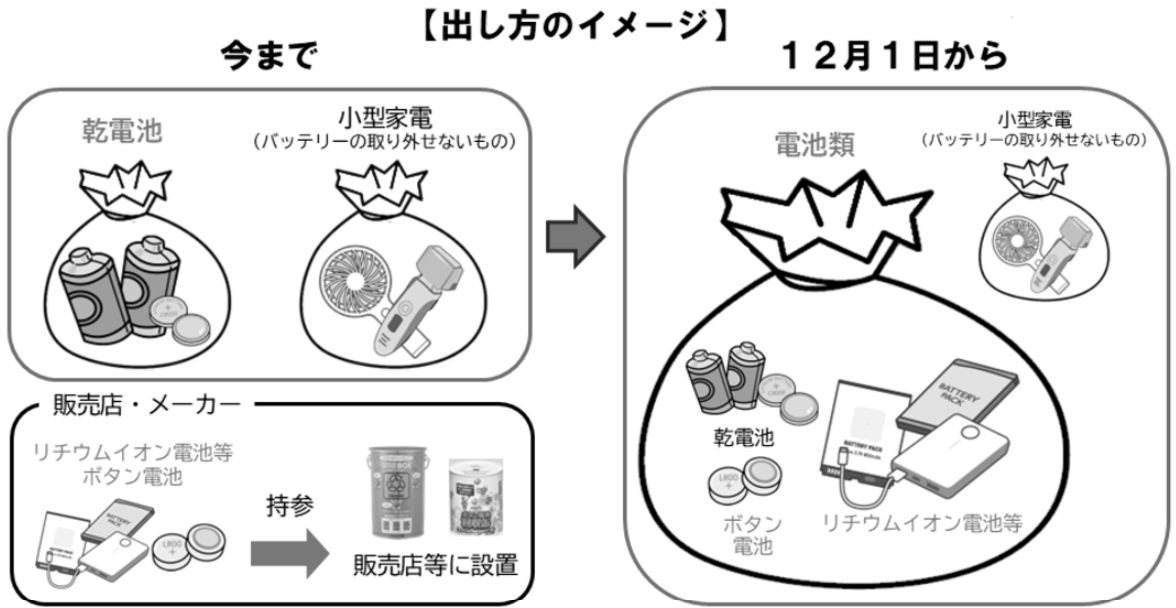
(有料記事)



【環境・エネルギー】

◇ 2027年横浜で国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）が開幕する。再生可能エネルギー、地産地消、フードロスの削減などを考える契機にしていく必要がある。

◆ リチウムイオン電池等の回収（横浜市の場合 2025年12月～）



○川崎 市：2025年11月から「小物金属」として回収

○相模原市：2026年10月から廃棄物分別区分を変更し集積所での回収を開始

## 【教育・人権・平和】

- ◇ 教員確保が引き続き難しい。さらに高等学校授業料無償化の影響で公立高校への進学希望者が減っている、影響を注視していく必要がある。
- ◇ 拉致問題・基地問題への対応については、気運醸成とともに訴え続けていくことが重要。
- ◇ ヘイトスピーチ対策については、選挙運動などと連動して県内に広がってきている。県としての条例制定を求めるとともに、県下統一の要求として取り組んでもいいのではないか。
- ◇ 外国に繋がる子どもたちが、教員になりたいという夢を持ったときに、川崎と東京は教員としての採用があるが、横浜と県はいわゆる常勤講師としてしか採用していない。

### ◆ 神奈川の高校入試、私立推薦の志願者急増

授業料無償化で公立からシフトか

<https://www.kanaloco.jp/news/social/article-1263320.html>

(有料記事)



### ◆ 公立校の教員不足深刻、昨年4月時点の欠員 4317 人に… 4年前の1.7倍に増加

<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20260305-GYT1T00351>



### ◆ 藤沢市が差別解消条例を検討へ 「共に生きる社会」市長が強調

<https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1251742.html>

(有料記事)



## 【行財政】

- ◇ 投票率向上のためには、議会の役割やくらしとの関わりについて学習する機会が必要。学校教育終了後に「くらしと社会」「社会の仕組み」などについて、学ぶ仕組みがあるとよいのではないか。
- ◇ くらしに関わる様々な制度を、自治体の財政力による人口獲得競争としないため、国による制度設計と財政出動を求めていくことが必要。

### ◆ 投票所での電子投票、導入のメリットは

神奈川県選管が自治体向けの体験会

<https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1275607.html>

(有料記事)



## 【ジェンダー平等】

- ◇ 様々な統計情報についてジェンダー情報が不足しており、十分に活用が進まない。ジェンダー統計の意義の再認識と活用を進めるよう求める。
- ◇ 依然として、男性が育児休業を取得しにくい状況がある。社会的な慣習や意識を変えて、男性が育児参加しやすい環境を整備する。
- ◇ 同時に、男性の育児うつへの理解促進やケアなどの対策も進めていく必要がある。

### ◆ 横浜市神奈川区 地域のわ通信 No. 93 (2025 (R7) 年 11 月)

【地域のわ通信】神奈川区内の地域活動を紹介します 発行 ▶ 神奈川区区政推進課 地域力推進担当 411-7026

地域活動を応援する  
地域のわ通信  
R7年11月  
NO.93

過去の「地域のわ通信」はこちらをご覧ください。

**パパたちの子育てを応援したい！  
地域の新たなつながりを生む  
「パパの赤ちゃん学級」**

なかなか地域とのつながりを作りづらいパパたちが出会い、育児の悩みを共有し、ちょっとした生活の知恵も学べる場が「パパの赤ちゃん学級」。活動開始から1年、少しずつ参加者が増え、地域のパパたちの交流が広がっています。今回は代表の平原亜紀子さんに、活動の背景や思い、これまでのエピソード、そして今後の展望について伺いました。



写真(中央)：パパと笑顔で交流する平原さん

「パパの赤ちゃん学級」はどんな活動ですか？

地域づくり大卒校(\*)の卒業生を中心に、助産師や地域の仲間など7名で「パパの赤ちゃん学級」を立ち上げました。2024年に、パパの赤ちゃん学級実行委員会(以下、実行委員会)をつくり、その年の6月から活動をはじめました。神北地区の町内会館やケアプラザなどを会場に、年3回程度で開催しています。実行委員メンバーが専門知識や経験をシェアする「知恵袋コーナー」を設け、育児や生活に役立つ情報を学べます。さらに、フリータイムではパパ同士が自由に交流し、気軽に話せる時間を大切にしています。

(\*) 神奈川区地域づくり大卒校  
地域の新たなつながりを創り出し、実現したい活動をカタチにしていく連続講座。

「この町って案外イね!と感じてほしい」

民生委員として活動する中で、子育てに積極的なパパたちが、悩みを話したり、同世代と出会う場が地域にはほとんどないことに気づきました。パパたちが気軽に集まり、学び、語り合える場をつくりたい。そんな想いで始めました。この活動を通して、パパたちが住む町をもっと好きになり、家族ぐるみで地域と関わるきっかけになれば—それが私たちの願いです。活動を始めるにあたっては、地域づくり大卒校卒業生の取組みを支援する「かながわ地域支援補助金」を活用しました。

声を聞かせて! 「共通点があるから、自然につながれる」

印象に残っているのは、初めて会ったパパ同士が、赤ちゃんの月齢や育児の悩みをきっかけに自然と会話を始め、「うちもそうなんです!」と共通点を見つけて、すぐに打ち解けていく姿がとても印象的でした。この学級には、掲示板を見て参加された方や、奥さんの紹介で来られたパパも多くいます。実は、パパだけでなくママも一緒に参加されることもあります。子育て世代が地域に関心がないわけではなく、ただその「きっかけ」が見つけないだけなのかもしれません。

今後の展望とパパたちへのメッセージを!

まずは、「毎日、育児おつかれさまです」と伝えたいです。仕事に育児に、忙しい毎日の中で、赤ちゃんとの向き合う時間を大切にしているパパたち、本当にすごいと思います。今後は、参加してくださったパパたちの声をもっと聞き、今、何に困っていて、どんなことを知りたいのか—そんなリアルな声を活動に活かしていきたいです。いつか、参加したパパ自身がこの学級の“サポーター”として、次のパパたちを応援する側になってくれたら嬉しいですね。

10月は「白楽丘の上保健室カフェ」コラボ開催

Chikkiryoku Up!

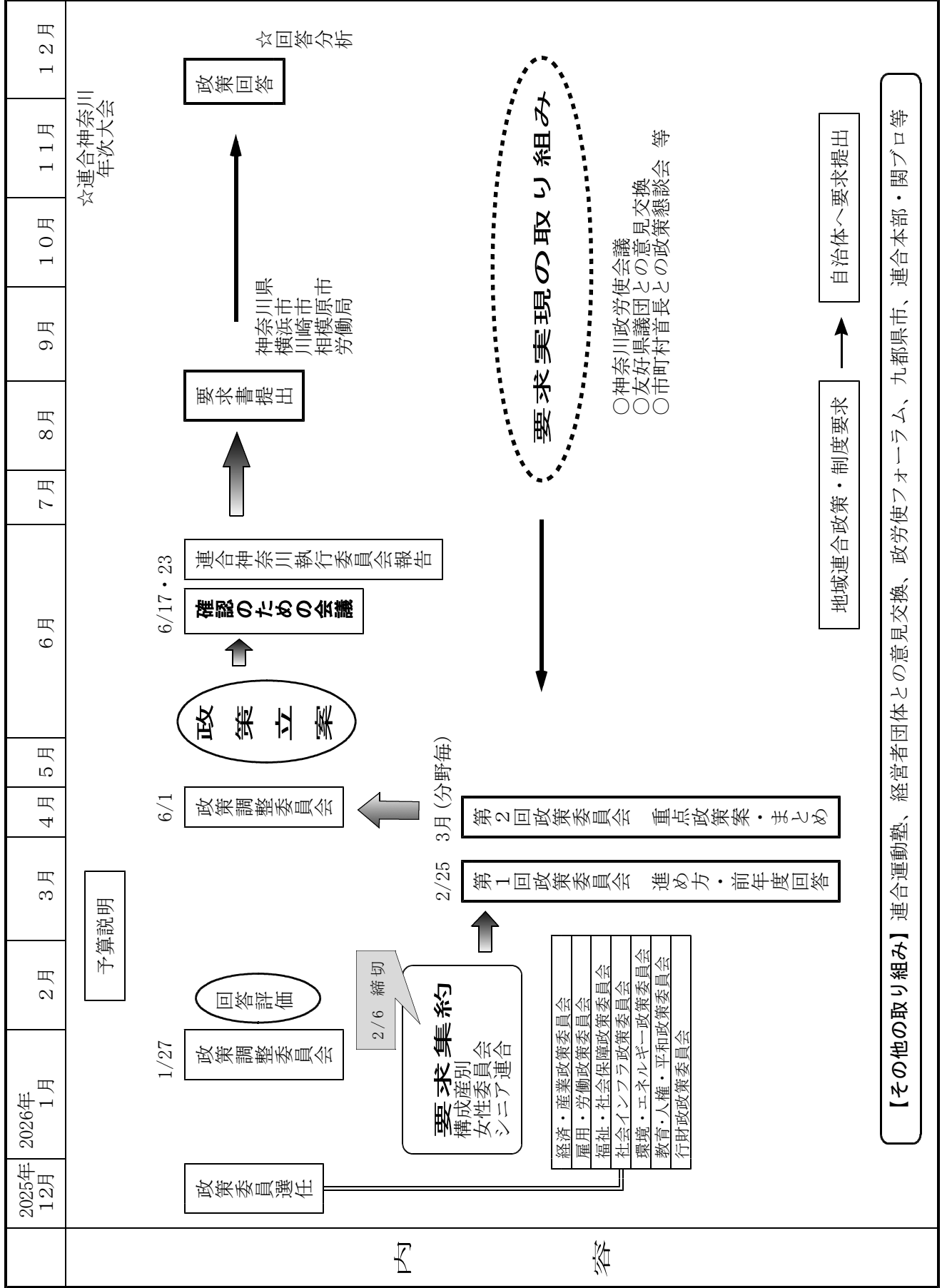
「パパの赤ちゃん学級」次回予告!

会場	横浜市六角橋地域ケアプラザ *最新の予定は「パパの赤ちゃん学級」Instagram: <a href="https://www.instagram.com/papaakagaku/">https://www.instagram.com/papaakagaku/</a> をご確認ください
活動日	令和8年2月7日(土)午前中
内容	かんたん離乳食! 1品クッキング(予定が定変更になる場合があります)
参加費	材料費として100円を予定
お問合せ	■パパの赤ちゃん学級実行委員会 papaakagaku@gmail.com

助産師さんを講師に「パパとママの心とからだ」についての紙芝居とカードを使って学んでいる様子



# 「2027年度に向けた政策・制度要求と提言」年間の取り組み



内

容

# 2026年度 政策委員会

## ◆政策委員長 島崎 直人（会長代行）

	経済・産業	雇用・労働	福祉・社会保障	社会インフラ	環境・エネルギー	教育・人権平和	行 財 政
委員長	小田 泰司	保田 武利	高橋 卓也	亀崎 友彦	湯川 誠	竹田 哲也	鳴海 匡丞
副委員長	米塚 和哉	蔵光 裕明	中野 雅臣	米塚 和哉	岩本 淳	中野 雅臣	蔵光 裕明
1 U Aゼンセン	小島 宗幸	和崎 諭	西川 由起	山本 政夫	クニ 佳太郎	吉川 圭太	丸山 秀和
2 電機連合	山鹿 裕治	内田 和彰	熊谷 秀朗	岩崎 貴志	大藪 克己	畠山 史信	佐藤 信也
3 自動車総連	関野 義之	久保 忠哲	佐藤 浩人	小口 晃	久保田真仁	佐藤 勉	薦 真人
4 自治労	谷藤 信彦	片山 淳二	羽太 鎮雄	座本 將之	片山 淳二	小野 文彰	五十嵐香子
5 J A M	西岡 祥行	爲 正雄	上本 正勝	爲 正雄	葛西 健一	藤野 史也	原 裕介
6 神教協 4月より変更	茅野玲雄奈	佐藤 彩香 武井 佑介	小泉 亮太 本間 直樹	野中真弥子 林原 美樹	村上 優子	西原 宣明	北村 智之
7 基幹労連	鵜飼あさみ	篠崎 浩二	白石 浩史	細田 聡明	沖本 雅樹	阿部 信和	盛武 純一
8 J E C連合	脇 大成	佐々木宏恭	蒲原 一男	本野 強	桑原 倫子	勝又 慎司	中島 美子
9 J P労組	神澤 俊	小池 聡	浅沼 俊介	岩井 幹雄	日原 悠斗	中林 信樹	小池 聡
10 運輸労連	金田 祥吾	阿部健次郎	望月 博巳	伊丹 正彦	川嶋 良	志田 一宏	高橋 和彦
11 情報労連		高橋 直樹	角張 祐司	山崎 泉		高橋 直樹	角張 祐司
12 電力総連	河野 政人	高木 克典	佐々木良基	岩崎 豊	高木 克典	岡音 亮平	武本 英悟
13 私鉄総連	菊本 和仁	小塚 弘之	池田 洋樹	鳥養 孝道	加藤 雅範	太田 和利	八島 敏夫
14 フード連合							柏木 賢司
15 全駐労			加藤かつみ			渡辺 健二	
16 海員組合				菅野 直樹			
17 全水道					小館 一雅		平手 博之
18 全国ガス					田上 博司		
19 全印刷		藤原 勝					
20 ヘルスケア労協			案西 淳				
21 女性委員会				(山崎 泉) (菅野 直樹)	(村上 優子)	(吉川 圭太)	(五十嵐香子) (中島 美子)
22 シニア連合	鈴木 武男	小野久二男	滝沢三千男	原 まさ江	安藤 洋次	一安ふさ子	加藤 照雄
23 県労福協	金井 克之 ・ 菅野 秀作 ・ 中村 誠						
24 県地方自治研究センター	野坂 智也						
25 人権センター	深田 独						
26 平和運動センター	加藤 弘行						
主査	萩原 周子	安部 輝実	萩原 周子	萩原 周子	石川 和幸	前島 藍	萩原 周子
合 計	2 2	2 4	2 5	2 4	2 4	2 4	2 5

※役員改選に伴う委員の変更は随時行う。

## ◆政策調整委員会

委員長 島崎 直人（会長代行）、調整委員は各委員会の正副委員長（11名）をもって構成。

# 2027年度に向けた政策・制度要求と提言

※ 各政策委員会では、神奈川県にあてて要請することを前提に協議を進め、分野ごとにいくつかの柱を建て「重点項目」を整理し、要請提出先ごとにその権限や業務範囲にできるだけ合致する内容となるよう、一部書き分けました。

各自治体に予算反映等を求め、回答を要請するのはこの「重点項目」になります。  
構成組織からの要求や政策委員会での議論を「一般項目」としてまとめました。



## 【経済・産業】

### 1. DXやGXの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み

デジタル技術導入による産業の構造転換や新たな雇用への移行が、経済の停滞や失業を伴うことなくスムーズに行われるための取り組み。

#### 重点項目1 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局]

DXやGXなどの進展による社会の枠組み・構造の変化に対応するため、セーフティネットの構築や、政策的労働移動のあり方について、政労使が参画する既存の枠組みを活用した積極的な協議を行いその内容を公開・発信すること。

また、社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの推進に向けた環境整備を積極的に支援すること。特に、中小企業や地方の企業が変化に取り残されないよう、雇用形態や企業規模にかかわらず変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発など、企業における人的投資、設備投資、研究開発投資を促進するための支援を強化すること。

#### 一般項目

- 社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの実現に向けた環境整備を積極的に支援すること。
- 特に、中小企業におけるDX推進施策を強化するにあたっては業務基盤を支える資金援助を積極的に行うこと。また、デジタル技術の活用スキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実すること。
- インバウンド需要を成長力とするため、交通網・インフラ整備等を含む観光産業推進のための支援を強化すること。
- 中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等からの海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供・人材獲得・資金調達支援なども含めた総合的・横断的な支援体制を構築すること。
- 企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を実施すること。

## 2. 公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み

適正な価格転嫁は、地域経済・雇用などの経済基盤の維持に不可欠という社会的合意の形成をめざし、実質賃金の上昇を伴うインフレを可能とする労働分配率の向上と、サプライチェーン全体や複層的な委託構造における中小受託事業者に対する適正な利益分配を促すための、公正な取引を求める取り組み。

### 重点項目2 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局]

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および2025年1月の神奈川政労使会議共同メッセージの公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底に向け、実効性の高い啓発を積極的に行うこと。

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」の意義を広く浸透させ、宣言を行う企業の増加に向け助言・啓発を行うこと。

さらに、2026年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）の内容を周知徹底するとともに、中小企業への各種支援策を拡充および周知し、手続きを簡素化するなど利用しやすい環境を整備すること。

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担、および現下の物価高騰の状況を踏まえ、事業者の負担軽減対策を引き続き講じること。

### 一般項目

- 各種要因で増加したコストを適正に価格等へ転嫁できるよう、価格転嫁を阻害する行為の是正措置等の着実な実施、および取引における優越的地位の濫用に係る実態の調査・把握を行うとともに、転嫁を受け入れない企業に対する実効ある排除措置を講じること。
- 連合が優先して批准を求めるILO条約、とりわけ「中核的労働基準10条約」で未批准となっている第111号条約（差別待遇（雇用・職業））の早期批准に向けた機運醸成のため、神奈川県においても政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」を踏まえ、サプライチェーンにおける人権状況の確認や、ディーセント・ワークの確保に向けた取り組みが進められるよう、積極的な啓発、指導・助言を行うこと。
- 中東情勢の緊迫化等を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・ガス料金等の上昇によって影響を受ける一般家庭・企業を支援する負担軽減対策を引き続き講じるとともに、支援内容の拡充および支援対象の拡大をはかること。

## 【雇用・労働】

### 1. 安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み

男女ともに直面する介護離職の防止、女性の雇用中断の防止に向けた男性の育児参加機会の拡大を求めるとともに、雇用の流動化による不安定な雇用やあいまいな雇用によって働く人の権利を守る取り組み。

#### 重点項目3 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局]

フリーランス新法にもとづく契約ルールの適正化やハラスメント防止などの実効性が確保されるよう、制度内容の周知啓発を徹底するとともに、必要な助言・指導と合わせ、相談体制の充実をはかること。

また、雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない、個人事業主や業務委託者についても、実質的に労働者性が認められるケースでの適正なルールの周知や相談体制の充実をはかること。

#### 一般項目

- 個人事業主には労働時間規制がなく、安価な契約運賃で長時間労働を余儀なくされており、昨今過労運転に伴う交通事故が増加している。実質的雇用関係にあるにもかかわらず、個人事業主との契約関係によるとする偽装雇用の撲滅をはかるよう、調査・監視・指導を行うこと。
- 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策を充実すること。あわせて、各種助成金制度の周知を進め利用促進をはかること。また、監督にあたる要員の増強等、監督体制の強化を進めること。
- 年齢や在職・離職にかかわらず、働く者の学び直しの機会の拡充など、すべての働く者に適切な訓練機会の提供をはかること。
- 「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないよう、部分休業枠の拡充など、必要な対策を講じること。
- 「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加しており、介護離職を防止し若年者の継続就業を支援する施策を実施すること。
- 最低賃金について、中期的に国際標準を意識した一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざし、早期の実現に向けた一層の引き上げと環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底すること。
- パートタイム、有期契約、労働者派遣など、多様な雇用就労形態で働く場合の均等待遇原則の確立、不当な差別禁止のルール化の徹底を国に働きかけること。
- 不妊・不育治療休暇の制度化に向け取り組むこと。

## 2. 安全に働くことができる環境を求める取り組み

労働関係法規の遵守による安全衛生の確保、時間外規制、勤務間インターバル規制の実態確保を求める取り組み、および高齢労働者の労働災害防止を求める取り組み。

### 重点項目4 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。

あわせて、「ハラスメントの過剰反応」への懸念(いわゆるハラスメント・ハラスメント)にも対応するため、当事者が安心して相談ができる環境を拡充整備するとともに管理職に対する実践的なマネジメント研修の実施、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底し、必要な支援を行うこと。

また、カスタマーハラスメントに対しては、「STOP! カスハラ!! かながわ宣言」の趣旨を踏まえ、理解を深めるための啓発を引き続き実施すること。改正労働施策総合推進法の施行に伴い、事業者に課せられた対応義務について、すべての事業者が対応できるよう周知啓発の徹底と支援および、すべての働く者・事業者双方からの相談に対応する窓口の体制強化を進めること。

### 一般項目

- 休日労働、深夜労働、時間外規制、就労規則明示、有期労働契約等の労働基準法問題の啓発を強化し、違反企業については公表や指導・勧告・告発を適切に実施することによって法の遵守を徹底させること。
- 労働災害防止に向け、企業経営者に対する講習会等啓発事業の強化および指導員の講習会等を推進すること。
- メンタルヘルス不調や「うつ」による休職や退職、さらに自殺などの現状を改善するため、自治体での相談対応を行う専門カウンセラーの増員など対策を強化すること。
- 企業に対して、メンタルヘルス教育や職場復帰プログラムなどを一連の対策として推進するよう支援すること。
- 労働安全衛生法改正により義務化されたストレスチェック制度が、すべての事業場で実施されるよう、労働者や事業者などへ周知・指導するとともに、必要な支援策を実施すること。
- 中小企業従業員の健康維持に向けた啓発や指導を推進すること。
- 高年齢労働者の雇用については、改正高齢者雇用安定法に基づき有する資格・能力・経験が生かせる働く場の確保を行うとともに、労働災害防止対策など安全労働に向け「エイジフレンドリー補助金」の活用を推進すること。

### 3. 障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み

障がいの有無やその程度によらず、個人の能力に応じて働くことができる仕組みと、継続した就労となるよう定着強化を求める取り組みおよび新たな制度による外国人労働者の受け入れを見据え、インバウンド対応等で増加が予想される外国人労働者への対応を求める取り組み。

#### 重点項目5 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。直接受け入れることとなる職場の同僚や、責任者が障がい特性などを理解することができる機会について、研修等の情報を積極的に発信して理解の促進をはかること。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化するとともに、相談の結果、就労に結び付いた事例や定着支援の成功事例等について、公表・共有される仕組みづくり、統計におけるマッチング成功数の把握の仕組み等を整え、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

#### 重点項目6 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うとともに、外国人労働者自身が相談することができる多言語対応（翻訳機能等含む）の窓口を拡充し周知を行うこと。

また、県内における人手不足の状況や賃金水準の動向について、統一した調査情報を整備すること。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

#### 一般項目

- 雇用率確保を理由として、使用者が存職の労働者に対して、手帳取得を強要することのないよう、ガイドラインを徹底すること。
- 障がい者の離職の要因を解消するとともに、働き続けられる環境整備を推進するよう、企業や事業所を支援すること。
- 障がいのある従業員・職員一人ひとりが安心して働き続けられる労働環境の整備や障がい特性に合わせた改善を進められるよう、企業や事業所を支援すること。

## 【福祉・社会保障】

### 1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

#### 重点項目7 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

自他ともに気づきにくいヤングケアラーについて、様々な機関との連携を深めること  
によって把握を進めるとともに、就学年齢を超過し、就労に困難を抱える若者ケアラー、  
働くことと介護の両立に悩むワーキングケアラー等の状況を把握するため、定期的な調  
査を実施すること。

すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、地域住民の複  
雑化・複合化する支援ニーズに対応し、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索  
および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困  
窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するた  
めの方策を講じること。

#### 一般項目

- 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立をはかることができる諸制度を充実させること。
- 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスにかかわる労働者の人材の確保と労働条件の改善を進めること。
- 合理的配慮の提供を適切に実行するため、障がい特性を理解する機会を確保するとともに、配慮事例を広く周知するなど、理解の促進に努めること。
- 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の受診促進に向けた広報・啓発活動や相談窓口、理解をはかる広報・研修・講座などの体制を整備すること。
- 認知症サポーターの育成、認知症カフェの普及、認知症対応型共同生活介護の整備推進および認知症の人を介護する家族からの相談に応じる体制を充実させるとともに、地域と一体となった徘徊対策を講じること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な措置を行うこと。

## 2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時・緊急時にも安定した提供体制を維持できる地域の医療・介護体制を構築するため、医療機関・介護施設の運営維持と、平常時からの人材の計画的確保や処遇改善、働く環境の整備を進めることを求める取り組み。

### 重点項目8 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。あわせて、必要な財政支援を国に求めること。

### 重点項目9 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかれるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

賃金を含む処遇改善について、診療報酬・介護報酬や各種加算の適切な評価・引上げ、物価高騰を踏まえた財政支援を国に強く要望すること。

### 一般項目

- 潜在看護師をはじめ、医療・介護分野における(資格を持ちながら現在就労していない)潜在有資格者の活用に向けた研修制度の充実などの措置を講じるとともに、再び活躍できるための支援策を講じること。
- 自立支援としてのロボット技術の活用および遠隔診療システムなどを用いた治療・リハビリを受けられるような体制づくりを検討すること。
- 介護労働者の処遇の向上、介護業界全体の人材確保のため、ハローワークや介護事業所など介護にかかわる多くの機関との連携を強化すること。
- 介護人材の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算の算定に係る指導を強化すること。
- 物価に見合う公定価格の設定と困窮者への給付等の充実により、医療機関・介護施設等の持ち出し負担がなく施設運営が可能となるよう、必要な措置を講じること。
- 医療・介護職場の人材不足を補うロボット技術の導入などに対し、導入に向けた課題把握と解決のための支援を講じ、負担軽減や離職防止を促すこと。

### 3. 誰もが健やかに暮らすことができる社会づくりを求める取り組み

いずれの地域で暮らしていたとしても、子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、誰もが健やかに暮らすことができる地域社会づくりを求める取り組み。

#### 重点項目 10 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子育てや医療等にかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠・出産・小児医療費、難病治療等、居住自治体による制度・水準の差が生じないよう、国の責任で制度設計を行うよう要望すること。また、子どもの健やかな成長と子育て家庭の安心を保障する観点から、経済的支援を一時的・部分的施策にとどめず、法制度として位置付けることを国に強く要請すること。

#### 重点項目 11 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国人労働者の家族帯同の増加に伴い、生活における様々な場面で言語や生活習慣の相違等に起因する困難が生じ、結果として生活や教育に格差が生じている。

外国につながる子どもたちとその家族を地域の中で孤立させず、必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

#### 一般項目

- 妊婦健診を窓口負担なく受診できるよう予算等を充実させ、助成・支援制度を統一的に構築すること。
- 県内における「子ども医療費」の助成制度を統一した基準で実施すること。
- 障がいのある子ども、医療的ケア児にかかる補助具や施設利用料等について、公的支援の拡充および育ちに配慮した柔軟な対応を検討すること。
- 児童虐待へとつながる恐れのある「産後うつ」に陥るリスクを軽減し、初期の育児負担を緩和するための産後ケア事業を自治体間での格差なく実施すること。
- 児童虐待への早期対応を強化するため、児童相談所の機能の強化を進めること。
- 幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の人員確保に向けた抜本的な処遇改善を進めること。
- 医療機関併設型病児保育室（病児保育）の拡充と施設利用条件の緩和を進めること。
- 企業内保育所の設置をめざす企業への経済的な支援、企業主導型保育所の設置に係る各種手続きの簡素化やサポートおよび企業内託児所の設置・運営に対して支援策を講じること。
- 放課後等デイサービス利用料金の所得制限について、段階的緩和となるよう自治体独自の緩和策を講じるとともに、一律の対応となるよう国に対し制度改正を要望すること。
- 就学年齢の児童や中学生を対象とした放課後や長期休業期間中の事業について、子どもたちにとって安心した居場所となるよう内容の充実をはかるとともに、運営にあたる人員の充実がはかれるよう、指導・助成・支援を行うこと。

## 【社会インフラ】

### 1. 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み

多発する災害への対応や公共インフラの維持管理・更新、生活に欠かすことのできない物流の災害対応と日常における停滞防止、犯罪抑止等、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み。

#### **重点項目 12** 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

地域防災計画は、地域の住民をその対象とした計画であり、その更新および防災訓練等の実施にあたっては、被災時に弱者となりやすい立場の人が意思決定に参加しながら進める必要がある。

なかでも、避難にあたって特別の配慮を必要とする人たちを受け入れることになる福祉避難所について、各市町村においてどのような対応がとられることになるのか、要支援避難者に対する情報提供を強化すること。

あわせて、地域外避難者への対応等について、普段から地域の中での理解を広げておく取り組みを進めること。

#### **重点項目 13** 〈継続〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道、工業用水等の耐震化、老朽化対策を迅速かつ着実に進めるため、AIやドローンなどの技術活用も進めるとともに十分な予算確保を行うこと。

また、保守を担う人材については、その社会的重要性について広く理解を広げ、産官学の連携により工業高校等とのつながりも深めながら、人材の育成・確保を行うこと。

#### **重点項目 14** 〈補強〉

[神奈川県]

事業所あての配送、個人向け配送を問わず、貨物輸送は社会の主要インフラとなっている。その輸送を担うドライバーに過度な負担とならないよう、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備を進めるとともに、東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても駐車規制の見直しに向けた検討を進め、見直しの進捗を公表すること。

[横浜市、川崎市、相模原市]

事業所あての配送、個人向け配送を問わず、貨物輸送は社会の主要インフラとなっている。その輸送を担うドライバーに過度な負担とならないよう、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備を進めること。

## 重点項目 15 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷低減の面からも、再配達抑制が求められている。個人宅や集合住宅への宅配ボックスの設置、特に新築や改築時には必置とすることに向けてのインセンティブのための補助制度の創出、駅や公共施設への多機能ロッカーの設置を進めるなど、再配達抑止の環境整備を進めること。

## 一般項目

- 大規模災害に備え、物流事業者等と連携した支援物資の受け入れ・供給体制を構築するため、民間物流拠点を活用した支援物資の受け入れ・荷捌き・輸送訓練を実施すること。
- 災害被災時にデジタル技術を活用した避難者管理の仕組みづくりを推進すること。
- 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。
- 県内エネルギーの自給率向上および地域のセーフティネット機能として病院や役所などを拠点とした自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの構築を推進すること。
- 多様化する悪徳商法や特殊詐欺の撲滅のため、徹底した注意喚起および各種広報、ならびに新たな手口に対する防犯対策を強化すること。
- 増加している「空き家」に適切に対応し、火災や自然災害などによって、周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

## 2. 誰もが求める場所や、情報に容易にアクセスできる仕組みの整備を求める取り組み

地域住民の移動の自由、移動の権利保障の観点から、交通弱者・交通空白地への対策を求める取り組み、および社会のデジタル化から取り残される存在をつくることなく、情報格差の解消を求める取り組み。

## 重点項目 16 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。

公共交通を維持するため、運転手・整備要員等の継続的な人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

## 一般項目

- デジタルデバイド解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの情報弱者となりやすい人たちに利用技術習得機会の情報を確実に伝えるとともに、参加しやすい機会を確保すること。
- 誰もが容易に利用できるアプリ等の開発や普及促進に対する財政面、情報面での支援を行うこと。
- 今後もICT技術の進化、活用の促進などが予測されることから、通信障害への対策や、低遅延性、高信頼性の通信インフラを引き続き整備すること。
- 神奈川版ライドシェアについて、顕在化した課題に対して現行法の範囲での対応を原則に改善に向けた施策を講じること。
- 公共交通の料金のあり方について、その維持やインバウンド対策に向け、「二重価格」や「ダイナミックプライシング」の考え方の導入に向けた研究を行うこと。
- 交通弱者（高齢者／障がい者）等が安全に利用できる交差点の整備を促進すること。
- 公共交通網の整備と合わせ、歩行者にやさしい交通インフラとなるよう、まちづくりを進めること。
- 自動車運転免許返納に伴う移動手段喪失の防止策を講じること。
- 交通過疎地域に生活する高齢者、歩行困難な高齢者、障がい者、高齢者の運転免許証の返納などにより、生活用品購入や通院が困難な地域住民の要望を把握し、移動手段を充実・整備すること。
- 自転車の交通違反に対する罰則が規定されたことを踏まえて、改めて自転車の乗り方や交通ルールの周知徹底をはかること。
- 新しいモビリティの利用を促進させる場合、ルールの整備、周知・啓発および教育の機会をあわせて充実させること。
- インバウンド需要の取り込みとコミュニティ交通に対するオーバーツーリズムダメージの低減をはかること。
- パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムを充実させること。
- 神奈川の特長として、高速道路のサービスエリア混雑緩和策としての近隣河川敷の活用について研究すること。
- 自転車専用レーンを整備するための道路の拡幅や電柱の地中化などを計画的に進めること。

## 【環境・エネルギー】

### 1. 地域と連携してカーボンニュートラルの実現を求める取り組み

脱炭素社会をめざすために、企業・住民の行動変容を促すとともに、様々な分野でサーキュラーエコノミー（循環経済）を促進させることを求める取り組み。

#### 重点項目 17 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン 2050（※）」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。

水素、アンモニア、合成メタン、次世代型太陽電池などの次世代エネルギー等については、県内各地域の地勢や需要に合わせ、実証段階にとどまらず、導入・普及まで見据えた社会実装を関係団体と連携して着実に推進すること。

GREEN×EXPO 2027を契機として、カーボンニュートラル社会に向けた個人の行動変容への呼びかけや、様々な再生可能エネルギーの活用技術等について、わかりやすく情報発信すること。さらに、将来にわたって継続可能な環境学習素材として多世代が体験・学習できるよう周知・展示等に取り組むこと。

※横浜市：YOKOHAMA GO GREEN

川崎市：かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050

相模原市：相模原市地球温暖化対策計画

#### 一般項目

- 工場・事業所におけるエネルギーの適正管理の推進をはかるため、小規模事業者への省エネ診断、環境マネジメントシステム導入支援と導入におけるインセンティブ等の取り組みを進めること。
- 製造から廃棄、再利用までの環境負荷事業を評価する仕組みを整え、トータルの高効率生産モデルとして持続させるよう支援を実施すること。
- グリーン購入を進めるとともに、省エネ・環境に優しい高機能商品については正当な評価を行い、普及・啓発をはかること。
- 省エネルギー活動、地球温暖化防止活動、環境汚染防止活動などに努めている企業に対し、インセンティブ制度を構築し、企業活動の維持向上をはかること。
- 荒廃が進む森林を守るため、保育・間伐（間引き）を重視して、民有地・国公有地を一体とした森林管理体制を確立し森林保全を進めること。
- 中山間地域など、条件不利地域での生産活動の維持および安住化の促進と県土の保全・景観維持の取り組みに対する助成措置を拡充すること。

- 県産材を使用した住宅に対する補助制度を拡充すること。
- 地域農業の振興と農畜産物の安定供給、食料の安全管理、中山間地域の活性化と国土環境保全、都市と農村の交流促進を基本とした地域農業・食料政策を推進すること。
- 東京湾沿岸をはじめとして、他県他都市との連携・協力により、海洋資源保護や藻場の再生の取り組みを進めること。
- 小・中学校における環境教育をさらに充実したものにするため、教育現場および地域やNPOと連携し、その財政措置を行うこと。

## 2. エネルギーの地産地消を含む環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み

人々が暮らしの中で環境負荷の少ない選択ができるよう、様々な施策の展開を求める取り組み。あわせて、経済安全保障および地域循環経済の形成をはかることを求める取り組み。

### **重点項目 18** 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入および車両整備の促進に努めること。

人口の多い地域、観光客の多い地域においては、シェアサイクルの広域化や事業者間連携等によって利便性を向上させ、移動手段の多様化をはかる一助とすること。

改正道路交通法の施行にともなう規制内容について、十分な周知を行うこと。

### **重点項目 19** 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

脱炭素、産業競争力の強化、経済安全保障および地域循環経済の形成をはかるため、レアメタルや蓄電池等の重要資源について、回収・再利用・再資源化を重点的に推進するとともに、地域における資源循環の取り組みの高度化をはかること。

また、不法投棄防止、拡大生産者責任の徹底など、資源循環と廃棄物対策を強化するとともに、食品ロス削減に向け、事業者・市町村・NPO等との連携を強化し、フードバンク・フードドライブの拠点整備、保管・輸送体制の支援、常設回収拠点の拡充を進めること。

### **一般項目**

- フードロスを削減するため、食品（賞味期限）の三分の一ルールを見直すよう企業に働きかけること。
- 食料の海外依存を改め、国内生産の維持・拡大を基本に備蓄・輸入を組み合わせた食料の安全保障システムを確立するよう国に働きかけること。

- 食育基本法に基づく「食育基本計画」の達成に向け、食について考える習慣や、食に関する様々な知識、食を選択する判断力を身につけるための食育を一層推進すること。
- 新エネルギー／自然エネルギーに対する保安規制や立地規制など、国の規制改革を促すとともに、技術開発と導入支援を積極的に実施すること。
- 住宅建築や工場等に対する資金融資・助成制度を充実・拡大すること。
- 公共施設の省エネルギー設備への転換促進をはかり、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。
- 家庭におけるエネルギー消費の削減の推進と、再生可能エネルギーを利用した高効率給湯器の積極的な導入推進、省エネ・高効率の電気機器への買い替えを促進すること。
- 災害発生時の停電リスクの低減、再生可能エネルギー導入拡大に向けて、電力融通や系統安定化に資する送電線ネットワークの増強およびスマートグリッドシステムの推進を事業者と連携して取り組むこと。
- 廃プラスチックについては、容器包装・製品を問わずプラごみの回収を推進するとともに、ケミカルリサイクルの促進に向け、企業等の取り組みを後押しすること。
- 「ポイ捨て禁止条例」を推進し、まちの美化に取り組むこと。また、ポイ捨て撲滅に向けて、家庭・学校・行政等の連携により教育・啓発の徹底をはかること。

## 【教育・人権・平和】

### 1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

#### 重点項目 20 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DXを促進すること。また、教員が本来業務に専念できるようにするため、校務を精査し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、看護師、ICTの専門スタッフ、部活動支援員などの外部人材の活用を進め「チーム学校」としての体制を確立すること。

4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。また、採用試験受験者減少傾向の解消に向け、「先生になりたい」と中学生や高校生が思えるような環境整備を行うなど、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

#### 一般項目

- 学級編制基準・教職員配置基準の改善を行うこと。基礎学力の向上など新たな課題解決を可能とする観点からも、児童・生徒の減少期を活かした小規模学級実現に向けた県（市）独自の施策を拡大するとともに、自治体独自に学級定員・教職員定数の弾力化が行えるよう国に対し働きかけること。
- いじめ、不登校、暴力行為などの解消に向け、学校・地域・家庭が一体となった施策を推進するとともに、県（市）独自の行動指針を策定すること。また、課題解決に向けた学校の取り組みを積極的に支援すること。
- 学校から社会への円滑な接続をはかるために、ワーク・ルール教育など社会人として必要な知識を身につけ、意識醸成するためのカリキュラムを検討すること。
- 個性を尊重し支え合いや他者と協働する力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、すべての子どもが共生社会の担い手となるよう取り組むこと。
- 諸外国・諸民族の多様な文化を理解し、互いの違いを尊重しあいながら共生する力を育てる教育を推進すること。NPOやボランティア活動と連携・協働し、ユネスコ等留学生や在日外国人児童生徒との交流など、実践的な教育を実現すること。
- 支援を必要とするすべての子どもが、通常の小中学校で授業を受けることを選択できるよう、制度や学校施設のバリアフリー化、専任教員や支援員等の補充など整備をはかること。

- 学校施設・設備等の教育予算を充実させること。また、私学助成を拡充し、公私格差を是正すること。
- 公務員の採用にあたっては国籍条項を撤廃すること。教員は教諭として採用すること。
- 部活動については、そのあり方を検討するとともに、休養日の設定と部活動指導員の活用を促進すること。

## 2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

### **重点項目 21** 〈継続〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

後期中等教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度を創設すること。

貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

### **一般項目**

- すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習支援を提供できるよう、条件整備に努めること。
- 「教育機会確保法」を踏まえ、学び直しの機会を保障する観点から中学校夜間学級の設置に向けて取り組むこと。取り組みに際しては市町村を支援すること。
- 学校施設については、本来の教育活動に支障のない範囲で、地域コミュニティ、福祉、子育て、生涯学習等への活用促進をはかること。その際に教職員の新たな負担とならないような方法での実施を追求すること。
- 副教材費・校外学習費等の一部公費負担、部活動・学校外活動等関連の教育活動にかかる経済的負担の軽減措置を拡充し、保護者負担の軽減をはかること。
- 医療的ケア児の通学支援について、居住地による支援制度の相違が生じないように、全通学日数が支援対象となるよう市町村と連携した支援の拡充をはかること。

### 3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

#### **重点項目 22** 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市〕

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

〔川崎市、相模原市〕

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

#### **一般項目**

- 偏見や差別のない共生社会をめざした「ともに生きる社会かながわ憲章」について、理念の普及啓発に向け取り組むこと。
- 人権としての性を尊重し、性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すとともに、相談窓口の設置および充実をはかり、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。
- 性暴力被害者のワンストップ支援センターについては、支援を強化するため、警察や病院、法律家と連携し、被害者救済が法的・費用面からも行われるよう強化すること。
- 部落差別をはじめとして、あらゆる差別を排除するため採用における「統一応募用紙」使用を自治体・民間を問わず啓発すること。また、インターネットなどによる差別に対しては、その根絶のため積極的な施策を展開すること。
- 学校教育だけでなく、地域社会全体で年代を問わず、オンライン活用等によって多言語や異文化を学べる地域講座の開催を進めること。

#### 4. 安心して暮らし、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

##### **重点項目 23** 〈継続〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

県内米軍基地は12施設あり、近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

##### **重点項目 24** 〈継続〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

##### **一般項目**

- 原子力空母と同じように常駐率の高い原子力潜水艦について、震災や津波による破壊事故等、従来想定していなかった危機も視野に入れ、情報収集や必要な対策を国に講じさせること。また、県として積極的に情報公開に努めること。
- NLP等の削減や事前告知の適正ルール化を、住民が実感できるよう具体的な削減目標等の明示を含め、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体および関係自治体との連携を進め、国および米軍に要望すること。
- 県内有数の人口密集地となった厚木基地では、米空母艦載部隊の移転は完了したが、米軍や自衛隊による日米合同訓練などの新たな基地運用により、未だに爆音被害が続いている。基地周辺の安全確保と爆音被害について、抜本的対策を講じるよう求めること。
- 垂直離着陸機オスプレイについては、安全性についての説明を求めるとともに、その内容と飛行計画を明らかにすること。
- 県内の米軍施設の返還・再利用および共同使用化にあたっては、地元自治体のニーズに添った有効活用ができるよう、国に対して財政負担を含めた整備を含め柔軟な対応を求め前進をはかること。
- 戦争の風化を防ぐため、戦争体験者の講話の記録・保存や、資料館の維持・活用など、次世代へ平和の尊さを伝えるための教育活動を充実させること。
- 「安心して暮らし、携わることのできる社会」の実現に向けて、核兵器の根絶による平和の実現をめざしていくこと。

## 【行財政】

### 1. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み。また、取引に占める公共調達的位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

#### 重点項目 25 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局]

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。

カスタマーハラスメントへの対応について、政労使での意見交換の機会を確保するとともに、その内容を広く公表し、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

#### 重点項目 26 〈継続〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け取り組むこと。すでに条例が施行されている自治体においては、その効果を検証し公表すること。

#### 一般項目

- 買い物自体に不自由を感じる（高齢、様々な障がい、小さな子ども連れ等）利用者の事情をある程度考慮し、「ハラスメント・ハラスメント」とならないカスタマーハラスメント対策を実施すること。
- 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。
- 制度開始から 20 年が経過している指定管理者制度について、管理者の指定、更新にあたって対象となる施設の目的等を十分に果たせるよう、モニタリングガイドラインやマニュアルを整備するなど、運用の改善を行うこと。
- 指定管理者制度においては、2024（令和 6）年 4 月 1 日に総務省が発出した「指定管理者

制度等の運用の留意事項について」に基づき、必要な経費積算および契約変更の実施など適正な対策を講じること。

## 2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくり、および若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み。

### 重点項目 27 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

政治意識の醸成に向け主権者教育を充実すること。具体的には地方議会および地方議員の役割や生活とのかかわりについての学習を、学校教育の間だけでなく社会に出た後にもなしうる機会の整備と充実をはかること。

また、投票機会の確保をはかるため、期日前投票時間の弾力的な運用、共通投票所の開設等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。また、交通不便地については移動投票所の運用を検討すること。

### 一般項目

- 選挙活動におけるSNS利用やテレビCM等について、若者に届くよう一層の規制緩和を進めること。また、抜本的対応のための法改正を国に働きかけること。
- 不在者投票は、往復ともに郵便を用いて投票用紙の請求・送付を行うことから一定の時間を要し、投票所に足を運ぶのが難しい有権者にとって、有効な投票ができる手法になっていない現状がある。高齢者・障がい者・傷病者・妊婦・居住地外で修学する者・海外赴任者など、すべての人が選挙権を行使できる投票方法となるよう国に対して法改正を含む改善を働きかけること。

## 3. 地方自治を維持し住民の暮らしに寄り添う施策展開を求める取り組み

地方公共団体が、その本旨に則って住民の暮らしに寄り添う施策展開ができるよう、国に働きかけることを求める取り組み。

### 重点項目 28 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地方自治体における施策推進にあたり、住民生活の根底を支える基礎的需要への対応について、自治体の財政力による住民サービス格差を生じさせないためにも、地方の行政需要と財政力に応じて、国として責任ある財政出動を行うよう要請すること。

## 【ジェンダー平等】

### 1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等について、様々な角度からの是正を求める取り組み。あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

#### 重点項目 29 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）(※)」の浸透をはかるとともに、次期改訂時には国際標準となっている「203050」を目標に設定し、その実現に向けた具体的取り組みを進めること。

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。そのためにも事業所等において、男女共同参画社会の意義と理念について積極的な周知および推進の核となる組織の充実が進められるよう働きかけるとともに、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはかるために必要な情報収集・確保のため、SOGI に配慮した統計データについて取り組みを進め、結果の公表を進めること。

※横浜市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川崎市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

[神奈川県労働局]

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。そのためにも事業所等において、男女共同参画社会の意義と理念について積極的な周知および推進の核となる組織の充実が進められるよう働きかけるとともに、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消をはかるために必要な情報収集・確保のため、SOGI に配慮した統計データについて取り組みを進め、結果の公表を進めること。

#### 重点項目 30 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川県労働局]

改正労働施策総合推進法の施行を踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、インターンシップや就職活動時を含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・

バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

### 重点項目 31 〈補強〉

〔神奈川県〕

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。県内在住のすべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた調整および取り組みを進めるとともに、神奈川県における権利行使の一元化や都道府県間連携に向け、県としての制度導入を検討すること。

さらに、ファミリーシップ制度についても、すでに横須賀市で制度導入が行われていることを踏まえ、制度の確立に向けた取り組みを進めること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、制度の相違により連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、連携に向けた取り組みを進めること。また、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

### 一般項目

- 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。
- 男性の育休取得率や取得期間には、業種・企業規模間で依然として格差がある。中小企業を対象に、男性育休の取得・延長や短時間勤務制度の導入に伴う代替要員確保、賃金補填への奨励金を拡充すること。
- 公共調達や認証制度に男性育休取得率だけでなく、平均取得期間や両立支援体制の整備状況、職場復帰後のフォロー体制等を含めた総合的な評価項目を位置付け、達成企業を加点評価する仕組みを導入すること。
- 「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないように、部分休業枠の拡充など、必要な対策を講じること。
- 「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加している。介護離職を防止し、若年者の継続就業を支援する施策を実施すること。
- 男性の育児休暇取得期間の長期化を見据え、環境変化による不安等の解消を積極的にはかるため相談窓口の拡充、周知広報を十分に行うこと。
- 議会における働き方改革を進め、選挙運動期間、議員としての活動期間を通して性別を問わず家庭と仕事との両立が可能となるよう検討を進めること。
- 人権としての性を尊重し、性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すとともに、相談窓口の設置および充実をはかり、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。

- 各人がその人らしく生きる力を獲得するため、「人間関係、ジェンダー理解、性暴力についての理解とその予防方法、人間のからだの発達、性と生殖に関する健康」など8つをコンセプトとしてユネスコが提唱する包括的性教育を推進すること。
- 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし、普及啓発を充実すること。



## 構成産別・女性委員会・神奈川シニア連合からの 政策・制度要求と提言

U A ゼンセン	39
電機連合	50
自動車総連	60
自治労	67
J A M	76
神教協	78
J E C 連合	82
運輸労連	89
全水道	91
全国ガス	92
女性委員会	95
神奈川シニア連合	99

※ 昨年度より、要求項目は「重点」に絞った提出を求めました。

※ 書式、政策項目分け等、各組織で異なる部分は原文のまま掲載しています。



# U A ゼンセン

## 福祉・社会保障

### 1. 介護従事者の人材確保及び処遇改善ならびに事業者支援について（重点1：継続・補強）

#### 【要請事項】

#### 1. 市町村事業への県の支援強化

介護保険事業は市町村が主体となって運営しているが、安心できる介護体制を確立するためには、県としても地域の現場実態を把握・検証し、市町村の取組を後押しする支援を推進すること。

#### 2. 介護従事者の人材確保

潜在介護従事者の復職支援研修を充実させるとともに、介護資格取得に対する研修費補助・奨学金制度の拡充、さらに介護従事者への住居費補助など、県として広域的な人材確保施策を強化すること。これにより、市町村単位では対応が難しい人材確保を県全体で支援すること。

加えて、介護事業者が人材派遣会社や紹介会社を通じて人材を確保する際、高額な紹介料が経営を圧迫している現状がある。こうした過度な負担を軽減するため、県として直接的な人材確保支援や公的なマッチング機能の強化を引き続き推進し、事業者が安定的かつ持続可能に人材を確保できる環境を整備すること。

#### 3. 介護事業者への経営支援

物価上昇に伴う食材費・衛生用品費・光熱費・燃料費等の経費増加が介護事業者の経営を圧迫している。しかし介護報酬は公定価格で定められており、事業者の判断で価格転嫁することができない。地域福祉の推進に重要な役割を担う介護事業を継続的に発展させるため、国への要望を含め、県として物価上昇を踏まえた介護事業者への支援を強化すること。

#### 4. 訪問介護事業者への支援

令和6年度介護報酬改定において訪問介護サービスの基本報酬が一部引き下げられたことにより、事業継続に影響を受けている事業者が見受けられる。県として訪問介護事業者の経営状況を調査し、実態に即した支援策を市町村と連携を展開すること。

#### 【要請の背景等】

老後も安心して暮らしていくためには、持続可能な医療と介護の体制を確立することが必要であり、地域包括ケアの確立などの環境整備に向けた取り組みが必要である。診療報酬改定により、人材確保に向けた処遇改善項目が追加されたが、これまでの処遇間格差を考えると、処遇改善に向けた一層の取り組みが求められる。また、医療従事者の人手不足解消のためには、各自治体の処遇改善に向けた支援も不可欠である。

厚生労働省の第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量などに基づく介護職員の必要数についての公表では、高齢者数がほぼピークを迎える2040年度に必要な介護職員数を約272万人と推計している。一方で、全国の介護職員数は2023年度に約212万6千人で、前年度から2万9千人規模で減少し、介護保険制度が開始した2000年度以来、初めて減少に転じた。地域において、介護サービスを維持していくためには、介護人材の確保が急務の課題である。

介護人材の確保には、介護報酬の引き上げ等の処遇改善賃金改善のほか、自治体においても介護従事者（※1）の労働条件を改善するための対策を実行することが求められる（※2）。

特に、大都市部周辺の地域については、介護従事者が処遇水準の高い都市部の施設に流出していることが問題となっており、これに歯止めをかけるためにも実効性のある対策を講じるべきである。

居住介護支援事業所の管理者は、原則、主任介護支援専門員（ケアマネージャー）であることが要件となっているが（※3）、その取得が進んでいない状況を踏まえ、各自治体においては地域医療介護総合確保基金などを活用し、資格を取得しやすい環境整備が求められる。

厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、2025年を目途に、日常生活圏域（中学校区単位）での包括的な支援・サービス提供体制（※4）の構築に取り組んでいる。

介護離職を防いでいくためには、何よりも労働者が自ら生活する場における地域包括支援センターを認知し、アクセスする機会を増やしていくことが必要である。そのためには、センターと企業側との連携や、労働者への周知を強化していく取り組みが必要である。

※1 介護従事者には、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、相談員、事務職、給食関連等、直接的に介護を行う者以外も含む。

※2 介護人材確保に向けた地方自治体の対策例

・一関市（岩手県）

介護人材確保奨学金補助金…市内の介護サービス事業所で働く介護福祉士等で、資格取得のために奨学金を借入れ現在返還している者に対し、奨学金返還額の補助金を交付。

・金ヶ崎町（岩手県）

介護職員就職支援助成金 …町内介護サービス事業所に就労した介護福祉士、社会福祉士等に対し、就労時の支度金として10万円を交付。

・群馬県

「ぐんま認定介護福祉士」という全国初の県独自認定制度を創設。

介護福祉士にとっては、資格取得後にめざす上級の国家資格が無いことを踏まえて、県が介護福祉士に対する評価・処遇の指標を示すことで、介護福祉士の賃金引き上げや手当の追加などの処遇改善につなげた。

・埼玉県

一度離職した介護職員や資格を持ちながら介護に従事した経験のない人を対象にした研修（基礎研修、体験研修）の実施、再就職先のマッチング（潜在介護職員復職支援事業）。

・東京都

①介護事業者に対して職員宿舍の借り上げに必要な経費の一部を助成（介護職員宿舍借り上げ支援事業）。

②都内で働くすべての介護職員、ケアマネージャーを対象に、「居住支援特別手当」として月1万円または2万円を給付する。手当は事業所が介護職やケアマネージャーの給与に「居住支援特別手当」を設けた場合、都に申請することでその分の給付金が事業所に支給される（居住支援特別手当事業）。

- ・流山市（千葉県）  
市内介護保険サービス事業者に勤務する介護職員等に、施設からの給与とは別に、月額9,000円の給与上乘せ額が流山市から補助される（市から事業者に補助金を支給し、事業者から手当として支給）。
- ・久御山町（京都府）  
町内の介護事業所等で働く介護従事者（主に身体の介助に従事する職員（資格を問わない）、介護支援専門員、主任介護支援専門員、常勤の正規職員）に対して、町の独自財源で補助金を直接支給している。
- ・成田市（千葉県）  
常勤の職員として直接雇用されている介護職員に対して、介護職員定着支援補助金（介護版なりた手当）を直接支給している。

※3 2021年4月以降の居住介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることが要件となったが、2021年3月末時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されている。

※4 地域包括支援センター：地域包括ケアシステムを形成する中核機関であり、各地域に設置される。高齢者一人ひとりに合わせて医療・介護・生活にかかわる最適なサポートを提示・指導していく拠点である。

## 2. 医療従事者の人材確保及び処遇改善と事業者に対する支援強化について

（重点2：継続・補強）

### [要請事項]

#### 1. 地域の医療体制の強化

安心できる医療体制を確立するため、地域の現場実態を把握・検証した上で、自治体としても医療従事者の処遇改善に資する支援を推進すること。

#### 2. 医療従事者の人材確保

看護師免許を有しているものの医療現場で就労していない「潜在看護師」の存在が人手不足に拍車をかけている現状を踏まえ、復職支援策を強化するとともに、看護職、リハビリ職、相談員、医療事務・病院事務、給食関連職、委託業者（医療事務・給食関連・清掃関連等）など、直接的に医療行為を行う者以外も含めた幅広い医療従事者の確保に向けた支援を推進すること。

#### 3. 医療事業者への経営支援

人件費及び物価上昇に伴う食材費・衛生用品費・光熱費・燃料費等の経費増加が医療事業者の経営を圧迫している。しかし診療報酬は公定価格で定められており、他産業のように価格転嫁が困難である。地域福祉の推進に重要な役割を担う医療事業を継続的に発展させるため、国への要望を含め、物価上昇を踏まえた医療事業者への支援を強化すること。

### 【要請の背景等】

老後も安心して暮らしていくためには、持続可能な医療と介護の体制を確立することが必要であり、地域包括ケアの確立などの環境整備に向けた取り組みが必要である。診療報酬改定により、人材確保に向けた処遇改善項目が追加されたが、これまでの処遇間格差を考えると、処遇改善に向けた一層の取り組みが求められる。また、医療従事者の人手不足解消のためには、各自治体の処遇改善に向けた支援も不可欠である。

## 社会インフラ

### 1. 安全・安心に暮らせる渋滞対策をはじめとした交通インフラの整備等の推進について

(重点3：継続・補強)

#### [要請事項]

誰もが安心して健康に暮らせる地方の生活環境を創生するため、幹線道路、通学路、身近な道路（生活道路）における交通安全対策を実施し、安全・安心・健康に暮らせる、渋滞対策をはじめとした道路交通環境の整備等を行うこと。

また、地域住民の日常生活を守るために誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等を受けられるよう、地域の実態を調査しその結果を踏まえて、安全・安心を前提とした必要な対策を推進すること。

### 【要請の背景等】

神奈川県は、増加の一途をたどる観光客の影響により、地域生活者の交通インフラが脆弱になりつつある。

そのため、当該自治体が交通インフラの整備をする際や事業者が運用をする際は補助金等支援策の拡充・構築を図ること。

神奈川県は多くの観光地を抱えており、県内における観光客は増加の一途をたどっている。

一方、コロナ禍において観光客が激減し、交通インフラの維持が困難となった為、交通インフラを縮小せざるを得なかった観光地もある。

現状においても、縮小した交通インフラで増加した観光客に対応していることによって、地域住民がバスに乗るのに時間がかかる、観光地での交通インフラが整っていないため観光客による自家用車の使用が増加したことに起因する渋滞発生が増加する等の影響が発生している。

上記を鑑み、応急対策としてルートバスやコミュニティバスの増便や新規導入を行うことにより、観光地における移動手段を改善することによってさらなる観光客増加につながり、県下の経済的好影響が期待される。また、恒常的に発生している渋滞緩和によって地域住民の生活環境が向上される。

交通インフラ整備の実施、また整備に係る事業、交通インフラの人手不足の解消について、補助金等の支援策の拡充・構築を求める。

## 2. 自動車運送事業における担い手不足への対策の強化（重点4：継続・補強）

### [要請事項]

物流の共同配送を推進実現するためには、大小異なる事業者が参画するため、中小事業者では出せないシステム技術の活用と資金確保が必要である。

自動車運送事業の担い手不足を解消することが重要であることに鑑み、事業者を越えた協業や生産性向上を実現するための枠組みに加え、協業を行う事業者間において、必要となるシステム技術の活用に対し、必要な措置を講ずること。

また、事業者間が協働しながら、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援すること。

### 【要請の背景等】

トラックをはじめとした自動車運送事業は、将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが強く懸念されている。

また、若手ドライバーが減少し、ドライバーの高齢化率が高まっており、将来的に深刻なドライバー不足に陥ることが懸念されている。

将来を担うドライバーの採用・育成に向けて、トラック運送業界では、早急な取組が求められている。また高齢者の適切な活用も重要な課題と言われている。

また、システムの導入で、輸送効率の向上にも繋がることなどが考えられるものの、事業者への負担も大きいため、取組に対する支援が求められている。

## 3. 海外からの観光客の増加を踏まえ、観光・インバウンドの地方誘客の促進を通じた高付加価値化ならびにインバウンドの受入環境整備（重点5：継続・補強）

### [要請事項]

政府が掲げる観光立国推進基本計画の重要目標である 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円を目指し、インバウンドの地方誘客を促進するため、自然、歴史・文化・芸術・スポーツ、農山漁村、景観などの「多様な地域資源」をいかした観光コンテンツ造成や観光客向けの移手段などの受入環境整備等に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進めること。

また、観光データの収集・分析・活用等に取り組む地域等を専門家の派遣等を通じて支援すること。

あわせて、観光客向けの移手段などインバウンドの誘客に必要な受入環境の整備等に取り組むこと。

### 【要請の背景等】

国際的に持続可能な観光への関心・意識が高まる中で、今後我が国が世界の観光旅行者から選ばれる観光地となるためには、地域が主体となって持続可能な観光地域づくりを行うことが重要であると言われている。

観光庁が令和元年6月にとりまとめた報告書「持続可能な観光先進国に向けて」においても、多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地マネジメントを行う必要性が示唆されている。

また、将来的には、観光による恩恵を感じる地域住民及び我が国を持続可能な観光地として認識する訪日外国人旅行者の増加を目指し、持続可能な観光の浸透を図る。

また、日本ならではの地域の観光資源（自然、文化・歴史、地場産業等）を保全・活用したコンテンツの造成・工夫や、その持続可能性や価値を更に高めるための受入環境の整備が不可欠である。コンテンツの造成・工夫においては、観光旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立させる体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりを支援することが求められている。

受入環境整備においては、観光旅行者から入域料を徴収し、地域づくりに還元するためのシステム・設備整備、公共交通への乗換えを促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、混雑の平準化・解消のためのシステム整備等を支援することが求められている。

さらに、地域における取組を促進するため、関連する研修を拡充し、国際的な認証・表彰の取得促進を図ること等により、世界に誇れる持続可能な観光地域の形成を目指すことも求められている。

## 環境・エネルギー

### 1. 電気料金負担軽減対策（重点6：継続・補強）

#### 〔要請事項〕

神奈川県は、特別高圧契約法人への電気料金負担軽減対策を継続して講じるとともに、支援策の拡充及び支援対象の拡大を図ること。あわせて、その施策の周知と手続きの簡素化を図ること。

#### 【要請の背景等】

神奈川県は、令和5年度12月補正予算案にて、特別高圧で受電する中小製造業及び倉庫業、また、商業施設やオフィスビルに入居する店舗等の事業者に対し、支援を決定したが、大企業・中堅企業の製造業・商業施設等は含まれていない。これら企業は使用電力が大きいため、電気料金の高騰が企業業績に与えるインパクトは非常に大きい。企業は電気料金の節約や価格転嫁も進めているが、昨今の電気料金の高騰を吸収するには至っておらず、電気料金の高騰が企業業績回復の足枷となっている。

さらに上記施策については、令和6年5月までの措置であり、過年度の電気料金の高騰に対する価格転嫁が十分進んでいるとは言えない。

以上を踏まえ、神奈川県は、特別高圧受電者支援を改めて講じるとともに、補助金の拡充や、大企業及び中堅企業の製造業・商業施設等へも支援対象の拡大を図ること。

なお、製造業・商業施設等へ支援を拡大することで、中小企業から購入している部品代の価格転嫁へ応じることや、賃料等に対しての価格交渉へ応じることが可能となり、間接的に持続可能な賃上げに繋がることが期待される。

## 教育・人権・平和

### 1. 北朝鮮による日本人拉致問題対策（重点7：継続）

#### [要請事項]

神奈川県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、北朝鮮による日本人拉致問題が風化することがないように、一刻も早い解決に向けてより一層の啓発活動を行うこと。

また、拉致問題への関心を高める具体的な施策を更に実施すること。

そして、すべての日本人拉致被害者が救出され帰国出来るよう広く世論喚起を行うこと。

#### 【要請の背景等】

2019年2月に米朝首脳会談が実施されたが、日朝政府間においては未だ2014年に日朝両政府によって交わされた「ストックホルム合意」を2016年に北朝鮮から一方的に反故されて以来、拉致問題は一向に進展が見られない。

一方、拉致被害者のご家族の高齢化も進み、被害者ご本人、ご家族ともに残された時間は少なくなっている。

拉致被害者ご家族が懸念していることは、この問題の風化である。

神奈川県はこの問題が風化しないよう、一刻も早い解決に向けて啓発活動を引き続き行うこと。

#### <拉致問題を風化させない取組／北朝鮮による拉致問題とは>

- ・1970年代から80年代にかけて北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、政府は17名を拉致被害者として認定している。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性を排除できない人たちがいる。
- ・平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致したことを認め、謝罪した。その後、5人の拉致被害者が帰国されたが、残りの拉致被害者は帰国の途についていない。
- ・県では、拉致事件が一刻も早く解決されることを願い、拉致問題に関する県民世論が高まるよう普及啓発を行うなど、拉致問題を風化させない取組を行っている。
- ・なお、毎年12月10日から同月16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」である。

## 行財政

### 1. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進（重点8：継続・補強）

#### [要請事項]

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現を目指し、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の抑止・撲滅を推進すること。

具体的には、カスタマーハラスメントの根絶を謳う条例制定や、消費者が加害者とならないために倫理的な行動を促す啓発活動及び消費者教育を実施する。

あわせて、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）の実態調査を行い、対策に関する研究を行うこと。

## 【要請の背景等】

人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題である。コロナ禍においては、流通・サービス業のエッセンシャルワーカーへのカスタマーハラスメント（悪質クレーム）がより深刻となり、社会的にも注目された。このようなクレームは働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招き、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なう。なお、2023年9月には労災認定基準の改正により業務による心理的負荷に「カスタマーハラスメント」が追加された。

また、2024年12月、厚生労働省の「労働政策審議会雇用環境・均等分科会」はカスタマーハラスメント対策については 事業主の雇用管理上の措置義務とすること を求める報告書をまとめ、厚生労働大臣に建議した。建議を踏まえた法案が2025年の通常国会に提出されることが見込まれている（2025年3月時点）。

自治体は、カスタマーハラスメントとは、流通・サービス業にとどまらず人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であることを認識し、条例制定をはじめとした様々な対策を講じることで、労働者を守る姿勢を明らかにすることが何よりも重要である。

具体的には、カスタマーハラスメント被害の実態を把握し、その対策について研究を進めるとともに、事業者に対する周知活動や消費者が加害者とならないために倫理的な消費行動を促す消費者教育、そして、条例制定等を推進することが必要である。

## ※地方自治体の取り組み事例

### ・北海道

- ①ホームページにてU A ゼンセン製作のCM動画を案内している。道内企業に対してカスタマーハラスメントに関する調査を実施した。
- ②道議会の主導で「北海道カスタマーハラスメント防止条例」を制定した（道議2025年4月施行）。

### ・札幌市（北海道）

2023年7月から市役所本庁舎1階の市民の声を聞く課や各区総務企画課広聴係などにカスタマーハラスメント防止啓発ポスター掲示を開始。市民の声を聞く課では、暴言などのカスタマーハラスメント行為の予防を目的とした通話の録音を試行的に開始。市民への周知が進むとともに録音を意識し暴言等を控える傾向があることを踏まえて、2024年1月4日より各区総務企画課広聴係で通話の録音を開始されることとなった。統一的な基準に基づく電話や窓口対応を進めていくため、「広聴部門におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル」の運用も開始。

### ・秋田県

差別の解消を図り、すべての県民が個性を尊重し合いながら、多様な文化及び価値観を受け入れ、ならびに互いに支え合う社会の形成を図ることを目的とした条例（「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」）が2022年4月1日に施行された。当条例の指針には、カスタマーハラスメント対策が示されている。

### ・栃木県

県内におけるカスタマーハラスメント発生状況等を把握し、対策の検討に活用するため、WEBアンケート調査を実施。

- ・宇都宮市（栃木県）  
ホームページに悪質クレーム防止について掲載された。
- ・群馬県
  - ①「群馬県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議」が設置された（委員就任）。
  - ②条例制定に向けて、パブリックコメントを実施（2024年12月～2025年1月）。
  - ③2025年2月開会の群馬県議会第一回定例会で条例案が提出され、可決の見込み。
- ・東京都
  - ①中小企業対策の一環として、都内の中小企業約1万社を対象に悪質クレームの実態把握を行った。その結果を踏まえ、中小企業からの相談の対応項目に悪質クレームを盛り込んだ。
  - ②カスタマーハラスメントの禁止を謳う「カスタマーハラスメント防止条例」を制定した（2025年4月施行）。
- ・板橋区（東京都）  
区のホームページで「悪質クレーム（カスタマーハラスメント）にならない上手な意見の伝え方」を掲載している。  
消費者センターでU Aゼンセンが作成した啓発チラシを配布している。
- ・新潟市（新潟県）  
市のホームページにカスタマーハラスメントに関する啓発内容が掲載されることとなった。
- ・長野県  
カスタマーハラスメントに関する実態調査の実施に向けた準備開始。
- ・長野県議会  
「顧客等のハラスメントを防止するための抜本的な対策を求める意見書」を全会一致で採択、内閣総理大臣、衆参議長へ提出された。同様に、名古屋市、一宮市、岡崎市でも、議会として内閣総理大臣、衆参両院議長、他大臣あてに意見書を提出した。
- ・愛知県  
県にカスタマーハラスメント防止対策に関する協議会が設置された。労働者団体も委員として参加し議論が進められている。
- ・三重県  
有識者による検討懇話会を設置するとともに、県庁内にも「カスハラ防止対策推進本部」を設置。
- ・鳥取県
  - ①消費者教育講座や市民向けの講座にカスタマーハラスメント（悪質クレーム）に関する具体例を盛り込むなどの啓発活動を実施している。
  - ②県に「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」が設置された。
  - ③3年に1度実施する「県職場環境等実態調査」にカスハラに関する項目を追加。
  - ④県内企業・労働者に対するカスハラ実態調査を実施。
- ・岡山市（岡山県）  
第2次岡山市消費者教育推進計画（2023年度・2027年度）の「(3)人権等に配慮した消費者啓発の推進」に、カスタマーハラスメント対策の必要性が明記された。
- ・高知県  
カスタマーハラスメントの県民への周知や労働者のハラスメントによる被害防止を目的とするポスターを作成。

- ・福岡県  
県議会で「顧客からのハラスメント」の抜本的な対策を求める意見書（衆参両院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚労大臣あて）を全会一致で可決した。
- ・佐賀県  
県内企業の対策を促すためのセミナー開催や専門家派遣による個別相談会などを実施するため、カスタマーハラスメント等対策推進事業費を新たに予算化。

## 2. 販売に伴う未成年者の酒類、たばこ、防止に向けた条例の改正（重点9：継続・補強）

### [要請事項]

神奈川県は、確実に青少年の喫煙及び飲酒の防止を達成するとともに、販売担当者の身体的、精神的負担をなくすため、たばこ又は酒類を購入する際には、マイナンバーカード等の身分証明書の提示を義務付けること。

### 【要請の背景等】

- ・酒類及びたばこを販売する事業で働く労働者（未成年を含む）が、販売者責任を負わなければいけない状況がある。
- ・販売担当者は年齢確認を徹底する一方で、年齢確認を拒否する消費者とのトラブルを度々経験しており、身体的・精神的な負担となっている。

### 《現状》

- ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例第8条において  
「販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの（次項において「証明書等」という。）の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。  
2 飲食店等営業者は、酒類の供与又はたばこの購入を依頼する者が青少年であると思料するときは、証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。」と規定されているが、運用としては上記の通り労働者が実施するしかなく、責任も労働者に帰属してしまう。また、青少年であると感じなければ提示を求める必要がないとも受け止められ、合法・違法の線引きがわかりにくい。
- ・結果として、第1条にある本来の目的を果たしきれていないものとなっている。

## 3. 公衆喫煙所の整備（重点10：新規）

### [要請事項]

他の地方自治体の取り組み状況等を調査し、各市町村に対し公衆喫煙所の増設を求めること。

### 【要請の背景等】

現在も街のあちこちで路上喫煙禁止看板や道路へのプリント、また条例も設定され巡視員の巡回や罰則を設けても路上喫煙問題は減少している状況にはないと認識している。

根本の問題は喫煙についての住み分けが曖昧なことによる部分、また心理的に喫煙者と非喫煙者がお互いに被害者と加害者の面で心理戦を行うことにも起因していると思われる。

東京都渋谷区「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」  
路上喫煙問題だけに限らず、とかく喫煙者を排除するような設計がなされているように感じることは多く感じるころはある。さまざまな価値観や趣味嗜好の人が共存できるまちづくりこそ、行政・事業者に求められていることではないだろうかという趣旨から東京都渋谷区は喫煙所の設置について渋谷区モデルともいべき独自の取り組みをしている。

1万㎡を超える建築物の建築にあたって、駐輪場や帰宅困難者対策など、社会貢献型施設の設置を義務付けており、その中には「公共利用のための喫煙施設を建築物又は建築物の敷地内に設置」することも求めている（「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」）。

「渋谷区では、特にコロナ禍の収束後に顕著ですが、インバウンド客や来訪者が増加し、喫煙者も増えているという状況でしたが、渋谷駅周辺などは空き地自体が少なく、新たな喫煙所設置が困難な状況が続いてました。ご存じの通り、渋谷駅周辺では様々なエリアで再開発が進んでいますが、事業者に対して“公共貢献”といった形で喫煙所の設置を求めたというのが始まりです。」（渋谷区環境整備課）

そもそも日本の喫煙ルールを理解していないインバウンド客向けに、喫煙ルール啓発員等が、外国語を書いたパネルで説明をする、路上喫煙が多発しているエリアに路面シートやポスターを貼る、過料（2,000円）を徴収するなど啓発活動に努めてまいりましたが、やはり喫煙所の増設が効果的なわけです。渋谷区はたばこ税だけで30億円以上の税収がありますから、分煙環境の推進もより進めるべきということで、民間への喫煙所設置の助成金も、設置費用の上限を300万円から900万円に、維持管理費も月10万円から20万円に増額した。

東京都港区「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」  
令和2年4月の健康増進法改正により、公共の喫煙所が相次いで撤去されている。しかしそれが、歩きたばこなどの迷惑行為を増やす一因となっている面は否定できない。多くの企業が本社を構え、昼間人口が94万人を超えるという同区も、平成26年7月から区の条例にもとづき、すべての人が快適に過ごせるための「みなとタバコルール」を施行。吸い殻を捨てることや、指定喫煙所以外で喫煙することを禁じたほか、私有地で喫煙する場合であっても歩行者などに受動喫煙させないよう配慮することを呼び掛けてきた。その分、移設も含め公共の指定喫煙所の適切な設置をすることにより、吸う人も吸わない人も共存できるルールを現在も進めている。

# 電機連合

## 経済・産業（地域経済政策/産業政策/資源エネルギー政策/中小企業政策）6件

○デジタル社会に向けて（セキュリティ、AI、法令整備）

【要求】 デジタルツインやシミュレーション技術の実装に必要な設備投資およびソフトウェア導入を重点的に支援するとともに、実装・運用を担う高度デジタル人材の育成・研修を包括的に支援する。中小企業を含む多様な企業が活用できる、実効性ある制度設計を行う。（新規）

【趣旨】 製造業の競争力強化には、デジタルツインやシミュレーション技術の活用が不可欠。海外では既にデジタル製造技術の導入が進み、効率化・品質向上・開発期間短縮を実現している。日本では導入企業が限られ、初期投資や技術習得の負担が大きく、普及が進みにくい状況である。

期待効果は次の通り

- ・ 製造業の競争力強化：開発効率・品質向上・コスト削減
- ・ 産業構造の高度化：デジタル技術を基盤とした新しいものづくりモデルの確立
- ・ 国際的優位性の確保：日本発のデジタル製造技術の普及により世界市場での競争力を強化

【要求】 データ利活用を担う人材育成の強化（新規）

【趣旨】 国の「デジタル人材の確保・育成」重点方針に即し、県として戦略的かつ持続可能なDX人材育成体制を構築する必要がある。ビジネスアーキテクト、データサイエンティスト、AIエンジニアなど高度専門人材の育成を体系化し、地域経済の競争力強化と行政サービス高度化を同時に実現する。

【要求】 新技術開発のための規制緩和・行政特区導入に向けた取り組み（継続）

【趣旨】 自動運転・ドローン等の社会実装には個人データを含む実証が不可欠だが、許認可が複雑・長期化し競争で遅れている。県独自特区は困難で、既存制度の活用と許認可の迅速化が急務である。そのため、国の特区・サンドボックスを活用し、産業労働局主幹の実証一元窓口を設置すべきである。また、県警・県土整備等と同時並行審査でリードタイムを半減し、進捗を公表するとともに、自動運転・ドローン等のデモフィールドを県管理施設に指定・拡張し、渋滞上位交差点で効果検証することや、個人データの匿名化あるいは、PIA・第三者審査を義務化する神奈川県版指針を策定していただきたい。

【要求】 AIによる個別最適化避難支援の導入と防災力強化（新規）

【趣旨】 洪水・津波等の大規模災害発生時には、迅速かつ的確な避難行動が住民の生命を左右する。県として、AIを活用し気象情報、水位データ、道路・交通状況等をリアルタイムで統合・分析することにより、最適化された避難経路を提示する仕組みを導入すべきである。国内外では、AIによる避難経路最適化システムの導入により、平均で約20%の避難時間短縮を実現した事例も報告されており、その有効性は実証されつつある。

あわせて、高齢者や障がい者などの移動弱者に配慮したAI避難支援の開発を重点的に推進すべきである。歩行速度や移動手段の違い、支援の必要度を考慮したルート提示機能を実装することで、誰一人取り残さない防災体制の構築を目指す必要がある。県主導による実証事業および開発支援を通じて、先進的なAI防災モデルを確立し、地域の防災力を抜本的に

強化することを求めたい。

#### ○エネルギー政策

【要求】 安定的なエネルギー供給体制の確立（継続）

【趣旨】 国内電源の確保に向け、老朽化した発電設備・送電設備の更新を促進するための公的支援を拡充することが必要であり、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニア混焼など、脱炭素に資する多様な電源の安定稼働に向けた制度整備と安全対策の強化を推進するとともに技術開発の財政支援を強化することも必要である。さらに、神奈川県は地震、台風、豪雨などの災害リスクが高く、分散型電源や蓄電池などの導入を進めることで、停電時にも地域を支えられるレジリエンスの高い社会構築が必要である。

#### ○賃上げ、価格転嫁（中小企業支援）

【要求】 価格交渉支援の強化と実効性の確保（特に中小企業）（継続）

【趣旨】 最低賃金が過去最高の上昇率で推移する中、中小企業が賃上げ原資を確保するには「適切な価格転嫁」が不可欠である。国も賃上げと価格転嫁を2026年政策の柱としており、県としてもその環境整備に取り組む必要がある。人件費・原材料費・エネルギー価格が高騰し、価格転嫁が不十分だと中小企業の体力は急速に失われる。価格転嫁を促すことで、地域経済・雇用を維持し、経済基盤を守ることが必要と考える。

### 雇用・労働（雇用・労働政策/ワークライフバランスの推進政策/障がい者・外国人労働者に対する雇用政策/非正規労働者政策/男女平等政策） 5件

#### ○ハラスメント

【要求】 ハラスメント防止体制の高度化と適正なマネジメント支援（新規）

【趣旨】 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等については、法令に基づく措置の着実な履行を前提としつつ、過度な萎縮や指導機能の低下を招かない、バランスの取れた運用体制の構築が重要である。近年、ハラスメントへの意識向上とともに、適切な指導や業務上の注意までが過度に萎縮する、いわゆる「ハラスメントの過剰反応」への懸念も指摘されている。組織の健全な運営と職場の安心確保を両立させるためには、予防・対応の仕組みを明確化すると同時に、何が適切な指導であり、何がハラスメントに該当するのかについて共通理解を形成することが不可欠である。そのため県として、相談体制の質的向上や外部通報窓口（公益通報制度を含む）の整備支援に加え、管理職に対する実践的なマネジメント研修を定期的実施できる仕組みを後押ししていただきたい。

あわせて、

- ・ 事業主の基本方針の明確化
- ・ 予防教育と適切な指導の線引きの明示
- ・ 公正な調査・判断プロセス
- ・ 再発防止策の標準化

を盛り込んだ県独自の標準モデルを策定・公表し、抑止と健全な組織運営を両立させる実効的なハラスメント対策の確立を目指すべきである。

【要求】 男性育休の質と実効性を高める中小企業支援の強化（継続）

【趣旨】 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の整備により環境は改善しているが、男性の育休取得率や取得期間には、業種・企業規模間で依然として格差がある。とりわけ中小企業では、代替要員の確保やコスト負担が大きな障壁となっている。一方で、数値目標の達成や

対外的なアピールを優先し、実態を伴わない形で取得率のみを引き上げようとする動きが生じているとの指摘もある。取得の質や職場の実効性を確保する視点が不可欠である。県は周知や認証制度を実施しているものの、より実効性の高い支援が求められる。中小企業を対象に、男性育休の取得・延長や短時間勤務制度の導入に伴う代替要員確保、賃金補填への奨励金を拡充すべきである。

また、公共調達や認証制度に男性育休取得率だけでなく、平均取得期間や両立支援体制の整備状況、職場復帰後のフォロー体制等を含めた総合的な評価項目を位置付け、達成企業を加点評価する仕組みを導入すべきである。さらに、「かながわ子育て応援団」の認証基準を強化し、男性育休の目標設定と年次公表を求めるとともに、実態に即した運用を担保すべきである。あわせて、企業・労組向けの伴走型相談窓口を設置し、法制度の周知と制度設計支援を一体的に行うとともに、取得率や平均取得期間などの KPI を質的指標と組み合わせて設定・公表すべきである。

#### ○雇用政策（処遇改善）

**【要求】** 介護職、保育、教員の処遇改善（継続）

**【趣旨】** 介護・保育・教育のいずれも「人材の確保・定着」が最大の課題である。高齢化の進展により介護需要の増加、こども家庭庁施策の拡充により保育需要の高度化、教員不足・過重労働による学校現場の危機的状況などがあり、賃金改善・職場環境改善が追いつかない限り、若者の就業意欲は低下し、地域の福祉・教育サービス維持が困難となる恐れがあり、待遇の改善が、日本社会の持続可能性の確保に直結する。賃金引上げ、加算制度の簡素化、業務負担の軽減、キャリアアップ制度整備など、国・自治体が総力を挙げた支援が必要である。

#### ○障がい者雇用

**【要求】** 障がい者に対する雇用政策（継続）

**【趣旨】** 障がい者の法定雇用率が2.5%から2026年7月から2.7%に引き上げられ、雇用義務対象企業が37.5人以上に拡大される。2025年度の集計では、法定企業達成企業の割合は、46.0%で多くの企業が目標達成に苦慮しています。障がい者の雇用拡大は、企業のSDGs・ダイバーシティ推進、労働力不足対策、社会的包摂（インクルージョン）の促進に直結しており、行政・企業・地域の連携が不可欠であるため、制度改善および支援を求めるものである。

#### ○エイジフリー関連

**【要求】** 定年時期の後ろ倒し（誰もが働き続けられる社会へ）（継続）

**【趣旨】** 日本は2025年以降人口減少が急速に進み、生産年齢人口は2030年までに約400万人減少するとされている。企業の半数以上が人手不足（正社員不足：約51%）と回答し、経験豊富な高齢人材の活用は不可欠となっている。定年延長は単なる“年齢引上げ”ではなく、「やる気と能力を有するすべての人が、希望すればその能力を活かして働き続けられる社会」を実現するための基盤政策である。そのためには、制度整備・人事制度改革支援・助成金拡充・安全対策・健康支援・リスクリングといった総合的な施策が不可欠であり、国・自治体に対する積極的な政策要請が求められる。

## 福祉・社会保障（福祉・社会保障政策/子育て支援政策）11件

【要求】 公的部門における障がい者差別・虐待事案への独立した相談体制の整備

【趣旨】 例えば、川崎市が所轄する就労援助センターから差別の苦情があったとて、『使用者』による虐待に該当しない場合、虐待防止法の通報・対応枠組みの対象とならない可能性があるという。しかし、行政機関や公務部門で働く障がい者も少なくない。虐待や差別が発生した場合の相談窓口や解決の仕組みについて、各自治体の現状を確認し、不十分であれば新たな体制整備を検討すべきである。障がい者に対する使用者虐待の相談・通報窓口は行政が担っているため、行政・公務部門で事案が生じた場合、公平性や第三者性を欠く恐れがある。近年、雇用率達成に向けて公的部門で働く障がい者は増加しており、差別や虐待の疑いを適切に相談できる独立性の高い仕組みの整備が求められる。

### ○少子化・子育て支援関連

【要求】 少子化克服に向けた総合支援と給付のプッシュ型転換（継続）

【趣旨】 出生数の減少は、労働力不足の深刻化、経済成長力の低下、さらには社会保障・介護負担の増大へと連鎖し、将来世代に重い影響を及ぼしている。少子化対策は、単なる子育て支援策の拡充にとどまらず、経済的支援、働き方改革、住宅政策、教育費負担の軽減、保育環境の整備、地域コミュニティによる支援体制の構築を一体的に強化する総合政策として推進する必要がある。加えて、支援制度の「使いやすさ」の抜本的改善も不可欠である。現行の給付制度は申請主義を前提としており、育児・仕事・家事に追われる家庭にとって手続きが大きな負担となっている。その結果、本来受給できるはずの支援を受け取れない「取りこぼし」が生じている。この課題を解消するため、児童手当の振込口座情報やマイナポータルに登録情報を活用し、子育て関連給付は原則として申請不要のプッシュ型給付へ転換すべきである。行政側から確実に給付する仕組みを構築することで、申請漏れゼロを実現し、真に支援が必要な家庭に迅速かつ確実に支援を届ける体制を整備する必要がある。

【要求】 妊婦検診費用の個人負担低減（新規）

【趣旨】 妊婦検診の費用について、一般的に14回分の助成となっているが、この回数は出産予定日までに通常通りに検診した場合の回数になっており、出産が遅れた場合や母子に問題等があると検診の回数が増えるので、その回数に収まらない。これでは検診の回数を制限する妊婦が出てきてしまうため、妊婦検診の回数を増やす、または検診費の全額無料にして欲しい。妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減することを、少子化対策の重要施策と位置付けされ、特に妊娠期からの負担軽減は、出産をためらう理由の解消につながる。

【要求】 保育園料の負担軽減の拡充（新規）

【趣旨】 都道府県によって育児に関する補助制度に大きな隔たりが生じている。東京都などに比べて子育て支援が少ない。特に0～2歳の保育園代が顕著である。早急に、0～2歳に対する一律補助を優先的に実施していただき負担軽減を実施するべきである。※東京都と同水準の支援

### ○高齢者福祉・介護支援

【要求】 福祉・社会保障政策と高齢者福祉の充実（新規）

【趣旨】 特別養護老人ホームや地域密着型サービスの整備を加速し、高齢者施設待機者の解消に緊急で取り組む必要がある。また、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化と職員の増員を図り、相談体制の充実を果たすべきではない

か。生活困窮者支援：経済的な困難を抱える世帯に対し、食料支援と職業訓練、住宅支援を一体的に提供するワンストップ相談窓口を各役所に設置し、社会的な孤立を防ぐセーフティネットの強化を求める。

【要求】 地域における包括的支援体制の拡充（新規）

【趣旨】 高齢者・障がい・子ども・困窮を横断する相談・支援・地域づくりを一体整備することが明記されている。これを実現しなければ、地域の孤立・孤独・虐待・経済困窮・生活破綻は増大する恐れがある。地域住民の「支え合いの力」も低下しており、行政・福祉団体との協働が不可欠である。神奈川は都市部・郊外・中山間部の差が大きく、県が広域調整役を担う必要があると考える。

【要求】 高齢者単身世帯への関わり強化（新規）

【趣旨】 高齢者（65歳以上）の単身世帯が855万世帯にも達するとの情報があり、その中で孤独死等も多発している。単身世帯の社会との関わりを強化が必須と考える。

そのために、

- ・ 早期把握・訪問型の支援
- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 地域見守りネットワークの構築
- ・ ICT活用による見守り
- ・ 医療・福祉の多職種連携
- ・ 権利擁護・身寄りのない高齢者支援
- ・ 移動支援の拡充

などについて検討を求める。

【要求】 医療DXの推進で社会保険料の削減（新規）

【趣旨】 医療DXを推進することで「住民の健康向上」「業務効率化」「医療・介護費の伸び抑制」といった効果が見込まれる中、1) データ連携基盤、2) 在宅医療DX、3) 介護DX、4) 見守りDXの4領域を重点として進めることを求める。

【要求】 介護に係る環境整備補強の取り組みについて（新規）

- ① 介護施設や高齢者ケアセンター等の受け入れ態勢の抜本的強化
- ② 費用負担の軽減策（補助金・税制優遇など）の拡充
- ③ 質の高い介護サービスを安定的に提供するための人材確保策の強化
- ④ 介護離職防止のための制度整備（介護休業制度の柔軟化、企業への支援策など）
- ⑤ 介護を担う家族へのメンタルケア支援（相談窓口、カウンセリング、地域支援体制の充実）

【趣旨】 高齢化の進展により、仕事や子育てを担う世代が親の介護を同時に担うケースが増加している。いわゆる「ダブルケア」は、時間的制約に加え、精神的・経済的負担が大きく、生活の質の低下を招く深刻な課題である。特に介護は長期化しやすく、終わりが見えにくいことから、慢性的なストレスを抱えやすい。こうした状況は、メンタル不調や家族関係の悪化、さらには介護離職の増加につながり、社会全体にも影響を及ぼす恐れがある。以上を踏まえ、当該世代を支える支援策の強化・拡充を求める。

○補助金、年金制度関連

【要求】 補助金・委託費・公費支出に関する透明化・見える化の徹底（新規）

【趣旨】 透明性、競争性、外部監査、利益相反防止、DXの五本柱を一体的に整備し、制度を「不正の生じにくい構造」へ転換することが不可欠である。公金の流れの可視化と公正な事

業運営を確保するため、制度・運用の両面から抜本的な改革を進めるべきである。なお、補助金や委託費が適正に執行されなければ、その負担は最終的に税金や保険料の増加として住民に跳ね返ることを強く認識すべきである。

【要求】 障害基礎年金受給について（継続）

【趣旨】 20歳以降、障害基礎年金の受給申請が可能であるが、近年、就労している障がい者については不支給となるケースが増加している。特に、療育手帳 A2 相当の方は就労中であっても認定されやすい一方、B1・B2 相当の場合は受給に至らない事例が多い。しかし、障がい程度にかかわらず、多くの就労者は最低賃金水準で働いており、結果として所得面で格差が生じている。また、年金受給の可否が就労意欲に影響し、働くことに経済的なメリットを感じにくいとの指摘もある。このままでは就労希望者の減少を招き、社会全体にとっても労働力の損失につながりかねない。障がいのある方が安心して働き続けられる環境を整えるため、就労の有無にかかわらず、障害基礎年金の支給の在り方について見直しを検討すべきである。

## 社会インフラ（社会制度政策/交通政策/情報通信政策） 9 件

### ○交通関連

【要求】 国際園芸博覧会に向けた総合交通対策の強化（新規）

【趣旨】 2027年開催予定の国際園芸博覧会は、会場への直接的な鉄道アクセスがないことから、交通渋滞の発生や来場者の円滑な輸送確保が大きな課題となっている。このため、道路整備の前倒し完了、駅前の乗降環境整備、シャトルバスの速達性向上、直行バスの拡充、MaaS やデジタル案内の充実など、総合的な交通対策を講じるべきである。また、博覧会開催期間中においても、周辺住民の生活への影響を最小限に抑える配慮を徹底することを強く求める。

【要求】 キャッシュレス決済導入の戦略的推進（新規）

【趣旨】 キャッシュレス決済の導入は、利用者の利便性向上にとどまらず、運行の定時性向上や現金取扱業務の削減による生産性向上、インバウンド受入体制の強化など、多面的な効果をもたらす。さらに、MaaS データの活用を通じた地域交通 DX の推進にもつながる重要な基盤である。国の補助制度と整合を図りつつ、マルチ決済とデータ連携を中核とした仕組みを段階的かつ戦略的に導入することを求める。

【要求】 移動と情報を核としたスマートシティ推進（新規）

【趣旨】 「移動」と「情報」は、誰一人取り残されない社会を実現するための基盤である。公共交通のデジタル化・持続可能化、情報通信インフラの整備と DX の推進、高齢者や障がい者を含むすべての人が利用しやすい仕組みの構築を進める必要がある。あわせて、観光・産業・教育・医療と連動するスマートシティ化を推進するため、制度の見直しおよび必要な財政支援について国に対し積極的に要望されたい。

### ○鉄道関連

【要求】 県内各鉄道の全駅における安全柵の早期設置（継続）

【趣旨】 県内各鉄道駅において、ほぼ毎日といってよいほど人身事故が発生している。時間的、経済的な損失も大きいことから、事故防止の観点から、県内全駅について安全柵を早期に設置することを要求するものである。

## ○自転車関連

【要求】次世代モビリティの安全確保と持続的普及（新規）

【趣旨】次世代モビリティは移動の自由を拡大する一方、新たな交通リスクを伴う社会インフラでもある。安全教育の徹底、保安基準への適合確保、通行ルールの周知、事業者への適切な指導、自治体による監視およびインフラ整備を求め、安全かつ持続可能な普及を推進すべきである。

【要求】自転車安全対策の総合的推進（新規）

【趣旨】自転車は身近な移動手段である一方、事故リスクも高い。真の安全確保には、安全教育の徹底、ルール周知、道路整備を一体で進めることが不可欠である。あわせて、事業者・学校・地域との連携を強化し、誰もが安心して利用できる環境整備を求める。

## ○災害関連

【要求】自然災害に対する地域防災策の拡充（継続）

【趣旨】近年、温暖化の影響等により豪雨や猛暑が頻発し、各地で大規模な災害が発生している。自然災害に備えるには、「行政によるハード整備」と「地域主体のソフト対策」、そして「デジタル活用」を一体的に進めることが不可欠である。地域インフラの強化、防災計画の見直し、住民・企業・学校との連携強化、要配慮者支援体制の充実、デジタル防災の推進など、防災対策の一層の拡充を求める。

【要求】大規模災害時の帰宅抑制・降灰対策の強化（新規）

①一斉帰宅抑制・分散帰宅に関する事業者・労働者への啓発

②大規模噴火時のBCP策定に関する環境整備

【趣旨】①令和6年7月に内閣府が発出した「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」を踏まえ、事業者・労働者への一斉帰宅抑制および分散帰宅の周知徹底を図り、災害時優先業務をはじめとする応急・社会活動の迅速かつ円滑な継続を確保する必要がある。

②令和7年3月発出の「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を踏まえ、事業者のBCPにおける降灰対策の整備を促進すべきである。あわせて、「神奈川県富士山火山広域避難指針（令和6年4月）」には降灰対策が盛り込まれていないことから、国等の検討を踏まえ、ガイドラインに即した内容へ改定するよう求める。

## ○社会インフラ関連

【要求】情報通信政策（DX推進）、交通政策、社会制度政策、高齢者・障がい者への移動支援（新規）

【趣旨】行政手続の完全オンライン化を推進し、法令上対面が必須のものを除き、オンライン申請率100%を目標とする期限を明確に定めるべきである。あわせて、来庁者の負担を軽減する「書かない窓口」を全庁的に整備することを求める。また、市民のデジタルデバインド解消に向け、無料の相談窓口やスキル向上講座を各自治体で定期的を実施することを検討いただきたい。

## 環境・エネルギー（環境・エネルギー政策/食料・農林水産政策/消費者政策） 3件

【要求】 水素電力の普及に向けて、以下の支援を行政に要望（新規）

- ・技術開発支援：変換効率向上、設備コスト低減のための研究開発促進
- ・資金面支援：導入企業への補助金・税制優遇措置の拡充
- ・制度整備：水素利用に関する規制緩和や標準化の推進

【趣旨】 カーボンニュートラルの実現に向け、水素電力の導入は重要であるものの、現状では生産・輸送コストや変換機器価格が高く、企業単独での導入は困難な状況にある。このため、技術開発の加速と導入支援策の拡充について、国による強力な公的支援を求める。

〔期待される効果〕

- ・再生可能エネルギーと水素活用による脱炭素化の加速
- ・水素技術の国内普及による産業競争力の強化と国際優位性の確保
- ・停電時の代替電源確保による災害時レジリエンスの向上

【要求】 太陽光発電事業の制限ならびに補助金の厳格化（新規）

【趣旨】 再生可能エネルギーの推進は、メガソーラー偏重であってはならない。無秩序で環境負荷の高い太陽光開発は、住民の信頼を損ない、安定供給にも資するものではない。地域環境と調和し、災害に強く、国産技術の育成につながる再エネへの転換が必要である。地域に根ざした再エネは積極的に推進する一方、無秩序な大規模開発については厳格な規制を求める。

【要求】 食料自給率向上と国内供給体制の強化（新規）

【趣旨】 国内で消費する食料・エネルギー・製品を、可能な限り国内で安定的に確保できる体制の構築は喫緊の課題である。そのため、食料自給率45%の達成に向けた実効性ある施策の推進、再生可能エネルギーの主力電源化と国内技術の育成、供給網の強靱化と製造業の国内基盤維持を求める。あわせて、労働者保護・人材確保・賃金改善を一体で進める総合的な政策の実行を要望する。

## 教育・人権・平和（人権・平和政策/教育政策/国際政策） 5件

### ○教育関連

【要求】 多様性を尊重するインクルーシブ教育の推進（新規）

【趣旨】 子どもたちの背景は、性別・国籍・言語・家庭状況・特性など多様化しており、学校には一層柔軟な対応が求められている。文部科学省のインクルーシブ教育モデル事業も、多様な教育的ニーズに応える学校運営を掲げている。多様性教育は、すべての子どもの学ぶ権利を保障する基盤であり、社会の持続性と包摂性を支える重要な取り組みである。

その実現に向け、インクルーシブ教育の制度化、多様性に応じた学びの個別最適化、教員研修の強化、学校環境のユニバーサル化等を総合的に推進することを要望する。

【要求】 子どもの運動機会確保と健全育成環境の整備（新規）

【趣旨】 近年、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化している。外遊びの減少やデジタル機器の普及、保護者の就労形態の変化等により、日常的に身体を動かす機会が減少し、体力・運動能力の低下に加え、心身の不調やコミュニケーション力の低下も懸念されている。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるためには、日常的に運動に親しめる環境の整備が不可欠である。子どもの運動機会の確保は、家庭や学校のみならず、地域社会全体の

活力や持続可能性にも直結する重要課題であることから、関係機関が連携し、総合的な環境整備を推進するよう要望する。

**【要求】** 多様な才能を伸ばす教育改革と給付型奨学金の拡充（新規）

**【趣旨】** 少子化が進む中、子ども一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことは、将来の社会・経済を支える基盤である。画一的な教育制度だけでは、多様化する資質や学習意欲に十分応えることは難しい。特に、高い知的好奇心や専門性を有する子どもへの高度人材育成は、個人の自己実現にとどまらず、地域産業の競争力やイノベーション創出にも直結する。特別な才能を「例外」として扱うのではなく、制度として正当に支援する視点が求められる。あわせて、飛び級や早期履修など柔軟な教育制度を整備し、年齢に偏らない学びの環境を構築することが重要である。

また、教育費負担の重さは進路格差を固定化させる要因となっている。給付型奨学金の拡充は、能力と努力が正当に評価される社会を実現するために不可欠であり、教育への投資を将来世代へ確実につなげる施策である。以上の観点から、柔軟で多様性を尊重する教育制度の整備と、給付型奨学金の拡充について、国への強力な要望を求める。

**【要求】** 県内全公立中学校における給食の完全実施（新規）

**【趣旨】** 公立中学校における給食の実施状況には地域差があり、生徒間・家庭間の教育環境や生活負担に不均衡が生じている。成長期にある中学生にとって、栄養バランスの取れた給食は心身の健全な発達を支える重要な基盤であり、教育の一環として保障されるべきものである。義務教育段階における給食の完全実施は、家庭環境による格差の是正、子育て世代の負担軽減、教育の公平性確保につながる施策である。よって、全公立中学校における給食の完全実施を強く求める。

**【要求】** 外国人労働者への日本語教育（新規）

**【趣旨】** 県内では約 230 万人（2023 年 10 月時点）の外国人が、製造業・介護・建設・サービス業など幅広い分野で就労している。日本語能力の不足は、業務上の意思疎通の課題にとどまらず、労働条件や安全ルール理解不足、ハラスメントや不当な扱いへの対応の遅れを招く恐れがある。これは本人の不利益のみならず、職場全体の安全性や生産性にも影響を及ぼす。就労形態や勤務時間に配慮し、オンライン学習の活用、職場内研修の充実、地域日本語教室との連携強化など、働きながら日本語を学べる環境の整備を強く求める。

## **行財政（政治政策/行財政改革政策/行政サービス政策）2 件**

### ○選挙関連

**【要求】** 地方選挙における期日前投票所の増設。郊外や交通不便地域を含め、より多くの場所に設置。投票時間帯の拡大として平日夜間や休日の時間延長を検討し、働く世代や子育て世代が利用しやすい環境を整備。また、投票時の身分確認の厳格化。（継続）

**【趣旨】** 投票率の向上と有権者の利便性確保の観点から、期日前投票の充実は重要である。しかし、現状では投票所の設置数や立地に地域差があり、アクセスしづらい地域も存在している。有権者の生活実態に即した投票機会の実質的平等を確保するため、地方自治体の裁量を拡大し、期日前投票所の設置場所や運営方法を柔軟に整備できる制度とするよう求める。

また、投票時の本人確認の適正化（マイナンバーカードの活用を含む）は、投票権を制限することを目的とするものではなく、なりすましや事務上の誤りのリスクを低減し、選挙結果への信頼を高めるための制度的補強である。公正性と利便性を両立させる観点から、国に対し必要な制度整備を要望する。

**【要求】** デジタル行政基盤の整備と効率化の推進（新規）

**【趣旨】** 行政サービスのデジタル化（マイナンバーカードの活用等）は、住民の利便性向上とともに、人口減少社会においても持続可能な行政運営を実現するための基盤整備である。本人確認や情報連携の仕組みを標準化し、行政運営の効率性・公平性・信頼性を高める制度改革を求める。あわせて、カードの取得・更新・利用までの手続きを分かりやすく、負担の少ないものとするすることで、デジタルを「使い続けられる行政基盤」として定着させることが重要である。これらの改革を通じて、住民サービスの向上と行政運営の効率化を同時に実現し、中長期的な財政負担の抑制と財政健全化につなげる構造改革を強く求める。

# 自動車総連

## 経済・産業（地域経済政策、産業政策、中小企業政策）

### 1. 国内事業の維持・強化に向けた税への対応

- ①国内事業基盤の維持・強化と国内立地の確保、および海外メーカーとの公正な競争条件確保の両面から法人税の実効税率の確実な引き下げを求める。また、中小企業への特別な税制優遇措置も求める。
- ②グローバル展開の基となる生産拠点として国内に残すべきマザー機能の維持・強化に向け、競争力の源泉である研究開発費や設備投資を促す環境整備やインフラの整備等に加え、優れた技術がビジネスにつながる規制の合理化・整備の推進を求める。

### 2. 中小企業の経営基盤の確立に向けた各種支援策の強化

- ①国内生産の空洞化回避のため、産業実態の把握と地域経済活性化の観点を踏まえ、中小企業を対象とした金融支援制度や雇用維持のための助成金制度や設備投資・研究開発投資への支援を拡充させる。
- ②「人材の確保・育成」の支援のため、中小企業労働力確保法に基づく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性ある総合的な施策を構築する。
- ③中小企業に対して、産官学の連携を強化し人材投資促進税制の復活を求めるとともに、人材の育成者を輩出する仕組みを担保することで、人材の確保・育成に関する支援措置の拡充を求める。
- ④中小企業に対するサービスを一元化する窓口である「中小企業支援センター」の役割を拡充するとともに、ワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の活用推進とサービスの向上を求めるとともに大企業のサプライチェーンマネジメントの指導強化を求める。
- ⑤社会基盤やあらゆる産業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた環境整備を積極的に支援する。とりわけ、全ての産業におけるデジタル化の実態把握をはじめ、すべての産業・企業に対する IT 人材育成を含めたデジタル化の導入促進の強化、中小企業における DX の支援を充実させることを求める。

### 3. 公正な取引ルールの整備

- ①国、地方自治体は、個人情報取扱事業者等における実効ある個人情報保護を支援するとともに、個人情報保護の状況把握に努める。
- ②経営者団体と連携した海外展開をめぐる課題解決支援の拡充など、政府・自治体・公的支援機関等へサービス向上とあわせて支援策の周知を求める。

### 4. クリーンエネルギー自動車の普及に向けた政策

#### ①電動車の普及に向けたインフラの整備

- 1) 幹線道路や高速道路における非接触充電などの道路の高度化やさらなる水素ステーション・急速充電器などの新規設置・保守の整備、ならびに過去整備した設備の定期的なメンテナンスやその維持コスト低減を求める。また実施にあたっては、国・地方自治体が連携し、バス等の公共交通を優先に電動化を進める等の計画的な対応を求める。

## ②電動車の普及に向けた環境整備

- 1) 充放電システムや定置型蓄電池などに対する開発および普及は、スマートグリッド等の次世代エネルギー社会システムの構築に重要な役割を果たすことから、推進に向けた政策支援を求める。
- 2) グローバル競争に打ち勝つためにも、電動車開発への財政的支援（先進技術への設備投資・開発研究費の補助）および政策的支援を求める。
- 3) 資源を循環して活用するサーキュラーエコノミーの動きを加速させ、産業を超えて需要が拡大している電池の回収・再利用の促進を求める。

## 雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、障がい者・外国人労働者に対する雇用政策、非正規労働者政策、ジェンダー平等政策）

1. 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備と確立に向けた集团的労使関係の構築
  - ①労働契約法の内容を強化し、内定取り消し防止など労働者保護を充実させる。
  - ②長時間労働を是正し、実効性ある労働時間管理の徹底を図ること。
  - ③【補強】画一的な規制強化だけでなく、働く意欲を阻害しないよう、労働時間制度や就労形態の柔軟な運用（緩和策）も検討し、多様な選択肢を保障すること。
  - ④【補強】同一労働同一賃金の実現に向けた非正規労働者の処遇改善と正社員転換を促進し、ジェンダー平等施策を強化すること。
2. 若年者、女性、高齢者、障がい者の雇用対策の強化
  - ①すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換を促進する。
  - ②性別問わず安心して就業できる環境を整備する。
  - ③人手不足が深刻な状況にあることから行政による運用状況の把握と指導を徹底するなどして、高齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備が遅れている事業所には指導等の措置をするとともに、職場環境整備を行う事業主に対する助成措置や税制優遇措置を拡充する。障がい者雇用に関しても同等の推進を図る。
  - ④少子高齢化による労働人口の減少により、人材不足が更に加速することからも、AIを活用した業務の簡素化や自動化を進められる環境を整える。
  - ⑤【新】人材不足が極めて深刻な自動車整備業の維持に向け、県内の整備専門学校への助成、国家資格取得への公費助成、および若年入職者の処遇改善を支援する県独自の施策を導入すること。
3. 企業のグローバル化に伴い、外国人労働者が増加しており、住みやすい街づくりにむけた環境面での対応や複雑な行政サービスの見直しを推進する。
  - ①【新】ハラスメント根絶のため、企業向け研修の義務化支援と、条例等による罰則強化を含めた実効性ある対策を講じること。
4. 有期契約労働者の保護及びより均等な処遇に向けた法整備を図る。

## 5. グリーン化（産業構造転換）の推進に伴う経済・社会情勢の変化への対応

- ①急速なグリーン化の推進は、内燃機関エンジン開発事業など、特定の事業に対する多大な影響が推測されることから、規制強化の際は産業界の意見も踏まえた激変緩和措置を求める。
- ②目指す低炭素社会の姿・方向性について、国民的な合意形成を行なうとともに、特定の業界に留まらない政策インセンティブの導入などを求める。
- ③【新】電動化や拠点再編（工場閉鎖等）の影響を受ける部品メーカー、物流業者、周辺商業施設に対し、再就職支援や企業誘致、リスクリング支援を含む包括的な雇用対策を、県が主導して早期に実施すること。

## 6. 最低賃金の取り組み

### <地域別最低賃金>

- ①地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティーネットとしての実効性を高めるための環境を整える。
- ②監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める。

### <特定最低賃金>

- ①各地方最低賃金審議会において、公労使の審議会委員、専門部会委員が制度について共通の理解に立って審議に臨むための勉強会を都道府県労働局が開催することを求める。
- ②当該産業労使の意見を必要性審議に適切に反映させる。
- ③【新】産業維持のための人材確保・定着支援策と連動させ、特定最低賃金の設定を行う産業に対し、県・市としての助成制度導入や技能講習支援を拡充すること。

## **福祉・社会保障（福祉・社会保障政策、子育て支援政策、医療・介護・地域福祉）**

### 1. 誰もが安心して子どもを生き育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築する。

- ①待機児童解消と質の高い保育サービス実現に向けた人材確保・処遇改善、質の確保された保育サービスを安定的に提供し、待機児童の早期解消を実現するためには、幼稚園教諭・保育士等の人材確保と定着が不可欠である。処遇改善をはじめとする働き続けやすい環境整備に向けた取り組みを一層推進することを求める。
- ②家庭の経済的負担軽減に資する子育て支援制度の拡充、すべての子どもが平等に教育機会を得られる社会の実現に向け、所得にかかわらず子ども手当の支給額を見直すこと、および高校までの授業料無償化の拡大・充実を求める。さらに、子育て世帯への実質的な支援を継続するため、高校生扶養控除の維持・継続実施を強く要請する。

【補強】多子世帯・学生扶養世帯への支援拡大：高校給食の導入および負担軽減、18歳以降の学生を抱える世帯への医療費支援拡大など、現役世代の教育・生活費負担を直接的に軽減する施策を求める。

### 2. 仕事と介護の両立を可能とする制度の充実と行政手続きの刷新、働きながら介護を行う労働者が増加する中、介護離職の防止は喫緊の課題である。介護者が安心して働き続けられる社会基盤を確立するため、以下の実効性ある運用と利便性向上を強く求める。

【行政手続きのデジタル化・簡素化】：マイナンバーカードの各種手続きや介護認定申請において、介護者本人が役所へ出向かなければならない現状が、仕事との両立を阻害している。オンライン申請のさらなる拡充や代理申請制度の柔軟化、手続きの簡素化を推進し、多様な勤務形態（時短・在宅勤務等）にある介護者の負担を大幅に軽減すること。

【補強】医療・介護従事者の処遇改善：地域福祉を支えるエッセンシャルワーカー（医療・介護・福祉従事者）の慢性的な人手不足を解消するため、賃金水準の引き上げを含む抜本的な処遇改善を継続的に実施すること。

## 社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策）

### 1. 技術革新と「予防保全」による安全・安心な交通社会の実現

- ①交通事故死者ゼロを目指し、IT技術や自動運転技術等の最先端開発を推進するとともに、これら技術が真価を発揮できるインフラ整備（路車間通信 ITS/ICT）の高度化を求める。
- ②センサー搭載車両や画像解析を用いた「道路・標識の劣化自動診断」を導入し、県が維持計画を公開すること。将来の抜本修繕コストを抑制し、陥没事故等を未然に防ぐ「予防保全型」の維持・補修を強力に推進すること。
- ③自動車の電動化を支えるため、急速充電器や水素ステーションの整備・拡充を図る。特に、公共施設（市役所等）における急速充電器の維持・再設置を計画的に進めること。

### 2. 多様な交通モードが共存する「ベストミックス」なまちづくり

- ①自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード）・歩行者が安全に共存できるよう、道路拡張や専用レーンの整備、ガードレール等による歩者分離を推進する。
- ②自転車の安全利用を啓発するため、走行ルールの徹底に加え、学校教育における「運転マナー・交通安全教育」の必須科目化を地方自治体に求める。また、自転車の自賠責保険加入の検討や、試験制度の導入についても研究を求める。
- ③物流効率化と安全確保の両面から、市街地における荷捌き場や二輪車・電動キックボード用駐車場の整備を促進する。

### 3. 地域特性に応じた移動の円滑化と防災機能の強化

- ①高齢者（免許返納者）の移動手段を確保するため、デマンド交通やコミュニティバス等の割引・拡充、および医療・介護・商業施設へのアクセス性を高める幹線道路整備を推進する。
- ②片側一車線の対面通行区間において、正面衝突事故を防止するためのワイヤーロープ防護柵の早期設置を求める。
- ③大規模災害時における二輪車の機動性を救護活動等に活かせる体制を整える。同時に、二輪ユーザーの安全を守るプロテクター等の購入助成制度を求める。

## 環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）

### 1. 短期的・安定的なエネルギー供給とインフラの安全確保

- ①既存発電設備の有効活用によるエネルギー供給の確保を求めるとともに、水素などの次世代エネルギー開発・利活用を強力に推進することを求める。
- ②無理のない省エネによるエネルギー需要の抑制を求める。

- ③主要なエネルギーインフラ施設（火力、送変電、ガス、製油所等）の安全対策を強化し、大規模災害時におけるライフライン確保と国民生活の安定化策を講じるよう国へ働きかけること。
- ④再生可能エネルギー導入に必要な送電網の整備や法改正、取り組みスケジュールの明確化を求める。特に、中小企業が脱炭素化へ対応するための設備投資負担を軽減する県独自の支援策を拡充すること。

## 2. 原子力依存度の低減と「公正な移行」の推進

- ①原子力エネルギーへの依存度を低減していく過程での産業構造変化に対し、技術者の育成・確保と並行し、労働者が不利益を被らない「公正な移行」のための教育訓練・再就職支援を求める。
- 【補強】②太陽光発電と蓄電池の補助を拡充し、一般住宅や事業所への導入を後押しすること。地域特性に応じたエネルギーの地産地消モデルの構築を進める。

## 3. 次世代エネルギー社会の構築と自動車産業の貢献

- ①クリーンエネルギー自動車（BEV、FCEV、HEV 等）や高効率エンジンの開発・普及促進のため、財政的・政策的支援を行うこと。
- ②【新規】特定国への依存リスクが低い次世代型の「ペロブスカイト太陽電池」について、神奈川県が先駆けて運用・実装に向けた実証実験の場を提供するなど、全面的にバックアップすること。
- ③【新規】電動化の進展に伴い、車載電池等の回収・再利用（リサイクル・リユース）を促進する仕組みを構築し、資源を県内で循環させる「サーキュラーエコノミー」を加速させること。

## 教育・人権・平和（教育政策、人権・平和政策、国際政策）

### 1. 教育の機会均等と安全な教育環境の整備

- ①すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学べるよう、教育環境の整備を推進する。
- ②社会的養護が必要な子どもたちに対する施設の拡充や職員配置など、必要とされる整備の推進。
- ③【補強】子育て世帯の負担軽減のため、小中学校における給食の完全無償化を推進するとともに、子どもたちの健やかな成長を支えるため、提供される給食の「量」および「品数（栄養バランス）」の改善・維持を求める。
- ④【新規】SNSを介したいじめや犯罪から子どもを守るため、学校における情報モラル教育の徹底と、被害発生時の迅速な対応（罰則の強化や専門窓口の設置）を求める。

### 2. 人間形成と人権意識の向上

- ①道徳教育を拡充し「自立した個人」としての人間形成と人権意識を高める基礎的教育を進める。
- ②【補強】性別や個人の多様性を尊重し、差別やハラスメントの根絶に向けた対策を推進するとともに、ジェンダーへの正しい理解のための啓発活動を職場・地域で展開することを求める。

### 3. 国際化への対応と異文化共生

- ①国際化が進む中、異文化交流の機会を増やすことで、様々な文化に触れ、世界に通じる教養を学べる環境を整備する。
- ②【補強】学校教育だけでなく、地域社会全体で年代を問わず多言語や異文化を学べる地域基盤（地域講座・オンライン活用等）の整備を求める。

### 4. 部活動の地域移行と地域コミュニティの活性化

- ①教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに応えるため、部活動を地域社会へ移行し、地域の団体や事業者へ委託できる取り組みを推進する。

### 5. 紛争地域の早期復興支援や核兵器廃絶に向けた運動の推進

- ①【新規】戦争の風化を防ぐため、戦争体験者の講話の記録・保存や、資料館の維持・活用など、次世代へ平和の尊さを伝えるための教育活動の充実を自治体に求める。

## 行財政（行財政改革政策、行政サービス政策、政治政策）

### 1. 自動車ユーザーの負担軽減と税制の抜本の見直し

- ①車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
  - 1) 自動車重量税の「当分の間税率」の廃止および将来的な税自体の廃止。
  - 2) 自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる。
  - 3) 複雑な車体課税を簡素化。
- ②燃料課税の抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
  - 1) 「当分の間税率」を廃止する。
  - 2) 複雑な燃料課税を簡素化する。
  - 3) タックス・オン・タックスを解消する。
- ③自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を実現すること。
- ④車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進の特定財源化を図る。
- ⑤燃料課税は、カーボンニュートラル促進に向けた特定財源化を図る。

### 2. 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る。

- ①自動車を安心して利用するために不可欠な自動車保険（任意保険）において保険料が負担となることから購入・保有の断念や簡素な保険内容にとどめざるを得ないことがないよう、ユーザー負担軽減として保険料の所得控除対象を求める。
- ②全国に張り巡らされた高速道路網を利活用することは、地域経済の活性化などにもつながるため、すべての利用者が負担軽減になることを前提に、償還期間や金利を実態に合わせて見直すこと等により、新たな料金体系を実現し、料金を引き下げていくことを求める。

### 3. 公平・公正・納得の税制

- ①低所得者対策および有事における迅速かつ適切な給付のためのインフラとして、マイナンバー制度の活用により制度設計が可能となる給付付き税額控除を導入する。
- ②将来的な総合課税化実現の前提となる金融所得を含めた正確な所得捕捉の実現に向け、国民が開設するすべての預貯金口座とマイナンバーの紐付けを行う。

### 4. 地方分権について

- ①地方分権にふさわしい地方税・財政を目指して改革を行う。
  - 1) 地域間の税収格差や偏在が少なく、景気変動に左右されにくい安定的な地方税体系を構築すること。
  - 2) 地方住民税の基礎控除をはじめとする人的控除を所得控除から税額控除へ転換し、所得税との格差是正を図ることで、公平な負担構造へ転換すること。

# 自 治 労

## 経済・産業

1. 政府が公表した「労務費の適正な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」について、県内自治体と連携し、地域の中小企業をはじめ広く社会に周知するとともに、賃上げ促進税制や各種補助金・助成金などの利用や価格転嫁の取り組みに対する相談体制を強化すること。
2. 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。また、指定管理者制度においては、2022年10月11日に総務省が発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」に基づき、必要な契約変更の実施など適正な対策を講ずること。

## 雇用・労働

1. 総務省が2024年6月に発出した「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」および、厚生労働省が公表した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用し、県におけるカスタマーハラスメント対策に努めること。あわせて、対策指針の策定や相談体制の整備など、各自治体において総務省発出通知の主旨を踏まえた対応がはかれるよう、各自治体に対し助言を行うこと。
2. いわゆる「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないように、学童の定員枠の増、サービスの拡大等を行うとともに、そこに働く従事者の増、労働条件の整備を行うよう、市町村に助言すること。
3. 公務員の労働基本権については、国際労働機関（ILO）結社の自由委員会が2018年6月9日に日本政府に対して11度目となる勧告を行うとともに、2024年6月には、消防職員の地位と労働条件の改善、自律的労使関係制度の検討などに関し、労使団体との協議のうえ報告書を提出することを要請している。  
こうした状況を踏まえ、消防職員も含めた公務員の労働基本権を保障するとともに、現行の民間の労働法制に準じ、かつ、分権型社会にふさわしい民主的的地方公務員制度を早期に確立するよう政府等関係機関に対して強く働きかけること。
4. 地域労働団体等や市町村とより密接な連携をはかるため、かながわ労働センター本・支所の必要な人員を確保するとともに、労働相談業務に従事する職員の育成・確保を行い、拠点機能を充実・強化すること。また、出張相談など労働相談窓口の十分な確保、労働教育、労働福祉等の事業予算を確保すること。
5. 一般事業主行動計画の策定状況および進捗状況を明らかにするとともに、2025年4月以降の新たな策定・変更に向けた周知・啓発を強化すること。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定した推進計画を確実に実行するとともに、進捗状況を明らかにすること。また、努力義務とされている「市町村推進計画」の策定状況を把握するとともに、その計画策定を支援すること。
7. ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス憲章における地方公共団体の役割を踏まえ、具体的な数値目標や目標達成の工程表とその状況を明らかにするとともに、達成に向けて定期的なフォローアップを行うこと。
8. 県内事業所に対し、男性の育児休暇・休業取得促進に向けた制度の周知、職場環境整備等に係る情報提供を強化すること。
9. 治療と仕事の両立に向けて、県内事業所における不妊治療休暇の制度化を促進すること。
10. 県内事業所に対し、つわりや不育症をはじめとする妊娠、出産に係る課題に対応できる休暇・休業制度を新設または拡充すること。

## **福祉・社会保障**

1. 保育所は、共働き世帯の増加から、引き続き需要が増加しているものの、処遇改善が十分でないこと等から、人員不足が一層深刻化している。3歳児、4・5歳児の保育士配置の最低基準を2024年度に改正したものの、いまだに保育士1人が担当する児童数は多く、感染症や災害の発生時はもとより通常の保育においても、児童の安全に務めることが難しい状況にある。処遇改善を含めた保育士人員増対策や、改正の対象とならなかった年齢児も含めた県独自の配置基準の策定など必要な対応をはかるとともに、県内自治体に対する支援・助言を行うこと。  
また、1歳児における保育士の加配に対する加算措置のハードルが高く、対象施設に限られる一方で、当該加算に係る予算が計上されていることから、その着実な実施をはかるよう、県内自治体に助言すること。あわせて、2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」について、実施に向けた体制強化を含め県内自治体に対し必要な助言と対策をすること。
2. 学童保育における待機児童の把握に努め、引き続きその解消をはかること。放課後児童クラブの職員配置基準（国が基準化、職員は各クラス2人以上、1クラスの定員は40人以内等）が参酌化された一方で、こども・子育て支援加速化プランの「放課後児童クラブの受皿整備」においては常勤職員配置の改善が示されている。学童保育の質の維持・向上、安全性の確保に向け、人員の増、とりわけ有資格支援員の増員をはかるよう対策をすること。
3. 増加する児童虐待の対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所の機能強化と複数の職員でケースにあたることのできるよう、人員体制の拡充・職員配置の確立をはかること。  
また、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にある市町村と連携し、虐待防止に向けた体制の充実をはかるとともに、市町村が設置している相談窓口などに対する人員増・確保の支援・助言を行うこと。あわせて、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき予算が確保されている児童福祉司（スーパーバイザーを含む）、児童心理司の増員と保健師等専門職の配置・育成をはかること。

4. 「ヤングケアラー」の支援について、国の新年度予算においても引き続き支援体制の強化がはかられていることから、県内自治体に対し、ヤングケアラーの実態把握等の実施を働きかけるとともに、施策の拡充をはかること。
5. 障がい児や社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭等が地域で生活するための支援を行うこと。また、支援のために、児童・障がい者福祉担当部署におけるさらなる専門職確保等の人員配置強化と財源を確保すること。
6. 児童養護施設等の人員配置基準引き上げや施設設備の改善、職員の労働条件の改善をはかるとともに、市町村へ助言すること。また、引き続き措置費確保を政府等関係機関へ求めること。
7. 給付型奨学金の受給基準の緩和と支給額・対象枠の拡大を政府等関係機関に求めること。また、全国平均よりも高い神奈川県の上進学率を踏まえ、高等教育機関への進学のための就学支援制度のさらなる拡充を行うこと。
8. 「かながわ健康プラン 21（第3次）」の具体的な推進においては、引き続き保健サービス等健康増進法に関わる事業や健康づくり事業が円滑に行えるよう、各市町村における保健師等の保健職場の人材確保にかかる支援策を講じること。
9. 衛生研究所や保健所の体制整備・機能強化と過重労働の軽減をはかるため、必要な整備を行うとともに、保健師および各専門職、事務職の人員確保をはかること。
10. 健康危機管理の中核施設である衛生研究所について、複雑・多様化する健康事象に対応するため、検査機器の高度化に向けて、計画的に整備すること。また、精度管理の向上に必要な調査・研究等の予算の拡充、人員配置の強化をはかること。
11. 平塚・鎌倉・小田原・厚木の保健福祉事務所と秦野・三崎・足柄上・大和の4つのセンターについて、市町村支援の強化を引き続きはかること。
12. 重度心身障がい児・者の地域における生活の継続・移行に向けて、生活が保障される社会資源の充実をはかるとともに、市町村に対する推進補助金の増額をはかること。
13. 地域障がい者施策推進協議会、県内各自治体の障がい者施策審議会について、未設置自治体には設置するよう助言すること。また、障がい者が構成員に含まれていない自治体に対して構成員に含めるよう働きかけること。
14. 精神科救急、小児科および周産期救急体制の充実や強化をはかること。
15. 地域医療構想調整会議における地域医療確保に向けた議論においては、すべての医療機関を対象とした議論とし、地域の医療体制の実情に応じた議論を行うこと。あわせて、病床の増など感染症対策を強化すること。

また、2040年を見据えたあらたな地域医療構想においては、入院医療のみならず精神疾患も包含するとともに、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた医療提供体制の構築が国において方針化されていることから、神奈川県における実施においては、精神保健福祉センターの機能充実・強化をはかるとともに、十分な議論に基づく、県内各エリアの実情に配慮した地域医療体制構築を行うこと。

16. 小児慢性特定疾病児童等、自立支援事業の拡充をはかること。とりわけ、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」において、対象疾病のすべてが「難病の患者に対する医療などに関する法律」における「指定難病」とされているものではないため、20歳以降に助成を受けることができない疾病がある。さらなる支援、対象疾患の充実に向けて、政府等関係機関へ働きかけること。
17. 介護職場において絶対的な人員不足であることから、労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかること。とりわけ、介護職員処遇改善加算など各種支援策の県内事業所に対する周知・制度利用促進をはかるなど、労働条件の向上と人員確保に向けた対応を講ずるとともに、国に対し、さらなる事業所事務負担の軽減など処遇改善加算制度の一層の利用促進施策を要望すること。
18. 医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保の推進に向けた施策の強化をはかること。あわせて、医療従事者からの相談窓口の強化をはかること。
19. 地域医療を支える看護師の離職防止および人材の確保に向け、公立・民間を問わず夜勤月64時間以内となるよう対応を講ずること。
20. 地域包括ケアシステムの機能が十分に果たせるように、2次医療圏域における市町村間の調整をはかるとともに、処遇改善に資する報酬額となるよう、引き続き政府等関係機関に要望すること。
21. 外国籍住民の無年金状態解消のため、年金制度の抜本的な見直しを、引き続き政府等関係機関に対して要望すること。あわせて、医療費負担が困難な外国人労働者救済のための制度創設など社会保障制度の拡充を政府等関係機関に求めること。
22. 神奈川県総合リハビリテーションセンターは、高度な医療技術や専門性を有する県の重要な医療・福祉拠点施設として存在意義は大きく、県は設置者としての責任を負うことから、よりよい施設運営や地域医療・福祉の維持・向上に向けて、そこで働く職員の意見聴取・反映を行うこと。
23. 「かながわ困難を抱える女性等支援計画」に基づき、DV被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

## 社会インフラ

1. 住民の移動手段である公共交通事業は、医療や福祉・子育て・社会保障分野との連携（クロスセクター効果）により、地方創生や環境保全、高齢者や障がい者の社会参画、住民福祉の向上をはかる重要なインフラである。持続可能な公共交通の確立に資するため、地域実態に即した地域交通の確保・維持・改善に向けた施策の拡充を行うこと。
2. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が、2024年4月より適用されたが、過労運転による交通事故を防止するため、乗合・貸切・高速バスなど業務形態に応じた基準への変更を国に要請すること。また、休息期間（インターバル）については、11時間以上の確保を推進するとともに、連続運転時間の短縮等、適正な労働条件を確保するよう政府等関係機関に対して要請すること。あわせて、連続運転時間の短縮と適正な労働条件の実現に向けて必要な人員を確保する取り組みを進めること。
3. 公共交通運転者不足が深刻化するなか、車両整備員についても減少傾向にある。車両整備員についての教育訓練助成制度等を創設するなど、確保支援をはかること。
4. 公共交通機関の車内や駅などにおける職員への暴力行為の発生件数は依然として高止まり傾向であると同時に悪質化している。引き続き警察などとの連携を強め、暴力行為の撲滅に向けた取り組みを強化すること。また、増加している職員に対するカスタマーハラスメントについても実態を把握するとともに取り組みを強化すること。
5. 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある自転車や電動キックボード等の危険走行や違法駐車・駐輪に関しては、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発活動に取り組むこと。
6. 近年多発する大規模災害に備えた避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進め、引き続き自治体・交通事業者が警察・消防等と連携した訓練を実施するとともに、各交通事業者のさらなる参加促進をはかること。また、関係機関すべてが集まる常設の審議会等を設置すること。あわせて、大規模災害における各事業者の車両移動計画等について消防、警察と連携し情報共有に努めること。
7. 神奈川県の実情に即した県主導の「水道基盤強化計画」の制定をはかり、すべての水を公共財と位置づけ取り組みを行うこと。また、水の供給については、社会的責任とその役割、安定した経営を確保し、公的責任による運営を維持すること。
8. 下水道（汚水処理）は、環境保全や伝染病対策を行う上で重要な事業であり、防災・減災対策においても下水道の整備・拡充は重要な課題である。引き続き各市町村における下水道管渠や処理施設の整備・拡充に向け、必要な財源を確保するよう政府等関係機関に求めること。

9. 発災時応急対策の業務執行が可能となるよう技能労務職を含めた自治体正規職員の人員および機材について、抜本的に検証し、拡充すること。また、国が示す対口支援の対応に向け、受け入れ自治体の人員体制整備に対する助言を行うこと。
10. 高齢者や障がい者をはじめとする災害時要援護者の支援について、能登半島地震においては脆弱さが課題となった。とりわけ福祉避難所については、施設の被害や職員等の被災等により、開設は一部に留まっていた。福祉避難所を含めた避難所の環境整備や災害初動時の支援・誘導・搬送等、総合的な対策を強化するとともに、県内各自治体や福祉避難所等を設置する事業者に対する助言・支援を行うこと。また、広域災害に対応する帰宅困難者への対策を引き続き強化すること。
11. 地震、津波、原子力関連施設、石油コンビナートなどの同時複合災害についての実効性のある防災、減災計画を立案すること。
12. 増加する消防・救急・救命緊急出動等に対応する人員体制、人件費等の確保に向け各自治体への支援をはかること。また、他府県への災害派遣時の派遣消防隊員自身の食糧物資の備えや感染症対策を強化すること。
13. 原子力艦船の緊急事態の判断基準および災害発生時の即時退避基準などを抜本的に見直すこと。2016年7月、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアル改定で発動する放射線レベルについては、原子力艦事故も原発と同様に $100\mu\text{Sv/h}$ から $5\mu\text{Sv/h}$ に改定されたが、防災対策範囲の見直しはなかった。国が定める原子力艦船の防災対策範囲は、わずか3km以内であり、十分な対策範囲とはいえないことから、神奈川県地域防災計画原子力災害対策計画とあわせて、防災対策範囲上のダブルスタンダードを国に求めること。
14. 緊急時、地域住民は、国や県から情報がないことによって混乱が増えるものとする。そのため、原子力災害の緊急時における、情報提供体制・避難対策を確立すること。また、宮城県、京都府、新潟県などは、SPEEDIを1つの資料要素として活用し、避難対策に資する対策を講じている。原子力艦船から発する核種についての知見を含め、神奈川県として、事故後の避難誘導対策についての考え方を示されること。
15. 原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、保育園、学校等教育施設、公共施設周辺に安定ヨウ素剤の配置を行うなど重点的な対策を講ずること。

## 環境・エネルギー

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」に係る再商品化など、県内すべての自治体での運用にむけた支援を行うこと。また、廃棄物対策については、適正処理の観点から拡大生産者責任を迫ること。また、「循環型社会形成推進交付金」制度を充実させ、自治体財政の負担軽減をはかるとともに、昨今の気象変動にともなう大規模災害にも対応できるよう関係機関に働きかけること。

2. 国際的なプラスチックの環境負担を鑑み、適正排出と地域美化の強化をはかるとともに、河川から沿岸部にかけての環境整備に向け、自治体所管の枠組みを超えて連携した管理体制の構築をはかるとともに、海洋プラスチック問題についても具体的対応策を検討すること。
3. 産業廃棄物の最終処分場について、県立県営の最終処分場「かながわ環境整備センター」の運営状況を鑑み、その必要性についての研究の進捗状況および研究結果に基づく今後の対策・方向性を明らかにすること。
4. 県として廃棄物全般の最終処理問題について、広域処理も含め各自治体と連携して対応にあたること。
5. 放射性物質汚染対処特別措置法の対象となっていない各種の放射能汚染物質（資源化再利用を含む）について、発生および処分の実態、現在の保管量および保管状況を把握し、汚染物質が安易に処分・再利用され環境中に拡散することがないように長期的に管理できる体制を確立すること。

#### **教育・人権・平和**

1. 「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」における活動内容を示し、要望に対する実施結果を引き続き公表すること。
2. 日米地位協定を抜本的に改正するよう政府等関係機関に求め、在日米軍兵士による犯罪等の刑事事件における第一次裁判権を条文上改訂するよう求めること。
3. 公正採用の実効性の取り組みとして、神奈川労働局、県教委、市町村などと連携した協力体制を強化するとともに、県内事業場・主に対する啓発を強化すること。
4. 人権教育の推進をはかること。特に、学校を中心とした人権教育にとどまることなく、企業や市民への人権教育の普及に資するため、企業における人権研修の実施状況を把握すること。
5. LGBTQ+などの性的マイノリティや在日朝鮮人、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定すること。
6. 公共施設等の利用がしやすくなるよう、性的指向および性自認に関する合理的配慮を行うとともに、性的指向や性自認に関する差別防止、LGBTQ+に関する理解を深めるため、すべての職員に人権に関する研修と県民に対する啓発を行うこと。
7. 朝鮮学園への補助金制度、学費補助金を早期に復活すること。
8. 学校や職場、社会におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。

9. 「ヤングケアラー」の支援にあたっては、あらゆる教育関係機関および行政機関との連携を強化するとともに、実態の把握と包括的な支援体制の拡充を行うこと。

## 行財政

1. 政府等関係機関に対し、各自治体の役割に応じた安定的な財源確保に向け、偏在性の少ない消費税を中心に国税から地方税への税源移譲を行うよう働きかけるとともに、地方交付税の法定税率引き上げによる財源確保など、抜本的な対策を行うよう働きかけること。
2. 地方自治の確立に資する財源の確保に向け、地方交付税の算定等にあたっては次の事項に留意するよう、国に働きかけること。
  - (1) 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
  - (2) 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
  - (3) 給与関係経費については、民間の賃上げ動向や人事院また人事委員会勧告等を十分に反映した額を確保すること。また、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善がはかれるよう、十分な財政措置を行うこと。
  - (4) 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保などを含めた財政措置を行うこと。また、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実をはかること。
  - (5) 特別交付税の算定において、自治体における一時金等の上乗せ支給を減額算定の対象とする規定を廃止すること。
3. 良質な公共サービスの構築と適正な労務費を確保するため、賃金の下限や使用者の支払い義務などを定めた公契約条例を制定すること。あわせて、適切な人件費積算や公正労働条件条項を含めた入札改革等を進めること。
4. 指定管理料について、人件費確保のために、適正な人件費を積算した指定管理料を設定し、契約期間中の引き下げは行わないこと。また、指定管理者が自らの努力で利用料徴収など増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元する仕組みを構築すること。
5. 指定管理者制度の導入にあたっては、これまでの実績等を考慮した非公募による選考を基本とし、公募を行う場合の選定評価については、労働福祉、雇用安定、生活賃金、障がい者雇用、地域貢献など自治体政策・社会的価値および労働環境評価を選定基準に加えた総合評価方式での選考評価を行うこと。
6. PFI 制度などの民間活用は、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損なわれないよう慎重な検討を行うこと。

## その他（ジェンダー平等に関する要求）

1. 「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の実効性の確保に必要な財政措置を行うこと。あわせて、プランの推進・達成状況について次のとおり定期的なフォローアップを行うこと。
  - (1) 県内の全自治体において、男女平等参画条例・推進計画の策定が行われるよう必要な対策を講じること。
  - (2) 県内の男女平等に関する施策の進捗状況について把握するとともに、その結果に関する情報提供など必要な措置を講じること。
2. 性的マイノリティの財産権など権利保障に関する社会環境整備と県民の理解に向けた周知・啓発を進めること。また、LGBTQ+に対する性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止施策を講じること。あわせて、県を除くすべての県内自治体において同性カップルが不利益を被ることがないようパートナーシップ制度が制定されたが、制度の自治体間の連携・相互利用に向けては神奈川県における制定が必須といえる。加えて、誰もが平等な社会の実現をめざす県のスタンスを明確に示すためにも、県においてもパートナー制度の制定を行うこと。
3. 県職員に対し、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）や固定的性別役割分担意識払拭に向けた研修を行うとともに、民間事業所に対する啓発、研修等の支援をはかること。
4. 男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、政治分野における啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。
5. 県に設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、当面の最低目標値を40%とし、50%をめざすこと。あわせて、県内における女性管理職（女性幹部職員）の割合について、目標値（民間企業で13%、教員・警察官を除く県職員で30%）へ到達するよう推進するとともに、50%をめざすこと。
6. 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。
7. 選択的夫婦別姓制度の導入に向け、政府等関係機関に働きかけること。

# J A M

## 経済・産業／雇用・労働

### 1. 神奈川県内での企業の閉鎖・撤退への対応

人口の自然減は全国どの自治体でも共通の課題だが、事業の合理化、生産性向上で事業規模は今後も縮小し続けると考える。県内からの企業撤退＝雇用、労働人口の減少＝企業からの減収減益と、全てが地方行政の弱体化に繋がる。また、県内主要高速道路周辺を中心に、工場跡地への巨大物流倉庫の建設・稼働により、周囲の交通渋滞の発生による地域への影響、更には企業撤退によるものづくり産業の衰退も懸念される。

神奈川県として安心して働くことができる社会の実現と、行政活性化のための積極的な企業誘致と既存企業への支援を早期に講じること。

## 福祉・社会保障／教育

### 1. 神奈川県として、東京都に負けない魅力的な子育て世代への支援を行うこと。高校生もしくは大学生から、公立・私立問わず、学費だけでなく、給食その他の費用（通学）などへの支援を行うこと。

特に、神奈川県においても東京都の様に、家庭の経済状況に係わらず子供たちが希望する進路選択が出来るよう、高校生の授業料助成額に対する所得制限を早急に撤廃すること。

（東京都では2024年4月から所得制限の撤廃を実施）

### 2. 共働きでも子供を産み・育てやすい環境や制度の実現に向けて、県や地域での支援制度、教育費、医療費の補助などを行うこと。

また、幼稚園・保育園における待機児童ゼロと保育料の無償化、もしくは減額を行うこと。

### 3. 子供が教育に悪影響を及ぼす可能性のある情報に触れないように、情報セキュリティの強化に取り組むこと。

## 社会インフラ

### 1. 神奈川県内では主要な国道・県道、高速道路や河川の橋梁が数多くあることから、自動車の往来が激しく、自転車利用者・歩行者にとって危険な箇所が散見される。例えば相模グリーンラインの様な自転車道や、遊歩道を神奈川県全域に作り、利便性向上も含めた施策を講ずること。

### 2. 神奈川県内の国道16号及び246号の慢性的な渋滞緩和策を講じること。通勤時間帯が特に酷いと感じるが、日中も必ずどこかでは混雑している印象がある。道路車線拡幅や信号のタイミング調整など、抜本的な見直しを行うこと。

### 3. 今後利用するモビリティの変化に向けた駐輪場の拡充、小型化、電動化に向けた環境整備、利用者へのルール徹底、安全対策を検討・実施すること。

4. コロナ禍以降、電車・バスの本数が減ったため、通勤ラッシュ時の混雑、子供の送り迎え等に影響が出ている。ラッシュの緩和、時差出勤の周知、電車・バスの増便について対策を講じること（臨港バス、神奈中バス等）。
5. 神奈川県内の鉄道ホームでの危険性が増している。駅員が配置されていなかったり、一部のモラルが欠如した人により、身の危険を感じる事が多々ある。周辺都県に比べて顕著に危ないと感じるので、ホームドア設置、駅員・警備員の増員など、早急な対策を講じること。

## **行財政**

1. 政策の内容を分かりやすく、県民・市民の目に付きやすい工夫を行うこと（資料整備 WEB 掲載など）。

# 神 教 協

## 教育・人権・平和

【重点】国の教育改革のとりくみについては、県および市町村の教育行政の独自性確保と現場教職員・児童生徒・保護者・地域住民の意見をふまえるよう働きかけること。

また、憲法・こども基本法および子どもの権利条約にもとづく教育行政施策および教育条件整備へのとりくみを進めること。

1. 神奈川における教育施策の推進。教育諸課題の解決にむけて、長期的かつ積極的な施策については、現場教職員との協議を重視すること。
2. 教職員の看過できない超過勤務状態を解消するため、実効性ある施策を実施すること。  
特に、改正給特法（2025年6月11日成立）により、服務監督教育委員会が、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し、策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を着実に遂行するよう、市町村教委にはたらきかけること。
3. いじめ、暴力行為、虐待等の防止にむけた学校や教職員のとりくみを支援する施策を行うこと。
4. 不登校児童・生徒の居場所づくりにむけ、施設の充実、人的体制の充実となる施策を行うこと。
5. 地域の教育力を生かした教育活動、教育ボランティアとの連携、施設開放等「開かれた学校づくり」を推進するための条件整備と人的配置を行うこと。
6. 地域からの教育改革を進めるため、「個性・共生・共育」のふれあい教育について県民の立場で議論ができる場を広げるよう努めること。
7. 平和・人権・男女平等・環境・国際理解・多文化共生の教育を具体的に推進すること。
  - (1) 「非核兵器県宣言」を実効あるものにするため、啓発活動を行うなどの教育施策を推進すること。
  - (2) 「部落差別解消推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」等の理念にもとづく「差別解消県条例(仮称)」を制定し、差別を許さない人権・同和教育を具体的に推進するとともに、「神奈川県人権教育推進協議会」の発展にむけた条件整備に努めること。
  - (3) 男女平等参画を進めるため、男女共同参画プラン等にもとづき、ワーク・ライフ・バランスの推進と男女平等教育の一層の充実をはかること。
  - (4) 県民・市民のプライバシーを守り、人権侵害を阻止するための制度を確立すること。また、市町村にも働きかけること。
  - (5) 国際情勢にかかわり、子どもや家族への国籍等による人権侵害を防止するようとりくむこと。

8. 働くうえで必要な労働法の知識、ワーク・ライフ・バランス等に関する労働教育が十分実施されるよう条件整備を行うこと。
9. 教職員研修については、「自主・民主・公開」の原則をふまえ、研修充実の立場から教育現場の課題とニーズに応える観点に立って精選化・重点化・スリム化にむけ、さらに検討すること。
10. 教職員の自主的・主体的に行う研修については、これを積極的に支援すること。特に長期休業中の自主的な研修を保障すること。
11. 県立高校改革の実施にあたっては、県民に対してていねいな説明を行うとともに十分な理解を得ること。
  - (1) すべての子どもの希望に応じた高校進学を保障するため、全日制進学率の向上に努め、進学希望に応えられる定員計画を策定すること。また、定時制・通信制教育については、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容や学習環境が提供できるよう、条件整備に努めること。
  - (2) 県立高校改革におけるインクルーシブな高校づくりについては、支援を必要とする子どもたちの進路や学びを保障するよう、条件整備を行うこと。インクルーシブ教育実践推進校については、希望するすべての子どもの学びを保障するために、特別募集のあり方を見直すとともに、人的配置を含めた条件整備を進めること。
  - (3) 在県外国人等特別募集については、近年の志願者数の動向に応じて、対象校を拡大すること。
  - (4) 再編統合については、地域とともにある学校づくり、生徒の通学の負担等に十分配慮して検討を行うこと。
  - (5) 県立高校改革をふまえ、耐震・老朽化対策をはじめとする校舎の改修・新築を推進すること。また、人的・予算的な措置により教育条件整備を拡充すること。
12. 県公立高等学校入学者選抜制度の検証を行い改善するとともに、教職員負担をとまなう入選業務については、より一層の軽減策を講じること。また、中学校における進路指導・進路事務については、引き続き条件整備を行うこと。
13. 生涯学習については、県民のニーズに応え、「いつでも、誰でも、どこでも」自由で自主的な学習・文化・スポーツ活動ができるよう条件整備をはかること。
14. 「共に学び、共に育つ」ことをめざす教育の確立にむけ、子ども・保護者・関係教職員をはじめ、県民の要求に根ざしたインクルーシブ教育を保障するため、条件整備を行うこと。
15. 「子どもの貧困対策推進法」の理念を尊重し、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、すべての子ども・青年に学習権を保障するために、さらなる条件整備を行うこと。
  - (1) 給食費や学校徴収金の保護者および学校の負担の軽減をはかること。あわせて「公会計化」を進めること。
  - (2) 就学支援のため、高校生に対する自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

- (3) 高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。  
あわせて給付型奨学金の拡充を国に求めること。
  - (4) 就学援助については、準要保護の援助費目を拡充すること。また、準要保護の設定にあたり所得基準を引き下げないこと。
  - (5) 相談活動や相談機能の充実の観点から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのより一層の拡充に努めること。
  - (6) 支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して学習支援のさらなる充実をはかること。
  - (7) 幼児教育・保育の無償化についてとりくむこと。
16. 国際人権規約にある高等教育・中等教育の漸次無償化の趣旨をふまえ、高校授業料無償化を進めること。当面、高等学校等就学支援金等については、すべての受給対象者に周知をはかること。
17. 「全国学力・学習状況調査」については、廃止を含む調査のあり方の抜本的な見直しを求め国に働きかけること。また、学校別の結果公表については、混乱や子どもの不利益が生じないように、慎重な対応を市町村教委に働きかけること。
18. 義務教育の機会均等および水準を維持するために、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算増額を引き続き国に働きかけること。
19. すべての子どもたちに、ゆたかでゆきとどいた教育を保障するため、小学校の35人学級の状況をふまえ、中学校の確実な実施とともに高等学校においても学級編制基準の改善がなされるよう国に対して強く働きかけるとともに、神奈川県における教職員配置基準の改善を行うこと。
- (1) 教職員定数については、ゆたかな学びの創造と教員の働き方改革の実現を念頭に、完全配置を確実に行うこと。
  - (2) 教育課程に対応した教職員配置を行うとともに、外国につながるのある児童生徒・帰国児童生徒の教育保障にかかわる教職員配置の拡充を行うこと。さらに、安心して学校で生活や学習ができるよう支援事業を行うこと。
20. 公務員の採用にあたっては、国籍条項を撤廃すること。教員は教諭として採用すること。
21. 教育委員会については、教育の政治的中立性と継続性・安定性確保の観点から、これまでと同様に執行機関としての責務を果たすこと。
22. 定数内臨時的任用職員の解消に努めるとともに、臨任・非常勤職員などを確保するためのシステム確立、待遇改善、研修の機会の充実（スキルアップ）など条件整備にむけて手だてを講ずること。
23. 教職員のメンタルヘルスについての対策を充実すること。
24. 学習指導要領については、子ども・地域・学校の実態をふまえ、条件整備を必要とする諸課題の解決をはかること。

25. 公正採用の普及・啓発をはかるため、関係機関と連携のうえ、「全国高等学校統一応募用紙」の使用を義務づけるとともに、その趣旨の徹底をはかること。

26. 部活動については、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」のもと、部活動指導員のさらなる配置拡大を進め、市町村を支援すること。さらに高校への拡大を含め、方針の見直しを行うこと。

## **福祉・社会保障**

1. 子どもの貧困を解消するために、総合的な施策を講ずること。

(1) ひとり親世帯の就労支援や経済的支援等について、環境整備をはかること。

(2) 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援について、きめ細かい支援を実施すること。

(3) 児童扶養手当をはじめとした子育て世代への経済的支援の拡充を、国へ働きかけること。

2. だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築すること。

(1) 安心して子を産み育てられるよう、相談体制、地域医療の充実をはかること。

(2) 待機児童の解消を最優先課題と位置づけ、許可・認定施設の確保にとりくむこと。また、安心して預けられるよう、保育の質を確保すること。

(3) 認可外保育施設利用者、延長保育利用者の負担を軽減すること。

(4) 放課後児童クラブについて、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかること。

3. 「次世代育成支援対策推進法」における行動計画の進捗をふまえた支援対策を進めること。

4. 「ライフキャリア」、「ライフプラン」教育支援については、人権に配慮して進めること。

## **将来を見据えとりくむべき政策提言**

1. 子どもの貧困の改善にむけ、具体的な数値目標を設定し、その実現に努めること。

# J E C 連 合

## 経済・産業（地域経済政策・産業政策・資源エネルギー政策・中小企業対策）

1. 地元中小企業の活性化施策の一環として、官公需の受注を地元中小企業に優先的に行うことにより、地域雇用の創出、新規事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を図ること。
2. 少子高齢化による厳しい雇用情勢のなか働く場の確保に向けて、中小企業ならびに地場産業へ支援強化（大・高新卒対象のガイダンス開催や中小企業人事教育など）、福利共済制度への支援強化を図ること。
3. 企業の撤退などによって生じた空き地を有効活用すること。地元の活性化を最優先とし、新たな企業もしくは商業施設の誘致を積極的に行う市町村を支援すること。
4. 神奈川県石油コンビナート等防災計画の特別防災区域には十分な体制を構築するとともに、当該地域の企業への必要な支援を行うこと。
5. 新規産業の誘致、創出を行い、高齢者の雇用を促進すること。併せて既存企業の雇用促進に向けて、支援の充実を図ること。
6. 中小企業の継続的な操業のため、新たな設備投資をする企業に支援すること、また操業における企業の抱える問題等の相談窓口を強化していくこと。
7. 神奈川県の企業・観光スポットをより深く知ってもらうため、観光周辺地域・企業への支援を強化すること。併せて海外からの観光客に対応するために、多言語による PR・情報発信、観光ガイドの育成促進を図ること。
8. 工場地域と居住地域の混在防止を支援すること。とりわけ既存産業の永続的な操業に資するため、準工業地域における住工混在の騒音・振動など諸問題に対応した相談窓口、および助成・支援策を検討すること。
9. 第4次産業改革の進展に伴い、すべての産業に起こり得る様々な変化への対応を検討し、産業構造の変化に対応した働く者への学び直しや企業の能力開発に対する支援を強化すること。
10. 今後成長が見込まれる AI や成長産業についての雇用促進の充実および企業への支援を検討すること。
11. 地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業へ偏りのない支援策の創出や地元観光業のため、マイクロツーリズム（県内移動）に対する支援を検討すること。

## **雇用・労働（雇用・労働政策・ワークライフバランスの推進政策・障がい・障がい者、**

### **外国人労働者に対する雇用政策・非正規労働者政策・男女平等政策）**

1. 男女共同参画社会の意義と理念について積極的な啓蒙活動を進めるとともに、推進の核となる組織の充実や、男女共同参画を阻害する要因についての現状の点検と問題点の解消を図ること。
2. ワークライフバランスや両立支援に関する企業の取得状況等の実態調査および教育に努め、今後のワークライフバランスの普及、啓発を推進すること。テレワークの選択等による、長時間通勤者等の負担軽減を積極的に行い、労働意欲の維持・向上を促すこと。
3. 「適正な業務履行が確保できる価格制度」および「公共サービスの質の向上と社会的価値を重視した自治体政策に資する入札」との観点から公契約条例制定に向けて神奈川県・横浜市・相模原市として前向きに検討すること。
4. 同一労働同一賃金が導入されたことにより、非正規雇用と正規雇用の賃金と労働条件に格差が生じないようにし、労働者が安心して働くことができるよう、雇用の安定を確保する対策を講じること。
5. 事業主向けに、労働法規解説を課題別説明用にリーフレットとして作成し、労働関係コンプライアンス遵守について説明会やセミナーを開催すること。
6. 障がい者と外国人労働者が働きやすい環境を構築するためのルール作りと積極的に採用できるように企業に働きかけを行うこと。
7. 各種ウイルス等の感染者を解雇や雇止めにすることを含め、職場内差別に繋がる行為およびその放置は絶対に認めない。
8. 少子高齢化が継続する中で、増加する高齢労働者が担う責任範囲と報酬のバランスが適正であるか現場の声を聞き、必要な場合は適宜改正を進められるよう努めること。

## **福祉・社会保障（福祉・社会保障政策・子育て支援政策）**

1. 育児支援について、障がいを持つ子を育てる親に対する手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）についても、不公平感の払しょく、継続して働くことの支援、精神的・物質的な負担軽減、対象となる子どもに適した育児支援による将来的な障がい者雇用の促進といった観点から、所得制限撤廃を速やかに行うこと。
2. 発達の遅れや障がいのある子どもを育てる際に掛かる金銭的な負担軽減に向けて、障害者手帳や療育手帳を持っていない児童であっても健康面・安全面で必要な治具などの購入に関する支援を行う仕組みを検討すること（医師の診断書でも代替できる等）。

3. 男性の育児参画が女性活躍や少子高齢化にも大きな影響を及ぼすと考えられることから、男性の育児休業取得に向けた支援・環境整備を促進すること。なお、取得期間については、育児参画の目的に見合った長期間の取得を推進すること。  
また、事業主に対しては、男性の育休取得が取得人数だけを求めることのないように、囚われることなく円滑に行われ、本人が希望する期間が取得できるようにするための業務の配分や人員の配置に係る必要な措置を実施するなどの方針を周知すること。
4. 子どもの貧困解消に向けて、教育や生活、保護者の就労、経済的支援、ひとり親支援の充実など、不平等を無くすために必要な支援策に取り組むこと。中高校生や若者を抱える世帯の貧困対策を充実させること。
5. 児童養護施設出身の若者の居住や学業継続、就労などの継続したサポートを区市町村とともに行うこと。
6. 保育・介護従事者の人材確保や定着のために、労働条件の向上や環境改善を進めること。

#### **社会インフラ（社会制度政策・交通政策・情報通信政策）**

1. 在宅勤務やテレワークの普及、また学校では通信教育が行われるなど、働き方、生活様式が大きく変化する中で、社会環境におけるデータ通信量の負荷は増加したものと認識する。今後も ICT 技術の進化、活用の促進などが予測されることから、通信障害への対策や、低遅延性、高信頼性の面において、通信インフラを引き続き整備すること。
2. 慢性的な渋滞の解消を目的に、交通量調査、モーダルシフト、高度道路交通システム (ITS) 政策の推進により交通・輸送の効率化を図ること。
3. 大震災やそれに伴う原発事故の教訓として、災害時の地域におけるエネルギーの確保が必要との観点から、県内エネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として病院や役所などを拠点とした自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの構築に向け働きかけを行うこと。
4. 子供を狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となり、実態に沿った防犯体制の確立と効果の継続を行うこと。
5. 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁など既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うことで、災害時の破損の防止、地域住民の生活・安全・環境を確保すること。
6. 低所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定を確保するとともに、県民が安心して暮らせる社会の実現を目指すこと。
7. 高齢運転者による交通死亡事故が多発している中、加齢に応じた、きめ細かな交通全教育等の推進や、免許更新時における適切な検査の実施、運転免許証の自主返納に関する広報活動の強化推進を図ること。

8. 子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などに基づいた施策が展開され、少子化問題の改善に向け取り組みを進めているものの、いまだなお、進行が予想されている。改善に向け企業や公共団体と連携し、取り組みをより一層強化すること。
9. 【新】大規模な災害発生時には避難所での生活の長期化が想定される。他都道府県や海外の避難所を参考に、神奈川県での避難所の在り方を検討し、復興計画等の策定を行ない、避難所関連死の抑制を含めた減災の一助となるよう対策強化に取り組むこと。

#### **環境・エネルギー（環境政策・食料・農林水産政策・消費者政策）**

1. 住宅への新エネルギー・省エネルギー導入に関する技術開発とその推進に向けた支援体制を確立し、環境共生住宅の普及を推進すること。
2. 環境問題に関する教育を学校教育、社内教育の中に取り入れ、個人単位で可能な取り組み（ゴミの分別、節電、公共交通機関の利用等）の実施強化を図ること。
3. エネルギー不足への対応として、各企業や地域・家庭などで取り組んでいる環境施策（太陽エネルギー・CO2削減、新エネルギー車（NEV）、家庭用ソーラーシステム、エコバッグ、LED照明など）に対して、助成および支援をこれまで以上に推進すること。
4. 環境資源整備の観点から不法投棄の取り締まり強化を行うこと。
5. 今後水素自動車、燃料電池車、燃料電池等、水素エネルギー社会への転換が見込まれるが、現在インフラとなる水素ステーションの設置は手続・費用面の問題から普及が進みにくい状況である。インフラの早期普及を促進させるためにも、申請審査手続きの短縮、助成金の強化を行うこと。
6. 未使用の食料品を有効活用するために、「フードバンク」、「フードドライブ」等の各種取り組みについて、自治体が積極的に取り組むとともに活動の普及に向けた支援に取り組むこと。県民および事業者に対し、食品ロスの削減に向けた普及啓発を図ること。
7. カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に取り組むとともに、官民による技術革新の加速に向けた研究開発への支援を積極的に図ること。また、社会実装環境の整備に対し、政策的・財政的措置の支援を実施すること。
8. 県内における農林水産業を将来にわたり持続させるため、生産性向上や付加価値向上に向けたデジタル技術の開発や導入に対する支援や規制緩和等の基盤の整備を実施すること。
9. 不安定な社会情勢によるエネルギー価格の高騰、不安定化による経済的悪影響を低減するため、県民および県内企業に対する適切かつ迅速な支援を行うこと。

10. 災害時における女性のケア労働負担（家事・育児・介護等）の増大や、女性や子どもに対する DV・性暴力の深刻化が繰り返し指摘されていることを踏まえ、炊事等の労働に性別の偏りが生じない体制を整えるとともに、女性・子ども専用の安全区画や家族単位スペースの優先確保を進め、DV や性被害を防止する仕組みを構築すること。

### **教育・人権・平和（人権・平和政策・教育政策・国際政策）**

1. 学校、教育委員会および市町村は、「いじめ」による被害者（不登校）そしてその保護者を支援する地域人材の強化を努める。「幼児虐待」による被害者の訴えることのできる相談窓口や保護所の認知度向上そして早期に発見ができる地域になるように努めること。また、「いじめ」「幼児虐待」が発生させない仕組みを構築させること。
2. 教育現場の質的向上を目的に必要な教員の確保、教員養成の強化（異業種交流等を含む）、DX を推進するなど、職場環境の改善に取り組むこと。
3. 教育に対する補助が公平に受けられ、また真に子どもの教育に使われるよう内容をしっかりと判断し提案を図ること。
4. 外国につながるのある子どもの増加による各段階での言語や生活習慣の相違、また親の死別による片親での子どもの貧困に対して、補助制度を充実させて教育格差が生じない制度を引き続き推進すること。
5. ハラスメント防止対策の推進として、実態把握に努めるとともに多様化するハラスメントの基礎知識について教育機関を通じて未然防止を図ること。法律や心理、福祉等の専門的知見をもった人材を効果的に活用し、問題解決に組織的に取り組むこと。
6. 「安心して暮らし、働き、携わることのできる社会」の実現に向けて、核兵器の根絶による平和の実現を目指していくこと。
7. 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを広く普及促進し、SDGs 達成のための教育（ESD）の推進を実践すること。
8. ヤングケアラーや若者ケアラーについて、地方自治体においても、早期に認知し相談支援などの支援策の推進、社会的理解度の向上に引き続き取り組むこと。
9. 誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、自らの SOGI（性的思考・性自認）について平等に尊重され、安心して生活し働くことのできる環境実現に向けて取り組むこと。
10. SNS やオンラインゲームの普及により、子どもがデジタル空間で誹謗中傷、差別、性的搾取、依存被害等に巻き込まれるリスクが高まっていることから、学校教育において情報モラル教育に加え「デジタル社会における人権教育」を体系的に位置づけること。  
また、被害発生時の相談窓口の周知・一本化および専門機関との連携強化を図り、早期発見・早期支援体制を構築すること。

11. 将来の社会の担い手である子ども・若者が、政治や社会の仕組み、選挙の意義、権利と責任について理解を深め、自ら考え行動できる力を養うため、学校教育における主権者教育を充実させること。

### **行財政（政治政策・行財政改革政策・行政サービス政策）**

1. 公共事業は富の再分配であり、住民コンセンサスに基づく重要度と効率性によっても評価されるべきである（事業評価は採算性だけに偏重せず、地域や住民にとっての必要性を加味して行うこと）。
2. 近年、少子高齢化の進展、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きな変化を遂げる中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的、弾力的な行政運営を図る必要があることから、住民が行政に対して評価する、行政評価を導入すべきである。
3. 消費者の身近な相談窓口として、質の高い消費者行政サービスが受けられる体制の充実に向けて、消費者生活相談員の確保や雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実など機能強化を図ること。
4. 高齢化、人口減少が進行し、自治体の財政状況の悪化が懸念される。効率的な都市運営としてAI（ディープラーニング）の研究・導入を図ること。また、ベーシックインカム（最低限所得補償）の導入効果（貧困、少子化、地方活性化、行政コスト削減）などの研究を行うこと。
5. ICTの進展等に伴い、先進技術を応用するなど行政手続についての一層の利便性の向上や行政サービスにおける質の向上に寄与する取り組みを進めること。  
また、新たなニーズ（未来を担う若者の意見反映等）に対応するための既存業務の負担軽減と質の向上、既存の業務のやり方・プロセスを見直し、業務処理の標準化・フローの簡素化・ICT化等により、組織・個人の事務処理能力の向上と負担やコストの軽減に取り組み、これらにより、既存業務に係る投入資源を削減するとともに、簡素な体制であっても質の高い行政サービスを提供することを可能とし、さらには、削減した資源を、新たなニーズに対応するため、より必要性の高い行政分野や新たな行政需要に投入すること等を検討すること。
6. AIやICT活用などDX化による改善や効率化が進められている中、積極的な推進に向けてDX化に携わる人材の確保・育成を強化し、更なる生産性の向上や付加価値の向上に向け取り組むこと。また、働き方改革の取り組みを強力かつ着実に実行すること。
7. 現在はデジタル化も進んでいるため、広報物の全世帯への無条件配布から選択制配布にして印刷費の削減を図ること。
8. 神奈川県は、都市部もあれば地方もあり、災害時は各々の場所での誘導や救援活動等が必要になる。現在は、行政と自治体との連携が成り立っているが、自治体側では消防団員の高齢化・人数の低下が出始めている。行政からの補助金増額や募集等の要請を行い人材の確保に取り組むこと。

9. 【新】性別を問わず、すべての個人が自己実現できる社会を目指し、性別役割分担意識を温存する税制や民間メディア（民放）の影響を見直すため、関連する法律の改正を積極的に働きかけること。

# 運輸労連

## 雇用・労働（雇用・労働政策、ワークライフバランスの推進政策、

### 障がい者・雇用政策、非正規労働者政策、男女平等政策）

1. 宅配事業については、通販貨物をはじめ、スーパーやコンビニの食材や日用品の配送にもその利用が拡大しているが、その主たる輸配送は貨物軽自動車運送事業の個人事業主である。個人事業主には労働時間規制がなく、安価な契約運賃で長時間労働を余儀なくされており、昨今過労運転に伴う交通事故が増加している。実質的雇用関係にあるにもかかわらず、個人事業主との契約関係によるとする偽装雇用の撲滅をはかるよう、調査、監視、指導を行われたい。（補強）
2. 貨物自動車運送事業安全性評価事業の「Gマーク」制度は、単に安全性に優れているばかりでなく、適法な経営をしている事業所が認定される制度となっている。また、引越の下見や作業などに関する引越のルールを守る事業者を引越優良事業者として認定し、「引越安心マーク」を交付している。物品運搬業務委託の入札参加資格要件に「Gマーク」や「引越安心マーク」の認定を受けている者を要件に加えられたい。（継続）

## 社会インフラ（インフラ政策、交通政策、防犯・防災政策、情報通信政策）

1. 貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備がされないまま、一般車両と同様に営業用トラックも駐車違反の取り締まりが行われることは問題である。都市部における駐車場附置義務条例については、都心部に駐車場が過剰に整備されることで、社会的損失が発生するとする議論もなされているが、少なくとも荷捌き駐車施設については不足しており、設置場所の適否については検討すべきと考える。  
荷捌き用駐車場の整備、道路に停めざるを得ない現状での店舗前の物資搬入車両用の駐車マスの確保、附置義務駐車場を隔地・集約化する際の集配ドライバーの横持ちへの配慮など、物流の社会的役割を考慮したまちづくりの施策を策定されたい。（継続）
2. 荷捌き車両に配慮した駐車規制の緩和は、交通の安全と円滑を確保しつつ、荷捌車両に配慮したよりきめの細かい駐車規制の見直しを行うもので、区間により「貨物」、「貨物集配中の貨物車」、「車両」のいずれかについて、時間を限定して駐車を可能とする制度である。  
警視庁のホームページには具体的に 183 区間（2025 年 11 月 12 日現在・昨年から 38 区間の増）の規制緩和を実施している。実施されている場所を神奈川県警察のホームページで明らかにされたい。（補強）
3. 電動キックボードについては、人身事故や悪質運転などが社会問題化する中、その普及に慎重な対応を求めてきたにもかかわらず、最高速度が時速 20 キロ以下のものについては、16 歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット装着は任意とするなどの規制緩和がなされた。自転車等の取り締まりや教育指導等の対策も未だ十分とは言えない。日本の道路は、そもそも歩道と車道が区分されているところは少ない。人・自転車・自動車等の既存の道路交通との安全が阻害されることのないよう、安心して安全に走行できる空間を用意されたい。その

上で、厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれない。(継続)

4. 映像収録型ドライブレコーダーは、安全運転管理や自動車事故の未然防止に有効な手段であり、「あおり運転」等の悪質な運転による事故発生の原因究明や分析に必要な不可欠なツールとなりつつあることから、一層の普及促進に取り組むとともに、全ての公用車が装着されたい。大和市をはじめ全国的に公用車への設置が進んでおり、ドライブレコーダーの映像を警察の要望に応じて提供され、「動く防犯カメラ」として地域防犯に活用されたい。(継続)

5. 高齢者が被災した火災が多く見受けられ、また近辺への延焼被害も大きな規模となるケースが散見される。火災はちょっとした不注意で突然起こり、火の手が上がるとあっという間に燃え広がるため初期消火が重要となるが、消火器を設置している住宅は少ないと思われる。また、消火器は手順通りに扱わなければならない、高齢者や子供には扱いづらい。

小さな火の手であれば取り扱いが簡単なエアゾール式簡易消火具の火消しスプレーが効果的と考えられるので、高齢者や子供をもった方の家庭などへ配布または購入時の補助金制度の導入を検討されたい。(新規)

#### **環境・エネルギー（環境政策、エネルギー政策、食料・農業政策、消費者政策）**

1. 盗難、紛失の心配もない宅配ボックス（オープン型宅配ロッカー）について、駅・マンション・大学等に加え、戸建住宅への設置の拡充に向け、助成の継続と増額に取り組まれない。(継続)

2. 喫煙場所の整備については、「望まない受動喫煙」対策として、全国各地で実施されている対策を鑑み、愛煙家・嫌煙家が共存できる社会を構築されたい。(継続)

# 全 水 道

1. ライフラインである上下水道は安全・安心で安定した運営を目指し、将来も公営で担うとともに、事業の根幹である技術力の維持・継承のための経済的・人力的確保に努めること。  
(継続)
  
2. 「水循環基本法」を受け、神奈川県においても、国の水循環基本計画に基づく条例制定も視野に、これまで以上に水源環境の保全施策を進めること。また、「流域として総合的かつ一体的な管理」が求められていることを踏まえ、水源域である山梨県及び静岡県とも協議し、県境を超えた施策に協力して取り組むこと。具体的には、次のことを進めること。
  - (1) 相模湖が湖沼指定され、窒素・リンの環境基準が暫定目標として設定されたが、暫定目標はほぼ達成されているにも関わらず、富栄養化はまったく改善されていない。早急に暫定目標の見直しを行い、より厳しい値とするよう国に働きかけるとともに、湖沼法の指定湖沼に申請し、国及び山梨県とも協力して新たな規制や施策を講じること。
  - (2) 相模湖の富栄養化対策のひとつとして、桂川流域の下水道未整備地域における「市町村管理型の合併処理浄化槽」の設置促進等について、山梨県側と協議・検討すること。
  - (3) 水源河川の土砂対策を流域単位で総合的に進めるため、神奈川県がリーダーシップを発揮し、上流県域も含めた各管理者や関係団体等とも連携しながら取り組んでいくこと。
  - (4) 上流県にまたがる水環境の諸課題に、神奈川県民も取り組みやすくするため、活動の啓発・促進を進めること。(継続)

# 全国ガス

## 福祉・社会保障

1. 入浴中の事故死亡者数は、交通事故や自然災害による死亡者数をはるかに上回っており、特に高齢者においては転倒だけでなく、ヒートショックの危険性が極めて高い。2024年の統計では、自宅等の浴槽で溺れて亡くなった方は7,776人に上り、その95%（7,363人）を65歳以上の高齢者が占め、これは同年代の交通事故死者数（2,103人）の3倍を超える水準である。特に、冬場（12月～2月）に年間の半数近くが集中することから、高齢者の重篤事故を防止するためには、ヒートショック対策の推進に引き続き取り組むことが不可欠である。

ヒートショックの防止には、冬季における住居内の温度を適切に保ち、温度差を低減させる「温度のバリアフリー化」が最も効果的であることから、高齢者の入浴時における重篤事故防止に向け、より効果的な支援策の実施および補助金の増額に取り組むこと。

具体的には「神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金」制度における窓の断熱改修等への継続的な補助に加え、新たに脱衣室や浴室への暖房機器設置に係る費用について、既築・新築住宅ともに助成対象とする等、入浴時における高齢者の重篤事故防止に向けた、より効果的な支援策の実施や補助金の増額等に取り組むこと。

## 社会インフラ

1. 近年、地震や集中豪雨、台風等の大規模災害の発生頻度が高まっており、発災時の停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じている。内閣官房「国土強靱化年次計画2025」においても、地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設等について、引き続き「避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム、ガス空調等）の導入を行うことで避難者の安全確保、災害時における重要施設の機能維持を図る」ことが掲げられている。

防災機能強化・分散型エネルギー構築の観点から、避難所や地域防災拠点となる公立小中学校の体育館や公共施設、医療機関、商業施設や工場等の民間施設へ、天然ガスを利用した分散型エネルギー促進にも資するガスコージェネレーションやGHP等の電源自立型空調設備（停電対応型機種）の導入促進、補助金の拡充等の具体的な支援策に取り組むこと。

## 環境・エネルギー

1. 2050年カーボンニュートラル宣言、2030年温室効果ガス削減目標（2013年度比▲46%）の実現に向け、日本国内においても水素エネルギーへの期待が高まる中、家庭用燃料電池は水素を活用して熱と電気を同時に作り、家庭でのCO<sub>2</sub>排出量削減にも大きく寄与する（年間削減効果約1.2t／台・年）。さらに、家庭用燃料電池は停電時発電継続機能を標準搭載しており、停電中でもお湯が利用できるため、災害時には「在宅避難」を可能とするなど、地域の防災力向上や災害に強い生活基盤の確保にも貢献できる。

こうした地球温暖化対策としての有効性および災害時の電力・熱源確保を可能にすることを踏まえ、家庭用燃料電池の普及拡大や設備投資の投資回収期間の短縮に向け、補助金制度の継続的な導入や補助金の増額等、具体的な支援に取り組むこと。

2.【新】横浜市は全国に比べ家庭部門からの CO2 排出量の割合が高く、家庭部門における CO2 削減が重要な施策であると考えます。CO2 削減に向けて、省エネルギーの推進は効果的であり、更なる省エネ機器の導入促進が必要である。現在、本市では「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業 (YGrEP 事業)」により、市民の行動変容を促し、省エネ機器の導入を進めているが、YGrEP 事業は戸建て住宅を中心とした施策となっている。

一方、横浜市は集合住宅の比率が高いという都市特性があるため、集合住宅への対策を併せて考えることが必要不可欠である。家庭部門のエネルギー消費の大きな割合を占める機器は給湯器だが、集合住宅の給湯器を高効率給湯器へ転換することにより、家庭部門の CO2 排出量を大幅に削減させることができる。

神奈川県においても、集合住宅における高効率給湯器導入促進のための補助金制度の拡充や、情報提供・啓発活動の強化に取り組むこと。

3.【新】災害時における避難所の環境向上は、避難者の生命と健康を守る上で極めて重要である。特に、熱中症対策は喫緊の課題であり、適切な空調設備の導入が不可欠と考える。

横浜市では、地域防災拠点となる小中学校の体育館 133 校において、災害に強い都市ガス供給による停電対応型ガス空調設備の導入を進めている。この取り組みは、「横浜市地震防災戦略」に基づき、避難所開設・運営マニュアルにおける要配慮者保護室、更衣室・授乳室、一時的なベッド設置場所の確保等、より質の高い避難所環境を実現するために不可欠である。

さらに、保健室や普通教室への停電時対応型空調の普及、さらに多様な避難者支援として、帰宅困難者の一時滞在環境における都市ガスによる停電対応型空調や自立型分散電源の導入による電源確保と環境向上も喫緊の課題である。

神奈川県においても、県内全域の避難所における停電対応型空調設備の導入促進、および自立型分散電源の導入支援に関する政策制度の策定と財政支援の拡充に取り組むこと。

4. 2030 年度 温室効果ガス排出量▲46% (2013 年度比) や、2050 年 脱炭素社会の実現に向けて、ガス業界では、再生可能エネルギー由来の電力で水を電気分解して作るグリーン水素等と CO2 を合成するメタネーションによって「e-methane (イーメタン：合成メタン)」を製造する取り組みを進めている。

e-methane は燃焼時に CO2 を排出するが、メタネーションを行う際の原料として発電所等から回収した CO2 を利用することから、排出量と回収量が相殺され、大気中の CO2 は増加しないため、カーボンニュートラル実現の鍵を握る技術といえる。また、e-methane は、都市ガス導管等の既存のインフラや設備を活用して、天然ガスを代替することができるためコストを抑えつつ、より円滑な移行への貢献が期待できる。

この e-methane のような先進的な取り組みに関しても、事業相互間や行政と事業者間との連携促進等、事業者の主体的な取り組みの支援に取り組むこと。

## 社会インフラ／環境・エネルギー

1.【新】公共建築物の ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化は、光熱費の恒常的削減、施設価値の向上、および温室効果ガス削減等の多大な効果をもたらす。特に、都市ガスによる停電対応型空調や自立分散型電源を組み込んだ ZEB は、施設の電力依存度を低減し、大規模災害等による停電時においても、自立運転により施設機能の維持を可能とするため、非常時の市民の安心・安全を確保することにもつながる。

これは、平時における省エネルギーによる環境貢献に留まらず、提言内容（エネルギー・インフラ）の多重化を通じて、災害に強い公共施設を構築するという観点からも極めて重要であると考えます。

県内の公共建築物における ZEB 化、特に都市ガスを活用した停電対応型空調や自立分散型電源の導入を促進するための政策的支援策の拡充および財政的支援制度の創設に取り組むこと。

# 女性委員会

## 経済・産業

1. 【重点】改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、課題解決に向けた取り組みを進めること。（雇用・労働にも記載）

## 雇用・労働

1. 【重点】職場において、ジェンダー平等の促進をはかるため、能力強化のための研修に女性も積極的に参加できる環境づくりを働きかけること。
2. 【重点】性別役割分担意識を払拭するための職場における意識改革を進める研修・啓発・広報等を充実させること。
3. 【重点】労働環境が男性中心型となっている慣行を見直し、男女ともに育児・介護をはじめとした家庭生活に積極的に関わられるようにすること。
4. 【重点】自己実現に向けた人生選択ができるよう、長時間労働の抑制や勤務間インターバルなど働き方について啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進していくこと。
5. 【重点】ハラスメントの対応について
  - (1) ハラスメントを正しく理解するための啓発を行うこと。
  - (2) 職場でのあらゆるハラスメント防止の徹底をはかること。
  - (3) 幅広い対応ができるよう相談員のスキルアップを行うこと。
  - (4) 相談窓口の数を増やすこと。
  - (5) 相談窓口の周知を徹底し、多言語で広報を行うこと。
  - (6) 再発防止に向け、行為者（加害者）に対し、厳しい措置を講じるよう指導するとともに、加害者教育の機会を充実するよう求めること。
  - (7) 被害者救済の体制を充実させること。
6. 改正男女雇用機会均等法の徹底と法に基づく取り組みの強化。
7. 改正女性活躍推進法に基づき、公表される「男女の賃金の差異」に対し、内容を分析のうえ、適切に指導すること。（経済・産業にも記載）
8. 男女共同参画社会基本法に基づく推進条例の行動計画（かながわ男女共同参画推進プラン（第5次））を着実に実施。
  - (1) 審議会等における女性委員の参画比率の目標達成に向け、選出方法を含め具体的な見直しをはかり、進捗状況を引き続き公表すること。
  - (2) 男女平等社会の実現のため、広く県民・市民に向けての広報・啓発活動を実施すること。

9. 育児・介護休業法の改正について、周知・啓発すること。
10. 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等に基づき、次の取り組みを進めること。
  - (1) 育児休業の取得による、昇級、一時金、退職手当に関する不利益を生じさせないこと。
  - (2) 育児休業取得者の拡大をはかる視点から、休業後の復帰支援の充実をはかること。
11. 子どもを持つ母親の就労および能力開発を支援するため、一時保育を含むワンストップジョブサービス施設の拡充をはかること。
12. 生活の変化に応じた多様な働き方の選択を可能にするとともに、適正な処遇・労働条件の確保と、女性の能力発揮の促進をはかれるよう環境を整備すること。
13. 妊娠した女性労働者が安心して働き続けるために、「母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。
14. 不妊治療を望む労働者が治療と仕事の両立ができる労働環境にするため、「不妊治療連絡カード」に基づいて、適切な措置を講ずるよう事業主に働きかけること。
15. パートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドラインの遵守をし、労働者の同一価値労働同一賃金に則った均等待遇をはかること。

## **福祉・社会保障**

### 1. 【重点】介護をめぐる環境について

- (1) 要介護者の施設入所等の困難状況を踏まえ、遠距離介護や長期の入所待機等が生じた場合に、介護離職者を生じさせないため、介護サービスや社会保障の充実をはかること。
- (2) 利用者が住み慣れた地域で人生を全うできるよう、介護施設を増やし、質を向上するため、介護士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、介護士の人材確保対策を一層強化すること。
- (3) 介護施設への補助金等により利用者の負担を軽減すること。

### 2. 【重点】保育をめぐる環境について

- (1) 待機児童の抜本的解消を前提とし、認可・認定施設の確保・新設に取り組むこと。
- (2) 安心して預けられる保育の質を向上するため、保育士の労働環境を改善し、かつ、キャリアに見合った賃金を保障するなど制度をさらに見直し、保育士の人材確保対策を一層強化すること。
- (3) 補助金等により無認可保育園の利用者の負担を軽減すること。
- (4) 無認可保育施設（企業内託児施設）への税制緩和を行うこと。また、助成金の支給基準を緩和し、支給期間を無期限にすることなど、事業継続・拡大のための措置を講ずること。
- (5) 感染症の蔓延などの有事の際に保育士が不足となる事態に備え、免許保持者のリスト化とともに再雇用を可能にするなど、保育所が維持できるよう施策を講ずること。



## 教育・人権・平和

1. 【重点】ヤングケアラーに対して教育を受ける権利が守られるよう、取り組みを進めること。
  - (1) ヤングケアラー相談ダイヤルなど相談窓口を拡充し、広く周知すること。
  - (2) スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを充実させること。
  - (3) 継続した支援の体制を整備すること。
  
2. 【重点】多様性（LGBTQ＋、外国籍等）が活かされるよう制度を整えること。
  - (1) 選択的夫婦別姓や同性婚を含め、個人が尊重されるよう制度を整えること。
  - (2) 男女平等教育の推進とジェンダー平等の視点で意識や慣習を見直すよう徹底すること。
  - (3) 外国籍の人に対して、入居や就労等の差別が起きないよう自治体が支援すること。
  
3. 【重点】性的搾取を許さない社会風土をつくるため、関係機関と連携して適切な指導を行うこと。
  - (1) 性の商品化、暴力表現等、女性の人権を冒涇するメディア、配信元に対して、条例を整備し規制すること。特に、SNS に対して早急に対応を取ること。
  - (2) 保護者や児童に対し、性被害にあわないための教育を徹底するために、必要な情報を随時、学校関連各所に提供すること。
  
4. DV や虐待の根絶に向けた取り組みを進めること。
  - (1) DV の相談体制の充実（行政・警察・民間の連携）、公設シェルターを各市町村に設置すること。また、民間シェルターへの経済的支援を実施すること。
  - (2) あらゆる暴力の根絶にむけて啓発・指導を強化すること。
  - (3) 再発防止のための加害者に対する支援を強化すること。
  - (4) デート DV、スクールセクハラ防止に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含め、対策を強化すること。
  
5. 子どもへの虐待やいじめ問題に対しては、「子どもの最善の利益」の視点に立った取り組みを進めること。
  - (1) 児童相談所を含め、福祉関係の職員を増やし、行き届いた子どもへの対応ができるよう整備すること。
  - (2) 児童相談所全国共通ダイヤル（189）を周知・徹底すること。
  - (3) 保護施設を増加すること。

## 行財政

1. 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。

# 神奈川シニア連合

## 雇用・労働

1. 〈継〉高年齢労働者の雇用については、改正高齢者雇用安定法に基づき有する資格・能力・経験が生かせる働く場の確保を行うとともに、労働災害防止対策など安全労働に向け「エイジフレンドリー補助金」の活用を推進すること。

## 福祉・社会保障

### I. 少子・高齢化対策について

1. 〈新〉現在の物価高に対する高齢者の生活苦を考慮し、後期高齢者の「医療費自己負担2割」対象者の負担割合の基準年収額を引き上げるよう国に求めること。
2. 〈新〉2024年6月に内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）内閣府孤独・孤立対策推進室から高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが提示されている。  
監督官庁を明確、事業者の認可、高齢者が不利益にならない事業に向けた法整備などを求めるとともに、自治体で事業者の監視・指導が行えるようにすること。
3. 〈継〉子どもの医療費・教育費・給食制度は、自治体の取り扱いがバラバラの状況にある。  
全国一律でサービスや制度が利用できるよう国に要請すること。
4. 〈継〉基礎年金は、マクロ経済スライドの対象外にするとともに、マクロ経済スライド制度による年金額調整のあり方については、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が安心して生活出来る年金額水準を設定し、確保するよう国に働きかけること。  
また、キャリアオーバーの運用は、年金生活者の生活安定を十分配慮・検討した上で行うこと。

### II. 地域包括ケアシステムの構築について

1. 〈継〉地域包括ケアシステムの構築は、2025年に最終年を向かえたが「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供できるよう、在宅医・訪問看護師・異業多職種、ケアマネージャー・ホームヘルパー、地域のボランティアや社会福祉協議会、町内会・自治会が連携して支援できる体制づくりを継続すること。
2. 〈継〉介護従事者の不足が深刻化し、①特別養護老人ホームなどの空きベッドの発生、②介護施設の倒産、③介護難民の発生、④介護離職者の増加が顕著となっており、処遇改善による人材確保などを積極的に行うとともに、介護ロボットやICTなどテクノロジーの導入による介護負担の軽減と効率化の推進、介護施設の事業改善に向けた相談機能を充実・強化すること。
3. 〈継〉特別養護老人ホームについては、空き待ち、在宅介護や老々介護が増加している状況を加味し、ベッド数を増やすこと。

### Ⅲ. 「無料低額宿泊所」「無届有料老人ホーム」の対策について

1. 〈継〉無料低額宿泊所・無届有料老人ホームについては、防火設備や居住スペース、食費や光熱費の徴収額などの実態調査、入居者の生活相談の実施、施設や生活環境改善に向けた指導を行うなど貧困ビジネス化の防止に努めること。

### Ⅳ. 医療に関する要求について

1. 〈新〉「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、資格確認書を存続させること。
2. 〈新〉訪問マッサージ（あはき療養費）の利用において、医師の同意書取得が大きなハードルとなっている現状の緩和は、高齢化社会において重要な課題である。ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画）に基づき、医師の同意書手続きをより簡素化・代替する仕組みづくりを行うこと。
3. 〈継〉住み慣れた自宅で安心して療養と介護を受けられるように、訪問医療・訪問看護などの医療基盤の整備・充実を行うとともに、ICT を活用した安否確認、看取りの仕組みづくりを行うこと。
4. 〈継〉かかりつけ医・薬局制度の徹底により「おくすり手帳」の提出を義務付け、重複処方に伴う服薬過多、過重投与、残薬問題などの解消に努めること。
5. 〈継〉高齢者医療自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加すると提起されているが、金融資産以外の資産保有者と比較し不公平になること、正確な資産把握実務が出来ない問題があることから、撤回に向け国に働きかけること。

### Ⅴ. 介護、認知症への対応について

1. 〈継〉高齢者が在宅で暮らし続けられる在宅支援サービスの基盤整備と拡充を行うとともに、2024年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は、次期改定を待つことなく復元・改善すること。
2. 〈継〉介護サービスの利用は、所得に応じて1割から3割の自己負担となるが、公的年金の改定に伴い負担判定基準が変更になることが発生する。この場合、改定された後の公的年金受給額より介護サービス費用の負担額が大幅に増加することから、公的年金改定額に合わせ介護保険の負担判定基準額を見直す制度にすること。
3. 〈継〉介護保険の利用は、医療より長期にわたる実態を踏まえ利用者負担割合は原則1割を維持すること。
4. 〈継〉世帯で抱える複雑化・総合化する問題の相談・支援に向け、改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」の体制整備とアウトリサーチサービスを積極的に行うこと。

5. 〈継〉訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は、密接不可分の関係にあり在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の切り下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などについて国に反対の意思表示を行うこと。
6. 〈継〉要介護1・2の介護サービスについては、総合事業に移行しないことを国に働きかけること。
7. 〈継〉認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。  
また、認知症患者による交通事故などの発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、認知症に起因する損害や過剰な賠償責任が家族に及ばないようにする制度づくりを国へ働きかけること。

## 社会インフラ

1. 〈継〉交差点における歩行者の安全と渋滞解消に向けて「歩車分離式信号」化を進めること。
2. 〈継〉交通過疎地域に生活する高齢者、歩行困難な高齢者、障がい者、高齢者の運転免許証の返納などにより、生活用品購入や通院が困難な地域住民の要望を把握し、移動手段を充実・整備すること。
3. 〈継〉災害時の指定避難所に災害マニュアルなどを参考に避難してもプライバシーが確保でき安心感が持てるようにするとともに、必要な配備品を点検・補充すること。

## 行財政

1. 〈継〉「身元保証等高齢者サポート事業」の身元保証人や身元保証サービス・財産管理などの安心・安全な利用に向け、相談・紹介窓口を設置するとともに、運用トラブル回避に向けた業務監査の実施・チェック体制を確立すること。
2. 〈継〉悪質な訪問販売、電話勧誘販売などの迷惑勧誘行為に対して「事前拒否者への勧誘禁止制度」の導入など、引き続き、条例制定などによる規制強化を行うこと。
3. 〈継〉ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づいて「第6次男女共同参画基本計画」の策定、社会制度・慣行の見直しを推進すること。  
「選択的夫婦別姓」の実現、「女性差別撤廃条約選択議定書」および「ILO第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准するよう国に働きかけること。



**<参考>**

**2025 年度**

**「2026 年度に向けた政策・制度要求と提言」  
に対する回答**



## 2025年度

# 「2026年度に向けた政策・制度要求と提言」に対する回答

### 【回答受領日】

- ・神奈川県 2025年11月11日
- ・横浜市 2025年12月15日
- ・川崎市 2025年12月23日
- ・相模原市 2025年11月18日
- ・神奈川労働局 2025年12月8日

### 【回答評価について】

記述の内、原則として次の評価を行いました。

- ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる
- ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める
- ③ 要求に対し、取り組みがない
- ④ やむなし（自治体としての権限外や要求の再検討が必要である）

### 【経済・産業】

- 重点1 政労使の協議枠組みの早期構築、学び直し・人材育成に関する情報共有の強化、労働移動に備えたセーフティネットの充実 ②
- 重点2 労務費の適切な価格転嫁に向けた啓発強化、公共調達における率先対応、付加価値の適正分配と負担軽減策の推進 ①

#### 1. DXやGXの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み

デジタル技術導入による産業の構造転換や新たな雇用への移行が、経済の停滞や失業を伴うことなくスムーズに行われるための取り組み。

#### 重点1 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

DXやGXなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会の様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。

また、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発の方向性が、より適切なものとなるよう、必要とされるスキルや人材についての情報を広く共有するなどの対応を強化すること。

社会の枠組みの変化に伴う、政策的労働移動を生ずる際には必要なセーフティネットとしての対策を十分講じること。

## 神奈川県（産業労働局）

現在、県において、産業・経済・社会への様々な変化について検討するために、新たな政労使の枠組みを構築することは検討していませんが、企業の経営者や人事担当者等を対象に、労働団体や経営者団体と毎年度開催している政労使一体の働き方改革フォーラムなど、既存の様々な機会を活用していきます。

また、産業技術短期大学校等では、企業の従業員向けの学び直しの取組として、ITやDX等に関する職業訓練（スキルアップセミナー）を実施するとともに、教育訓練や技能検定等の職業訓練に関する情報の提供等を行っています。また、DXを活用した経営改善を支援するため、中小企業等の従業員へオンライン講座によるリススキリングの機会を拡充し提供することで、人材育成を支援しています。引き続き、産業界の様々な変化に対応した職業能力開発の支援に取り組んでいきます。

なお、県では、政策的労働移動や政策的労働移動に伴う課題の対応について、県庁内で議論等は現在行っていませんが、必要に応じて、既に設置をしている相談窓口を活用するなど、しっかりと対応していきたいと考えています。

## 横浜市（経済局）

国の動向を注視しつつ、神奈川政労使会議や神奈川働き方改革会議において、対応策について協議・検討してまいります。

また、「横浜市中心職業訓練校」では、早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識の習得を必要としており、訓練修了後、早期に就職を希望する方を対象に職業訓練を実施し、就職に向けた支援を行っています。引き続きハローワーク等の関係機関と連携し就労に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、産業・経済・社会の様々な変化に対応するためのスキルや人材育成などを含む企業支援情報を広くお知らせするため、経済局メールマガジンやLINEでの情報発信を行っています。

加えて、市内で就職を希望する方を対象に、神奈川労働局やハローワークと共催で合同就職面接会を開催し、就労機会を提供してまいります。また、来場者等へのそれぞれの希望に寄り添った個別支援を行うことで、就職を促進します。

## 川崎市（経済労働局）

本市におきましては、社会経済環境の動きに応じた勤労者福祉の向上に向けて、労働団体、雇用主団体及び行政機関が共に協議し、相互の理解を深める「川崎市労働問題懇談会」を実施しております。

市内中小企業が行う社内の人材育成の取組に対し、専門家派遣等により支援を行うほか、働き方改革・生産性向上推進事業補助金により、人材育成の取組に対する支援を実施しているところでございます。今後につきましては、これまで創出した好事例について、事例集の作成や周知を通じて、横展開を図るとともに、引き続き、専門家派遣や補助事業等を通じて、市内中小企業の個別の状況に応じたきめ細やかな支援を実施してまいります。

社会変化に伴う労働移動に向けては、事業者や労働者がリススキリングなどを円滑に取り

組めることが重要であることから、公共職業訓練や教育訓練休暇給付金などの公的制度の活用に向けて、広報誌「かわさき労働情報」や、市ホームページ等を通じて事業者や勤労者へ向けた周知・啓発に努めてまいります。

### 相模原市（環境経済局）

「リスクリング」につきましては、経済産業省や厚生労働省が推進し、DXの推進や働き方改革等から需要が高まっているものと認識しております。今後、関係機関等と連携し、市内企業へのリスクリングの機会の提供について検討してまいります。

また、市と神奈川労働局が協定を締結し、ハローワークの就職支援ナビゲーターがセンターに常駐するなど、雇用の窓口と福祉の窓口が一体となった支援体制を整備することで、社会情勢の変化による新たな課題も含め、個々のニーズに合わせたきめ細かな支援を行っております。

### 神奈川労働局

職業能力開発の在り方について、地域や時代のニーズに適ったものとなっているかについては、地域職業能力開発促進協議会において、職業訓練の効果検証等とともに関係機関と共有・議論を行っています。

また、社会の枠組みの変化に伴う政策的労働移動が生ずる際には、雇用保険制度、公的職業訓練、求職者支援制度をはじめとする各種支援策の適切な運用に努めます。

なお、事業の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等の再就職を支援する事業主、その労働者を雇い入れる事業主に対しては、早期再就職支援等助成金による支援を行っています。

## ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 政労使会議等での具体的な課題共有、発信を求める。
- ・ 中小企業におけるDXの導入・進展の阻害要因を追求・整理し、より導入が進められるような支援とともに、労働移動の発生を想定した、重層的セーフティネット構築について、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

## ※参考

2025年度 県議会 第2回定例会  
(立憲民主党・かながわクラブ 菅原 あきひと)

### 経済情勢下の中小企業支援

**問** 物価高騰等の情勢を踏まえ、中小企業支援等について、知事の所見を伺う。

**答** 米国による関税措置への対応として、特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業を特別融資制度の対象に追加した。また、雇用への影響が見込まれる場合、神奈川労働局等との連携を強化するなど、国や市町村、関係機関等と連携を図り、オール神奈川で支援する。

## 2. 公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み

社会の発展に向け、実質賃金の上昇を伴うインフレを可能とする労働分配率の向上と、サプライチェーン全体や重層下請構造における高次下請事業者に対する適正な利益分配を促すための、価格転嫁に対する市場心理の転換と公正な取引を求める取り組み。

### 重点2 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および2025年1月の神奈川政労使会議共同メッセージなどを活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発を積極的に行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して調達価格の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。

加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるとともに、その意義が広く浸透するよう、啓発・助言を行うこと。

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。

### 神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

取引の適正化に向け、県では、ホームページに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の要点を分かりやすくまとめて掲載しているほか、国・県・市・支援団体等が合同で実施する価格転嫁に関するセミナーにおいて、神奈川政労使会議共同メッセージを周知するなどして、啓発に取り組んでいます。

また、今年度は、適切な価格転嫁について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市の首長連名によるチラシを作成し、事業者に対して適切な価格転嫁への対応を行うことと合わせて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めることについても要請しています。あわせて、生産性向上促進事業費補助金等の審査において、パートナーシップ構築宣言を行った事業者に加点措置を設けることにより、宣言を促しています。

さらに、国に対して、価格転嫁等の取引適正化の推進を、全国知事会を通じて要望しているほか、県単独でも要望しています。

公共工事の設計積算に用いる設計労務単価については、国、都道府県及び政令市が毎年共同で実施している公共事業労務費調査の結果をもとに、国が都道府県別に設定することになっています。設計労務単価は、13年連続で上昇しており、県では、国と同様に、1ヶ月前倒しして3月1日に設計労務単価を改訂し、迅速な価格転嫁に努めています。公共工事の工期設定については、作業に必要な日数、準備及び片付けに要する日数に、不稼働日として、休祭日、夏季・年末年始休暇及び週休2日制を加味した休日や、雨天日及び猛暑

日を加えた適正な工期の設定に努めています。

一般業務委託の予定価格の積算に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価等を適切に反映することとしています。庁舎内清掃、施設の有人警備については、現状に即した標準的な積算基準を策定しており、予定価格の積算に当たっては、国土交通省発表の最新の建築保全業務労務単価を用いることとしています。積算基準を策定していない業務委託についても、各執行機関において、最新の労務単価、物価資料などのほか、適切な資料がない場合には参考見積により、適切な予定価格の積算に努めています。

#### 【特別高圧契約法人の電気料金負担について】

特別高圧受電契約法人の電気料金負担の軽減対策については、中小製造業・倉庫業者や、特別高圧を受電する商業施設・オフィスのテナント事業者に対し、県独自に支援を実施しています。今後も、物価高騰の状況等、社会情勢を踏まえて、必要な支援策を検討していきます。

### 横浜市（財政局、経済局）

本市公共工事等の発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。

電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様をしっかりと支援していきます。

ホームページやセミナー等を通じて、価格転嫁のための取組や支援策、「パートナーシップ構築宣言」等について、周知・啓発に努めてまいります。

また、企業活動が都県を越えて広がっている現状を踏まえ、九都県市が連携してその普及促進に取り組んでまいります。

電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様をしっかりと支援していきます。

### 川崎市（財政局、経済労働局）

（財政局）適正価格による契約を締結することにつきましては、当該契約案件の品質を確保するとともに、受注する企業の安定的な経営と、就労者の適正な労働環境の確保等に繋がるものと考えております。そのため、国における公共工事設計労務単価等の改定を踏まえ、本市においても適切な労務単価等の設定を行うとともに、必要に応じて、調達に関係する事業者から、参考となる見積りを徴取するなどして、市況価格や適切な納期を反映したより適正な調達に努めているところでございます。

（経済労働局）国において、エネルギー価格の高騰の影響を受ける企業等の負担を軽減するため、燃料油の価格を抑制する支援や、電気・都市ガスの負担を軽減する支援が実施されておりますが、時限的な措置としていることから、今後の国における支援施策について注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うこと

が重要であると考えておりますことから、専門家派遣による伴走支援や、資金繰りの円滑化等を支援するとともに、経営力の強化に向けまして、働き方改革・生産性向上の取組を通じたデジタル化支援のほか、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減に向けた創エネ・省エネ機器や、収益の拡大に向けた機械装置等の生産設備の導入支援等、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいります。

### **相模原市（環境経済局、財政局、都市建設局）**

適正な取引に向けた価格転嫁の円滑化につきましては、産業支援機関と連携し、価格交渉に関するセミナーの開催や個別相談を実施してまいりました。

調達価格につきましては、当該指針等を踏まえ、必要に応じ適切な対応を行うこととしております。

公共工事の予定価格の算出に当たっては、日々変動する物価に連動するよう、歩掛りや労務単価を国の改定と合わせ見直しを行うとともに、資材単価は毎月改定を行うなど、最新の適用となるよう適切に積算しております。

また、工期・納期の設定につきましては、週休2日や猛暑日を不稼働日として工期に加算することに加え、資材調達の遅延等を考慮した納期の設定など、ゆとりある工期・納期の設定となるよう取り組んでおります。

引き続き、国や他自治体の動向を踏まえ、適正な調達価格や工期・納期の設定に努めてまいります。

パートナーシップ構築宣言につきましては、産業支援機関と連携し、市内企業に対して周知を図ってまいります。

また、特別高圧受電者に対する支援につきましては、本年度は神奈川県が実施していると承知しております。

### **神奈川労働局**

労務費を含めた適正な価格転嫁の実現のため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、「神奈川政労使会議共同メッセージ」を活用し、周知、啓発に努めてまいります。

また、県や市を含む関係行政機関と連携を密にし、業務改善助成金を始めとする賃上げ支援パッケージ等の各種支援策の活用を推進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上の環境整備に取り組んでまいります。

#### **① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる**

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 中小受託取引適正化法施工に伴う課題を把握するとともに、価格転嫁に対する社会合意形成のため政労使の意思一致、メッセージ発信などの重要性についての認識共有を継続する。
- ・ サプライチェーン全体での利益配分について、状況を注視する。

## 【雇用・労働】

- 重点3 フリーランス新法への適切な対応、偽装請負・偽装フリーランスへの啓発強化、国・自治体契約における適正な労働条件の確保 ①
- 重点4 あらゆるハラスメントの防止対策強化、相談体制の整備と対応人材の育成、カスタマーハラスメントへの対応強化 ①
- 重点5 障がい者雇用に不慣れな企業への総合支援、職場理解の促進、相談体制の強化と差別のない就労環境の実現 ①
- 重点6 外国人労働者向け情報提供の充実、就労実態に関する調査・情報共有の強化 ②

### 1. 安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み

男女ともに直面する介護離職の防止、女性の雇用中断の防止に向けた男性の育児参加機会の拡大を求めるとともに、雇用の流動化による不安定な雇用やあいまいな雇用によって働く人の権利を守る取り組み。

#### 重点3 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

本来は労働関係法令の保護の対象となる「労働者」に該当するにもかかわらず、請負、委託などの形式をとることによって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加している。本来「労働者」である者を非労働者として扱うことは、労働基準法に定めた最低限の労働条件の実現を妨げ労働基本権を侵害するものとして、それ自身が重大な人権侵害であることについて啓発・教育の機会の充実をはかること。

また、国・自治体との契約においてフリーランス新法の適用となる事例がある場合には、労働者としての労働条件の最低基準が遵守されるよう啓発も含め適切に対応すること。

### 神奈川県（産業労働局）

#### 【労働法の啓発・教育の機会について】

県では、労働者派遣や請負、業務委託といった契約形態で働く人々が抱える労働問題に対処するため、具体的な方策や留意点などを集めた資料「労働問題対処ノウハウ集」を用意し、県のホームページで公開しています。例えば、労働者派遣契約に基づいて働く場合の注意点に加え、請負契約や業務委託契約で働くときの留意点等も取り上げ、労働関係法令の保護が受けられる場合の基準等を示し、労働相談において活用しています。

また、当事者による自主的な労働問題の解決や安定的な労使関係の形成を促すために、労使関係や労務管理に関する知識、労働関係諸法令の普及啓発を行っています。具体的には、時宜に応じた労働関係情報の普及啓発のための冊子「労働かながわ」、労働法制等の普及啓発資料「労働手帳」、高校生向けパンフレット「「知っておこう！働くときのルール」」等を作成し、労働相談窓口や市町村窓口、教育現場等で配布しています。

### 【フリーランス新法について】

県では、労働相談や公益財団法人神奈川産業振興センターに設置されている「下請かけこみ寺」において、フリーランス新法制定以前から、契約の相手方にかかわらず、フリーランスからの様々な取引上の悩み相談に対応してきました。引き続き、新法を踏まえた適切な助言を行うことで、フリーランスの方が働きやすい環境を整えていきます。

さらに、新法の施行を受け、新法の内容等を周知するため、経営者等を対象としたセミナーや、労働者や企業の労務担当者等に向けた講座を開催したほか、関係団体等を通じて新法の目的や発注事業者の義務内容などを周知しました。今年度は、フリーランス向けのセミナーにおいて相談窓口の案内を行っています。

### 横浜市（経済局、財政局）

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、二次元コードを載せたPRカードを配布して周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、労働条件等についても取り上げてきています。

引き続き、本市契約においても法令を遵守し、適切に対応してまいります。

### 川崎市（経済労働局）

フリーランス法の普及啓発につきましては、国によりパンフレットや説明動画などによる普及啓発を行っておりますが、本市におきましても、市ホームページにおいて、厚生労働省が設置したフリーランス・トラブル 110 番などを御案内しているほか、広報誌「かわさき労働情報」において、同法の目的、適用対象などの情報を周知したところでございます。

今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動に務めてまいります。

### 相模原市（環境経済局）

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化法」が令和6年11月から施行されたことから、関係者機関等にリーフレットの配布による周知を行うなど、啓発に努めてまいります。

### 神奈川労働局

近年、働き方が多様化し、フリーランスとして新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられないといった問題が指摘されています。

各労働基準監督署では、相談窓口を設置し、労働者性の判断基準の説明や、「働き方の自

己診断チェックリスト」を用いたチェックなどを行うほか、法違反等の事実について申し立てが行われた場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかの判断を行っています。

こうした取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方の労働環境整備に努めるとともに、労働者性の判断の考え方について周知してまいります。

フリーランス法に規定された発注事業者が守るべき義務と禁止行為については、引き続き、あらゆる機会を捉えて周知を行ってまいります。

また、発注事業者に対する調査及び報告徴収において、就業環境整備に関する法違反を把握した場合には行政指導等を行うことにより、法の履行確保を図ってまいります。

なお、取引適正化に関する法違反を把握した場合には、所管する公正取引委員会及び中小企業庁に情報提供を行うなど、適切に連携を図って対応してまいります。

### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ フリーランス新法の周知・啓発等、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

## 2. 安全に働くことができる環境を求める取り組み

労働関係法規の遵守による安全衛生の確保、時間外規制、勤務間インターバル規制の実態確保を求める取り組みおよび高齢労働者の労働災害防止を求める取り組み。

### 重点4 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。

あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

また、カスタマーハラスメントに対しては、「STOP! カスハラ!! かながわ宣言」の趣旨を踏まえ、理解を深めるための啓発を引き続き実施するとともに、事業者・働く人双方からの相談に対応する窓口および支援策を強化すること。

### 神奈川県（産業労働局）

県では、職場におけるハラスメントを含む様々な労働問題について、労働者や企業からの相談に対応するとともに、毎年、「職場のハラスメント相談強化月間」を設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しています。

また、「STOP！カスハラ!! かながわ宣言」を発出した関係団体と連携し、県で作成したカスハラ防止ポスターや宣言文を盛り込んだチラシを事業者の方々に活用していただくなど、普及啓発にも取り組んでいます。

今後は、労働相談や企業からのヒアリング等で得た事例を積み上げることで作成する「カスハラ事例集」を、定期的に県のホームページで公表するなど、カスハラに対する県民や企業の皆さまの理解促進に努め、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、取り組んでいきます。

### **横浜市（経済局、政策経営局）**

本市では、働く人の基礎知識をまとめた「ワーキングガイド」を作成し、職場でのさまざまなハラスメントに関する内容を含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様にご活用いただけるよう、市ホームページに掲載するとともに、二次元コードを記載したPRカードを配布し、周知を図っています。

さらに、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントに関する相談を含む労働相談・法律相談に対応しています。

カスタマーハラスメントについては、引き続き国や県の対応状況を注視しながら、必要な情報を周知啓発していきます。また、「働く人の相談室」ではカスハラに関する相談にも対応するほか、労働関係法制に基づく対応方法のアドバイスなど、解決に向けた支援を行ってまいります。

さらに、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを積極的に進める企業等を認定する「よこはまグッドバランス企業認定」や、男女共同参画センターで実施している企業等を対象としたハラスメント研修等を通じて、職場環境の改善や人材の育成を推進しています。また、男女共同参画センターではハラスメント等に関する相談も受けており、引き続きこのような取組を進めていきます。

### **川崎市（市民文化局、経済労働局）**

（市民文化局）本市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」において、多様で柔軟な働き方の実現に向けた働き方改革や働く場におけるハラスメント防止などを位置づけ、子育て支援施策等の推進、長時間労働の是正、ハラスメント防止等の取組を進めてまいります。

（経済労働局）本市では、広報誌「かわさき労働情報」や市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っているところです。

また、カスタマーハラスメントにつきましては、令和7年6月の法改正に伴い、対策が事業主に義務となる旨を「かわさき労働情報」にて周知・啓発を行ったところでございます。また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」において、令和6年度より調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、啓発や状況把握に努めているところです。

今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や事業者向けの専門家

派遣などの施策を通じた取組を進めてまいります。

### **相模原市（環境経済局、総務局）**

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。

また、パワー・ハラスメント防止につきましては、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

カスタマーハラスメントにつきましては、今後、国から事業者に対し、カスタマーハラスメントに関する方針の明確化や周知等、事業主が取るべき対応を定める指針が示されると承知しています。本市では、カスタマーハラスメントに関する基本方針の策定を予定しており、今後、基本方針の周知等により、カスタマーハラスメントについての理解促進を進めてまいります。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

### **神奈川労働局**

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法により、ハラスメント対策を講じることが事業主に義務付けられていることから、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を実施しています。なお、その際は、実際に相談が寄せられた場合の対応に加え、担当者に研修を行うなど具体的取組についても説明しています。

ハラスメント対策については、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行っていますが、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」であることから、厚生労働省主催シンポジウムの周知など集中的に広報を実施しています。

カスタマーハラスメント対策については、令和8年度に施行される改正労働施策総合推進法において義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組んでまいります。

#### **① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる**

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ハラスメント対策の進展、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

### 3. 障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み

障がいの有無やその程度によらず、個人の能力に応じて働くことができる仕組みと、継続した就労となるよう定着強化を求める取り組みおよび新たな制度による外国人労働者の受け入れを見据え、インバウンド対応等で増加が予想される外国人労働者への対応を求める取り組み。

#### 重点5 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。直接受け入れることとなる職場の同僚や、責任者が障がい特性などを理解することができる機会について、研修等の情報を積極的に発信して理解の促進をはかること。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

#### 神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、雇用ゼロ企業を含む法定雇用率未達成企業を主な対象として、障がい者雇用の理解を深めていただくため、個別訪問や出前講座などを行い、雇用に向けた準備から採用、定着までの相談に応じています。また、障がい者の職場定着を促進するための企業向け相談窓口を今年度開設しました。

さらに、障がい者の雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会等を開催し、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えるとともに、LINEを活用し、障がい者雇用に関わる研修等の情報を企業等に向けて発信するなど、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向けて取り組んでいます。

あわせて、障がい者等からの相談に対応するため、障害者就業・生活支援センターに高い専門性を有する職員を配置するなど、障がい者等からの相談に適切に対応できる体制整備に努めていきます。

#### 横浜市（健康福祉局）

本市では、障害者雇用の理解と促進を図ることを目的に、市内で障害者を雇用する企業が、どのように障害のある方の働きやすい職場環境をつくっているのか、その工夫や取組を紹介する「障害者雇用好事例紹介」をホームページ上で行っていきます。

また、市内9か所に障害者就労支援センターを設置し、障害の種別や程度によらず、様々な就労に関する相談に応じています。併せて、企業向けの出前講座を実施し、障害特性の理解や受け入れ時の配慮事項などを伝えています。

引き続き、共生社会の実現に向けてこれらの取組を進めていきます。

## 川崎市（健康福祉局）

本市では、障害者雇用に関する企業への相談・支援機関として、『企業応援センターかわさき』を設置し、障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による障害者雇用の啓発、雇用事例やノウハウの共有を行っているほか、障害者雇用相談として、業務内容の提案、職場実習や面接のフォロー、就労後の定着支援等を行っております。また、令和6年度には、『企業応援センター』かわさきの人員を拡充し、法定雇用率の引き上げにより増加が予想される障害者雇用に関する相談ニーズへの対応を強化しています。

なお、ハローワークでは、障害者雇用における合理的配慮の提供が雇用主に義務付けられたことの啓発活動に加え、障害者雇用の理解を深めるセミナーとして「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を開催し、受け入れ職場における障害特性の理解の促進等を図っていると伺っており、日頃から『企業応援センターかわさき』はハローワークと連携し、企業支援を行っております。

## 相模原市（環境経済局、健康福祉局）

障害者雇用につきましては、ハローワークと連携し、雇用の創出や促進に向けた障害者就職面接会、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、週20時間未満で働く障害者雇用の求人開拓や障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の補助等を実施しており、障害者雇用促進のための啓発リーフレットを作成することで、これらの事業の周知に努めております。

引き続き、関係機関と連携して、障害者が差別されることなく働ける社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、差別や偏見のない誰もが安心して働ける社会の実現のためには、何より、障害に関する理解を促進することが重要であることから、本市では、市内企業に対し、障害ごとの特性や合理的配慮を記載した事例集を配布するなどの理解啓発に取り組んでおります。さらに、相談機能強化の取組につきましても、検討を進めてまいります。

## 神奈川労働局

障がい者の雇用経験やノウハウが不足する企業に対して、ハローワーク及び地域の関係機関・支援機関による、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの支援を行う「企業向けチーム支援」を実施しています。

ハローワークを中心とするチーム支援においては、採用前の受け入れ準備段階から、採用後の職場定着まで一貫したサービスを提供しており、チーム支援以外のケースであっても、障がい者及び企業からの相談に応じ、職場定着に向けた適切な支援を実施しています。

労働局主催の障がい者雇用促進セミナーにおいて、障がい者が企業の一員として活躍する事例を発表していただくことで、広くノウハウを共有しています。また、障がい者と共に働く職場の上司や同僚を受講対象として、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催しており、県内全てのハローワークで開催する集合講座に加え、企業からの要望に応じて出張方式の出前講座を実施しています。

これらの情報については、神奈川労働局HPに「障害者雇用について」【職業対策課】としてサイトを設け周知しています。

障がい者の差別禁止や合理的配慮の提供義務に関しては、HWの障がい者雇用率達成指導や労働局主催の障がい者雇用促進セミナー等により、企業に対する制度周知に務めてまいります。

### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 2026年7月からの、法定雇用率の引き上げ、対象事業所規模の引き下げへの対応も注視しつつ、課題の把握を継続する。

#### 重点6 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うこと。

また、人手不足の状況や賃金水準の動向について統一した調査を行うこと。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

〔神奈川労働局〕

県内で就労する外国人に対し、適正な受け入れに関する指導・監督を強化すること。

また、人手不足の状況や賃金水準の動向について統一した調査を行うこと。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

### 神奈川県（産業労働局）

国では、外国人に向けた多言語での労働条件や日常生活のハンドブックの公開や出入国在留管理庁のホームページで在留資格の案内を多言語で行っています。併せて外国人労働者の就労状況に関する情報についても、神奈川労働局にて公表を行っており、今後も国の動向を注視していきます。

また、県では労働力不足の現状及び中長期的に必要とされる労働力について、DX化や生成AI活用など企業の生産性向上による労働力需要の減を考慮して、総合的に分析し、産業別・都道府県別に明らかにすることを国に対して要望しています。

さらに、人手不足の状況や、賃金水準の動向、労働災害の発生状況については、神奈川労働局と密に連携を取りながら、最新の状況の把握に努めています。加えて、外国人から

寄せられる労働相談については、毎年、相談内容等を集計した資料を作成して、ホームページで公開しています。

### **横浜市（経済局）**

本市が四半期ごとに実施している横浜市景況・経営動向調査で市内人手不足の状況を把握しているほか、国が実施している毎月勤労統計調査において、全国の賃金水準の動向を適切に把握してまいります。

また、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題について、事業主からのご相談があった場合は、専門的な知識や経験を有する「外国人雇用管理アドバイザー」を派遣している神奈川労働局を案内しています。

また、「育成就労制度」の導入を見据え、外国人労働者の採用育成時の企業課題やニーズ、必要な支援等を把握するための調査及び研究を行っています。

### **川崎市（市民文化局、経済労働局）**

（市民文化局）本市においては、外国人相談窓口として国際交流センターにある「多文化共生総合相談ワンストップセンター」及び川崎市役所南庁舎にある「かわさき多文化共生プラザ」にて、多言語による教育・子育て、仕事等生活に関する情報提供や生活全般の相談を受けております。また、在留資格について、「ワンストップセンター」では行政書士による相談を月1回実施し、「かわさき多文化共生プラザ」では、出入国在留管理庁や神奈川県行政書士会と連携し、出張相談を毎月1回実施しております。今後も継続してわかりやすい周知に努めてまいります。

（経済労働局）市内事業所の人材確保及び賃上げの状況につきましては、例年、「市内事業所経営実態把握調査」内で傾向を把握しているほか、賃金動向については「川崎市民経済計算」にて毎年把握しております。これらの調査結果、統計を参考に引き続き施策の立案・検討に活かしてまいります。

また、毎年実施している「労働状況実態調査」におきましては、令和7年度は調査項目に「外国人の在籍状況や採用・定着に向けた必要な支援」などを追加して、状況把握に努めているところです。

### **相模原市（市民局、環境経済局）**

在留資格ごとの就労制限等の情報につきましては、出入国在留管理庁において、ホームページやパンフレット等を通じて案内を行っており、これらを活用して、周知に努めてまいります。

生活に関する情報につきましては、さがみはら国際交流ラウンジにおいて、日本の制度や文化を紹介する冊子や動画などを活用し、引き続き、生活に必要な情報提供や外国人支援事業を進めてまいります。

人手不足の状況や賃金水準の動向につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。また、外国人労働者の就労状況におきましては、ハローワーク等と情報共有等を図ってまいります。

## 神奈川県労働局

技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでまいります。

また、強制労働等技能実習生及び特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構及び出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使するなど厳正に対応してまいります。

外国人労働者の労働災害発生状況については、労働者が労災災害等により死亡し、又は休業したときに、事業者から所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告の提出を求めており、報告事項の中で、国籍・地域及び在留資格を把握しています。

また、把握した労働災害発生状況は、公表しています。引き続き、適切に把握し、公表してまいります。

外国人労働者を雇用する事業所からの雇用の届出に基づき、事業所訪問指導を実施して、雇用管理の助言・指導を行うとともに、事業所等を対象に、集合形式とオンライン形式でセミナーを開催し、雇用支援に関する案内を行っています。

また、所定内給与等の項目を含めた調査は、「外国人雇用実態調査」を、厚生労働省本省において令和5年から実施しております（令和5年調査は、令和6年12月26日公表）。

令和7年においても、1万事業所を対象に、10月1日から11月30日に調査をしており、回答率向上のための事業主等への働きかけに、ご協力をお願いします。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 育成就労制度への移行に伴う課題の把握を継続する。
- ・ 家族帯同等で来日している外国籍労働者の抱える課題等について把握に努める。

## ※参考

2025年度 県議会 第3回定例会  
(かながわ未来 石川 裕憲)

### 外国人受入れ環境の強化等

**問** 県は外国人受入れの現状をどう捉えているのか。また、全国知事会の提言を踏まえ、市町村支援を含めた総合的な多文化共生施策をどう展開していくのか、知事の所見を伺う。

**答** 市町村によっては、人的、財政的理由から、外国籍県民の増加に受入環境の整備が追い付いていない地域も見られる。県としても、外国人の受入環境の整備は国の責任で財政措置するよう要望していく。また、外国人向け日本語講座の開催等で市町村の取組を支援するほか、民間企業等と連携し、外国人の受入れを進めていく。

## 【福祉・社会保障】

- 重点7 複合的支援ニーズに対応する「断らない相談体制」を構築し、ヤングケアラーや差別問題への対策を推進 ①
- 重点8 地域医療・介護の維持に向け、物価高騰等の影響を調査・分析し、対応策を講じる ②
- 重点9 災害時も見据えた医療・介護人材の育成確保と、処遇改善・職場環境整備による定着支援を実施 ②
- 重点10 子育て家庭の経済負担軽減をはかり、妊娠・医療費助成の地域格差解消を国に要望 ②

### 1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

#### 重点7 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。ヤングケアラーの実態把握を進めるとともに、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するための方策を講じること。

### 神奈川県（福祉子どもみらい局、教育局）

#### 【ヤングケアラーについて】

ヤングケアラーについては、令和6年度に高校2年生年代の子どもを対象に行った実態調査において、「家族の中にお世話をしている人がいる」と回答された方が7.4%おり、約13人に一人の割合でヤングケアラーが存在しているものと認識しています。

県教育委員会では、政令市及び中核市を除く公立学校において、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、子どもたちが抱える様々な困難を早期に把握し、プッシュ型面談などを通じて、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを医療や福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいます。

「ヤングケアラー」の理解促進に向け、令和4年3月にヤングケアラーの実情や対応方法等について解説した教職員向けリーフレットを作成し、県内の公立学校の教職員に配付しました。引き続き、研修会等で同リーフレットを活用するなど、「ヤングケアラー」の啓

発に向けて取り組んでいきます。

この他にも、県では、市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を支援するため、後方支援事業として、アドバイザーの派遣や研修会、連絡会の開催等を実施しています。

#### 【社会的差別を解消するための方策】

生活困窮者自立相談支援機関では、「断らない相談支援体制の構築」を基本に、地域における多様な支援機関と連携しながら、日々の生活での不安や困りごとの相談に対応していきます。

引き続き、県民や事業者に障害者差別解消法の趣旨等を周知していくとともに、障がい理由とする差別の解消に向けて取り組んでいきます。

### 横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

ヤングケアラーの把握については、令和7年度から早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査に取り組んでいます。

また、本市においては、各分野で受け止めた相談を庁内の関係課や地域の関係機関と連携しながら、ニーズに応じて適切な支援を行っています。今後もヤングケアラー等の複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた市民の方の増加が想定されますが、既存の制度活用にとどまらず、困りごとを抱えた方を受けとめられるよう、関係課や関係機関同士の連携強化に向けて取り組んでまいります。

障害者差別解消においては、当事者団体と連携した出前講座の実施や動画等を活用し、市民・事業所等への障害理解の啓発を行っています。

引き続き、障害を理由とした差別の解消に向けて、取組を進めていきます。

### 川崎市（健康福祉局、こども未来局）

（健康福祉局）本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

また、地域移行を含め障害のある方が地域で自分らしく生活するためには、公共施設のバリアフリー化や障害福祉サービスの充実といった環境整備に加え、市民理解の促進が重要であると認識しております。「手をつなぐフェスティバル」といった普及啓発のイベントや、小学校において実施している福祉に関する副読本「ふれあい」を活用した取組などを通じ、障害に対する市民の理解促進を図ってまいります。

(こども未来局) ヤングケアラーを含め、様々な生きづらさを抱える子どもは、児童虐待、不登校やひきこもり、発達上の課題、家族の世話に追われているといった課題を複合的に抱えていることに加えて、周囲から置かれている状況が見えづらく支援の手が届きにくいことも考えられるため、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的、専門的に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、困難を抱える学齢期の子どもを把握する方法や情報共有の必要性等について、関係局区と連携し検討しているところがございますので、検討結果を令和7年度に策定予定の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」に反映し、効果的な予防や支援に繋げてまいりたいと存じます。

### 相模原市（こども・若者未来局、健康福祉局）

ヤングケアラーの実態把握につきましては、令和6年度に「ヤングケアラーの疑いを持った時のフロー」及び「早期発見のためのチェックリスト」を教育委員会と作成し、市立小中学校・義務教育学校に配布し、把握に努めるとともに、必要な支援につなげる仕組みを構築しました。

引き続き、経験者の御意見を踏まえながら、把握・支援に取り組んでまいります。

相談・支援体制の取組につきましては、関係各課、機関で連携をし、ヤングケアラーの実態把握をはじめ、世帯の抱える複合化した課題の解決に向けた包括的支援体制の整備を推進しております。また、本年4月から、社会福祉法に基づく重層的支援会議を設置するなど、重層的支援体制整備事業を活用し、「断らない相談支援体制」を構築しております。

また、障害に関する差別や偏見のない共生社会の実現には、幅広く市民の皆様に障害について理解していただくことが重要であると考えております。このため、「共にささえあい生きる社会」をキャッチフレーズに掲げた広報活動や共生社会推進サポーターの養成等による障害の理解促進、相模原市障害者差別解消支援地域協議会における差別に関する相談の情報共有等を行うとともに、民間事業者に対し、障害者差別解消法のリーフレットの配布等を行ってまいりました。こうした取組により、障害に関する理解は徐々に深まってきているものと捉えており、今後も、共生社会の実現に向けて、市民の皆様の障害に対する理解促進や民間事業者への合理的配慮の提供の促進など、各種施策を推進してまいります。

### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ヤングケアラーの実態把握の推移を注視しつつ、課題の把握を継続する。

## 2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時・緊急時にも安定した提供体制を維持できる地域の医療・介護体制を構築するため、医療機関・介護施設の運営維持と、平常時からの人材の計画的確保や処遇改善、働く環境の整備を進めることを求める取り組み。

### 重点8 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。

## 神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

### 【医療機関について】

医療機関について、県では、電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、令和4年度、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度についても、令和6年8～10月分、令和7年1～3月分の支援金の支給を行っています。

病院経営を取り巻く厳しい環境を踏まえ、県では、短期的・中期的な視点から具体的な支援策等を検討するため、医療関係者や有識者を構成員とする「神奈川県病院経営緊急対策会議」を設置しました。

当該会議でいただいたご意見も踏まえ、特に県民の皆様への影響が大きい救急医療を提供する病院に対する緊急的支援金等を本年9月補正予算として計上しました。

一方で、物価高騰の影響は全国共通の課題のため、地域によって対応が異なることがないよう、診療報酬改定など全国一律の対応を行うべきであり、県独自の調査は考えていませんが、今後も国に対して、繰り返し要望していきます。

### 【介護保険施設等について】

また、介護保険施設等について、資器材の更新にかかる費用は、介護報酬や入所者から徴収する居住費を原資に事業者において積み立てていくよう介護保険上、制度設計されています。

食費・居住費については、利用者負担第1から第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付しています。令和6年8月に、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を一日当たり60円引き上げる改正が行われましたが、食費は改正されませんでした。

本県では、こうした状況を踏まえ、物価高騰の影響を受けて、困難な経営に直面している高齢者施設等に対し、国の臨時交付金を活用して、事業継続に向けた支援金を令和4年度から令和6年度にかけて、支給してきました。

資器材の更新や食費に係る取扱いは全国一律に取り扱われるべきものであることから、県が独自に調査や対応策を講じることが考えていませんが、国に対し、今後も予想される物価の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みの導入を要望するとともに、その動向を注視していきます。

## 横浜市（医療局、健康福祉局）

医療に関しては、本市では、産科や小児医療、救急、感染症等、政策的医療への支援を行うとともに、人材確保に向けた支援も重ねて実施しています。

さらに、資器材や病院食などに係る医療機関の消費税負担の解消や、診療報酬の改善、緊急的な財政支援について、繰り返し国に要望しております。

引き続き、国の動向を注視しつつ、医療機関が直面する様々な課題に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

介護に関しては、国の臨時交付金を活用して、物価高騰等に直面している高齢者施設等が各種サービスを安定して行うための高齢者施設等物価高騰対策支援事業を令和4年度、5年度に続き、令和6年度においても実施いたしました。引き続き、国の動向を注視していきます。

介護施設等における資器材の更新については、一定の条件を満たす場合に、センサー付きベッドや特浴等、介護ロボット・ICT機器の更新費用に対する助成を行っています。

また、本市では3年に1度、市内の介護施設等を対象に「事業所を運営する上での課題」等についての実態調査を実施し、その結果を踏まえて、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定しています。

引き続き、介護施設等が直面する建物や設備の老朽化対策など、様々な課題について調査・分析を行い、必要な支援に取り組んでまいります。

## 川崎市（健康福祉局）

医療機関・介護施設等における取組等について、それぞれ回答いたします。

初めに、医療機関ですが、近年の物価高騰等による医療機関への影響や課題感については、関係団体から要望をいただいていることもあり、認識しているところです。医療機関は国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行っていることから、その対応については診療報酬の改定や交付金の拡充等により国において一元的に行うべきであると考えております。このことから、本市では、診療報酬体制について、今後も予想される物価や賃金の上昇に柔軟かつ速やかに対応できる仕組みの導入や、国から直接の補助や新たな交付金の創設など、他の自治体とも連携を図りながら、国に対して要望を行っているところです。また、物価高騰に伴う実態把握につきましては、既に次期診療報酬の改定に向けて国等においても実施されており、協力する市内医療機関の負担等も考慮し、本市独自に行う予定はございませんが、今後も国の動向や社会状況の変化を見極めながら、国への要望や交付金を活用した支援について検討してまいります。

次に、介護施設等における物価高騰への対応については、介護サービスを継続して提供している事業者に対して高齢者等の生活の場を維持し、安定的な提供体制を確保するため、「令和7年度川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」を実施し、市内の事業者に対して給付金を交付いたしました。今後につきましては、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に国が実施する「介護事業経営実態調査」の結果を注視する等、実態把握に努めてまいります。

## 相模原市（健康福祉局）

医療機関などの経営状況につきましては、長期化する物価や人件費の高騰により、救急医療を担う病院を中心に深刻な経営危機に面していると伺っていることから、本市としましては、救急医療を担う協力病院に対して、ヒアリングを通じて課題を抽出し、本市独自の緊急支援金を交付しております。

また、医療提供体制の確保を担う神奈川県においても、医療機関への物価高騰支援を実施しておりますが、引き続き、国及び神奈川県に対して、診療報酬への反映や支援等の要望を行ってまいります。

介護施設等の改修及び物価高騰に対する助成につきましては、国・神奈川県の補助金を活用し実施しているものでございます。引き続き、実態把握を行い、事業の実施に努めてまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。

## 3. すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

### 重点9 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかられるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

## 神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

### 【医療人材について】

県では、医師確保対策の中長期的な取組として、県内の4大学医学部に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。

この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和8年度まで制度が延長され、本県では、合計25名の地域枠の増員が認められておりますので、令和9年度以降も地域枠が維持できるよう、

引き続き国に要望していきます。

県の地域医療に貢献する意識の涵養を図るために、医学生・医師を対象にした県の地域医療や医師が不足する診療科に対する普及啓発を行うイベントを開催していきます。

看護師についても、修学資金制度の継続や勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着に結び付けていきたいと考えています。

県では、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医師や看護師等の医療従事者の労務管理の適正化やタスク・シフト/シェアなどの勤務環境改善、ハラスメント対応などについて支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。

加えて、国に対し、全国知事会等を通じて、医療人材の給与をはじめとする処遇が改善されるよう、診療報酬で業務に見合った適切な評価を行うことを要望しており、引き続き国に働きかけていきます。

#### 【福祉・介護等人材について】

福祉・介護人材の人材育成・確保のため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

人材の確保については、就職相談会や職場体験事業を行うほか、介護の仕事の魅力発信や、多様な人材層に応じた就職希望者と事業者のマッチング、介護未経験者の参入促進等の施策を進めており、人材の育成については、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保するとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指していきます。

また、職場環境を整備し、人材の確保と育成を図ることは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めているほか、週休3日制の導入を柱とした多様な働き方の導入を県内の介護事業所に促進していくにあたり、共通マニュアル等を制作し、促進に向けた検証事業を実施しています。

加えて、介護施設等職員を対象として、避難確保計画やBCPの訓練支援を含めた介護施設等の災害対策に必要な知識を有する防災リーダーを養成するための研修を実施するほか、日頃の訓練や計画の見直し等、介護施設等における災害対策についての相談窓口を運営する事業を実施し、災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援しています。

介護保険事業所に対し、虐待防止の取組に係る運営指導や虐待防止法の趣旨の周知等を進めるとともに、管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施するほか、弁護士による法律相談窓口を設置する事業を実施し、ハラスメントの防止を図っています。今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことにより経営難に直面する訪問サービス事業者を支援し、在宅介護のサービス提供体制を維持するため、基本報酬の引上げを検討するよう国に要望しています。

介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣する事業を行っており、引き続き事業所の支援を行っていきます。

### **横浜市（医療局、健康福祉局）**

横浜市医師会および横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援や中小病院の看護人材採用支援、潜在看護師の復職、復職後の定着支援などの人材育成・確保の取組を関係団体と連携しながら引き続き実施し、地域医療の体制維持に向けて取り組んでまいります。

また、令和7年度にも、国に対して物価や賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬制度の構築について要望を行いました。今後も医療機関における人材確保や働きやすい職場環境づくりの支援について取り組んでまいります。

また、本市では、自然災害や感染症が発生しても、介護サービスを安定的・継続的に提供することができるよう、厚生労働省令に基づき条例等で、業務継続計画の策定を義務付けています。各介護保険施設・事業所への集団指導の際に、業務継続計画についての周知等を行うとともに、業務継続計画の策定後、必要な研修及び訓練を実施しているか、個別の運営指導等において確認・指導しています。併せて、業務継続計画に関するセミナー等を周知するなど、適宜情報提供を行っています。引き続き介護保険施設・事業所と本市との間で連携を図り、支援体制の構築に努めます。

介護現場における虐待防止に関して、検討委員会や指針の設置、従業者に対する研修が義務付けられています。また、介護サービス事業者は、従業者に職場におけるハラスメントに係る方針等の明確化及び周知・啓発を行い、従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしています。本市としては、集団指導や運営指導等、機会を捉え、適正な対応がなされるよう、今後も必要な対応をしていきます。

介護サービス事業者の処遇改善加算については、令和6年4月の介護報酬改定により、加算率を引き上げる措置がなされました。今後も国の動向を注視していきます。

また、本市では、国に対して、介護職員等の処遇改善の拡充について、全額国庫負担による補助金の創設等を含め要望しています。

### **川崎市（健康福祉局）**

医療・介護職場における取組等についてそれぞれ回答いたします。

初めに、医療職場ですが、神奈川県においては、医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談に対して専門的な支援を行っています。本市におきましても、医療機関における医療従事者の勤務環境改善を推進するため、県と協調しながら、当該センターによる専門的な相談窓口をはじめとした有用な内容の情報発信や普及啓発に努めてまいります。

また、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の処遇改善を図るため、「ベースアップ評価料」が新設されたところですので、改定の効果を見極めてまいります。

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療依存度の高い人も含めて、誰もが可能な限り自宅や住み慣れた環境で暮らし続けることができるようにするためには、円滑な多職種連携のもと、必要な知識・技術・経験を有し、地域の医療・介護現場などで活躍できる人材の養成・確保することが必要不可欠であると認識しております。川崎市立看護大学・大学院や市内関係団体等と連携し、災害時の対応も視野に入れつつ、人材の確保・養成を進めてまいりたいと存じます。

次に、介護分野についてですが、災害時の介護体制の維持については、引き続き、総合研修センターにおいて災害対応研修を実施するなど、専門人材の育成・確保に努めてまいります。

また、介護職場におきましては、介護サービスの最大の基盤は人材ですので、介護職員が安心して従事できる就業環境を整備できるよう、神奈川県とも連携を図りながら、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組んでまいります。

介護職員等への支援につきましては、国は介護報酬等の制度設計について、県は職場環境の整備について、市は人材の呼び込みや定着支援などについて、それぞれが役割を果たしながら取組を進めることが重要であると考えております。

今後につきましても、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づく、介護職員の確保・定着の支援に向けた取組について、着実に進めてまいりたいと存じます。

### **相模原市（健康福祉局）**

災害時を見据えた医療体制の維持に向けましては、医療体制の助言を担う市災害医療コーディネーターの確保・拡充に取り組んでいるほか、神奈川県及び市薬剤師会と連携を図りながら、市災害薬事コーディネーターの養成支援に取り組んでおります。

災害時の介護等の体制維持につきましては、これまで市内の事業者向けにBCP（業務継続計画）策定研修を実施するなどして啓発に努めております。

また、医療現場における環境づくりにつきましては、「第8次神奈川県保健医療計画」において、勤務環境改善の支援や働き続けることができる職場環境の整備が施策の方向性として定められていることから、今後も、神奈川県の動向を注視してまいります。

介護職場における職場環境づくりにつきましては、介護職員向けのメンタルヘルス相談の実施や相談窓口を設置することで、職員の心理的安全性を高め、その能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努めております。

また、介護人材の処遇改善につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じ、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び活用促進に努めております。

今後も、運営法人・介護サービス事業所との意見交換を通じた実態把握に努めつつ、離職防止対策などをテーマとした事業所向けの研修の実施や介護サービス事業所における処遇改善等に係る加算取得の促進等により、介護現場における職場環境の改善及び介護人材の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 災害時をも見据え、継続的な人材の確保・定着支援を求める。
- ・ 診療報酬改定にかかる協議の推移を注視する。

### 重点10 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

すべての子どもたちが、それぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠にかかる費用への助成、小児医療費助成等、自治体間での格差を生じないように実施すること。そのために必要な財政的裏付けおよび制度化のための法改正等について、国に対し積極的に要望すること。

### 神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

国（こども家庭庁）の「こども・子育て支援加速化プラン」に示された子ども施策の着実な実施を図るとともに、子育て世帯への経済的支援に位置付けられなかった、3歳未満児を含む保育料の完全無償化についても早期に実施することを国に対して要望したところでは。

すべての子どもたちがそれぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じることも国に引き続き要望していきます。

出産にかかる費用については、国において令和8年度を目途に標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めることとしていることから、動向を注視していきます。

また、妊婦健康診査にかかる費用については、居住する地域や個々の経済的状況にかかわらず等しく適切に受診できるよう、その財源を地方交付税措置ではなく全額国庫負担により行うことについて、国に、新たに提案しており、引き続き要望していきます。

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な制度を創設するべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により、引き続き要望していきます。

### 横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

本市では、出産費用助成や小児医療費助成など、さまざまな施策を進めています。

小児医療費助成に関しては、周辺のほとんどの自治体で18歳年度末までを対象としています。本市としても令和8年度中に対象年齢を18歳年度末まで拡大することを目指して検討を進めています。

一方、これらのような施策は全国一律で行うべきであり、地方自治体単独での十分な財源確保は困難であるため、国の責任と財源において、一律の助成制度を構築するよう提案・要望してまいります。

### **川崎市（こども未来局）**

安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があると考えております。

全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスの充実について他都市とも連携しながら国に対して引き続き強く要望していくとともに、保育・子育て総合支援センターの整備など切れ目ない相談支援体制の構築や待機児童対策の推進等により、安心して子育てできる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本市では14回分の妊婦健診費用の助成を実施しており、本年7月より、これまでの補助券方式から受診券方式へ変更し、妊娠期の相談支援や保健指導に活用できるよう、実施機関から健診結果を収集して、妊婦の健康づくりや生活習慣の改善などにつなげることにいたしました。健診にかかる費用の助成額につきましては、市内医療機関における妊婦健診費用を考慮しながら、本年4月受診分から、上限額135,000円へ増額を図ったところですので、まずは事業の安定的な運用を進めるとともに、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

川崎市小児医療費助成制度につきましては、令和8年度中に一部負担金を撤廃し、対象年齢を18歳まで拡大するよう、制度拡充の検討を進めているところです。

また、将来を担う子どもの医療費につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考え、これまでも国に対し要望を行ってまいりました。今後も引き続き、国に対し要望してまいります。

### **相模原市（こども・若者未来局）**

子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担の軽減につきましては、本年度予算において、市立小学校及び義務教育学校1年生の学校給食費無償化をはじめ市立小中義務教育学校における修学旅行費用の一部支援や教材等整備事業などの取組を実施しています。

今後も、子育て世代のニーズを的確に把握し、限られた財源の中で、効果的な取組を実施してまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本年4月に、妊婦健康診査費用への補助上限額を総額90,000円から115,000円に増額し、妊婦の負担軽減を図っております。

小児医療費助成制度につきましては、子ども達が全国どこでも同じ制度の下で医療を受けられるよう、国に対して統一した制度の創設を要望しており、引き続き、指定都市市長会等を通じて国へ要望してまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 各自治体の財政状況に左右されず安定的に制度を運用できるよう、地方負担に依存しない全額国庫負担を基本とした恒久的な財政措置を求める必要がある。
- ・ 県と政令市が連携して国への要請を強化することを求める。

## ※参考

2025年度 県議会 第1回定例会  
(かながわ未来 京島 けいこ)

### 認知症行方不明者の早期発見に向けた施策の強化

**問** 認知症で行方不明となる高齢者の早期発見に向け、どう取組を強化するのか、知事の所見を伺う。

**答** 「認知症等行方不明SOSネットワーク」により、他の市町村や県外自治体と行方不明者の年齢や外見上の特徴などを情報共有し、検索につなげてきた。今後は、夜間等でも対応するため、検索依頼を一斉送信できるシステムを開発するとともに、蓄積した行方不明者情報を市町村や県警察と連携して分析し、取組を充実させる。

2025年度 県議会 第2回定例会  
(かながわ未来 作山 ゆうすけ)

### がん患者の「心のつながり」の支援

**問** がん患者等が抱える様々な不安や悩みを軽減するため、「心のつながり」をどう支援するのか、知事の所見を伺う。

**答** 「かながわがんピアサポーター<sup>\*1</sup>」が、相談対応だけでなく、患者同士のつながりもサポートできるよう、技術習得を図る研修を実施する。また、がん患者サロンなどの交流企画を、「防がんMAP神奈川県版<sup>\*2</sup>」も活用し、周知していく。

2025年度 相模原市議会 第1回定例会  
(さがみみらい 森 繁之)

### Q 医師の働き方改革が進む中で二次・三次救急医療(※)の体制は

**市長** 市病院協会等の協力で、現状は体制を確保できている一方、救急医療を担う医師の確保などが厳しさを増しているとの意見も聞いており、実情を把握し、必要な支援に努める。

2025年度 相模原市議会 第3回定例会  
(さがみみらい 森 繁之)

### Q 福祉・教育分野の市民サービス国に財政措置を求める考えは

**市長** 子どもの医療費助成や学校給食費の無償化等は、国の責任と財源で全国一律に実施するものとする。一方で、本市の強みを生かした施策を推進し、その財源も国へ要望していく。

### Q 生活保護受給者への支援自立に向けた取組の強化策は

**市長** 職歴や希望等を踏まえ、ハローワーク等と連携し仕事探しの支援を進めている。また、毎月提出を求めている求職活動状況報告を確認し、就労意欲の喚起に向けた助言を行っている。

## 【社会インフラ】

- 重点 11 防災計画策定に弱者の参画を確保し、観光地特性を踏まえた地域外避難者対応を平時から検討 ①
- 重点 12 交通・水インフラの老朽化・耐震対策を技術活用で加速し、担い手人材の育成・確保を推進 ①
- 重点 13 貨物輸送ドライバーの負担軽減のため、共同配送拠点整備や駐車規制見直しを検討 ②
- 重点 14 再配達削減に向け、多機能ロッカーや宅配ボックス設置を促進 ②
- 重点 15 公共交通を生活インフラとして維持し、人材確保と処遇改善で持続可能性を確保 ②

### 1. 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み

多発する災害への対応や公共インフラの維持管理・更新、生活に欠かすことのできない物流の災害対応と日常における停滞防止、犯罪抑止等、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み。

#### 重点 11 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域防災計画は、地域の住民をその対象とした計画であり、その更新および防災訓練等の実施にあたっては、被災時に弱者となりやすい立場の人が意思決定に参加しながら進められる必要がある。

しかし、実際に発災した際には過去の災害を例に引くまでもなく、避難所とされるところには地域住民以外の多くの避難者が集まることが容易に想定される。

特に観光地を多く抱える神奈川においては、その初動において地域防災計画には想定されない、地域外避難者への対応等について、普段から地域中での理解を広げておく取り組みもあわせて進めること。

### 神奈川県（くらし安全防災局、文化スポーツ観光局）

神奈川県地域防災計画の更新については、神奈川県防災会議において、女性や居住外国人といった様々な立場を代表する委員の皆様の審議を経て決定されますが、引き続き、被災時に弱者となりやすい多様な立場の方々のご意見等を県地域防災計画に反映できるよう努めていきます。

防災訓練等については、毎年実施しているビッグレスキューかながわにおいて、災害時における聴覚障がい者や盲ろう者への対応などについて、当事者や支援者団体から、事前に訓練参加者に対して説明をしています。

また、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」では、避難所への入所対象者として「地域外から来た者のうち、長期間に渡って帰宅することが困難である者」と明記し、市町村に地域外避難者への対応をあらかじめ検討しておくことを周知しています。

さらに、県内の観光事業者等に対して、県が作成した「観光事業者のための災害対応マニュアル」を周知するほか、市町村に対しても、専門家による観光危機管理に関する研修等を実施するなど、観光の視点から災害対応に係る情報共有や啓発活動を行っています。

### **横浜市（総務局）**

横浜市防災計画では、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は一人ひとり異なることから、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう取組を進める、としています。

また、帰宅困難者対策にあたっては、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「帰宅困難者一時滞在施設」の指定や、帰宅困難者等の発生自体を抑制することを目的とした「一斉帰宅抑制」等の対策を行っています。引き続き本市ウェブサイト等を活用して、帰宅困難者対策の周知・啓発等に努めてまいります。

### **川崎市（危機管理本部）**

本市では、地域防災計画の修正にあたり、住民組織や福祉団体など、市域で活動する多くの団体や関係機関の意見を反映させるとともに、パブリックコメント手続きを通じて、様々な立場の方々からの意見を踏まえ計画の修正を行っております。

地域外の避難者等への対応としては、多くの滞留者が想定される主要駅を中心に、帰宅困難者一時滞在施設を確保するとともに、関係機関等との連携のもと、帰宅困難者対策訓練を実施するなど、地域における周知等を図っているところです。

### **相模原市（危機管理局）**

避難所の運営に当たりましては、当該地域の自治会や担当市職員、施設管理者などから構成される避難所運営協議会が担うこととしておりますが、本市では観光や通りすがりなど、地域住民以外の方が被災により避難所に訪れることも想定し、避難所運営マニュアルを整備しております。

避難所の運営は、居住地に関わらず避難者全員で協力して行う必要があることから、訓練等の経験のない方でも理解しやすいよう、同マニュアルの中で、役割分担の例や具体的な作業手順などを記載しており、避難所運営協議会の皆様と共有しているほか、各避難所に配備しております。

## **① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる**

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 避難所運営マニュアルや指針等の運用状況を引き続き注視する。

## 重点 12 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道、工業用水等の耐震化、老朽化対策を迅速かつ着実に進めるため、AI やドローンなどの技術活用も進めるとともに十分な予算確保を行うこと。

また、保守を担う人材については、その社会的重要性について広く理解を広げ、産官学の連携により工業高校等とのつながりも深めながら、人材の育成・確保を行うこと。

### 神奈川県（県土整備局、健康医療局、企業局）

#### 【上水道について】

県では、「神奈川県水道ビジョン（令和6年3月改定）」において、DXの推進等による「効率的な事業推進」、職員教育の充実等による「技術力の確保」及び施設の重要度や老朽化の状況を考慮した「水道施設の計画的な耐震化」等を目標に掲げ、国庫補助金の活用等により、水道事業者における基盤強化に係る取組を支援しており、更なる推進のため国庫補助金の採択基準の緩和等について国へ働きかけを行っています。

県内12市6町を給水区域とする県営水道では、令和6年度に新たな経営計画を策定し、大規模地震の発生に備え、管路を含む水道施設の耐震化を進めるとともに、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化することとしています。老朽化した水道管路の更新や水道施設の整備などを計画的に進めるため、経営計画では、5年間で約1,500億円の施設整備費を見込んでおり、各年度において予算の確保に努めるとともに、ドローンやウェアラブルカメラ等の技術などを活用しながら、効率的に事業を進めていきます。

#### 【橋梁やトンネル等について】

橋梁やトンネル、下水道の点検について、AIやドローンなどの日々進歩するデジタル技術の活用を進めています。県が所管する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラ及び流域下水道は、施設の耐震化や老朽化対策を推進するため適切な予算を確保するとともに、国に対し、十分な予算措置を講じるよう働きかけていきます。

#### 【保守を担う人材について】

これまでも、職員の技術力向上や技術継承のための研修や、採用試験の受験者増に向けた取組について、民間団体や教育機関と連携し取り組んできましたが、研修制度の充実や技術系高校への働きかけを行うなど、引き続き、人材の育成・確保に努めていきます。

県のインフラを支える技術職員の確保は喫緊の課題であり、生徒・学生等への情報発信を行う他、高校・大学を積極的に訪問して関係を深めるなど、人材育成・確保に取り組んでいきます。

## 横浜市（水道局、下水道河川局、道路局、経済局）

上水道事業に関しては、市民の皆様に安定して水道水・工業用水をお届けするため、施設の耐震化・老朽化に伴う更新の着実な実施に向けて、現在試行している AI を活用した最適な送配水管更新計画策定やドローンを活用した配水ポンプ場の遠隔巡視等、DX 推進に積極的に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

下水道事業に関しては、人口減少や施設の老朽化が進行していく中でも、安定的かつ継続的に下水道サービスを提供していくため、将来にわたる財政状況を見通し、施設・財政・組織を一体的に管理するアセットマネジメントに取り組んでいきます。また、公民連携や AI などデジタル技術の活用を推進し、生産性の向上を進めて、持続可能な事業運営に取り組んでいきます。

道路事業に関しては、路面化空洞調査において AI 技術を活用しているほか、舗装診断においても AI 活用の可能性を探るため試行実施しています。

橋梁とトンネルの点検、老朽化対策及び耐震化対策については、AI やドローンを含む新技術（工法または材料）の検討を行い、採用について総合的に判断し、活用を進めつつ、引き続き、適切な予算を確保し、事業を推進していきます。

また、道路局では、「横浜市内の道路橋及びトンネルにおける保全更新技術に関する産・学・官連携協力協定」を締結しており、市内の建設会社、設計会社、横浜国大と連携し、定期的に現場見学会や点検報告会等を行い、保全更新技術力の向上に取り組んでいます。

インフラ業界等の人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。

## 川崎市（建設緑政局、上下水道局）

（建設緑政局）市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、トンネル等の道路施設につきましては、道路法施行規則の一部改正により、平成 26 年度から 5 年サイクルの近接目視等を基本とした定期点検を実施しております。この結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るために策定した「川崎市道路維持修繕計画」、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、損傷の程度や重要性などに応じ、優先順位を付けて補修や耐震対策を実施しておりますので、計画の推進に必要な人員と予算を確保し、今後も持続可能で効率的な維持管理に務めてまいります。

（上下水道局）水道施設につきましては、これまで更新や耐震化を進めてきており、浄水施設・配水池・配水塔の耐震化は完了しています。管路につきましても継続して更新を進めており、現在の耐震化は約 4 割を超えたところです。工業用水道施設につきましては、これまで耐震化を中心に進めてきており、現在、浄水施設及び配水所の耐震化は完了しており、管路についてもほぼ耐震化は完了しているところです。今後につきましては、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算を確保し、老朽化した管路の更新・耐震化を進めるとともに、AI 技術などを活

用した維持管理の導入を検討してまいります。

下水道施設につきましては、市民の安全で安心な暮らしを持続するため、浸水、地震、老朽化対策など国土強靱化のための対策について、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

また、人員の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJT を中心に人材育成を推進してまいります。

### 相模原市（都市建設局、環境経済局）

道路、簡易水道、下水道の維持管理につきましては、耐震化や都市基盤の老朽化による修繕が必要な箇所が増加が見込まれていることから、国庫補助等の予算を確保しつつ、新技術の活用を検討するなど、管理業務の効率化を図ってまいります。

また工業高校との連携につきましては、市内の土木に関連した学科コースを有する県立高校と連携し、公共工事の現場見学を実施しており、建設業の魅力発信や公共工事に携わる事業者・市職員の役割や社会的な意義について理解促進に努めています。今後も、将来の人材確保に向けて取組を継続してまいります。

地域産業界の人づくり支援事業につきましては、地元企業の求人情報を掲載した就職支援サイト「サガツクナビ」を運営し、情報発信するとともに、企業と学生の交流会等を開催し、地元企業への就職を希望する学生を支援しております。

### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 要求内容に対応した取り組みが進められている。
- ・ 各都市予算に限りがあることは承知をしているが、喫緊の課題であり進捗を注視する。

### ※参考

2025 年度  
相模原市議会 第1回定例会  
(さがみみらい 松浦 千鶴子)

### 下水道管などのインフラの維持 点検の状況や安全対策は



八潮市での道路陥没事故  
(※5)を受けて実施した緊急  
点検の結果は。



市長 大型下水道管と主要な路線を点検し、異常はなかった。老朽化に伴うリスクに備え、点検等の対象施設を拡大するほか、計画的に修繕等を行う予防保全型の施設管理を実施していく。



下水道施設の緊急点検  
(マンホール周囲の段差や  
沈下等を確認する様子)



市が発注する地下工事における安全対策は。



市長 工事着手前に施工計画書の提出を求め、公衆災害等を防止する観点から安全に係る事項を事前に確認している。引き続き、確認を徹底するほか、立ち会いで施工状況の確認や安全講習会の内容の充実など、受注者とともに安全確保に努める。

## 2. 誰もが求める場所や、情報に容易にアクセスできる仕組みの整備を求める取り組み

地域住民の移動の自由、移動の権利保障の観点から、交通弱者・交通空白地への対策を求める取り組み、および社会のデジタル化から取り残される存在をつくることなく、情報格差の解消を求める取り組み。

### 重点13 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

事業所あての配送、個人向け配送を問わず、貨物輸送は社会の主要インフラとなっている。その輸送を担うドライバーに過度な負担とならないよう、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備を進めること。

〔神奈川県〕

東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても駐車規制の見直しに向けた検討を進めること。

### 神奈川県（産業労働局、県警本部）

県では、貨物輸送を担うドライバーの負担軽減につながるよう、下請取引を行う事業者の方に対し、荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減を要請しています。

また、重要な社会インフラである物流を支えるための取組として、物流効率化に資する設備を導入する経費に対する補助を実施したほか、再配達削減に向けた、県民の意識改革や行動変容を促すための広報を実施しています。

さらに、県警察では、従前から交通実態や交通環境、駐車場の効用に配慮し、駐車規制の見直しを推進しています。今後も関係機関・団体等に対し、駐車需要に見合った路外駐車施設・荷捌きスペースの確保について、働きかけを行うとともに、物流事業者や地域の方々の要望・意見を踏まえ、貨物集配中の車両に係る規制の見直しを図っていきます。

### 横浜市（都市整備局、経済局）

事業所あての配送車両については、横浜市駐車場条例において、一定規模の建築物の建築主に対して荷捌き駐車場の敷地内整備を義務付けています。また、同条例の中で、共同荷捌き場を設ける場合に隔地化を認める特例基準を設けています。

運輸業をはじめとする、人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。

### 川崎市（まちづくり局）

荷さばきにつきましては、商業店舗数や歩行者量が一際多い川崎駅東口地区（駐車場整備地区）において、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、共同住宅等の低利用駐車場や民間駐車場を活用した共同荷さばき場に関する取組等を位置付けているところです。今後も、事業者等と連携を図りながら取組を検討してまいります。

## 相模原市（都市建設局）

荷さばき駐車場については、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例において設置の義務化はしておりませんが、荷さばき駐車場の整備施策について調査を進めております。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会の主要インフラとなっている貨物輸送を担うドライバーの負担軽減のためにも、地域特性に応じた共同配送拠点や荷捌き駐車場の計画的整備が必要。
- ・ 再配達削減や物流効率化とあわせ、制度・施設整備・規制見直しを一体で進め、物流現場の持続可能性を高める政策パッケージとして整理の方向性を示すことが必要。

### 重点 14 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷低減の面からも、再配達の抑制が求められている。駅や公共施設への多機能ロッカーの設置を進めるとともに、個人宅や集合住宅の新築、改築にあたっては、宅配ボックスの設置を推奨するなど、再配達抑止の環境整備を進めること。

## 神奈川県（環境農政局、産業労働局）

県では、再配達の削減に向け、県民の意識改革や行動変容を促すため、引き続き、再配達が大气汚染物質や地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出量を増加させ、地球環境にも負荷を与えていることを県ホームページで周知するとともに、宅配ボックス、街なかにある宅配ロッカーやコンビニ受け取りの活用などを呼び掛けていきます。

## 横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、経済局、建築局、交通局）

温室効果ガスの排出削減には、再配達をできる限り少なくすることは有効と考えますが、宅配ボックス利用やアプリを活用した日時指定などの民間事業者によるサービスが広がっているほか、国においても、ポイント還元を通じた宅配の再配達率を半減するための実証事業の開始、建築基準法における宅配ボックス設置部分に関する容積率緩和の規定の適用など、宅配ボックスの設置に関して既に一定の支援策等が講じられており、横浜市としては、これらの動向を注視しているところです。

なお、交通局では、事業者の提案により市営地下鉄14駅に15基の多機能ロッカーを設置しております。今後も、各駅の設置場所や電源等のインフラ整備状況を踏まえながら設置の検討を進めてまいります。

## 川崎市（環境局）

環境局地域環境共創課；宅配ボックスの設置については、民間事業者と連携し、幸区、宮前区、多摩区、麻生区の庁舎に宅配ボックスを設置するとともに、市ウェブサイトにおいて時間帯指定や事前通知サービスの活用について普及啓発を行っております。

また、脱炭素アクションみぞのくち推進会議の会員企業と協力し、イベント等で宅配ボックスの利用体験も行っております。引き続き宅配ボックスの普及促進を行うなど、取組を推進してまいります。

## 相模原市（環境経済局）

宅配ロッカー（オープン型宅配ボックス）は、駅やスーパー、コンビニエンスストアなど身近な場所への設置が増えており、再配達防止に向けて、宅配ロッカーを活用した受け取り方や、相手方が受け取りやすい時間や場所を指定した送り方の配慮など、市ホームページ周知をしており、引き続き、周知啓発に努めてまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 公共施設には多機能ロッカー、集合住宅には宅配ロッカー設置の推奨、設置に向けた経費補助等、施策推進の引き金が必要。

### 重点 15 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。

公共交通を維持するため、運転手・整備要員等の継続的な人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

## 神奈川県（横浜市県土整備局、福祉子どもみらい局）

交通不便地における公共交通の確保など、各地域課題の取組については、これまでも市町村が主体となって行っており、県は、市町村、国及び交通事業者で構成する地域交通研究会などを通じて、「神奈川版ライドシェア」等の先進的な取組などを紹介するとともに、市町が設置している地域公共交通会議において、広域的な視点から助言などを行っているところです。

交通事業者の人材確保等への支援について、県は、これまで、バス協会に対し、運転手の確保のために活用できる交付金の交付や、県ホームページにバス事業者の採用情報を掲載するなど、支援してきました。

これに加えて、令和7年度に、運転手不足への即応的な対応として、「新規バス運転手の確保」と「既存バス運転手の有効活用」に資する新たな2つの補助制度を創設したところです。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者への運賃割引を導入する交通事業者が拡大していますが、県としては、県内のバス事業者について、全ての事業者に運賃割引を導入していただけるよう、引き続き要請していきます。

### **横浜市（都市整備局、交通局）**

令和7年4月に、誰もが日常生活を送る上で必要不可欠である地域公共交通の取組を推進するアクションプランとなる「地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通を「守る」・「増やす」、積極的に「使う」を基本方針として定めています。本計画に基づき、既存のバスネットワークの維持や交通が不便な地域への新たな地域公共交通の導入、地域公共交通の利用促進など、各施策を体系的に推進することで、地域公共交通の充実を図っていきます。

また、交通局では「人財確保大作戦」と銘打ち、令和5年度より大幅な給与引き上げや選考方法の抜本的な見直しを進め、人財確保や職員の処遇改善に係る取組を実施しています。

令和6年度には前年度に比べ倍以上となる99名のバス乗務員を採用することができましたが、在籍職員のボリュームゾーンが定年年齢（60歳前後）に近付いていることから、引き続き若手・ベテラン問わず優秀な人財の確保と育成に取り組むと共に、安全・確実・快適な交通サービスの持続的な提供に向けた対策を推進してまいります。

### **川崎市（まちづくり局、経済労働局）**

（まちづくり局）地域公共交通につきましては、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性に応じた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上に向けた取組を進めております。

コミュニティ交通については、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4（2022）年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めております。

（経済労働局）交通事業者における人材確保を図るために、専門家による経営相談をはじめ、生産性向上を図るための人材育成支援等により処遇改善につなげるとともに、コミュニティ交通に係る各種制度や補助金等に関するホームページ掲載のほか、人材育成・確保に係る国や県の各種補助金などの情報を広報誌「かわさき労働情報」において掲載するなど周知を図ってまいります。

## 相模原市（都市建設局）

本市ではこれまでも、誰もが移動しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系の確立に向け、路線バスの輸送力確保に係る交通事業者への要請や交通不便地域におけるコミュニティ交通の導入等の取組を推進してまいりました。昨今の全国的なバス・タクシーの運転士不足の深刻化や高齢化の進行、移動需要の多様化等の社会経済情勢の変化に伴い、今後、こうした取組はますます重要となっていくものと認識しており、交通事業者と連携を図りながら、引き続き、移動手段の確保に向けた取組を推進してまいります。

また、公共交通の担い手の確保と育成は、全国的な課題であると認識しており、単独自治体による支援には限界があるものと考えていることから、関係自治体等と連携し、国・神奈川県に対して運転手の確保・育成に対する支援を求めてまいります。

### ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 公共交通の担い手確保に向けた具体的施策展開を求める。

## ※参考

2025年度 横浜市議会 第1回定例会(民主フォーラム こがゆ 康弘)

福祉

### 敬老特別乗車証制度の拡充

民主フ

**問** 高齢化の進展によって、事業費増加が見込まれています。他都市では利用者に一定の負担増をお願いし、市費を抑えられるよう制度の見直しに取り組んでいます。世代間の支え合いに加えて、世代内の負担の分かち合いを促進することで、持続可能な制度となります。敬老バス制度は応能負担の考えを踏まえた制度にすべきです。

**答** 今後、介護予防効果や利用目的を踏まえた社会参加促進効果、経済波及効果など、敬老バスの利用による様々な効果を総合的に、定量的に評価し、敬老バスの有用性を明らかにしていきたいと考えています。検証結果を踏まえながら、より良い制度となるよう検討していきます。

2025年度

相模原市議会 第2回定例会

(さがみみらい 谷川 ヒロシ)



**災害時の避難所の体制に懸念  
市の責務と運営体制の現状は**

市長

市は、避難所を開設して、必要な物資の供給をはじめ、避難者の健康管理等を行う。運営に当たっては、市職員等を含む避難所運営協議会を中心に、避難者全員で協力して対応する。



**中山間地域における交通再編  
代替手段の運賃と地域の声は**

市長

乗合タクシーの運賃は、バスより高くタクシーより安い設定を基本として検討している。アンケートでは、心配事として、63%の方が「料金が高い」と回答している。

## 【環境・エネルギー】

- 重点 16 脱炭素計画の進捗管理と効果検証を行い、再資源化等の取り組みを官民で推進 ①
- 重点 17 自転車利用の安全確保とルール浸透、専用レーン整備やシェアサイクル連携を促進 ②
- 重点 18 再エネ・蓄電池による地域エネルギー自立を進め、防災拠点の非常用電源機能を強化 ①

### 1. 地域と連携してカーボンニュートラルの実現を求める取り組み

脱炭素社会をめざすために、企業・住民の行動変容を促すとともに、様々な分野でサーキュラーエコノミー（循環経済）を促進させることを求める取り組み。

#### 重点 16 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。

また、再資源化事業等高度化法を踏まえ、民間事業者への周知等を促進することはもとより、排出者としての対応も遅れることなく実施すること。

※横浜市：YOKOHAMA GO GREEN 川崎市：かわさきカーボンゼロチャレンジ2050  
相模原市：相模原市地球温暖化対策計画

### 神奈川県（環境農政局）

県では、令和6年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を全面改定し、「2050年脱炭素社会の実現」を長期目標に位置付けるとともに、中期目標として「2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）」を目指しています。この計画では、事業者や県民の方々を含む各主体の役割を定め、目標達成に必要な取組について、ホームページやパンフレット、イベント出展等により周知しています。また、計画の進捗状況については、毎年度、部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標（KPI）の達成状況を把握した上で総合的な評価を行い、これらをホームページで公表していきます。

さらに、廃棄物処理業者や排出事業者向けの講習会等の中で、再資源化事業等高度化法に関する周知を行うとともに、本法律の趣旨を踏まえて、排出者として事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化等に努めていきます。

### 横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局）

脱炭素社会の実現に向け、「YOKOHAMA GO GREEN」の趣旨のもと、引き続き、市民の

環境意識の向上と行動変容の促進につながる効果的な施策を実施します。

横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握・公表するとともに、本計画の各対策の進捗状況を確認し、報告書を取りまとめ公表します。

民間事業者には、公民連携組織である横浜市資源循環推進プラットフォームを通じて、周知等を行ってまいります。また、排出者としての本市の対応については、率先行動の観点から、市庁舎におけるプラスチックの再資源化を令和7年度から開始し、その他の市役所関係施設の約1,200施設についても、令和8年度の実施に向けて準備を進め高度化を図ってまいります。

### 川崎市（環境局）

本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定するとともに、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化推進基本計画に基づき取組を推進しております。毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況を「かわさき環境白書」として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行っております。

目標達成に向けては、基本計画に位置付けている施策のうち、特に事業効果の高い5大プロジェクトの取組を重点的に進めてまいります。

再資源化事業等高度化法に関しては、法の趣旨を踏まえ、現在策定作業中の（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画においても取組みとして位置付け、処理業者のみならず排出事業者に関しても情報提供等を進めてまいります。

### 相模原市（環境経済局）

本市では、令和5年11月に改定した「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)」において、2030年度における二酸化炭素排出削減目標50パーセントを目指すこととして、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図っております。

計画の進捗状況の確認につきましては、毎年度、実施状況報告書を作成しており、相模原市地球温暖化対策推進会議において、当該計画に基づく削減目標の進捗状況や対策・施策の取組状況を把握し、計画の評価・検証を行っております。実施状況報告書や会議の議事録につきましては、随時、市ホームページで公表しております。

また、民間事業者に対しては、再資源化事業等高度化法を踏まえた中で、引き続き、廃棄物の減量化・再資源化等について周知を図っていくとともに、本市としましても市内における大規模な排出事業者として、事務事業に係る脱炭素化の取組を着実に実施してまいります。

## ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗管理・効果検証・公表を一層徹底し、実効性の見える化を求める。

## 2. 環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み

人々が暮らしの中で環境負荷の少ない選択ができるよう様々な施策を求める取り組み。

### 重点17 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入および車両整備の促進に努めること。

人口の多い地域、観光客の多い地域においては、シェアサイクルの広域化や事業者間連携等によって利便性を向上させ、移動手段の多様化をはかる一助とすること。

### 神奈川県（県警本部、くらし安全防災局、県土整備局、文化スポーツ観光局）

県は、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を図るとともに、自転車マナーアップ運動等を通じて、自転車の交通ルール、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、点検整備の重要性について広報啓発を強化していきます。

また、県警察では引き続き「チリリン・スクール」等の自転車交通安全講習等を通じて、交通ルールを学ぶ機会の提供に努めるとともに、神奈川ポリス搭載の「スマートチリリンスクール」の普及促進を図り、今まで交通ルールに触れる機会のなかった人たちに対しても自転車の交通ルールが浸透するよう広報啓発活動を推進していきます。

自転車専用レーンの普及と安全の確保について、県は、自転車歩行者専用道路として、相模川自転車道や藤沢大和自転車道の整備を行うとともに、車道混在の道路においては、自転車の走行位置を示す矢羽根の設置や、急勾配箇所への注意喚起看板を設置するなどして、安全対策を図っています。

シェアサイクルの事業者間連携等による利便性の向上について、県は、交通施策に関する部門別計画である「かながわ交通計画」に、「移動の連続性や利便性の向上」を定めており、その中で、公共交通とシェアサイクル等の複数の事業者間で決済等が一括に行えるMa a Sの取組等により、乗換のシームレス化を促進することとしています。

さらに、観光客の利便性を高め、観光地としての魅力を向上させるため、県と湘南地域の4市3町で構成する「湘南地域自転車観光推進協議会」において、「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業」を民間事業者と連携して実施しています。現在、スルガ銀行（株）と連携して実施している、駅からのサイクルルートをPRする動画の配信などを通じて、利用者の増加を後押しします。

### 横浜市（道路局）

自転車の交通ルールや自転車損害賠償責任保険等への加入促進、車両の整備促進のため、こどもの交通安全教室、チラシやウェブサイト、SNSなどを活用して、国や県、警察、交通安全関係団体等の関係機関と協力しながら、引き続き周知・啓発に取り組んで

まいります。

また、「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、自転車利用や自転車関連事故の多い地域を指定した「重点エリア」、及び地域間を結ぶ幹線道路等の「ネットワーク路線」において、「自転車専用通行帯」や「矢羽根型路面表示」による自転車通行空間の整備を進めてまいります。

令和7年4月から市内全域を事業範囲とする「横浜市シェアサイクル事業」を実施しています。シェアサイクル事業者との公民連携により、効率的なポートの増設を進め、移動の利便性向上を図っています。

### **川崎市（市民文化局、建設緑政局）**

（市民文化局）自転車利用者は、子どもから高齢者に至るまで幅広い年代に及ぶこと、ルールの理解力や実践力に違いがあることなどから、各利用者が悲惨な事故の当事者にならないよう、年齢に応じた交通安全教室でのポイントを絞った指導や分かりやすいチラシの発行など、自転車のルールを守ってもらうための工夫を凝らしながら、引き続き、様々な機会を捉え、警察や関係団体等と連携し、自転車の交通安全対策の充実に向けて取り組んでまいります。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進につきましては、本市ホームページに掲載しているほか、イベントにおける義務化に関するチラシの配布や、義務化の内容を記載した自転車の安全利用に関する小冊子を市役所等関係施設や自転車販売店に配架するなど、周知を図っているところです。また、イベント等で幅広い世代へ向けた交通安全啓発を実施し、自転車点検整備等の促進を図っております。今後も、地域の方々や警察、関係機関等と連携して効果的な啓発活動を推進してまいります。

（建設緑政局）本市では、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、危険箇所の安全対策のほか、主要な幹線道路や自転車利用の多い駅周辺の道路などにおいて、計画的に通行環境整備を推進しており、整備にあたりましては、国のガイドライン等を踏まえ、現状の道路幅員や交通量などをもとに、整備の形態等について警察と協議のうえ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置や進行方向などを示す矢羽根等の整備を進めております。

今後につきましても、自転車等が道路を安全・安心に利用できる通行環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

シェアサイクルにつきましては、身近な地域交通における移動環境の充実を目指し、平成31年3月に実証実験を開始し、その結果を踏まえ、令和4年7月から市内全域を対象に民間事業者との協定により本格運用を開始したところです。

利便性の向上に向けては、引き続きポートの増設などを進めるとともに、協定事業者と連携しながら、利用環境の改善に向けた取組を推進してまいります。

### **相模原市（市民局、都市建設局）**

自転車の安全利用につきましては、交通ルールやマナーの浸透を目指し、交通安全教室を開催しております。また、令和8年4月からの自転車青切符制度の施行を契機とし

て、自転車利用におけるルールなどの更なる周知啓発に取り組んでまいります。

自転車通行環境の整備につきましては、令和6年3月に改定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅を中心としたネットワークを形成するため、交通量や事故の状況などを踏まえ優先整備区間を設定して整備を進めております。

また、道路の状況に応じ、自転車道による車道との分離や路面標示により走行位置と進行方向の明確化をすることにより、歩行者と自転車との事故防止や安全性の向上を図っております。

引き続き、道路の利用状況を注視し、事故のおそれがある場合には、関係機関と連携し、必要な安全対策について検討してまいります。

また本市では、シェアサイクル事業者と協定を締結し、令和4年6月から実証実験を行っております。引き続き、シェアサイクル事業者と連携し、市民の皆様の利便性向上に取り組んでまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 法改正の内容周知、浸透度合いを注視する。
- ・ 電動機付自転車(モペット)の違反利用への対応等、法・規則の周知啓発とともに、悪質利用者への指導摘発の強化を求める。

## 3. エネルギーの「地産地消」体制を求める取り組み

災害時にも安心できる拠点の構築・維持を求める取り組み。

### 重点18 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。

災害発生時、避難場所に指定される地域防災拠点施設の機能強化のため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入の拡大をはかるとともに、非常時電源ともなりうる次世代電気自動車の導入、配備を進めること。

## 神奈川県（くらし安全防災局、環境農政局）

### 【県内エネルギーの自給率向上について】

エネルギーの地産地消に係る取組の一環として、「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」や「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」等を実施しており、太陽光発電

等の導入を支援しています。

また、ガスコージェネレーションの導入については、「中小企業省エネルギー設備導入費等補助」の補助対象として支援している他、電気自動車の導入については、「事業用等 EV 導入費補助」等により支援しています。太陽光発電や蓄電池等は、エネルギー自給率の向上に寄与するとともに、災害時の活用も見込まれ、県としても引き続き支援を進めていきます。

さらに、令和 6 年 3 月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、国のエネルギー基本計画等を踏まえ、「再生可能エネルギーを 2030 年度までに 270 万 kW 以上導入」することや「新車乗用車に占める電動車の割合を 2030 年度までに 100% とする」ことを目標として設定しています。その目標の達成に向けて、県民、事業者などの取組を後押しするとともに、県庁の率先実行として、県有施設への太陽光発電の導入や公用車の電動化などに積極的に取り組んでいきます。

#### 【災害発生時のエネルギー源について】

災害時における指定避難所等の防災設備の整備等については、一義的に市町村がその役割を担っていることから、県では、県内の避難所が共有できる避難所運営の基本的な考え方、施設・設備の内容、運営の仕組み、情報の収集・提供等を行うため、「避難所運営マニュアル策定指針」を策定しています。

本指針において、「指定避難所には、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機、蓄電池、衛星電話等が設置されていることが望ましい。」と明記しており、市町村に対して、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入を促しています。

### 横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、総務局）

令和 7 年度より、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業を開始し、太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援を行っています。

各地域防災拠点には、災害発生時の停電対策として、6 台の発電機を備蓄していますが、本市では、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」における市役所の率直的な取組の一つとして太陽光発電設備の導入を進めており、設置可能な公共施設を対象に PPA 事業を活用することで、2035 年度までに導入割合 100% の達成を目指しています。地域防災拠点となる小中学校においても、順次導入を進めてまいります。

公用車については、非常時電源としての活用も踏まえ、次世代自動車等の導入をさらに進めていきます。

### 川崎市（環境局、危機管理本部）

（環境局）本市では、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の再生可能エネルギーの普及を図るため、2030 年度の再生可能エネルギー導入量について、33 万 kW 以上とすることを目標としています。

市域への再生可能エネルギーの普及拡大・地産地消に向けては、地域エネルギー会社を中核とした多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームの構築や、令和 7

年度からの建築物への太陽光発電設備の設置義務制度の開始などにより、取組を推進しています。

また、個人住宅や市内中小企業に対して、太陽光発電設備等の再エネ設備や、省エネ設備等の導入に対する補助制度を行うとともに、避難所に指定されている市公共施設には太陽光発電設備及び蓄電池を導入する等、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進しております。

(危機管理本部) 避難所におけるエネルギー源の多様化につきましては、指定避難所である市立学校において、灯油式発電機の設置や太陽光発電設備の整備などの取組を行っております。

また、電気自動車の導入・配備につきましては、導入コストや維持管理、平時の活用等、様々な課題が想定されることから、本市では、電動車両に関する災害時協定に基づき、関係局区と連携を図りながら、効果的な電動車両の活用に取り組んでまいります。

### 相模原市（環境経済局）

本市では、継続的に公共施設等への再生可能エネルギーの導入に取り組んでおり、学校施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギーに係る設備を導入し、エネルギーの地産地消や避難所等の機能強化に係る取組を推進しています。

また、災害時等に電力不足が想定される避難所等での電力供給ができるよう、公用車においても、リース契約が満了した際に電気自動車等の次世代自動車を導入する取組を推進しています。

#### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。

### ※参考

2025 年度  
神奈川県議会 第2回定例会  
(かながわ未来 佐藤 けいすけ)

### 水源環境保全・再生施策 における里山林整備

問 集落周辺の里山林整備や都市部住民との交流事業について、どう進めていくのか、環境農政局長の見解を伺う。  
答 水源かん養機能<sup>\*6</sup>向上のため集落周辺の里山林を整備するほか、里山林を活用した地域交流の充実等を図り、水源環境を支える大切さについて理解促進に取り組む。令和9年度以降の取組は、市町村や関係団体等と意見交換しながら、9月に示す実行5か年計画の素案に盛り込む。

### 自転車用ヘルメットの 着用率向上の取組強化

問 ヘルメット着用率向上に向けた県の取組と県教育委員会の高校生への取組につき、知事・教育長の所見を伺う。  
答 県では、今年度、啓発用ポスターの高校への配布等を行う。また、幼児、児童及び高齢者のみを対象としている着用促進を全ての年齢に拡大する条例改正を行いたい。県教育委員会では、実例等を収集し、高校生にヘルメット着用の重要性を具体的に示すなど、着用率向上に取り組む。

2025 年度  
神奈川県議会 第2回定例会  
(立憲民主党・かながわクラブ  
須田 こうへい)

## 【教育・人権・平和】

- 重点 19 学校の働き方改革・DX と計画的採用を進め、外部専門人材配置で教育環境を充実 ②
- 重点 20 中等・高等教育での家庭負担軽減と給付型奨学金拡充 ②
- 重点 21 外国につながる子どもと家族の孤立を防ぎ、教育・生活支援体制を強化 ①
- 重点 22 社会的少数者への差別禁止と救済を含む包括的人権条例制定を推進 ②
- 重点 23 米軍基地の整理縮小・情報提供を国に要請し、PFAS 問題への実態把握と対策を求める ②
- 重点 24 拉致問題の風化防止と早期帰国実現に向け、啓発と県民世論喚起を強化 ②

### 1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

#### 重点 19 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DX を促進すること。また、4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないように、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。

教員が本来業務に専念できるようにするため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、看護師、ICT の専門スタッフなどの人的措置を積極的に行うこと。また、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

### 神奈川県（教育局）

#### 【政令市を除く公立小・中学校について】

政令市を除く公立小・中学校については、県スクールカウンセラーを全中学校に配置し（年間 245 時間）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、そのうち 90 校を週 2 日配置する重点配置校とするとともに、週 4 日勤務するスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所と横須賀市教育委員会に配置しています。

併せて、政令市及び中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーを教育事務所に 50 名配置するとともに、週 4 日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に 4 名配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法の算定の対象

とすること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。なお、市町村立学校等を対象に法律相談を行うスクールロイヤーについては、教育局に1名配置しています。

医療的ケアを行う看護師については、義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、今後も引き続き、要望していきます。

I C Tの専門スタッフについては、希望する学校すべてにI C T支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を継続して行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望していきます。

スクール・サポート・スタッフについては、令和7年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。

#### 【県立高校及び県立中等教育学校について】

県立高校及び県立中等教育学校について、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての学校に週1日配置しています。

スクールロイヤーについては、平成22年度から、教育局内に法曹有資格者であるスクールロイヤーを1名配置し、任期付きの常勤職員として任用しています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、常勤職員として配置できるよう措置することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に強く要望しており、今後も継続して要望していきます。

#### 【教員の採用数等について】

教員の採用数については、児童・生徒数の増減等に伴う教員定数の推計、退職者・再任用者の見込数等をもとに、年齢構成の平準化の観点を踏まえて決定することを基本としています。今後も、中期的な視点に立って、計画的に必要な教員を確保できるよう努めていきます。

教員の育成については、県教育委員会が策定した「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて～校長及び教員の資質向上に関する指標～」を踏まえ、体系的にまとめた教員研修計画に基づいて研修を実施し、校長及び教員の資質向上を図っていきます。

### 横浜市（教育委員会事務局）

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向けて、教員が専門性等の向上や授業改善、児童生徒理解や支援等に一層専念できる環境を構築するため、人材配置等による体制強化、プール清掃等の外部委託等による業務の適正化・改善、家庭と学校の連絡システムの導入等による校務DXの推進等に取り組んでいます。今後も、学校の声を丁寧に汲み取りながら、教員が子ども一人ひとりと向き合い、安心して教育活動に取り組める環境づくりに向けて、働き方改革を着実に推進してまいります。

職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、全小中義務教育・特別支援学校に配置しています。職員室アシスタントの更なる配置や教員定数の拡充については、財源の確保などの課題があります。

教員の確保については、採用試験の受験者数の増加につなげるために、選考方法の改善を進めるなど、人材確保に向けた取組を実施しています。今年度は、民間企業をはじめ公務員試験でも幅広く導入されている SPI3 を第一次試験とする春チャレンジ選考試験の実施や、教職経験者特別選考の要件及び第一次試験を免除する等の試験内容の変更等を行いました。

ICT 支援員の派遣については、当面の間維持し、機器の設定、授業支援、教員への研修、トラブル対応の面で学校を支援していきます。

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として心理の専門職であるスクールカウンセラー、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。教員その他ご提言頂いたような様々な職種の方と共に、チーム学校として、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の構築が図れるよう、取組を進めてまいります。

### 川崎市（教育委員会事務局）

現在策定中の「次期教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を進めることで教員の働き方改革・DX の促進に努めてまいります。

教員の採用に当たりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や退職者数、60歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素があり、長期的な視点に立って進めることが必要であることから、臨時的任用の制度を活用することも許容しながら、採用者数を決定していましたが、令和6年度には、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先的に取り組む方針を決定しており、まずは年度当初の欠員の解消に向けて人材確保を計画的に進めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校1名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和5年度より市立特別支援学校にも月2回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度は1名増員し、13名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。

令和2年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を全市立小中学校に配置したところがございますので、引き続き、全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

ICTの専門スタッフ（ICT支援員）につきましては、令和6年度は小学校、中学校及び特別支援学校に1校当たり年間8回程度配置しており、今後も維持に努めてまい

ります。

児童生徒へのきめ細かな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。今後も、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

教育人材の育成については、川崎市教職員育成指標に基づき、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員の経験年数に応じた必修研修や各種研修を年 230 回実施しています。教育人材の確保については、本市の教員を目指す学生等に対して「かわさき教師塾」を年 12 回実施しています。今後も、これらの事業の更なる充実に努めてまいります。”

## 相模原市（教育局）

学校における働き方改革につきましては、「第 2 期 学校現場における業務改善に向けた取組方針」に掲げた取組を着実に実行するとともに、令和 6 年度の「若手職員による学校現場改善プロジェクトチーム」の検討結果なども踏まえ、学校と協働して積極的に取り組んでまいります。

学校における D X につきましては、学校の情報化推進ガイドラインに基づき、デジタル技術の活用による校務の D X 化に係る取組を推進するとともに、更なる業務の効率化に向けて、取り組んでまいります。

教員の人材確保につきましては、教員定数の確保に向けて、国と連動した取組を行うとともに、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充、候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的に正規教員の採用に努めてまいります。また、欠員が生じた場合の対応につきましては、引き続き、代替教員や非常勤講師の任用を進めることで、通年で人材確保に取り組んでまいります。

青少年教育カウンセラーにつきましては、現在 7 9 名体制で市内全小中学校等に週 1 回から 2 回派遣し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和 3 年度から、一人当たり 2 中学校区を 2 日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度は 1 8 名体制で、全中学校区へ配置する相談・支援体制をとっております。

今後も、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討してまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、主に教員の事務補助を担っており、教員の子どもと向き合う時間の確保や負担軽減にもつながることから、全校配置を目指し増員に取り組んでまいります。

スクールロイヤーに関しましては、現在 1 人を特定任期付職員として教育委員会事務局で任用しております。学校、保護者等からの相談・意見に対し、法的視点が必要な案件にスピーディーに対応できるとともに、現場での法的対応を重ねることで、指導主事や、学校管理職の対応力育成にもつながっております。

看護師につきましては、小・中学校12校12名の医療的ケア児に対し看護師を配置しております。本年度より、宿泊を伴う校外学習において派遣看護師を配置し、保護者の負担軽減につながりました。

今後も、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた看護師の適切な配置について検討してまいります。

I C Tの専門スタッフにつきましては、本年度は小学校及び義務教育学校に35回、中学校に26回派遣し、授業における児童生徒への支援や、タブレットP Cを活用した授業づくり、校務における機器操作補助などを実施しております。

中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策につきましては、教職や相模原の魅力伝える取組として、大学生を対象とした「さがみはらの学校で学ぼう DAY」や高校生を対象とした「さがみはらの小学生と遊ぼう」といった学校訪問事業に取り組んでおります。また、大学3年生以上を対象とした「さがみ風っ子教師塾」を実施しております。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 教員の労働条件の改善およびその取り組みについての発信が必要。
- ・ 人材確保に向けた取り組みについて、引きつづき注視が必要。

## 2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

### 重点 20 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

後期中等教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度を創設すること。

高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて、貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

## 神奈川県（教育局、福祉子どもみらい局）

高校生等に係る授業料以外の必要な教育費については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯などの生徒を対象に、国の補助金を活用し、高校生等奨学給付金を支給しています。子どもたちが、経済的理由で学びを諦めることなく、本人が希望する進路に進める

よう、給付金の支給単価の増額と支給対象世帯の拡大を、国に引き続き要望していきます。

高等教育機関については、令和2年4月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されています。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡大、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してきました。国においても、令和6年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対して所得制限なく授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除するなど制度の拡充がされ、一定の成果があったと考えています。引き続き、補助対象となる世帯の拡大や一人当たりの補助額の増額など、さらなる拡充を国に引き続き要望していきます。

また、県教育委員会においても、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に引き続き要望していきます。

### **横浜市（教育委員会事務局）**

授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度として、横浜市独自の高等学校の修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を実施しています。

大学等の高等教育機関への進学のための支援制度の創設は、現在検討しておりません。国の高等教育の修学支援制度が拡充されてきていますので、引き続き国の制度改正の動向を注視していきます。

### **川崎市（教育委員会事務局、経済労働局）**

（教育委員会事務局）本市の高校生への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に在籍している方も対象としておりますので、引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。

本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございます。令和7年度からは多子世帯の学生等について、所得制限なく大学等の授業料・入学金を無償とするなど、支援の拡充が図られておりますが、本市といたしましては、指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対象者の拡大等を要望しているところでございます。今後も引き続き、社会経済状況や、国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

（経済労働局）奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体においては導入している事例があり、多くは導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人

材確保を図る取組として、行われているものと認識しております。市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えておりますことから、若年層を対象とした合同企業説明会や業界・企業研究会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者や企業ニーズを踏まえた、就職マッチングに取り組んでいるところでございます。

### 相模原市（教育局、こども・若者未来局）

高校生を対象とした本市独自の援助制度として、経済的理由により高等学校等における修学が困難な方に対して、授業料以外の学校教育費の補助として返還不要の奨学金を給付しております。

高等教育機関への進学のための本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度の創設につきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討いたします。

また、自治体が地域の実情に応じて実施している給付型奨学金制度に対する財政支援等に関し、引き続き、国に対して要望してまいります。

大学生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度を創設することや給付型奨学金の拡充を国・神奈川県に求めることにつきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 国による高等学校無償化施策の影響について注視する。
- ・ 家計状況の悪化が子どもの学びの阻害要因とならないよう、経済的支援の継続を求める。

### 重点 21 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国につながる子ども達が県内で増加している。就学前の保育園や幼稚園への入園、義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。

外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

### 神奈川県（教育局、文化スポーツ観光局）

外国籍県民等が地域で共にくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指し、県は「多言語支援センタ

一かながわ」を運営して多言語での相談対応や情報提供を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めています。

教育関係については、教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、児童・生徒や保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や抱える困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、児童・生徒や保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っています。「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での工夫した取組を共有できる場を設定することや、児童・生徒およびその保護者への母語支援の一環として、翻訳機の貸し出しや翻訳ソフト・アプリ等 I C T の活用についての情報共有を行っています。

さらに、教育委員会では、本県の公立高等学校の入学者選抜制度として、一般募集のほかに、一般募集の志願資格を満たし、原則として、外国籍（難民として認定された者を含む。）を有する 15 歳以上の者（日本国籍を取得して 6 年以内の者も同等とする。）で、入国後の在留期間が通算 6 年以内の者を対象とした在県外国人等特別募集を実施しており、令和 8 年度入学者選抜では 20 校で募集を行うこととしています。日本語を母語としない生徒等の志願が想定される県立高等学校に対して、当該高等学校が実施する県立高等学校入学者選抜に係る説明会等への通訳依頼に対する予算措置を行うとともに、外国につながる子どもたちに対しては、N P O 法人と協働して日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンスを開催するなど、引き続き外国につながる子どもたち等へのサポートを行ってまいります。併せて、高校合格から入学までの間に、日本語や学校生活等について学ぶ「プレスクール」を開催し、入学前から支援を開始しています。

### **横浜市（こども青少年局、教育委員会事務局、国際局）**

保育所等に関しては、入所時に必要な書類について外国語翻訳を作成しているほか、保育所入所時の審査においては国籍に関わらず就労時間等を踏まえて審査を行っています。

また、保育所に対して、通訳や翻訳のための機器の導入費用の一部補助を行っています。さらに、外国にルーツを持つ児童の割合に応じて、保育を円滑に行えるよう保育士を雇用する経費を助成しています。

義務教育に関しては、本市では、昭和 56 年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、平成 29 年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和 2 年に「鶴見ひまわり」、令和 4 年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当職員の配置拡充等、支援の充実を図ってまいりました。

今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されるため、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による学校ガイダンスや就学前教室等で児童生徒や保護者へ学校生活の体験や説明を行ったり、初期の集中的な日本語指導を行ったりして支援体制のさらなる充実を図るとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳

ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図ってまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることから、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでまいります。

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和2年8月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。市内NPO法人や国際交流ラウンジ等とも連携し、外国につながる子どもの学習支援教室の実施や居場所づくりも行っています。今後も、これらの支援の充実に取り組んでいきます。

### 川崎市（教育委員会事務局）

義務教育への就学につきましては、市立小中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」（8言語に対応）を送付するとともに、川崎市教育委員会ホームページに掲載し、児童生徒のスムーズな就学を促しています。加えて、就学前の支援のために、外国につながるのある子どもと保護者を対象にしたプレスクールを開催しています。

高等学校への進学につきましては、日本語を母語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・フィリピン語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにすることで生徒の進学を支援しています。

市立小中学校においては、国籍や滞在年数にかかわらず、日本語指導が必要な全ての児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施し、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っています。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し教員の加配を行っています。19人以上在籍している学校には更に加配を行い、指導の充実を図っています。在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しています。並行して、学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、対象児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置し、保護者との連携サポートも含め、合計100時間の支援を行っています。また、教育相談につきましては、学校をはじめ、各区・教育担当や、教育政策室においても実施しています。今後も一人一人の学習状況等の実態に応じたきめ細かな支援を継続してまいります。

保護者も含めたサポート体制につきましては、保護者や児童生徒と学校のコミュニケーション支援のために、学校等に通訳機を配布しています。通訳機では対応困難な児童生徒の指導や保護者との教育相談等においては、通訳者を派遣しています。今後も、継続的にきめ細かな指導と支援を行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、外国につながるのある児童生徒への支援に係る取組を推進してまいります。

## 相模原市（こども・若者未来局、教育局、市民局）

外国につながる就学前の子どもたちの保育園や幼稚園への入園につきましては、各区の子育て支援センター窓口には保育専門相談員「すくすく保育アテンダント」を配置し、タブレットを用いた多言語遠隔通訳サービス等を活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行っております。

小中学校等における外国につながる子どもとその家族への支援につきましては、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣することによって、在籍校で教員と連携を取りながら支援できる体制を構築しております。また、保護者への支援につきましては、個人面談や保護者説明会等で母語通訳を派遣するなど、保護者と教員の相談活動等を支援できるようにしております。

今後も、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や教育的ニーズに合わせて対応できるように、取り組んでまいります。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、外国につながる児童、生徒を対象として、ボランティアによる教科学習の支援や小・中学校入学前相談会等を実施しています。また、来日して間もない外国人市民等を対象とした「生活ガイダンス」による日本の文化や制度の紹介や外国人無料相談の実施など、継続的なサポートに取り組んでまいります。

### ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 社会情勢の変化を注視し、課題の掘り起こし・把握は継続する。

## 3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

### 重点 22 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市〕

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

〔川崎市、相模原市〕

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

## 神奈川県（福祉子どもみらい局）

県では「かながわ人権施策推進指針」に、性的マイノリティ、外国籍県民等、同和問題などの各分野の施策の方向性を明記し、「人権がすべての人に保障される地域社会」の実現を目指しています。条例については、どのような内容であれば実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向を引き続き注視しながら検討していきます。

なお、差別被害調査や差別被害救済措置については、人権侵犯事件の調査権限をもつ地方法務局等の窓口をご案内するとともに、人権に関する普及・啓発活動については、国や市町村などと連携していきます。

## 横浜市（市民局）

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討してまいります。

## 川崎市（市民文化局）

人権尊重のまちづくりの推進につかまして、本市としては差別や偏見を生まない土壌をつくるため、教育委員会と連携し、市内の小・中・高校の全児童・学生に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るリーフレットを毎年配布する他、駅やバス等の交通機関でのポスター掲出やインターネット等を活用した啓発活動を進めております。

また、差別被害をはじめとした人権侵害の相談窓口である「かわさき人権相談」につきましても、同様に広報を行っており、今後も人権教育の推進や啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組んで参ります。

## 相模原市（市民局）

令和6年3月に制定した相模原市人権尊重のまちづくり条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた場合には、救済を図るため、申立てに基づき助言、あっせん等を行うことを定めています。このほか、「相模原市人権施策推進指針」にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を推進することや、施策を効果的に推進するため必要な調査及び情報の収集を行うことなどを定めています。

同条例に基づく施策については、広報さがみはらや市ホームページ、リーフレットなどを用いて周知に努めており、今後も、機会を捉えて周知に努めてまいります。

## ② 要求に対し取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 条例制定されている自治体においては、その実効性を引き続き担保するよう施策の充実を求める。また、新たに条例を制定する際には、あらゆる差別言動がその対象として、禁止されるよう罰則規定も含む実効性のある条例となるよう求める。

#### 4. 安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

##### **重点 23** 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、相模原市〕

県内米軍基地は 12 施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について引き続きの情報把握や情報提供を求め、必要に応じて県の立ち入調査を求めること。

##### **神奈川県（政策局）**

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、基地機能強化・恒久化の回避、日米地位協定の見直し、基地問題に関する国による地元への丁寧な説明と適切な対応等を国に求めています。

また PFOS 等に対しては、これまでの使用状況等を精査すること、汚染が確認された場合には地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること等について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めていきます。

##### **横浜市（都市整備局）**

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。

有機フッ素化合物（PFAS）に関し、国からは、日本国内の全ての米海軍施設、本州に所在する全ての米陸軍施設において PFOS 及び PFOA を含まない泡消火剤に交換作業が完了し、交換された PFOS 及び PFOA を含む泡消火剤については、日本国内で認可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処分を完了したと聞いております。

引き続き、広域的な課題として神奈川県や基地関係市と連携し、市民の皆様にご心配をおかけしないよう、適切な対応を行ってまいります。

##### **相模原市（市長公室、環境経済局）**

本市では、これまで、連合神奈川相模原地域連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会（以下「市民協議会」と言います。）とともに、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづ

くりなどのために緊急に必要な部分については、一部返還又は共同使用を国及び米軍に対して求めております。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後も、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、引き続き、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会とともに見直し・運用改善等を強く求めております。

今後も、日米地位協定の見直しにつきましては、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体と連携し、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう市民協議会とともに国及び米軍に求めてまいります。

また、有機フッ素化合物につきましても、取扱いに関する情報提供等を受けており、基地内における実態把握や緊急対策について引き続き、情報収集を図ってまいります。なお、米国政府は在日米軍施設における全ての旧式水成膜泡消火薬剤の廃棄を完了し、旧式水成膜泡消火薬剤を、原料として PFOS 及び PFOA を含まない新式組成の水成膜泡消火薬剤に交換した旨、防衛省から情報提供を受けています。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 周辺住民の不安解消をめざし、国への要請とともに自治体としての主体的取り組みを求める。

### 重点 24 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

## 神奈川県（文化スポーツ観光局）

北朝鮮による拉致問題は、発生から既に 40 年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。本県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面

解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。

また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や、本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会を県内4か所で開催するなど県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。加えて、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、県庁本庁舎のブルーライトアップを行うとともに、市町に協力をいただき、めぐみさんの救出を訴えるタペストリーを県内7か所に掲出しました。

今後も、拉致問題を決して風化させないよう引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めていきます。

### 横浜市（市民局）

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、神奈川県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。

引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。

### 川崎市（市民文化局）

北朝鮮による拉致問題につきましては、5人の拉致被害者の方が帰国してから20年以上が経過しました。この問題を風化させないためにも、より多くの方が関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要であると考えています。横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。

今後、若い世代に向けた啓発に一層力をいれることで、市民の皆様による支援の輪を広げていけるよう取り組んでまいります。

### 相模原市（市民局）

北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）にあわせた啓発事業や、国や神奈川県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 今後も世論喚起への一層の注力を求める。

## ※参考

### 教員の働き方改革

**問** 今後、教員の働き方改革をどう進めていくのか、教育長の所見を伺う。

**答** 年度内に改定の教員の働き方改革に関する指針にメンタルヘルス対策や保護者対応等の軽減を位置付けたい。具体的には、勤務時間外の電話への自動応答機能や通話内容の録音機能を備えるほか、仮称「学校問題解決支援窓口」を新設し、負担軽減を図りたい。

2025年度 神奈川県議会 第1回定例会  
(立憲民主党・かながわクラブ 齊藤 たかみ)

2025年度 神奈川県議会 第3回定例会  
(かながわ未来 岸部 都)

### 教員の働き方改革

**問** 今後、市町村教育委員会と連携して教員の働き方改革の加速化にどう取り組むのか、教育長の所見を伺う。

**答** 新たな補助金の有効活用を働きかけるほか、毎年、県の教員に実施している働き方改革の意識調査の対象を市町村の教員にも広げる。また、新たに働き方改革の意見や提案を県の教員から随時受け付ける取組を始め、今後、市町村の教員からの受付についても、調整を進める。

2025年度 横浜市議会 第1回定例会(立憲民主党 麓 理恵)

#### 教育 教育委員会の組織改革

立憲党

**問** 教育委員会は大きな組織であり、その規模にふさわしい体制を構築することが必要です。リスク管理をICTの力で支援する「教育SOSサポートプラットフォーム」の活用などによる、学校現場の負担の軽減や、教職員の働きやすい環境づくりに期待しています。教育委員会の組織改革の目指す効果は何か、伺います。

**答** 質の高い教育の提供とともに、学校の安全安心、信頼の確保が大切です。市教育委員会は、505校を擁する巨大組織ではありますが、必要なガバナンス体制が備わっていなかったと考えます。3ラインを軸とする組織体制とICTも活用した情報共有基盤の整備の両方で取り組むことで、リスク軽減・対応力強化を図り、信頼を得て、質的な意味での教育力の向上にもつなげていきます。

2025年度 川崎市議会 第2回定例会  
(みらい 井土 清貴)

#### 学校給食の配膳体制の効率化

**Q**他の自治体の事例を参考に時間の効率化に向け取り組むべきでは。

**A**食事時間を確保することは大変重要と認識している。6年度は各学校の取組を調査し全校で共有し、7年度は効果のあった事例を収集し共有していく。

## 【行財政】

- 重点 25 カスタマーハラスメント対策を政労使で検討し、倫理的消費行動を促進 ①
- 重点 26 公共調達で適正労働条件と価格転嫁を確保するため、公契約条例制定と検証を推進 ②
- 重点 27 主権者教育を充実し、不在者投票の周知で若者の投票参加を促進 ②
- 重点 28 期日前投票の柔軟化や移動投票所導入で投票機会を拡大 ②

### 1. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み、また、取引に占める公共調達の位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

#### 重点 25 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。

カスタマーハラスメントへの対応について、政労使での意見交換の機会を確保するとともに、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

#### 神奈川県（産業労働局、くらし安全防災局）

県では、「カスハラは、してはいけない」というメッセージを神奈川県全体に迅速に発出するために、国や県、労働団体、事業主団体、事業者支援機関の政労使8団体共同で「STOP!カスハラ!!かながわ宣言」を発出しました。現在、関係団体と連携し、県で作成したカスハラ防止ポスターや宣言文を盛り込んだチラシを事業者の方々に活用していただくなど、普及啓発に取り組んでいます。今後、改正労働施策総合推進法の施行も予定されていますので、必要に応じて政労使による意見交換を行うなど、国と連携をしながら、カスハラ対策の取組みを進めていきます。

また、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談が県の消費生活相談窓口寄せられた際には、カスタマーハラスメントにつながることをないよう、丁寧かつ適切に助言をしているほか、ホームページやリーフレットを通じて、倫理的な消費者行動のより一層の浸透に努めています。

#### 横浜市（経済局）

カスタマーハラスメントについては、引き続き国や県の対応状況を注視しながら、政労使が集まる神奈川政労使会議や神奈川働き方改革会議等の場において意見交換の機会を設けるとともに、倫理的な消費者行動の促進に向け、引き続き、消費者市民社会の

形成を目指した教育・啓発を推進してまいります。

### **川崎市（経済労働局）**

カスタマーハラスメントにつきましては、労働者の労働意欲を減退させ、能力の有効な発揮を阻害するなど、就業環境を悪化させるものであるとともに、適正なサービスの提供に支障を来たすものと認識しております。

また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」において、令和6年度より調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、状況把握に努めているところです。また、令和7年6月の法改正に伴い、カスハラ対策が事業主に義務となる旨を「かわさき労働情報」にて周知・啓発を行ったところでございます。

今後につきましても、当調査結果なども踏まえながら、周知啓発などに取り組んでまいりたいと存じます。

### **相模原市（環境経済局、市民局）**

カスタマーハラスメントにつきましては、東京都や群馬県などがカスタマーハラスメント防止条例を制定し、国においては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、施行に向け議論されていると承知しております。

また、神奈川県においても、政労使8団体共同で「STOP！カスハラ!!かながわ宣言」を行うなど、カスタマーハラスメント防止に向け取り組んでいることから、国・神奈川県の動向を注視してまいります。

倫理的な消費者行動を促進するための施策につきましては、課題の整理に努め、適切に対応したいと考えております。

### **神奈川労働局**

カスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法の指針において、事業主の望ましい取組として示されているため、職場におけるハラスメント対策に関する周知や行政指導を行う際に、併せて周知を行っているところです。また、令和8年度に施行される改正労働施策総合推進法においてカスタマーハラスメント対策が義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組んでまいります。

なお、消費者教育に関しては、令和6年12月26日付け建議において、「カスタマーハラスメントの防止に向けて、国は、消費者教育施策と連携を図りつつ、カスタマーハラスメントを行ってはならないことについて周知・啓発を行うことが適当である。」と明記されており、この点を踏まえて今後の施策について検討されるものと考えられることから、動向を見守っていただきたい。

## ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 改正労働施策総合推進法の施行により事業主の対応が義務化されることを踏まえ、県・政令市・労働局が役割分担し、実効性ある周知・支援策を整理することを求める。

### 重点 26 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け取り組むこと。すでに条例が施行されている自治体においては、その効果を検証し公表すること。

〔神奈川労働局〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証 制度を含む公契約条例の制定を自治体に働きかけること。

## 神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

令和6年5月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、労働報酬下限額を規定する賃金条項のある公契約条例により賃金を下支えする状況にはないとの結論であり、賃金条項がない公契約の理念などを規定した理念条例についても、条例化の必要性については意見が分かれました。

なお、今後、県が公契約のあり方を検討するにあたり、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「賃金実態調査の継続」が課題として指摘されました。そこで、県は、この3つの課題への取組を引き続き進めていきます。

## 横浜市（財政局）

労働者の皆様の労働条件を守ることは大変重要であると考えています。本市発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。更に、過度な低価格競争を防止する対策を実施しており、令和4年9月に工事の最低制限価格等の引上げを行い、委託については令和5年度契約から最低制限価格の引上げを行うとともに、令和7年度契約からは対象範囲を拡大しました。

引き続き、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、昨年度、国が適正な労務費等の確保と行き渡りも目的として担い手3法を改正していますので、その動向も注視しつつ、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、労働条件を守るための環境整備に取り組みます。

## 川崎市（財政局）

本市におきましては、「川崎市契約条例」及び「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」において、市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針として明記し、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業への優先発注することを原則としております。引き続きこの方針を継続して市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、可能な限り分離分割発注を行うことにより、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めてまいります。

また、公契約制度の運用状況を確認することにより、公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境整備に一定程度寄与できたものと考えております。

今後につきましても、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究を踏まえ、作業報酬審議会の意見を聴きながら、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

## 相模原市（財政局）

本市においては、公契約条例対象の案件について、労働者に対する報酬支払額を記載した労働状況台帳の提出を受注者に義務付けるとともに、現場視察を行い、事業者と労働者、双方に聞き取り調査をするなど、労働環境の把握に努めております。

また、相模原市労働報酬等審議会からの意見や関係団体等の要望を伺う中で、条例の実効性の確保に向けて取り組んでおり、相模原市労働報酬等審議会の開催後、会議録については、市ホームページへの掲載や行政資料コーナーでの配架を行っております。

## 神奈川労働局

公共調達における人件費の十分な反映については、労働局だけでは対応できるものではないので、厚生労働本省に上申させていただきます。

なお、労働局及び各署においては、公共工事発注機関連絡会議、建設工事関係者連絡会議を開催し、適正工期の重視及び安全経費の確保に関し周知を図っております。

また、工事責任者会議においては管内の新規に把握した建設工事の現場代理人等現場責任者を集め、「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」のリーフレット等を活用し、周知・指導に努めてまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 建設業を中心に新・担い手3法の施行時期およびその影響を注視しつつ、適正な労働環境の確保および人件費への転嫁反映が進むよう周知・指導が行われることを求める。
- ・ 公契約条例の適用範囲の拡大に向け、事業者・行政担当者の事務負担軽減に向けた取り組みも求め、より実効性のある条例とする取り組みが必要。あわせて、引き続き「労働条項(賃金条項)」が盛り込まれた公契約条例の制定に向けた機運醸成が必要。
- ・ 公契約条例の理念を、条例が対象としない公共調達にも浸透させることが必要。

## 2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み、有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくりに向けた取り組み。

### 重点 27 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

若者の政治意識の醸成に向け、学校教育における主権者教育を充実すること。

また、大学生は住民票を移さずに、投票権のある地域から首都圏（神奈川県）に  
来ている場合も多いことが考えられるため、不在者投票について広く啓発・周知す  
ること。

### 神奈川県（教育局、選挙管理委員会）

県教育委員会では、全ての県立高校で、シチズンシップ教育に取り組んでおり、生徒が政治や選挙について、体験的に学んでいます。例えば、参議院議員通常選挙の際に、全ての県立高校と中等教育学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学んでいます。現在、若年層の投票率は、他の年代と比べて低く、今後、投票行動につなげていくためには、高校生が社会課題を自分事として捉えられるよう、指導の工夫が必要です。

そこで、令和6年7月に「神奈川県教育委員会と神奈川県選挙管理委員会との協力連携に関する協定」を締結し、県選挙管理委員会との連携を強化することで、選挙に関する出前講座を行う機会を増やすなど、一層の意識啓発を図ります。こうした取組を通じて、主権者として自ら考え、自ら判断していく力を醸成するため、今後も県立高校等における主権者教育を進めていきます。

また、不在者投票については、毎年度、県内の大学や高校等に対して総務省が作成し

たチラシを配布するとともに、高校等で行う出前事業を活用して啓発・周知に努めています。

### **横浜市（教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局）**

本市では、児童・生徒の政治的教養を育み、主権者として政治参加の促進に貢献することを目的として、教育委員会と選挙管理委員会が協定を結び、相互に連携・協力して、主権者教育に取り組んでいます。引き続き、若者の政治参加への関心と意識を高められるよう、主権者教育の充実に取り組んでまいります。

転居に伴う住民票の異動については、イベントや各大学を通じたチラシ配布等により、周知啓発に取り組んでおります。また、選挙時においては不在者投票を活用できることを、引き続き、広く啓発・周知していきます。

### **川崎市（選挙管理委員会）**

本市といたしましても、若者の政治意識の醸成は、重要な課題であると考えているところです。

このため、中長期的な視点に立ち、選挙権年齢に達する前の世代を対象に、市内の小・中学校や高等学校などと連携し、年代に応じた「選挙出前講座」を令和6年度は延べ28校、約2,700名の児童・生徒を対象に実施するとともに、実際の選挙器材を使った「生徒会役員選挙協力事業」を、中学校を中心に55校で行う等、政治や選挙への関心を高める取組を継続して行っております。

今後につきましても、学校教育機関や関係する機関との連携を密にしつつ、若者の政治意識の醸成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、不在者投票については、常設の市ホームページや、選挙時おける市広報紙などでの周知など、引き続き制度周知を行ってまいります。

### **相模原市（教育局、行政委員会事務局）**

若者の政治意識の醸成に向け、学校教育における主権者教育の充実につきましては、教科等において、社会科や家庭科、特別活動等、教科横断的な視点で育成することができるよう、実施しております。また、教育センターにおいて、「主権者に求められる力の育成」として、市内教員が中心となって、研究を進めております。

不在者投票につきましては、高校及び大学において実施する出前授業講座や大学の学園祭で実施する啓発活動の中で周知用リーフレット等を活用し、広く啓発・周知してまいります。

## **② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める**

- ・ 若年層に対する政治や投票への意識喚起、および社会への民主的意見反映機会としての選挙の仕組みについての理解を深める取り組みについて更なる実施を求める。

## 重点 28 〈補強〉

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

投票機会の確保をはかるため、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。また、交通不便地に対しては移動投票所の運用を検討すること。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。

### 横浜市（選挙管理委員会事務局）

令和7年執行の参議院議員選挙及び市長選挙では、新たに港北区及び都筑区で、駅直結の区民文化センターや大型ショッピングセンターに期日前投票所を設置しました。期日前投票所については、引き続き、駅前の施設や商業施設等、より利便性の高い場所へ設置するよう努めてまいります。

移動式の期日前投票所について、地方で導入されている例もありますが、投票所が廃止され、投票所まで行くことが非常に困難である地域での代替手段として主に導入されており、本市ではそのような状況にはないと認識しています。

### 川崎市（選挙管理委員会）

誰もが行きやすい投票所の拡大は、選挙人の投票機会の確保に向けて重要な取組であると認識しておりますので、今後も他都市の事例などを参考としながら検討を行ってまいります。

### 相模原市（行政委員会事務局）

投票機会の更なる充実を目的として、これまでの会場に加え7月の参議院議員通常選挙においては、大型商業施設への期日前投票所の設置や、駅前商業施設での開設期間の延長などに取り組んでおります。

また、移動投票所については、障害の程度や要介護度、郵便投票の可否など、対象とする条件に加え、移動支援や投票所の配置のあり方を合わせて研究する必要があると考えており、これを実施していくことになった際には、対応に要する人員や予算の確保を進めます。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 投票率向上に向けた「行きやすい投票所」のあり方について、具体的な施策展開を求める。
- ・ 共通投票所の設置、運営に関する課題の整理と解決への道筋が公表され、共有されることが必要。

## ※参考

2025 年度 神奈川県議会 第1回定例会(かながわ未来 永井 真人)

### 若者が県の政策に意見を 言いやすくする取組

**問** 若者が県の政策に意見を言いやすくする環境整備に  
どう取り組むのか、福祉子どもみらい局長の見解を伺う。

**答** 審議会への若者委員の登用、高校などで若者の意見を  
聴く「みらいトーク」を進めている。策定中の「かながわ子  
ども・若者みらい計画」に「意見表明の機会の確保」を位置  
づけるとともに、計画の「分かりやすい版」の作成など、若  
者が積極的に意見を言いやすくなる取組を進めていく。

2025 年度 川崎市議会 第2回定例会  
(みらい 嶋田 和明)

#### カスタマーハラスメントの実態把握

**Q** 6年度に市長事務局で行った調査の  
目的と概要、結果の詳細は。また調査結  
果をどのように分析し評価しているのか。

**A** カスタマーハラスメントや不当要求行  
為等と考えられる事案の実態把握を目的  
に事案概要、対応経過等を調査項目とし  
て実施し区役所93件、区役所以外32件の  
合計125件の事案を把握した。調査結果  
は厚労省が作成したマニュアルを参考に  
分類し、時間拘束型や暴言型などの事案  
が多く発生していたことから組織として  
の対応が必要であると改めて認識した。

2025 年度 川崎市議会 第2回定例会  
(みらい 林 敏夫)

#### 客引き行為等防止条例

**Q** 7年5月に行われた県の迷惑行為防止  
条例の一部改正の具体的な内容は。

**A** これまで規制の対象外となっていた居  
酒屋やカラオケ店等の客引き行為などが  
新たな対象となったものである。

2025 年度 川崎市議会 第3回定例会  
(みらい 長谷川 智一)

#### 投票所の増設と投票済証明書の活用

**Q** 他指定都市では商業施設等での投票所  
設置が進んでいる。当市でも導入を加速  
させるべきでは。また横浜市では人気ブ  
イチューバーとコラボした投票済証明書  
が話題を集めたが投票を身近に感じても  
らうための創意工夫に取り組むべきでは。

**A** 期日前投票者の割合が年々増加してい  
る状況等から期日前投票所の増設をはじ  
めとする投票環境整備の重要性が増して  
いると認識しており、増設候補場所の調  
査や既存の期日前投票所の混雑対策等さ  
まざまな角度から取組を進めていく。ま  
た7年10月執行の市長選挙ではプロサ  
ッカー選手の田中碧選手のビジュアルを  
活用した投票済証明書を作成し、話題性  
を高めることで投票参加へつなげていく。

## 【共通】ジェンダー平等

- 重点 29 ジェンダー平等を推進し、賃金格差の把握と SOGI 配慮統計で差別 ②  
是正をはかる
- 重点 30 あらゆるハラスメントを排除し、仕事と育児・介護の両立支援と制 ②  
度慣行の見直しを推進
- 重点 31 パートナーシップ制度の県内・広域連携を進め、ファミリーシップ ②  
制度確立を検討

### 1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等について、様々な角度からの是正を求める取り組み。  
あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

#### 重点 29 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の浸透をはかるとともに、女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

※横浜市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川崎市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

〔神奈川県労働局〕

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

#### 神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、ジェンダー平等社会の実現に向け、かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の浸透のために、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、25から44歳の女性の就業率や企業における男性と女性の所定内給与額の格差等の指標の現状数値

など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。

また、県では、男女共同参画推進プランの施策の基本方向に、ジェンダー主流化と、男女別のデータを把握するジェンダー統計の促進を掲げています。ジェンダー主流化の実現に向けては、あらゆる政策の分野で、施策や事業を企画・立案していくにあたり、男女の置かれている状況を客観的に把握することが必要です。

こうした、ジェンダー統計は、ジェンダーを意識した新しい施策の検討につながる重要なツールであることを、県の全ての所属の主任者が参加する研修において周知しています。

さらに、性別の取扱いとして、「性別」欄に男女以外の選択肢を設けたり、選択式ではなく記入式にするなど、性的マイノリティの方への配慮を行いながらデータを把握することについても、あらためて周知をしていきます。

### **横浜市（政策経営局）**

第5次横浜市男女共同参画行動計画の浸透に向けて、引き続き市内経済団体によって構成される横浜市女性活躍推進協議会など、多様な主体と協働しながら施策を推進していきます。

男女の賃金格差等の情報を把握するとともに、市内事業所を対象として実施している「男女共同参画に関する事業所調査」の結果も踏まえ、引き続き市内企業等への周知・啓発を行います。

また、主な統計である国勢調査、就業構造基本調査、横浜市が実施している市民意識調査や男女共同参画に関する調査においては男女別のデータを把握し、分析しています。他の分野の調査においても、多様な性に配慮しつつ、男女別のデータの把握が可能かどうかについて、研究してまいります。

### **川崎市（市民文化局、総務企画局）**

（市民文化局）川崎市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」において、SDGsにおける目標のうちの「目標5 ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排することを含め、総合的かつ計画的な男女平等施策を推進してまいります。

（総務企画局）本市が国から調査事務を受託している政府統計（国勢調査、就業構造基本調査など）は、実施から集計結果の公表まで、全国統一で国が企画立案するため、性別の取扱いについては、国の判断によります。また、本市が公表する政府統計の結果は、国が公表した集計結果から本市分を抽出し、取りまとめを行うものです。そのため、性別の取扱いについては、国による調査設計及び集計基準によります。

## 相模原市（市民局、環境経済局）

男女の賃金格差等につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進を図るため、男女共同参画に関する市民意識・事業所調査等により実態把握に努め、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

本市では、統計の目的等により性別欄を設ける場合は、自由記載や、女性・男性のほかに「回答しない」、「その他」欄を設けるなどの配慮を行うこととしながら、実態の把握等に努めております。今後も、客観的な実態の把握等に努め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

## 神奈川労働局

女性活躍推進法の義務企業に対する報告徴収など、企業に接する機会を捉えて、男女の賃金の差異の把握及び公表について促すとともに、男女の賃金の差異の要因を分析し、それを踏まえて、一層の女性活躍推進の取組や雇用管理改善につなげるよう、助言を行っています。引き続き、県内企業における女性の活躍推進の取組が進むよう対応してまいります。

なお、統計情報については、労働局雇用環境・均等部が参照するものの多くは性別により区分していると考えますが、そのようなご意見があったことを厚生労働省本省に伝えます。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 男女間賃金格差が生じる要因等にも着目をしながら、課題の把握を継続する。
- ・ 様々な様式や統計において、不必要な性別記入欄は廃すると同時に、社会的課題の把握や解決のために必要とされる場合には、ジェンダーに配慮した情報収集が適切に行えるよう、その目的の明示方法や情報収集のあり方について、広く社会的な合意と浸透が進むことが必要。

**重点 30** 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、就職活動時や選挙運動時も含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

**神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）**

県では、労働者や企業からの相談に対応するとともに、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施するほか、仕事と育児の両立、男性の育児休業取得促進、仕事と不妊治療等の両立に取り組む県内中小企業に奨励金を交付する事業を実施しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場環境の整備促進に取り組んでいきます。

かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）では、あらゆる分野における男女共同参画、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスを重点目標としています。県では、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行してまいります。

仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備促進に向けて、神奈川県こども目線の施策推進条例第29条に基づき、育児・介護休業法に関する内容を社内制度として規定している等の要件を満たす事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、公表しています。

**横浜市（政策経営局、経済局）**

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、ハラスメントや仕事と育児・介護等の両立などに関する内容を含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様にご活用いただけるよう、市ホームページに掲載するとともに、二次元コードを記載したPRカードを配布し、周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントや仕事と育児・介護等の両立などに関する相談を含む労働相談・法律相談等に対応しています。

「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、ハラスメントや育児・介護休業法の改正等についても取り上げてきています。

さらに、あらゆるハラスメントの防止を推進するとともに、引き続き「よこはまグッドバランス企業」認定やセミナー等を通じて、市内企業等における働きやすい職場づくりを進めます。

また、市民がジェンダーについて考える機会を創出するなど、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組みます。

### **川崎市（経済労働局）**

本市においては、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

### **相模原市（環境経済局）**

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。また、パワー・ハラスメント防止については、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

なお、平成19年度から、働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている市内に本社または主たる事業所を置く企業者を表彰しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

### **神奈川労働局**

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法においてハラスメント対策を講じることが事業主の義務とされており、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を実施しています。また、労働者から権利侵害に関する相談が寄せられた場合には、企業に対する行政指導や紛争解決援助制度により法の履行確保や紛争解決を図っています。

なお、就職活動時のセクシュアルハラスメントについては、令和8年度に施行される改正男女雇用機会均等法において、求職者に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組むとともに、法施行後は、法に沿った雇用管理が行われるよう行政指導を行います。

改正育児・介護休業法では、両立支援制度の拡充や仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備を推進する内容となっており、改正次世代法では、現行法よりも一歩踏み込んで企業に取組を求める内容となっています。県内企業において、これら改正法に沿った雇用管理が行われ、男女ともに就業継続しやすい職場環境整備が進むよう、引き続き、法の周知・啓発に取り組むとともに、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を行います。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ ハラスメント対策については、引き続きの啓発周知および対応人材の育成強化が必要。
- ・ 男性の育児休暇取得をはじめとする両立支援策については、その充実が女性のキャリア形成支援の視点からも重要であること、誰もが働きやすい環境情勢に寄与していることについての理解促進が必要。

### 重点 31 (継続)

[神奈川県]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた取り組みを進めるとともに、都道府県間連携に向け県としての制度導入を検討すること。さらに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

[横浜市、川崎市、相模原市]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、連携に向けた取り組みを進めるとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

### 神奈川県（福祉子どもみらい局）

パートナーシップ制度については、県では引き続き、率先して、市町村間の連携が充実していくよう、連携の仕組みを市町村と調整するなど、取組を進めていきます。また本県では、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で県としての制度導入に向けた検討は考えていませんが、県内市町村でパートナーシップを宣誓した方が利用できる県の行政サービスの拡充に取り組んでいきます。

なお、ファミリーシップ制度については、引き続き、国や他の自治体の動向を注視していきます。

### 横浜市（市民局）

令和2年度から他自治体と連携協定を締結していますが、対象者や宣誓の要件の違いを精査したうえで、引き続き、連携の拡大について検討していきます。

ファミリーシップ制度の確立については、当事者の声や法改正等の動向も踏まえながら、検討を進めていきます。

### 川崎市（市民文化局）

都市間連携については、パートナーシップ宣誓制度を利用している性的マイノリティ当事者が、両自治体間で住所の異動をする場合の同制度に係る手続きが簡素化され、当事者の負担軽減につながりますが、自治体ごとに宣誓することができる方の要件が異なっているなどの課題があり、引き続き検討していく必要があると考えております。

また、ファミリーシップ制度についてですが、パートナーシップの宣誓をするカップルには子どもを含む家族の存在が想定され、同制度に対する一定のニーズがあるものと考えておりますので、ファミリーの定義など幾つかの課題がありますが、今後も引き続き国や県内他都市等の動向を注視しながら調査研究を進めていく必要があるものと考えております。

### 相模原市（市民局）

本市では、令和2年4月からパートナーシップ宣誓制度を運用しています。パートナーシップ制度導入自治体との他自治体との連携については、川崎市、横浜市、座間市との連携のほか、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入により、全国の250を超える自治体と連携をしております。引き続き、自治体間の制度の相違等を踏まえつつ、連携による転居時の手続きの負担軽減に努め、性的少数者の生きづらさの解消に取り組んでまいります。制度の拡充については、他自治体における影響や効果等について、調査、研究してまいります。

## ② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ファミリーシップについては、世田谷区・豊島区など制度化されている地域の制度も参考に取り組みの前進を求める。

## ※参考

2025年度 県議会 第1回定例会  
(立憲民主党・かながわクラブ 栄居 学)

## 女性や高齢者への就労支援

**問** 労働力不足を改善し、持続的な県内経済の発展をめざす上で、女性や高齢者への就労支援は重要と考えるが、今後どう取り組むのか、産業労働局長の見解を伺う。

**答** 来年度から、女性や高齢者を主な対象としたセミナーや就職面接会の開催回数を増やすなど、県内企業とのマッチングを一層強化する。また、デジタルスキルを取得するための講座を開講し、女性や高齢者の就労を支援する。

横須賀市広報紙「New Wave」第60号・5ページ(令和6(2024)年9月発行)

# 「ファミリーシップ制度」 が始まりました

大切な人を  
家族として  
届出できます

横須賀市では、平成31年(2019年)4月から「パートナーシップ宣誓証明制度※」を開始し、戸籍上の性別にとらわれないパートナー2人の関係性を市が公に証明することで、当事者の生きづらさの解消に努めてきました。

この度、令和6年(2024年)1月から、より多くの当事者やその家族の暮らしやすさの保障につなげていくため、現行の制度を拡充し、パートナー2人だけでなく、子どもや親等との家族関係を市が公に証明する「ファミリーシップ制度」を導入しました。

※同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーワイク、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。

## 生きづらさの解消へつなげます

法律婚ではありませんが、制度の導入により、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの保障につながり、性の多様性に対する認知を広める効果もあります。

制度の拡充により、さまざまな人が生きづらさを解消できる可能性があり、横須賀市に暮らしてよかったと思っていただけのまちを目指します。



## 家族の想いに配慮します



- 家族として届け出ることができる対象者を、子どもや親などの近親者等とし、範囲をより広く捉えることで、家族の想いに配慮します。
- 子どもや親などの市役所への来庁を任意とすることで、手続きの手間や心理的な負担を減らします。
- 家族の氏名をおもて面に示した「ファミリーシップカード」を希望者に配付します。

## 利用できる行政サービスの充実を図ります

- 市立病院での家族としての対応
- 住民票の続柄の変更(希望により「同居人」から「縁故者」へ)
- 災害見舞金の給付
- 保育園の送迎 など



## ファミリーシップの届出ができる方

パートナーシップ宣誓をした方および宣誓等をしようとする方が届出できます。

- ファミリーシップの対象者は以下のいずれかに該当する必要があります。
- ① 宣誓者お二人のいずれか一方または両者と同居している未成年の子
  - ② 宣誓者お二人のいずれか一方または両者の親等の近親者等

届出様式  
はこちら



### ●ご予約、お問い合わせ

横須賀市人権・ダイバーシティ推進課  
電話 046-822-8219 (平日9時から17時まで)  
e-mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

＜参考＞

## 2026 年度 連合の重点政策



2026年度

# 連合の 重点政策

2026.4 - 2027.3

連合は、「働くことを軸とする安心社会  
- まもる・つなぐ・創り出す -」に向けて、  
政策実現に全力で取り組みます。



日本労働組合総連合会

## はじめに

連合がめざす社会は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会であり、加えて、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「働くことを軸とする安心社会」です。その実現に向けた政策提言として、働く者・生活者の声を積み上げ、「2026年度 連合の重点政策」をとりまとめました。

連合は「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、政府・政党への働きかけ、審議会への対応、世論喚起など、本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開していきます。

2026年5月  
日本労働組合総連合会

## もくじ

2026年度 連合の重点政策 ◆2026年4月～2027年3月◆	3
1 社会のデジタル化と産業構造の変化への 対応および中小企業への支援	7
2 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現	9
3 マイナンバー制度の理解促進と一層の活用	12
4 雇用の安定と公正労働条件の確保	13
5 ジェンダー平等で多様性を認め合う 社会の実現	22
6 すべての世代が安心できる 社会保障制度の確立	25
7 脱炭素社会実現に向けた「公正な移行」の 実効性確保と予算措置	30
8 東日本大震災からの復興・再生と防災・減災対策の充実	31
9 教育機会の均等実現と学校の働き方改革を 通じた教育の質的向上	33
10 民主主義の基盤強化と国民の権利保障	34
11 未批准のILO中核条約の批准を通じた ディーセント・ワーク実現	35

2026年度

# 連合の重点政策 ◆2026年4月～2027年3月◆

## 1 社会のデジタル化と産業構造の変化への対応および中小企業への支援

解説ページP7～8

- 経済や産業の構造変革への対応ならびに労働力不足の解消に向けて、社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの推進に向けた環境整備を積極的に支援する。特に、中小企業や地方の企業の職業能力開発をはじめとする人的投資や設備投資、研究開発投資を促進するための支援を行う。その際、企業が活用しやすい支援制度を設計・構築するとともに、制度の周知を行う。あわせて、雇用形態に関わらず働く者の学び直しを支援する。
- 国民生活の利便性向上や非常時におけるセーフティネットの構築につなげるため、「デジタル・ガバメント」を推進する。2026年3月末までに移行が予定されていたガバメントクラウドに関し、自治体ごとに抱えている課題を精査し、人員確保・育成、自治体間のサポート体制構築など課題に応じた支援を行う。あわせて、国内IT産業の育成を支援するとともに、経済安全保障推進の観点からデータ主権を確保するため、機密性の高い情報を扱うシステムから国産クラウドサービスの採用を進める。
- サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・適切な価格転嫁を実現する。あわせて「労務費転嫁指針」の公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底を働きかけるとともに、中小受託取引適正化法(取適法)を周知徹底する。また、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大するとともに、中小企業への各種支援策を拡充および周知し、手続きを簡素化するなど利用しやすい環境を整備する。

## 2 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

解説ページP9～11

- 税による所得再分配機能の強化や低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを早期に構築し、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」や、社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」を導入する。
- 税の公平性の確保や所得再分配機能の強化に向けて、金融所得課税は、将来的な所得税の総合課税化を検討しつつ、税率構造を段階化する。
- 所得税の人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とする。現行の所得控除を維持する間は、基礎控除額は所得額にかかわらず一律とする。
- 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理するとともに、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止し、税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。なお、税財源は幅広く検討・議論する。

## 3 マイナンバー制度の理解促進と一層の活用

解説ページP12

- 公正・公平な税制や安心・信頼の社会保障制度、真に支援を必要とする層へのプッシュ型支援制度の実現など、マイナンバー制度の活用によってめざす社会像を広く周知し、国民の理解を深める。また、金融所得課税を含む所得税の総合課税化の実現に向けて、適切な所得捕捉ができるようマイナンバーと金融取引口座のひも付けを行う。
- マイナンバー制度に対する国民の信頼確保に向けて、誤登録問題の検証を踏まえて運用を改善するとともに、個人情報管理体制をより一層強化する。そのうえで、デジタル行政の促進による国民の利便性の周知を徹底するとともに、さらなる利便性向上をはかるため、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用を促進する。その際、誰もが安心して利用できるよう支援体制や相談窓口の強化を進める。また、今後、カード更新が集中することをふまえ、国民が円滑に手続きできるよう体制の充実・拡充をはかる。

## 4 雇用の安定と公正労働条件の確保

解説ページP13～21

- 労働基準関係法制の見直しについては、労働者保護の基本原則を堅持した上で、労働組合を中核的担い手とする集团的労使関係の強化や、労働時間規制および労働からの解放規制の強化をはかる。時間外労働の上限規制の緩和や裁量労働制の拡充は、「働き方改革」に逆行するものであり、行わない。また、労働監督行政の体制強化をはかるとも

に、長時間労働是正のための監督・指導を徹底する。

- 無期転換逃れの雇止め防止や派遣労働にかかる雇用安定措置の実効性確保などを通じ、パート・有期・派遣労働者の雇用安定に向けた環境を整備する。また、「同一労働同一賃金」を徹底し、パート・有期・派遣労働者の待遇改善を進めるとともに、制度の施行状況を踏まえつつ、あるべき法規制のあり方を検討する。
- 現行の外国人技能実習制度および特定技能制度で就労する外国人の就労面に加え、日本語教育などの支援を強化するとともに、適正な受入に関する指導・監督を強化する。また、育成就労制度(2027年4月施行)および特定技能制度の実効性確保に向け、人手不足の状況や賃金水準の動向などを継続的に把握・適正化を行うとともに、制度所管省庁・業所管省庁において十分な予算を確保し、外国人労働者への支援・相談体制を強化する。
- 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの情報提供・協議を義務づけることや、労働契約などの承継に関する規定を設けるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。
- 今後の雇用失業情勢の変動などに対応し得るよう、雇用調整助成金などに必要な予算措置を講じるとともに、労働保険特別会計への一般会計からの機動的な繰り入れなどを通じて財政の安定化をはかる。また、雇用保険制度の国庫負担割合を引き上げ、雇用保険が本来果たすべき機能を強化するとともに、他の施策などとも連携し、雇用の維持・安定をはかる。
- 就職氷河期世代をはじめ、世代ごとの課題に対応した良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者のニーズを踏まえた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行う。また、そのために、ハローワークなどの支援機関の相談体制の強化をはかる。
- 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もが希望する能力開発等の機会を確保されるよう、「人への投資」に関する財政支援を拡充する。あわせて、中小企業等へのノウハウの提供や相談援助の強化、制度の周知徹底をはかる。
- 地域における産業の発展と安定した雇用による人材確保を推進する観点から、国・地方自治体による地域雇用活性化などの事業を強化する。また、ハローワークなどによる職業訓練、相談援助、マッチング機能を強化するとともに、ミスマッチを減らすため、求職者等への職場情報提供の充実をはかる。
- 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、フリーランス新法にもとづく契約ルールの適正化やハラスメント防止などの実効性を確保するとともに、最低報酬の設定、仲介者に対する法規制など法的保護の実現をはかる。また、早急に「労働者概念」を見直し、多くの労働者が適切に労働法の保護を受けられるようにする。
- 労働教育の推進を通じて、安心して働くことができる社会を実現するため、「ワークルール教育推進法」の策定をはかる。
- 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。
- 最低賃金について、中期的に一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざし、早期の実現にむけた一層の引き上げと環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底する。
- ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約(第190号)の批准に向け、職場におけるハラスメントを行ってはならないことの規範意識の醸成をはかり、ハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。また、カスタマー・ハラスメント(以下、カスハラ)の対策が、事業主の雇用管理上の措置義務となることを受けて、中小企業を含め、足並みを揃えて一体的に取り組むように厚生労働省が消費者庁、警察庁、業所管省庁などと連携し、各業界や企業の取り組みを支援する。あわせて、取引先の労働者などによるカスハラの相談窓口の整備、求職者等がハラスメントを受けた際の相談体制の整備・周知と事業主への助言・指導などを行う。

## 5 ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

解説ページP22~24

- 世界の潮流は2030年までの完全なジェンダー平等の実現(いわゆる203050)である。ポジティブ・アクションなどの「具体的な取り組み」を着実に実行し、「第6次男女共同参画基本計画」にある「指導的地位に占める女性の割合が30%程度」となるよう、その目標を早期に達成する。
- 結婚により姓を変更している圧倒的多数は女性であり、その不利益や負担が著しく偏っている中、政府が進める旧姓の通称使用には限界がある。日本は夫婦同姓を法律で強制する唯一の国であり、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けていることを踏まえ、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会実現のため、選択的夫婦別氏制度をただちに導入する。
- 性的指向・性自認(Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI)の多様性に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権が尊重される社会を実現する。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が定める「基本計画」および「指針」をただちに策定し、国民の理解増進に関する施策を実行する。

また、施行後3年を目途とした見直しに際し、性的指向・性自認の多様性に関する差別を禁止する法律を制定する。

## 6 すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

解説ページP25~29

- 働いている家族等介護者(ケアラー)が離職を強いられることなく、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく受けられるよう支援を強化する。また、ひとり親世帯やヤングケアラー、頼れる身寄りのない高齢者など、多様で複合的な課題を抱える人への支援強化に向けて、支援の現場を担う人材の確保に向けた処遇改善策の実行と財源を確保する。加えて、居住確保や子どもの学習・生活支援など包括的かつ重層的な支援体制を構築する。
- 医療人材の確保と離職防止に向けて、さらなる処遇改善策を講じるとともに、人員配置を緩和することなく、質の向上と業務負担軽減の観点から、ICTやAIなどの新技術の活用促進を支援する。また、2026年度診療報酬改定の影響を注視し、必要に応じて、切れ目のない医療提供体制を維持できる支援策を講じる。加えて、新たな地域医療構想の検討を踏まえ、地域の実情に応じた医療機関の機能分化・連携を進める。
- 介護人材の確保と離職防止に向けて、2027年度介護報酬改定などを通じて、他産業と遜色のない賃金水準へ引き上げるさらなる処遇改善策を講じるとともに、地域で必要な介護サービスを適切に受けられる提供体制を維持できる支援策を講じる。また人員配置を緩和することなく、質の向上と業務負担軽減の観点から、ICTやAIなどの新技術の活用促進を支援する。加えて、利用者や家族などからのハラスメントへの対応を含め、介護人材が安心して働き続けられる職場環境の整備を進める。
- 被用者保険の適用拡大について、賃金要件の撤廃を着実にを行うとともに、労働時間要件が残存することから、現場で混乱が生じないように円滑かつ丁寧に行う。また、第3号被保険者の生活実態を分析するなど、将来的な第3号被保険者制度の廃止に向けた調査および会議体の設置を早期に行う。
- 子ども・子育て支援サービスの人材確保と離職防止に向けて、さらなる処遇改善策を講じるとともに、職員配置基準の改善により安全で質の担保された提供体制を確保する。また、こども基本法にもとづく権利擁護などの推進、児童相談所や児童養護施設などの体制強化をはかる。加えて、子ども・子育て支援金制度の財源は、社会保険料ではなく税により確保する。見直しまでの間は、現行制度の仕組みの周知徹底および実施状況・評価の透明性を確保する。

## 7 脱炭素社会実現に向けた「公正な移行」の実効性確保と予算措置

解説ページP30

- GX政策の実行にあたっては、「公正な移行」の実現やS+3Eの確保を念頭に、関係産業や地域の労働組合を含む関係当事者との積極的な社会対話を行うなど、国民的合意形成を着実に進める。
- 「公正な移行」を実現するため、地方自治体を中心に各地域における様々な関係当事者による社会対話を行い、地域の雇用に配慮した方針・計画を策定するとともに、企業の事業転換や労働者のスキル習得を促す。また、国・地方自治体はそれらの支援やセーフティネット構築のための十分な予算措置を講ずる。

## 8 東日本大震災からの復興・再生と防災・減災対策の充実

解説ページP31-32

- 東日本大震災からの復興・再生の取り組みの進捗状況と課題を把握しつつ、被災者に寄り添い、被災地の要望を踏まえながら、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づいて、帰還・移住の促進、生活やなりわいの再建など、第3期復興・創生期間における復興の取り組みを着実に進める。
- 被災地などの農水産物や食品に関する風評対策として、安全証明や販路拡大の支援を徹底するとともに、国内外に向けて迅速かつ正確な情報発信を行う。
- 若年層を中心に、被災のために心のケアを必要とする人が、支援を中長期的に受けられるよう、心のケアセンターや各自治体の心のケア事業の予算確保と体制維持・拡充をはかる。
- 改正災害対策基本法に基づいて地方自治体が公表する物資の備蓄状況を点検し、広域災害にも対応しうる備蓄が行われるよう取り組むとともに、同法に基づく被災者援護協力団体の登録制度において、適切な団体のみが登録されるよう審査を厳正に行い、被災者支援の際に人権意識が担保された取り組みがなされるよう団体の育成を支援するなど、防災関係法令の改正を踏まえた実効性のある対応がなされるようにする。
- 事前防災を強化し、災害発生時にすべての被災者の安全と人権が確保された上で生活再建と復旧・復興が進められるよ

う、司令塔機能を担う防災庁を速やかに設置して十分な人員を配置する。また、国、都道府県、市町村、事業者、NPOなどが効果的かつ効率的に協働できるよう災害対策基本法や災害救助法で定められている役割分担を見直す。

## 9 教育機会の均等実現と学校の働き方改革を通じた教育の質的向上

解説ページP33

- 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。また、GIGAスクール構想における、国費による端末の保守・更新や高校への整備、情報通信技術支援員の拡充、デジタル・シティズンシップ教育などを推進する。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、改正給特法および同法に基づく指針を踏まえ、就学前教育から中等教育までの教職員の配置増、定数改善および処遇改善、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減を着実に進め、学校の働き方改革を実現する。また、働き方改革の進捗状況を正確に把握するために教員勤務実態調査を実施し、時間外・休日労働に割増賃金の支払いを義務づける労働基準法第37条を教員に適用するなど、給特法の抜本的な見直しを検討する。

## 10 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

解説ページP34

- 投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、海外赴任者の選挙権保障などの観点から、端末での電子投票を可能とする。また、有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票所の開設期間と時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、十分な人員配置と財政措置を講じるとともに、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化と対象拡大を進める。
- 若者の政治意識の醸成に向けて、義務教育段階から主権者教育を行う。
- 選挙制度改革については、衆参含めて現行制度の課題を整理した上で、民意が適切に反映される制度をめざす。その際、国会議員だけでなく、公平・公正な第三者機関によって議論を進める。とりわけ、定数については、慎重に検討を進める。
- 参議院選挙の合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、参議院に二院制のもとでの独自の役割を定めることによって解消する。
- Web等を利用する場合の取り扱いと文書図画の頒布・掲示に関する規制の整合性をはかる。また、選挙期間中に、インターネットを介して当該選挙に関連する動画等を掲載し利益を得ることを禁止する。さらに、政党等による政治活動を目的とした広告については、その媒体を問わず、費用や態様について一定の制限を設ける。
- 立候補者の公平・公正な選挙運動実現のため、わたり規定(公職選挙法第178条の3)に該当する場合を除き、同一の選挙が否かにかかわらず、候補者が他の立候補者の当選に資する行為を行うことを禁止する。
- 選挙妨害をはじめとする行き過ぎた選挙運動事例に鑑み、立候補者が選挙運動を妨げられることなく安全に活動できるよう、また有権者の適正な参政権行使が保障されるよう、「選挙の自由妨害罪」(公職選挙法第225条)を厳格に適用する。
- 政治資金や選挙に関する法令遵守の徹底のための独立した専門機関を早期に設置し、公職選挙法や政治資金規正法を実効性あるものとする。
- 政治分野における男女共同参画推進のため、クォータ制導入および女性議員の割合に応じた政党交付金の傾斜配分について法整備を行う。また、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行う。

## 11 未批准のILO中核条約の批准を通じたディーセント・ワーク実現

解説ページP35

○連合が優先して批准を求めるILO条約、とりわけ「中核的労働基準10条約」で未批准となっている第111号条約(差別待遇(雇用・職業))の早期批准に向け、日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」も踏まえ、関係府省間の連携を強化し、実効性ある取り組みを進める。

## 経済・産業の構造変革への対応ならびに労働力不足の解消に向けたDXの推進

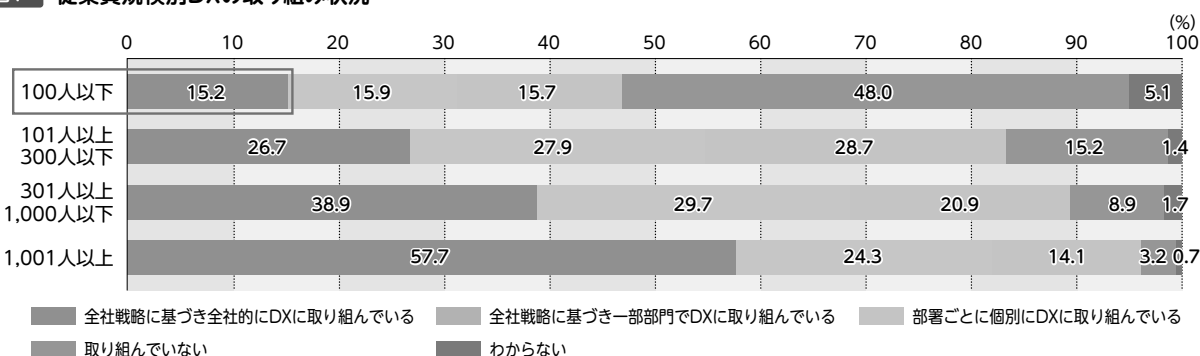
### ◆DXの推進に向けた企業への支援

経済や産業の構造変革への対応ならびに人口減少に伴う労働力不足の解消に向けて、社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどの更なる活用をはじめ、DXの推進に向けた環境整備が必要となっている。一方で、独立行政法人情報処理推進機構の「DX動向2025」を見ると、「全社戦略に基づき全社的にDXに取り組んでいる」と回答した企業は、従業員1,001人以上の57.7%に対し、従業員100人以下では15.2%となっており(図1)、取り組んでいない理由として、知識や情報・ス

キル・人材の不足などがあげられている。

特に、中小企業や地方の企業の労働力不足解消に向けて、企業における職業能力開発をはじめとする人的投資、設備投資、研究開発投資を促進するための支援を行う必要がある。その際、政府は企業が活用しやすい支援制度を設計・構築するとともに、企業への制度の周知を行うことが必要である。あわせて、雇用形態に関わらず働く者の学び直しの支援も必要である。

図1 従業員規模別DXの取り組み状況



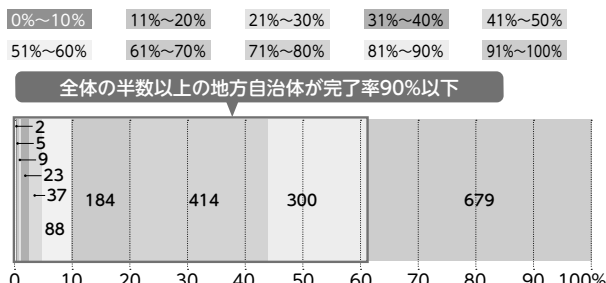
出所:独立行政法人情報処理推進機構「DX動向2025」(2025年6月)より連合作成

### ◆「デジタルガバメント」の推進と国内IT産業の育成支援

国民生活の利便性向上や非常時におけるセーフティネットの構築につなげるため「デジタルガバメント」を推進する必要がある。政府は、2026年3月末を期限に地方自治体のガバメントクラウドへの移行を予定していたが、2026年1月時点で、半数以上の地方自治体の完了率が90%以下となっており、50%以下の地方自治体も少なくない(図2)。移行に対する課題として、ベンダーや自治体内の人員不足、仕様変更・制度改正の負担などがあげられており(図3)、自治体ごとに異なる課題の精査・支援が必要である。

また、これまでガバメントクラウドとして採択されていたのは、海外企業4社が提供するサービスであり、2023年の選定要件緩和により、条件付きで採択されていた国内企業1社が、すべての技術要件を満たし、2026年3月末に正式に提供事業者として採択された。政府は、経済安全保障推進の観点からデータ主権確保のため、機密性の高い情報から国産クラウドサービスの採用を進めていくべきである。またそのためには、国内IT産業の育成支援に向けた取り組みも必要である。

図2 市区町村別進捗状況(完了率)(2026年1月時点)

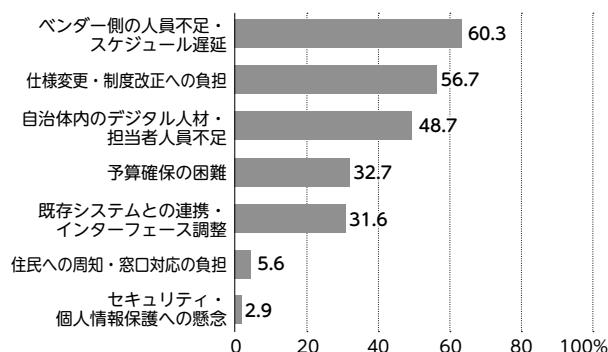


注: ●標準化対象業務ごとの完了率(%)=(「完了済み」ステップ数+「対象外」ステップ数)/総ステップ数(40)

●各ステップの作業量には差があり、各ステップの進捗ステータスにより算出。移行作業量に対する完了率ではない。進捗状況は地方公共団体の個々のシステムの実態やベンダーのリソースの影響も受けるもの。

出所:総務省「各地方公共団体の進捗状況(2026年1月時点)」より連合作成

図3 標準化(ガバメントクラウドへの移行)に関する課題(3つ以内選択)



注:回答数 446自治体(38都道府県)

出所:全日本自治団体労働組合「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行に係る職場課題アンケート」より連合作成

## サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現～パートナーシップ構築宣言の推進～

中小企業は日本の総企業数の99.7%を占め、雇用の約7割を支える日本経済の屋台骨であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。中小企業の経営基盤を強化し生産性を向上させるには、取引における労務費等の価格転嫁力の向上や、サプライチェーン全体での取引の適正化と強靱化・高度化の推進が重要となる。

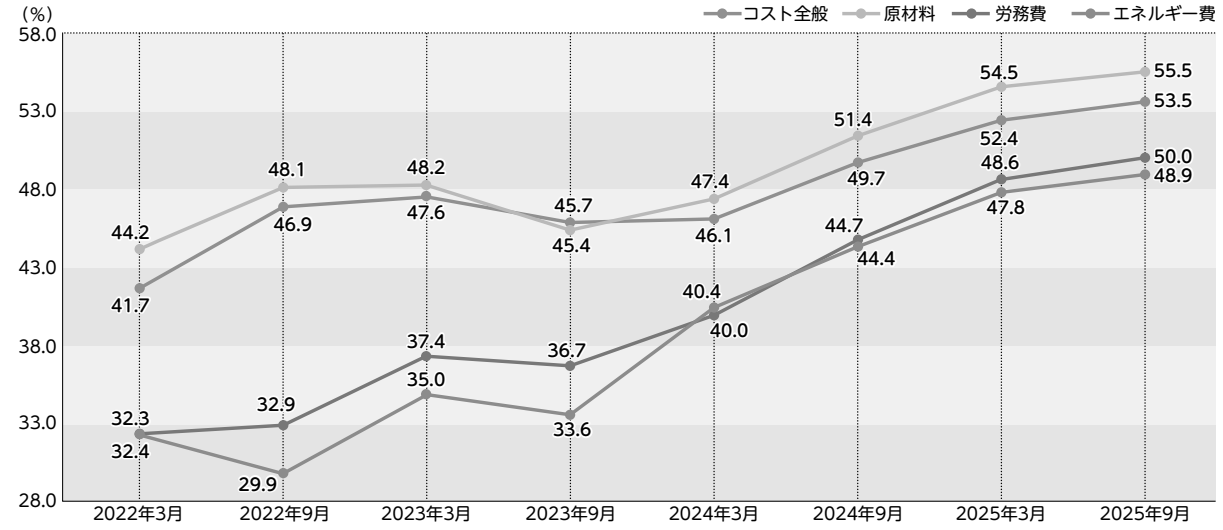
中小・小規模事業者は製品へ価格転嫁しづらいことから労働生産性の向上につながりにくく、そのことが大企業と中小企業の賃金格差を拡大する要因となっている。各コスト別の価格転嫁率は、着実に増加傾向にあるものの、それぞれ5割前後にとどまっている(図1)。

付加価値向上分や原材料費の上昇分を製品等に価格転嫁できなければ、労働生産性の向上につながらず、中小企業で働く者や有期・短時間など様々な雇用形態で働く者の処遇改善にはつながらない。国に対しては、取引の適正化の一層の推進をはかるべく、関係法令の強化とその遵守の徹底や「しわ寄せ」防止総合対策の着実な実践、監督行政機関の体制・権限の強化、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保することが求められる。

2023年11月、政府の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(以下、「指針」)が公表された。指針を知っている事業者の方が、労務費の上昇を理由とする取引価格の引き上げが実現しやすい傾向があるものの、指針の認知度は全ての都道府県で50%を超えたものの、全体平均は59.6%である(図2)。

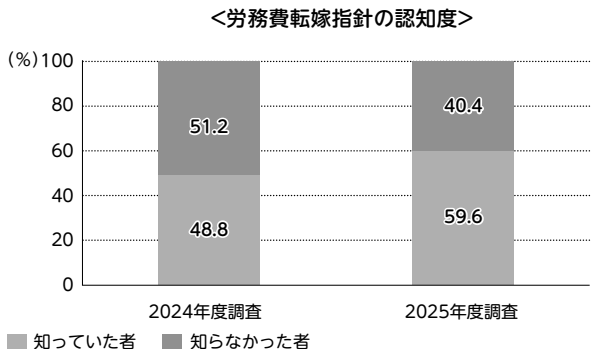
連合は、価格交渉促進月間(9月・3月)のフォローアップ調査結果などを関係省庁から報告を受けるとともに、2026年1月1日施行の中小受託取引適正化法(取適法)の内容を踏まえ、労務費を含む適切な価格転嫁に向けた取り組みが、あらゆる業種や各地域へと浸透するよう、構成組織・地方連合会とともに積極的に推進する。

図1 各コストの変動に対する価格転嫁率の推移

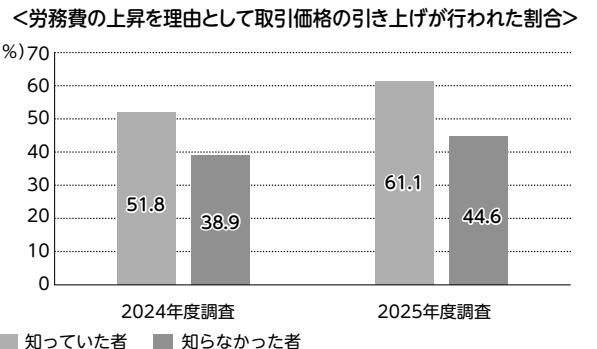


出所:中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」より連合作成

図2



注:発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合  
出所:公正取引委員会「価格転嫁円滑化の取り組みに関する特別調査」(2025年度)より連合作成



注:受注者の立場として「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が上げられた」と回答した者の割合  
出所:公正取引委員会「価格転嫁円滑化の取り組みに関する特別調査」(2025年度)より連合作成

2026年度 連合の重点政策

## 「給付付き税額控除」の仕組みの早期構築

2026年2月26日、政府は「給付付き税額控除」などの検討を進めるため「社会保障国民会議」を設置し、第1回会議を開催した。連合は約20年にわたり「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、「消費税還付制度」と「就労支援給付制度」を導入することを求めてきた。

「消費税還付制度」は、課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、飲食料品や光熱費など最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を給付する制度である(図1)。

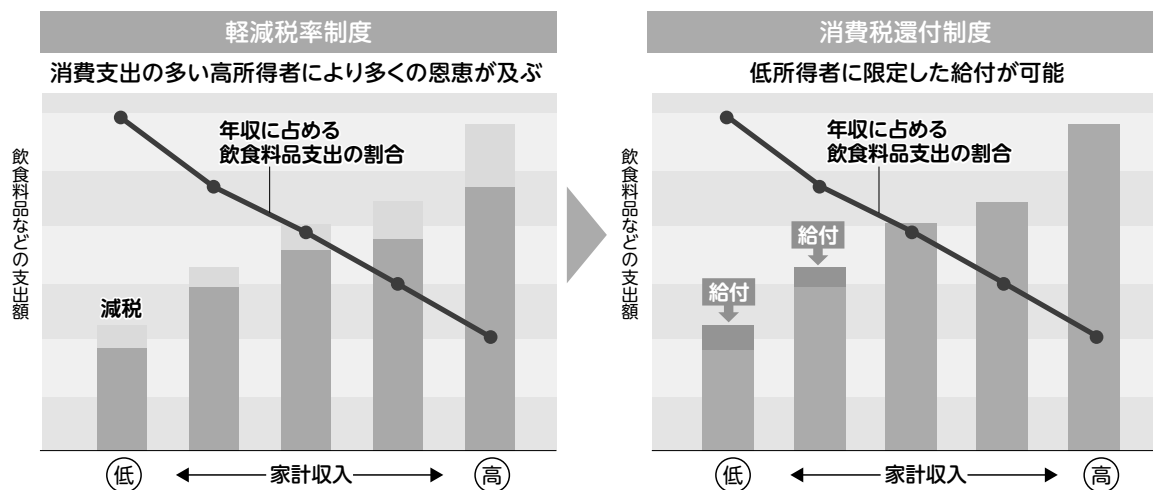
「就労支援給付制度」は、低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額に相当する金額を所得税から控除し、控除しきれない分は還付する制度である(図2)。

政府は、「給付付き税額控除」の仕組み構築までのつなぎと

して、2年間に限り「食料品の消費税ゼロ」を検討している。しかし、「期間を限定した消費税減税」は現場の混乱を招くだけでなく、減税期間終了後に消費税率を元に戻す際の物価上昇が懸念される。また、高所得層へも支援が行われる「非効率的な政策」との指摘もある。そのため連合は、期間を限定した消費税減税よりも真に支援を必要とする層への給付がふさわしいと考えている。

「給付付き税額控除」については、制度設計次第では時間をかけずに導入が可能との有識者の意見もあるため、「社会保障国民会議」では、こうした有識者の意見もふまえながら、「給付付き税額控除」の仕組みの早期構築に向けた議論が必要である。

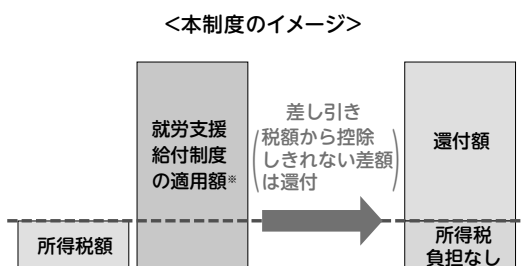
図1 「軽減税率制度」と「消費税還付制度」



2026年度  
連合の重点政策

図2 就労支援給付制度の概要

- 給与収入74～250万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者に対し、社会保険料・雇用保険料(給与の約15.2%)の半額に相当する金額を所得税額から控除。
- 控除額が所得税額を上回る場合は、差額を還付。
- 給与収入200万円を超えると、控除額は段階的に低減・消失。



※ 社会保険料・雇用保険料の半額相当  
出所：連合作成

<本制度による社会保険料・所得税負担の変化(概算)>

給与収入200万円・単身者の場合 (単位：円)

	現行	変更後
社会保険料・雇用保険料負担額	A 304,000	304,000
所得税額	B —	—
就労支援給付制度の適用額	C —	152,000
B-C (△の場合:還付額)	D 3,300	△152,000
合計負担額	A+D 307,300	152,000

注：・社会保険料・雇用保険料は、給与収入の15.2%として計算。  
・基礎控除以外の人的控除は考慮していない。  
出所：連合作成

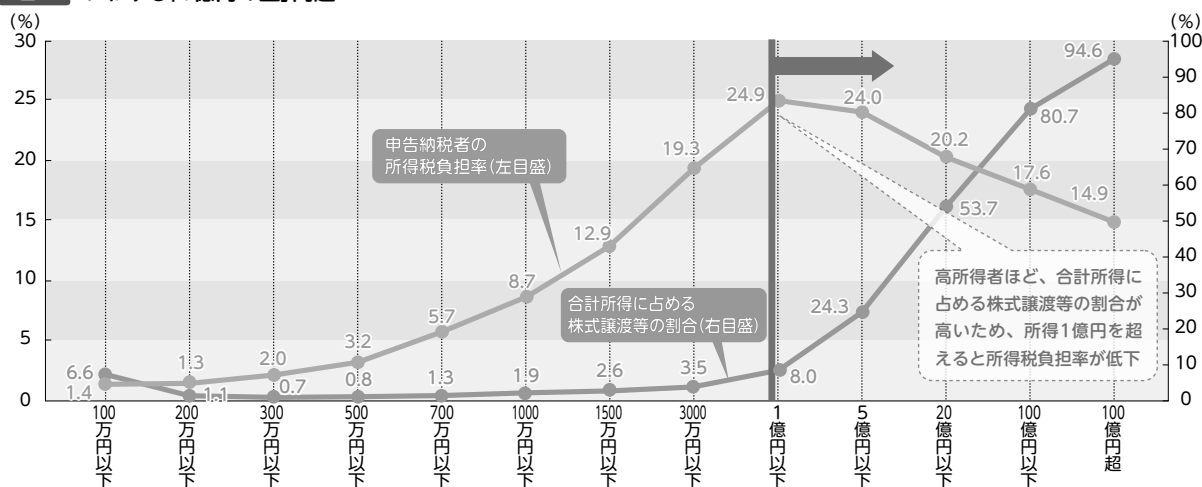
## 税の公平性の確保

税の公平性の確保や所得再分配機能の強化に向けて、所得税はすべての所得を合算して担税力の基準とし、累進税率を適用する総合課税を基本とすべきである。しかし、現行の所得課税は、利子・配当・株式等譲渡益などの金融所得は所得水準に関わらず分離課税となっている。その結果、高所得者ほど所得税の負担割合が低下するいわゆる「1億円の壁」問題が生じている(図1)。

2026年度税制改正では、2025年度改正に続き、特別控除額の見直しや所得税負担率の引き上げなど、極めて高い水準の所得に対する措置が講じられたが、課題の解消にはほど遠い。

金融所得は将来的な総合課税化を検討しつつ、実現までの間は段階課税化を行うなど、金融所得課税を強化する必要がある。

図1 いわゆる「1億円の壁」問題



出所：国税庁「申告所得税標本調査」(令和6年分)をもとに連合作成

2026年度 連合の重点政策

## 自動車関係諸税の軽減・簡素化

2025年11月28日に、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、揮発油税・地方揮発油税(ガソリン)は2025年12月31日に、軽油引取税(軽油)は2026年4月1日に「当分の間税率」が廃止されることとなった。また、2026年度税制改正では、環境性能割が廃止されるなど、自動車関係諸税の軽減・簡素化が一定程度進捗したが、ガソリン・軽油の「当分の間税率」廃止に伴う安定財源確保のための

具体的方策は、今後1年を目途に結論を得るとされた。また、自動車重量税の「当分の間税率」は存続している(図2)。

自動車関係諸税は、課税根拠を総合的に整理し、軽減・簡素化をはかる必要がある。その際、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確保すべきである。なお、車が不可欠な地方の生活者や特定の業界に負担が偏ることのないよう、財源は幅広く検討・議論する必要がある。

図2 いわゆる「当分の間税率」

項目		本来の税率	当分の間税率
燃料課税	揮発油税	24.3円/ℓ	24.3円/ℓ
	地方揮発油税	4.4円/ℓ	0.8円/ℓ
	軽油引取税	15.0円/ℓ	17.1円/ℓ
車体課税	自動車重量税	2,500円/0.5t	1,600円/0.5t

揮発油税・地方揮発油税は2025年12月31日、軽油引取税は2026年4月1日に当分の間税率が廃止  
自動車重量税の当分の間税率は残存

出所：連合作成

## 公平性の担保に向けた所得税の見直し

税の所得再分配機能の強化に向けて、所得税の基礎控除や配偶者控除などの人的控除は、できるだけ社会保障給付や各種支援策などに振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とすべきである(図1)。

2026年度の税制改正では、物価上昇局面における対応として、消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除などを引き上げる仕組みが創設された。また、2024年12月の自民・公明・国民民主の三党合意を踏まえ、個人所得税の課税最低限が178万円に引き上げられた。具体的には、基礎控除の本則は現行の58万円から62万円に、給与所得控除の最低保障額は現行の65万円から69万円にそれぞれ引き上げられた。あ

わせて、2027年度までの時限措置として、①基礎控除の特例のうち現行の37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当に拡大し、②給与所得控除の最低保障額も5万円引き上げ、③さらに給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている基礎控除の特例は32万円引き上げられた。その結果、基礎控除は給与収入665万円相当に段差が設けられることとなった(図2)。

基礎控除が憲法25条にもとづく生存権の担保であることを踏まえ、現行の所得控除を維持する間は、基礎控除額は年収にかかわらず一律にすべきである。

図1 人的控除の組み換え(概要)

現行制度(所得控除)	改革の方向性(税額控除)	
	所得税	住民税
基礎控除 <sup>注1</sup> 給与収入665万円相当まで ⋮ 850万円相当まで	104万円 ⋮ 67万円	43万円
配偶者控除	38万円	33万円
扶養控除 0~15歳 16~18歳 23~69歳	児童手当(振替済) 38万円 38万円	33万円 33万円
特定扶養控除 19~22歳	63万円	45万円
	税額控除化	
	10.4万円 ⋮ 6.7万円	4.3万円
	扶養税額控除に統合	
	所得制限を設けた税額控除 <sup>注2</sup> 高校実質無料化(振替済) ●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 ●就労支援、第2のセーフティネットの整備等	
	3.8万円	3.3万円
	教育費税額控除を分離、 残りは扶養税額控除に統合 奨学金の拡充等	
	2.5万円	1.2万円

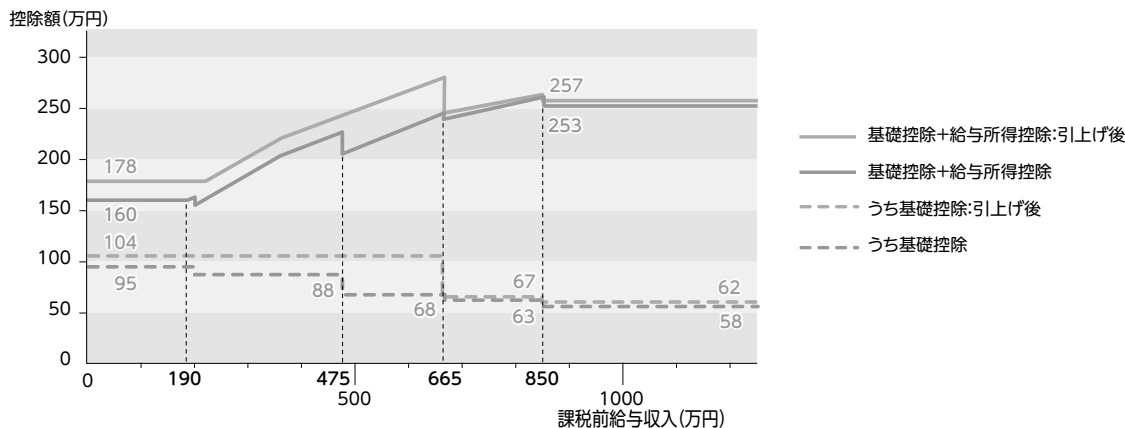
注1: 2026年・2027年分の措置。

注2: 扶養控除の所得制限は、平均所得以下に設定する。

■の枠組みは、税制から社会保障給付に振り替えるもの

出所: 連合作成

図2 2026年度税制改正における所得税の課税最低限の見直し



出所: 土居文明慶應義塾大学経済学部教授・東京財団上席フェロー作成図をもとに連合作成

2026年度  
連合の重点政策

## 公平・公正な社会を実現する基盤として

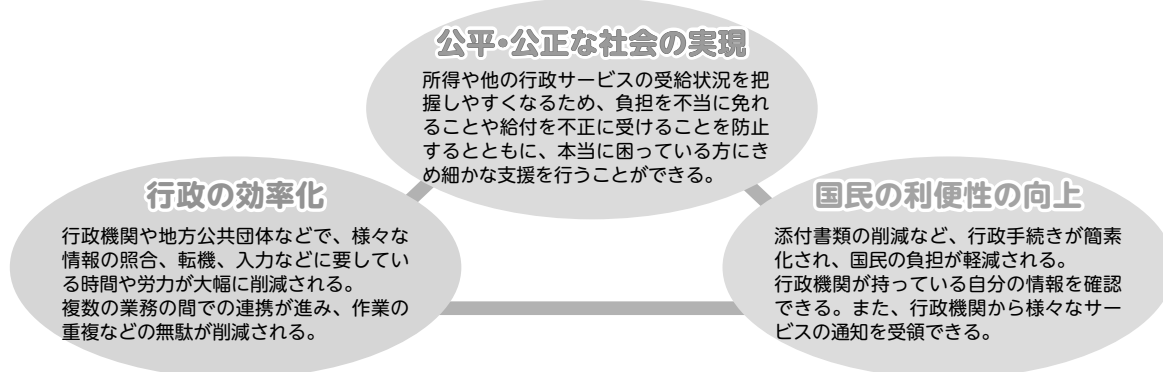
マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報と同一の人の情報であることを確認するために活用されている。政府は、公平・公正な税制の実現、安心と信頼の社会保障制度の構築、真に支援を必要とする層へのプッシュ型支援の実現など、マイナンバー制度の活用によってめざす社会像を広く周知し、国民の理解を一層深めていく必要がある(図1)。また、金融所得を含む所得税の総合課税化の実現に向けて、適切な所得捕捉ができるよう、マイナンバーと金融取引口座のひも付けを行うことも必要である。

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードである。保有枚数率は2026年2月時点で81.7%に達し

ているが、取得しない理由として、「情報流出が怖い」「申請方法が面倒」「メリットを感じない」などが挙げられている。政府には、ICカードに住所や金融情報は記録されておらず、不正読み取りを防ぐ仕様になっている(図2)ことなどを丁寧に周知し、制度に対する国民の信頼確保に向けて取り組むことが求められる。そのうえで、さらなる利便性向上に向け、行政手続きのデジタル化やマイナポータルを活用を進めるとともに、誰もが安心して利用できるよう支援体制や相談窓口の強化を進める必要がある。

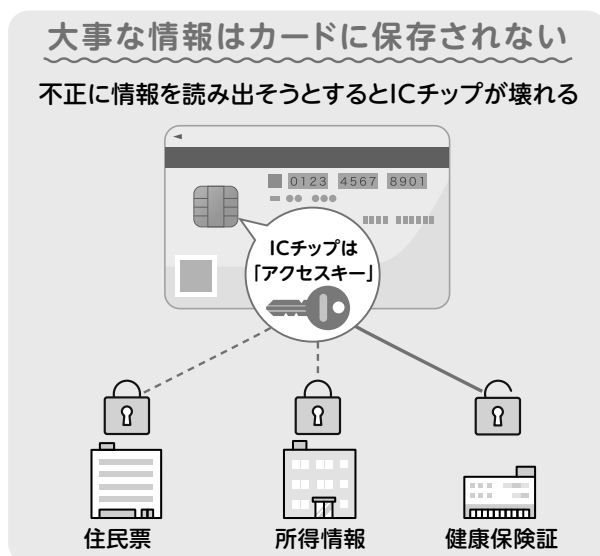
また、2016年の本格運用開始から10年を迎えるにあたり、今後はカード更新が全国的に集中することが見込まれる(図3)。政府は、郵便局や商業施設での手続き拡大などを進めているが、国民が円滑に手続きできる環境を継続的に整えていくことが重要である。

図1 マイナンバーを制度の活用によってめざす社会像  
マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤



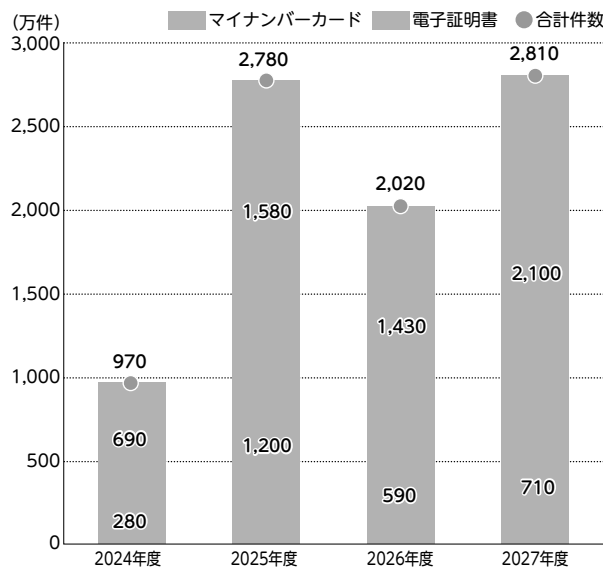
出所：総務省ウェブサイトをもとに連合作成

図2 マイナンバーカードのセキュリティ(イメージ)



出所：デジタル庁ウェブサイトをもとに連合作成

図3 マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数



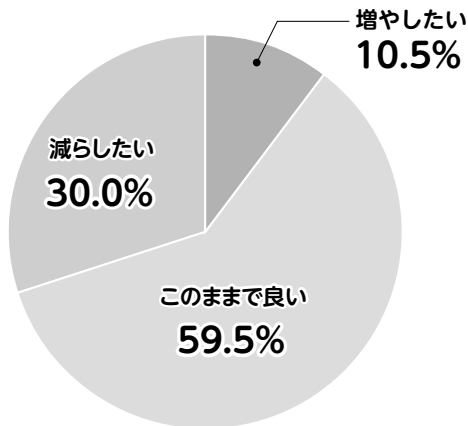
出所：総務省資料をもとに連合作成

## 働く者のための労働基準関係法制の実現に向けて 裁量労働制の拡充阻止、労働からの解放規制の強化を

2019年4月に働き方改革関連法が施行されてから5年が経過したことを踏まえ、厚生労働省は2025年2月から労政審での見直し議論を開始し、時間外労働の上限規制、連続勤務規制、過半数代表制などの論点について検討が続いている。「働き方改革」の出発点は過労死ゼロの実現であったが、2024年度の過労死等の労災請求件数は過去最多を記録するなど、いまだに職場から長時間労働や過労死はなくなっていないのが現状である。

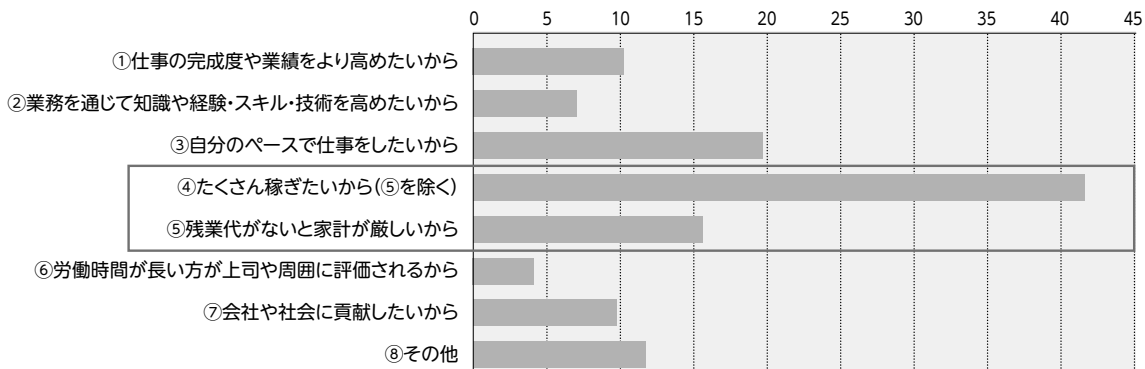
また2026年3月に公表された「総点検」の結果によれば、働く者の労働時間の増減希望では「このままで良い」が59.5%、「減らしたい」が30.0%となっている(図1)。他方で、10.5%が「増やしたい」と回答しているが、その理由は「たくさん稼ごうから」が41.6%、「残業代がないと家計が厳しいから」が15.6%と収入面での課題が多い(図2)。また、「月80時間を超えて働きたい」と回答した者は全体の0.5%と皆無に近い結果である。

図1 労働時間の増減希望



出所:厚生労働省「働き方改革関連法施行後5年の総点検」(2026年3月)をもとに連合作成

図2 労働時間を増やしたい理由



出所:厚生労働省「働き方改革関連法施行後5年の総点検」(2026年3月)をもとに連合作成

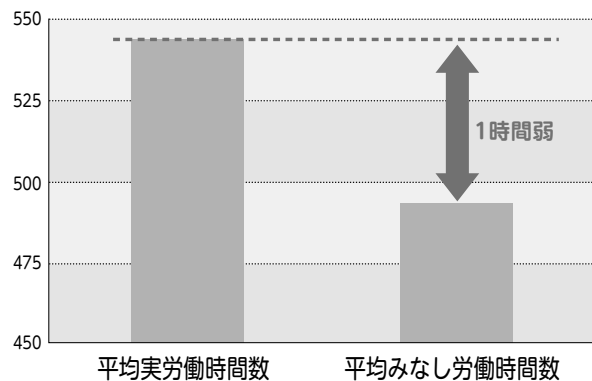
いま求められているのは、時間外労働の上限規制の緩和ではなく、働き方改革のさらなる定着・推進に向けた法改正であり、また残業をせずとも安心して暮らせる賃金水準の確保に向けた持続的な賃上げの取り組みである。

加えて、一部の経済団体からは裁量労働制の拡充を求める意見が繰り返されている。しかし、厚生労働省の調査結果によれば、みなし労働時間よりも実労働時間の方が1時間弱長くなっている(図3)など、長時間労働になりやすい実態がある。そのため、2024年に適正運用のための制度改正がなされたばかりである。

長時間労働につながる懸念が大きい制度の拡充や緩和ではなく、改正内容を踏まえた適正運用の徹底とともに施行状況の把握を進めることが重要である。

なお、解雇の金銭解決制度については、今後、有識者検討会が設置されることとなったが、不当な解雇を拡大しかねないことから断じて導入すべきではない。

図3 裁量労働制適用労働者の実労働時間とみなし労働時間



出所:厚生労働省「裁量労働制実態調査」(2021年6月)をもとに連合作成

## パート・有期・派遣で働く者の 雇用の安定と待遇改善に向けた法規制の強化を

「契約社員として長年働いてきたが、突然契約終了と言われた」「正社員と同じ仕事をしているのに、派遣社員の賃金は正社員の半分で、一時金も出ない」。これらはパート・有期・派遣で働く者から連合に寄せられた切実な声であり、雇用の安定と待遇に関する課題が浮き彫りになっている。

雇用の安定に向けては、有期労働契約が通算5年を超えた際に無期労働契約への転換を申し込むことができるルールが、2012年に導入された。しかし、無期転換申込権が生じる5年以内に更新上限を設定する企業が増加するなど、課題が生じている(図1)。2024年には更新の機会ごとに更新上限を労働者に明示することや、無期転換申込権発生時に権利発生を労働者に明示することが義務化されたが、これらの着実な履行とともに、無期転換申込権発生前の雇止め防止を含め、更なる制度強化が必要である。

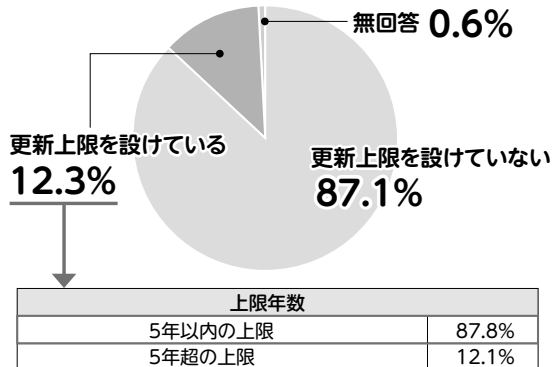
また、待遇面では、2020年にスタートした「同一労働同一

賃金」を背景に改善が一定進んだものの、雇用形態間格差の解消には至っていない(図2)。そうした中、「同一労働同一賃金」施行5年後見直しが行われ、2026年10月から制度改正が行われることとなった。新制度では、「同一労働同一賃金ガイドライン」の充実や、待遇差の説明の運用改善などが行われる。労働組合としては、新制度を着実に職場に根付かせる取り組みを進めていく必要があるが、同時に施行状況を踏まえた制度面での対応が欠かせない。待遇差の合理性の立証責任の使用者への転換や「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づく司法救済の実効性確保など、雇用形態にかかわらず公正な待遇を実現するという「同一労働同一賃金」の本旨を踏まえた法規制が必要である。

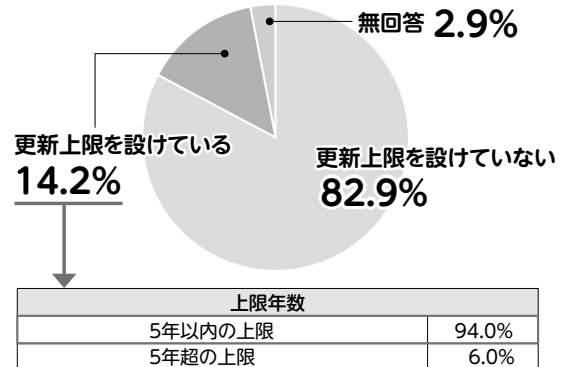
パート・有期・派遣で働く者の雇用の安定と待遇改善に向け、政策・運動の両輪の取り組みを進めていくことが求められている。

図1 更新上限の設定状況(無期転換ルール前後の比較)

●無期転換ルール導入前<2011年7月時点>

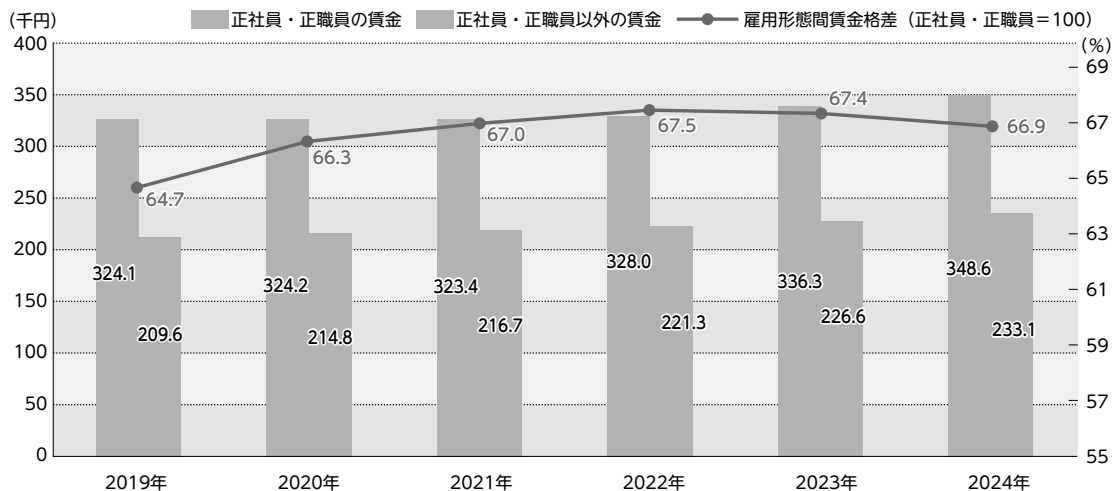


●無期転換ルール導入後<2020年4月時点>



出所:厚生労働省「有期労働契約に関する実態調査(事業所)」2011年7月調査時点及び2020年4月1日時点

図2 雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移



出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」結果概況 付表2

## 外国人労働者の権利保護と支援・相談体制の強化

技能実習制度の課題を受けた法改正により「育成就労制度」が創設され、2027年4月1日に施行される。政府は、労使などが参画する「有識者会議」による議論を踏まえ、「分野別運用方針」を閣議決定するなど準備を進めている。会議では、受け入れ分野ごとの国内人材確保や生産性向上の取り組みなどが示されたが、取り組みが十分とは言えない分野もあり、制度の運用や取り組みの状況などを継続的に確認、改善していくことが重要である。

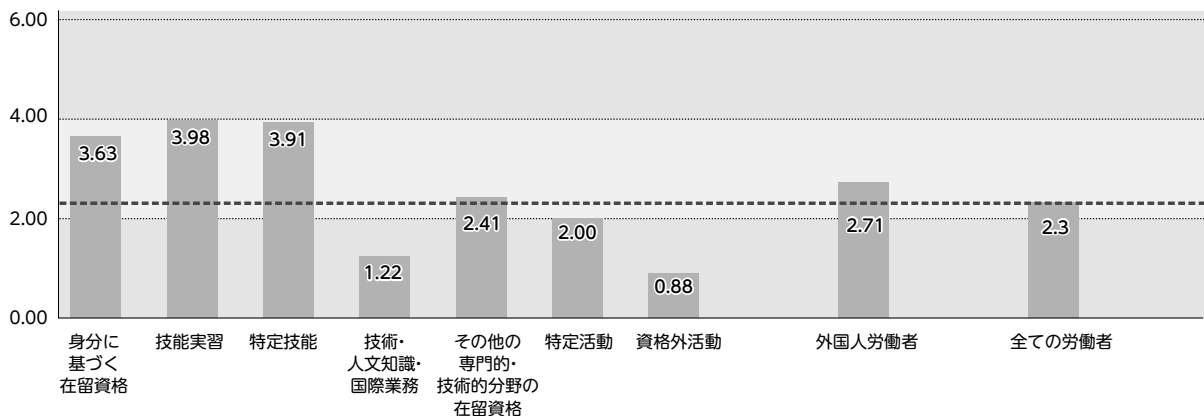
現行の技能実習制度および特定技能制度においては、労働基準監督署による監督指導の際の労働基準関係法令違反が、依然として高止まりしている状況である。また、外国人労働者の内、特に技能実習・特定技能における労働災害発生状況は、労働者平均を大きく上回っている(図1)。制度の適正運用のためには、外国人技能実習機構などによる受け入れ企業や監理団体への監督指導を強化するとともに、外国人労働者が

安心・安全に働くことができるよう、能力向上に伴う適正な処遇の確保や、多言語による安全衛生教育などの労働災害発生防止の取り組みの充実が必要である。

加えて、外国人労働者が就労上のトラブルにあった際、公的な相談先が用意(図2)されているものの、相談先がわからなかったという声が多い。相談体制を強化したうえで、入国時や在留資格更新時の周知だけでなく、事業主からの案内も重要である。

また、日本で暮らす「生活者」としての観点も重要である。一部で排外主義につながりかねない意見も散見される中、共生社会の実現に向けては、日本語教育や多文化理解に加え、社会保障や行政サービスなどの環境整備が求められる。外国人労働者に関する制度所管省庁だけでなく、受け入れ分野の業所管省庁においても十分な予算を確保し、外国人労働者への支援強化が必要である。

図1 外国人労働者(在留資格別)と全ての労働者の労働災害発生率(死傷年千人率)



出所:厚生労働省「令和6年労働災害発生状況」より連合作成

図2 外国人労働者の公的な主な相談窓口(機関と特徴)

<p><b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入国在留管理庁に設置</li> <li>● 入国手続や在留手続等に関する相談対応</li> </ul>	<p><b>労働局・労働基準監督署</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人向け相談ダイヤルや外国人労働者相談コーナーを設置</li> </ul>	<p><b>地方公共団体における一元的相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県、市区町村で一元的相談窓口を運営 ※2024年時点で261団体</li> </ul>
<p><b>外国人在留支援センター(FRESC)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関(入管庁、外務省、労働局、法テラスなど)が連携し、総合的な相談対応</li> </ul>	<p><b>外国人技能実習機構(OTIT)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習生のサポート、相談対応</li> </ul>	<p><b>ハローワーク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーの設置。離職、転職する際の職業相談</li> </ul>

出所:連合作成

## 組織再編時等における労働者保護ルールの整備・見直しを

近年、物価高や人手不足等による倒産が相次ぐほか、グローバル化や技術革新の進展などによる企業組織の再編等が増加している。特に事業譲渡においては、労働者の雇用や労働条件にも大きな影響が及ぶことが少なくない(図1)。2000年には労働契約承継法が成立し、会社分割に関して「雇用の引継ぎ」「労働者への通知」「労働組合等との協議」などのルールが整備されたが、それ以降、組織再編に際しての労働者保護ルールにかかる法整備は進んでいない。

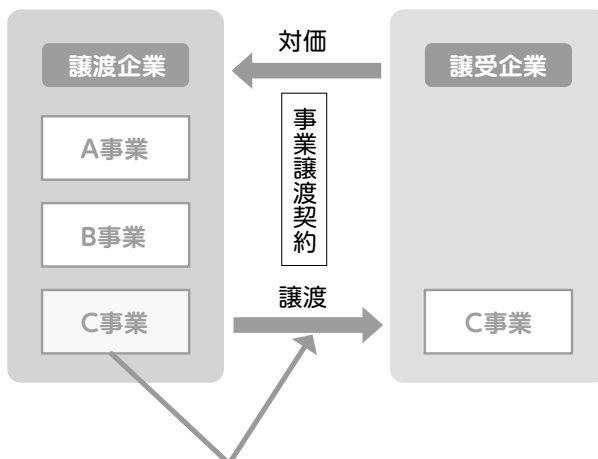
そうした中で、政府は、企業の資金調達の円滑化などを目的に、労働契約を含む企業の総財産を担保とする企業価値担保権を創設した(事業性融資推進法、2026年5月施行)。法案の国会審議では、組織再編時における労働者保護の必要性が繰り返し指摘され、法制化を含め速やかな検討を行う旨の附帯決議が付された。

同附帯決議を踏まえ、2025年3月より労政審の組織再編

部会において、組織再編時の労働者保護について議論が行われ、同年11月、まずは事業譲渡等指針(図2)を改正し、企業価値担保権の実行により事業譲渡が行われる際の対応が明記されることとなった(図3)。

しかし、事業譲渡時については、会社分割と異なり、雇用の引継ぎや労働組合等との協議などのルールが法制化されていないため、実効性が担保されていない。そうした現状などを踏まえ、今後、組織再編部会において、組織再編全般を対象に労働者保護のあり方についての議論が予定されている。勤め先企業が組織再編等に直面しても、労働者が安心して働き続けることができるよう、事業譲渡、合併など、あらゆる再編時において、労働組合等への事前の情報提供や協議の義務づけ、労働契約の承継など、労働者保護ルールの法制化を早急に行うべきである。

図1 事業譲渡による労働者への影響



## 労働者への影響

- 雇用** 個別契約で「残留 or 承継」を決定可能で雇用が承継されないケースもある
- 労働条件** 譲渡後の不利益変更が生じかねない

出所:厚生労働省資料などをもとに連合作成

図2 事業譲渡等指針とは?

## ●手続の流れとポイント

- ①労働組合等との事前協議**  
労働者の理解と協力を得るため、過半数労働組合等と事前に協議するよう努めること
- ②承継労働者との事前協議**  
譲受会社に雇用が引き継がれる労働者への説明・協議(新たな勤め先の概要、労働条件などを十分に説明)
- ③承継労働者の承諾**  
労働者本人の自由な意思にもとづく承諾が必要
- ④事業譲渡の効力発生・雇用の承継**

出所:厚生労働省「事業譲渡等指針の概要」資料をもとに連合作成

図3 事業譲渡等指針改正のポイント

## ●企業価値担保権に関する内容を追記(2026年5月25日~適用)

- ①企業価値担保権の設定時**
  - 会社からの情報提供・話し合い  
労働組合等への情報提供に取り組むことが望ましい
- ②会社が債務不履行に陥った場合**
  - 管財人(弁護士)からの情報提供  
労働組合等に労働者の権利(賃金等の請求など)
  - 管財人との事前協議など  
雇用や労働条件などへの影響について話し合う
- ③事業譲渡が行われた時**  
労働者本人の自由な意思にもとづく承諾が必要

出所:厚生労働省「改正事業譲渡等指針リーフレット」をもとに連合作成

## 雇用のセーフティネットの基盤強化と地域を含めた良質な雇用の確保に向けて

雇用保険制度は、失業時に生活を支えるための給付や、失業の予防や教育訓練などのための助成金の支給など、雇用のセーフティネットの根幹をなす制度である。近年では、コロナ禍において雇用調整助成金が活用され、雇用維持に貢献した一方、その財源である雇用保険二事業の資金は枯渇し、労使が拠出する失業等給付の積立金から貸し出しを行う状況に陥った(図1)。これらを踏まえ、2026年3月、厚生労働省は今後の雇用危機に向け「緊急時における雇用調整助成金の在り方について」を取りまとめた。雇用維持など雇用保険制度の本来の役割を前提としたうえで、報告書が実効性をもって活かされなければならない。また、依然として逼迫している雇用保険財政の基盤強化に向け、雇用保険二事業に対する一般会計からの機動的な繰り入れや、失業等給付の国庫負担割合を四分の一に引き上げるなどの措置を講じることも必要である。

加えて、雇用に関する公的な支援窓口を担うハローワーク

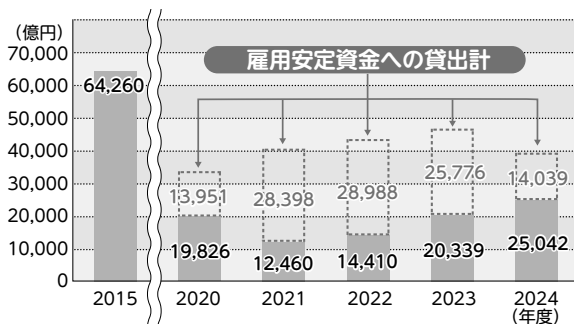
の機能強化も重要だ。各種手当・助成金の給付や職業訓練、就職困難者に対する支援、求職者の状況に応じた職業紹介などの強化に加え、その効果を高めるため、ハローワーク職員の増員や正規雇用化も含めた待遇改善、研修の充実化など体制強化に取り組む必要がある。

また、地域においては深刻な過疎化や都市部への人材流失などによる人材不足が課題となっている。政府や地方自治体は、UJターンを含めた人材不足対策を講じてきたが、その効果は限定的であるケースが多いことを踏まえれば、地域資源を活かした新たな産業の成長と良質な雇用機会の創出に向けた取り組みの強化が不可欠だ(図2)。厚生労働省の「地域雇用活性化事業」をはじめ政府の支援策を複合的に活用するとともに、労使を含め地域の関係者との連携強化をはかることが重要である。

図1 雇用保険制度の財政状況

### 雇用保険制度

#### ●失業等給付の積立金残高



出所:厚生労働省 雇用保険部会資料より連合作成

#### ●雇用保険二事業の雇用安定資金残高

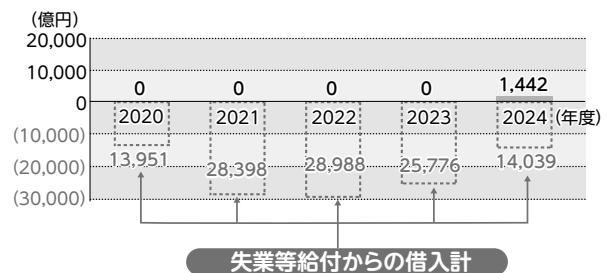
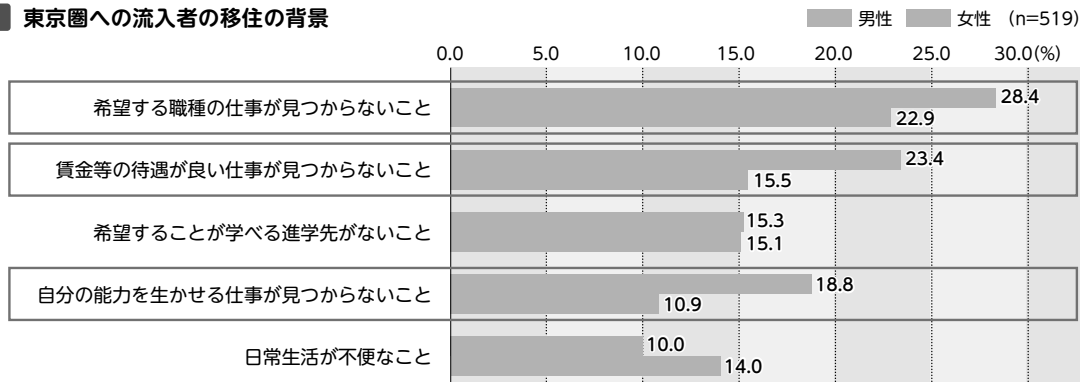


図2 東京圏への流入者の移住の背景



出所:2023年版 中小企業白書より連合作成

- 注:1.集計対象は、出身地が東京圏外であり、調査時点で東京圏に在住する者である。ここでいう出身地とは、15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域を指す。  
2.東京圏への流入者の移住の背景として挙げられたもののうち、上位五つについて示している。  
3.回答数(n)は男性:n=261、女性:n=258。  
4.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

## 希望するすべての者の能力開発機会の確保と世代別ニーズに応じた伴走型支援の強化を

政府は「成長と分配の好循環」に向け、人への投資の一環としてリスキリングを含む能力開発を推進している。

しかし、厚生労働省の能力開発基本調査によると、OJTやOFF-JTを実施した事業所割合は10年以上前からほぼ横ばいで推移している。また、正社員以外への実施割合は、正社員の半数以下にとどまるほか、従業員規模が小さい企業ほど実施割合が低いなど、雇用形態や企業規模によって能力開発機会に差がある(図1)。

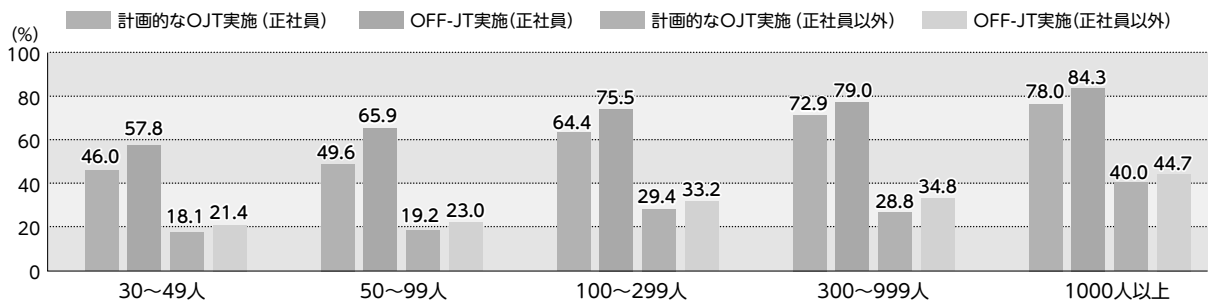
社会変化に適切に対応し、労働者の雇用の安定やキャリアの向上を図るためには、非正規雇用で働く者を含め、希望するすべての者に公平に能力開発機会を提供するとともに、能力開発の成果を適切に評価し、処遇改善につなげる仕組みの整備が求められる。

JILPTの調査(2025年)によれば、労働者が能力向上に取り組む上での課題として、教育訓練のための時間確保や費用負担

のほか、企業に人材育成の方針がないことや、従業員に必要な能力が十分に示されていないことなどがあげられている(図2)。労働者が能力開発に意欲的に取り組むためにも、人材育成方針の明確化とともに、能力開発のための時間確保に向けた環境整備が求められる。とりわけ中小企業に対しては、助成金の活用促進等の財政支援の拡充や、ノウハウの提供や相談援助機能の強化、制度の周知徹底を図ることが重要である。

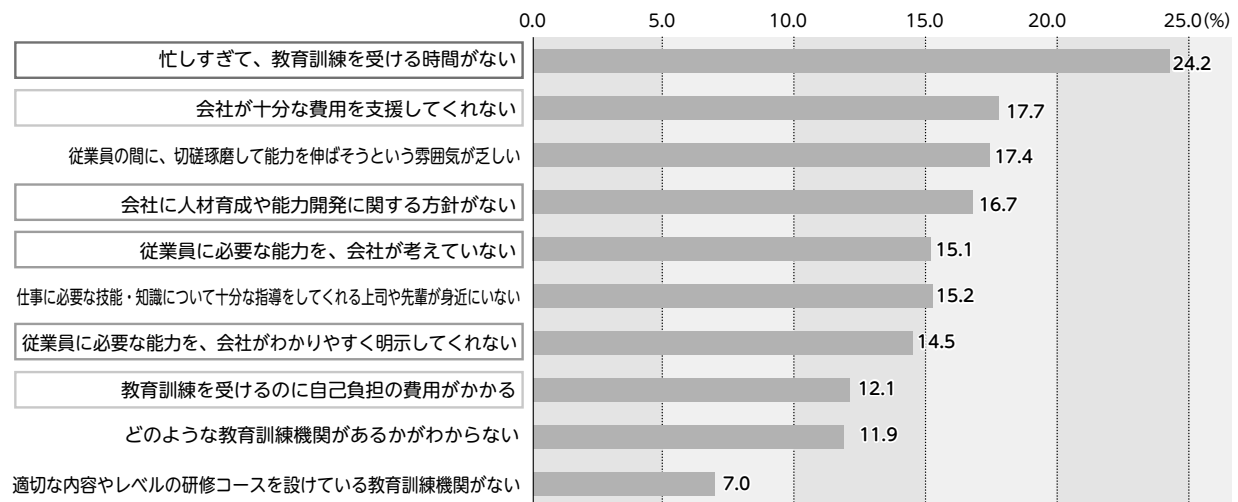
こうした課題も踏まえ、就職氷河期世代への支援については、①就労・処遇改善、②社会参加、③高齢期を見据えた支援の三本柱からなる新たなプログラムに沿い、2026年度から約3年間集中的に取り組む方向性が示されている。各世代のニーズに応じ、すべての世代で良質な雇用を実現するためには、職業訓練や就職支援に加え、職場定着への支援が重要であり、伴走型支援を行うハローワークなどの支援機関の強化が求められる。

図1 正社員・正社員以外への計画的なOJT及びOFF-JTを実施した事業所(企業規模別)



出所:令和6年度 能力開発基本調査(厚生労働省)より連合作成

図2 仕事をする上での能力を高めるにあたり、どのようなことが課題だと思うか



出所:JILPT「人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査」(2025年11月)より連合作成

## 「働き方」の多様化が進む中での就労者保護の強化と ワークルール教育の推進

フリーランス法の施行から1年が経過した。同法では、発注事業者に書面による取引条件の明示が義務付けられるなど、フリーランスの就業環境整備が進んだ。しかし、いまだに同法の理解は進んでおらず、法施行後も、発注者とフリーランス間の、報酬支払いや取引条件などに関する問題が十分に改善されていない(図1)。

法の実効性を確保するためには、発注事業者をはじめとする関係者へのさらなる周知および公正取引委員会などによる指導強化を行うとともに、フリーランスをとりまく実態を把握し、同法には盛り込まれなかった最低報酬の設定や仲介業者に対する規制など、さらなる法的保護に向けた検討が必要である。

また、フリーランスで働く者の中には、「労働者」に近い働き方であるにもかかわらず、「労働者性」が認められないため労働法が適用されない「曖昧な雇用」の者も少なくない。現在、厚生労働省の研究会において、「労働者性」の判断基準の見直し

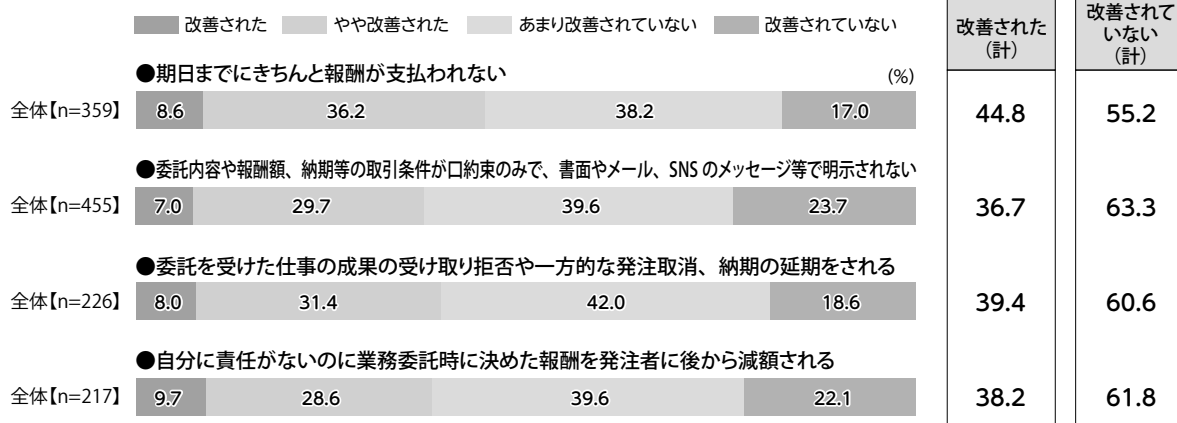
の議論が行われている。多くの働く者が労働法の保護を適切に受けることができるよう、早急な見直しが求められる。

加えて、「スポットワーク」も急拡大している。しかし、連合調査によれば、仕事内容や労働条件が違うなど(図2)、経験者の約半数程度がトラブルを経験している。こうした状況に鑑み、厚生労働省は、「求人に応募した時点で労働契約が成立する」などの留意事項を公表した。

このような問題が生じている背景には、企業および労働者双方の働くことに関する知識不足の問題も大きい。労働基準法をはじめとする法規定を整備するだけでなく、双方がワークルールを理解することが重要である。企業や労働者に対し、あらゆる機会を通じたワークルール教育を充実させるとともに、今こそ、「ワークルール教育推進法」を策定し、教育を通して正しい法の理解を促し、労働者保護の実現につなげていくことが必要である。

図1 フリーランス法施行後の取引の改善状況

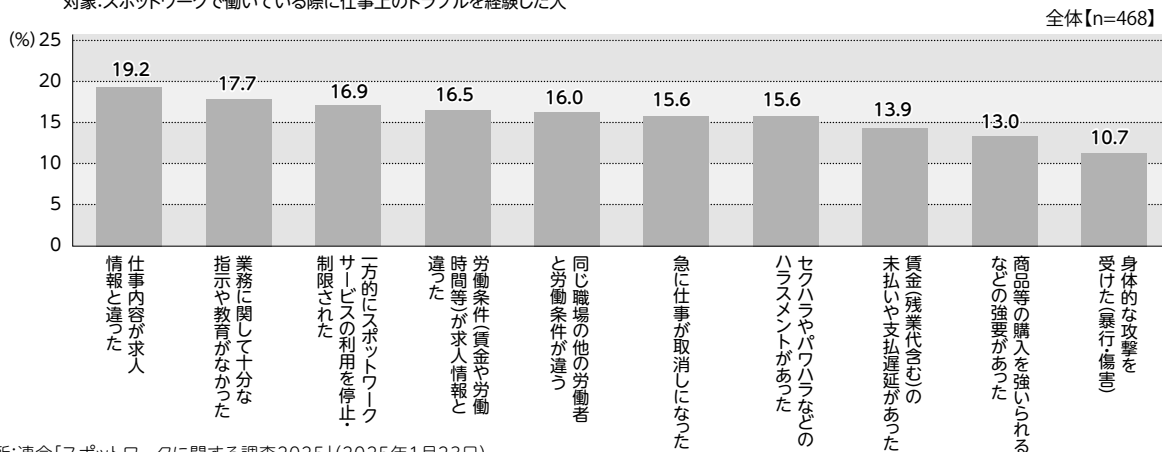
対象:それぞれの問題があった人



出所:連合「フリーランスとして働く人の意識・実態調査2025」(2025年10月1日)

図2 スポットワークで働いている際の仕事上のトラブルの内容 ※上位10位まで

対象:スポットワークで働いている際に仕事上のトラブルを経験した人



出所:連合「スポットワークに関する調査2025」(2025年1月23日)

## 真にセーフティネット機能を果たすことができる 最低賃金制度の確立

地域別最低賃金は2025年度に全国平均で66円引き上げられ、全国加重平均は1,121円に達した。しかしこの金額では年間2,000時間働いても年収220万円あまりに過ぎず、国際的な水準と比較して低位にとどまる(図1)。また、地域間の額差は2025年度改定で9円縮小し203円となったもののその差は大きい(図2)。

春季生活闘争の成果を社会全体へ波及させ日本経済を新たな巡航軌道へと導くには、継続的な賃上げに加え、非正規雇用や有期・契約等で働く人のセーフティネット機能を果たす最低賃金を十分に引き上げなければならない。

近年の情勢を踏まえ、連合は「一般労働者の賃金の中央値の6割水準をめざす」とする新たな中期目標を2023年末に確認した。この水準は、いわゆる相対的貧困ラインを念頭に、EU指令等で採用されている基準を意識したものだ。2025年度改定後の日本の同比率は48.9%<sup>1</sup>程度だが、これを2035年までに

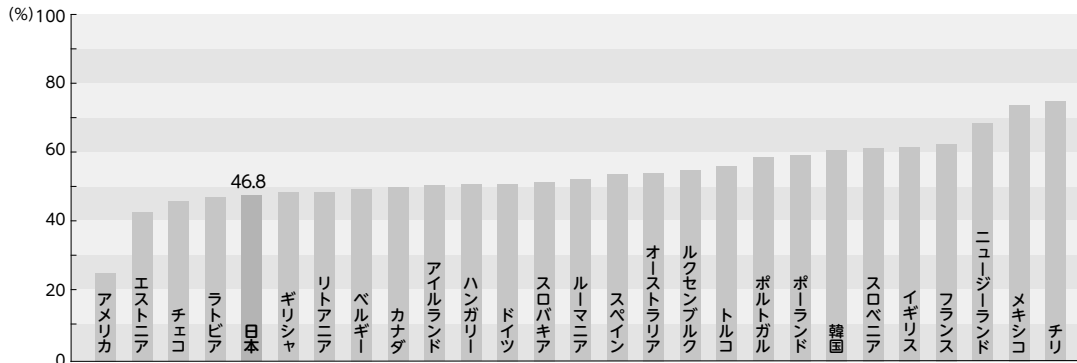
達成するためには、毎年1%ポイントを目途に改善する必要がある。公労使、ひいては社会的な合意形成に向けた真摯な議論の積み重ねが不可欠だ。

最低賃金の水準を継続的に改善するには、政策面での後押しも欠かせない。特に中小・零細企業における支払い能力を向上させる各種施策の拡充と十分な予算確保、周知の徹底が必要となる。

そのうえで、最低賃金引き上げの効果を確実にものとするには、制度趣旨や改定額の周知強化と実効性の担保が重要だ。最低賃金の履行確保のための要員増強をはじめとした監督体制の抜本的強化とともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則の適用強化などがあげられる。また、法定最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の公契約の金額を見直すなど、官民一体の取り組みも欠かせない。

<sup>1</sup> 2024年度賃金構造基本統計調査と2025年度改定後の地域別最低賃金の全国加重平均額を用いた連合試算。なお、一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を算入した。

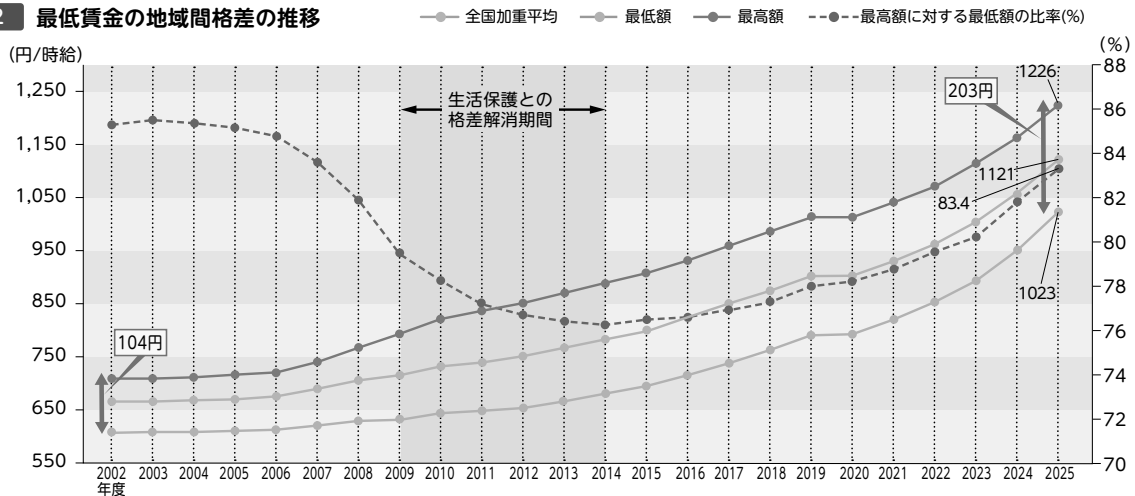
図1 フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率(2024)



注：日本の値は2023年度改定後の全国加重平均額をもとに算出

出所：OECDstat"Minimum relative to average wages of full-time workers"より連合作成

図2 最低賃金の地域間格差の推移



出所：厚生労働省資料をもとに連合作成

## ILO第190号条約の批准に向け あらゆるハラスメントの根絶を

ハラスメントは、被害者の人格等を侵害し、就業環境全体を悪化させる問題である。労働者が安心・安全に働き続けるために、国、事業主は、仕事の世界におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けた対策を講じる必要がある。すでに事業主に対して雇用管理上の防止措置が法制化されていた職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメント、パワー・ハラスメントに加え、2025年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことで、職場におけるハラスメントを行ってはならないことを明確にしたうえで、社会における規範意識醸成に取り組むことを国の責務としたほか、カスタマー・ハラスメントと求職者等へのセクシュアル・ハラスメントの防止措置を講じる

ことが事業主に義務づけられた(図1)。また、パワハラ指針の改正により性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメント対策も強化されている。ただし、望ましい取り組みにとどまったフリーランスに対するカスハラ(カスタマー・ハラスメント)の防止措置義務に加え、特に中小企業などへの防止措置義務の徹底などが求められており、依然として国内におけるハラスメント行為そのものを禁止する規定がない。

厚生労働省の実施した調査によると、64.2%の企業がパワハラ、39.5%がセクハラ(セクシュアル・ハラスメント)の相談があったと回答しており、職場での対策や法の実効性の担保にも課題を残している(図2)。

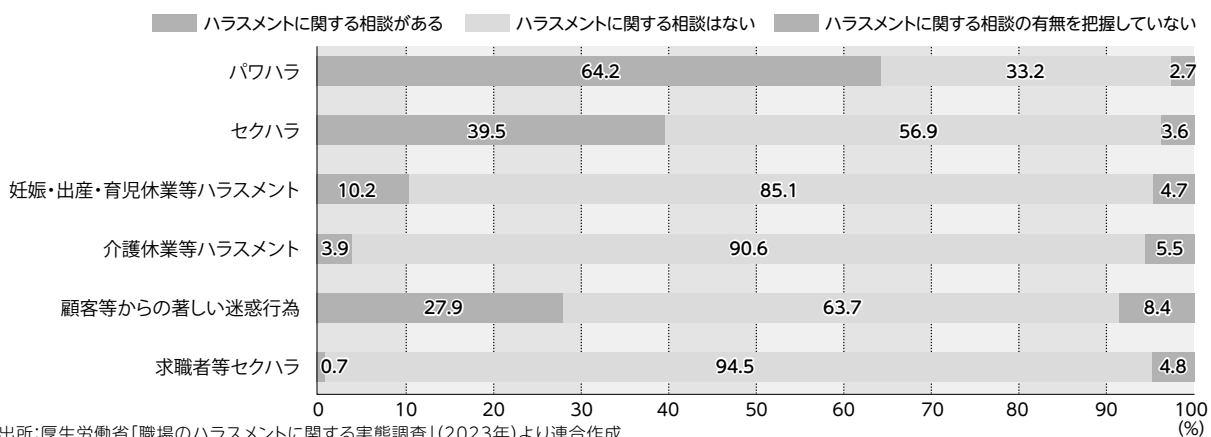
仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する国際労働基準であるILO第190号条約の批准に向け、禁止規定など実効性ある国内法整備を行うことが重要である。

図1 防止措置が義務づけられているハラスメント

ハラスメントの名称	内容
パワー・ハラスメント	職場における優越的な関係を背景とした言動(性的指向・性自認に関するハラスメントならびに望まぬ暴露であるアウトティング、カミングアウトの強要や禁止、商品の買い取り強要等に関連する言動を含む)
セクシュアル・ハラスメント	職場における性的な言動
マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠、出産等に関する言動(不妊治療に関する否定的な言動を含む)
ケア・ハラスメント	職場における育児・介護休業等の制度利用に関する言動
<b>NEW</b> カスタマー・ハラスメント	職場における顧客等からの社会通念上許容される範囲を超えた労働者の就業環境を害す言動
<b>NEW</b> 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント	求職活動等における事業主が雇用する労働者による性的な言動

出所：連合作成

図2 ハラスメントの相談有無(企業調査)



出所：厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」(2023年)より連合作成

## 「第6次男女共同参画基本計画」の 着実な実行による女性参画の拡大・促進

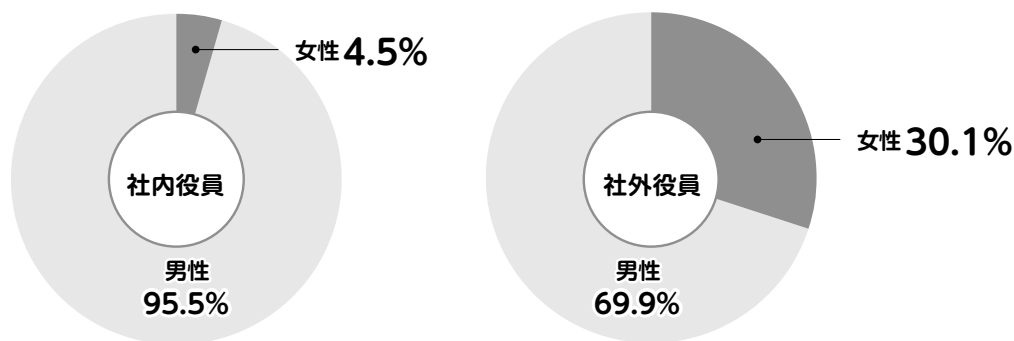
政府は、「第6次男女共同参画基本計画」において、第5次計画に引き続き、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」との目標を掲げた。第5次計画の大半の目標が未達であることや、世界の潮流が「2030年までの完全なジェンダー平等の実現」であることを踏まえれば、男女共同参画に向けた取り組みを一層強化する必要がある。

東証プライム市場上場企業における社外役員は、女性30.1%に対し、社内役員の女性は4.5%に留まっている(図1)。指導的地位にある女性を増やすにあたり、外部からの登用に頼ることは、即効性はあるものの、短期的な対応と言わざるを得ない。企業内部で人材育成を継続的に進める環境を整備し、女性の内部登用を着実に進めることが、本来の意味での女性活躍の実現につながる。

女性の活躍を阻む要因の背景に、長時間労働を前提とした働き方や「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識などがある。共働き世帯・専業主婦世帯を問わず、平均家事時間は依然として男女間格差があり、家事や育児の負担が圧倒的に女性に偏っている。2024年時点で、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、男性は6.9%と女性1.7%より高く、特に子育て期にある30代男性では8.0%、40代男性では9.2%とさらに高い(図2)。すべての労働者の長時間労働を前提とした働き方の見直しや、家庭内外における固定的性別役割分担意識の払拭をはじめとした意識改革やポジティブアクションが求められる。

「第6次男女共同参画基本計画」を着実に実行し、可能な限り早期の目標達成と、女性参画を拡大・促進していくことが急務である。

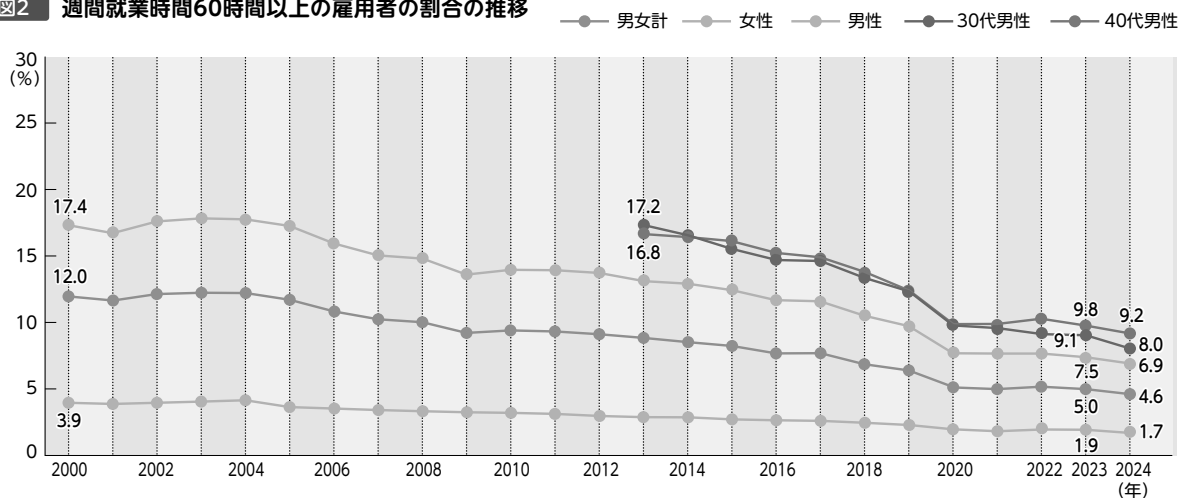
図1 東証プライム市場上場企業における女性役員の内訳



出所: 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査にもとづき連合において作成

- 役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者(会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等)も含む
- 調査時点は、2024年7月31日現在

図2 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移



出所: 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成

注: ●非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合 ●2011年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

## 一人ひとりの尊厳が守られる社会へ 選択的夫婦別氏制度の実現を

婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。全国規模で行われた調査では、選択的夫婦別氏制度に賛成が83.9%、反対が15.3%と賛成が多数を占めている(図1)。連合の調査でも「夫婦は同氏でも別氏でも構わない。選択できる方がよい」と回答した割合は46.8%と、「夫婦は同氏がよい」26.6%を上回っており、制度導入への理解は広がっている。また、氏の変更が婚姻の妨げになると回答した人は20代男性で20.8%と、氏の変更が個人の意思や人生設計に影響を及ぼしていることが明らかとなっている(図2)。

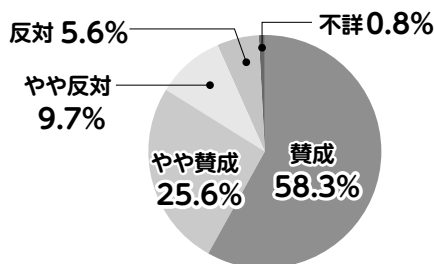
選択的夫婦別氏制度については、1996年に法制審議会が導入を答申しているにもかかわらず、現在まで実現に至っていない。日本は夫婦同氏を法律で義務付けている唯一の国であ

り、国連の女性差別撤廃委員会は日本に対し、法改正の必要性について繰り返し勧告を行っている。

そうした中、2025年に選択的夫婦別氏制度に関する法案が立憲民主党、国民民主党から国会に提出され、28年ぶりに国会で審議されたが、2026年の衆議院解散により廃案となった。

婚姻の際、約95%の夫婦で女性が改姓している中、政府が進めようとしている旧氏使用の法制化では、個人の尊厳や人権尊重という要請に応えられてないばかりか、手続きや管理の煩雑さは残り、国際社会でも通用しない。個人の尊厳と人権を尊重し、多様な生き方を保障する社会を実現するために、希望する者が婚姻前の氏を名乗り続けられる選択的夫婦別氏制度の早期導入が求められる。

図1 「選択的夫婦別氏制度」に対する賛否  
(全体、年齢別 n=5,339)



年齢	賛成 (%)	やや賛成 (%)	やや反対 (%)	反対 (%)	不詳 (%)
18~19歳	72.4	22.4	1.7	3.5	0
20~29歳	70.7	20.7	5.7	2.3	0.6
30~39歳	65.0	21.9	7.0	5.2	0.8
40~49歳	57.5	27.1	9.2	5.8	0.5
50~59歳	55.4	26.5	11.1	6.3	0.7
60~70歳	47.1	29.6	14.6	7.2	1.5

出所: 釜野さおり・岩本健良・小山泰代・申知燕・武内今日子・千年よしみ・平森大規・藤井ひろみ・布施香奈・山内昌和, 2025, 「家族と性と多様性にかんする全国アンケート(全国SOGI調査)報告書」JSPS科研費JP21H04407「性的指向と性自認の人口学の構築—全国無作為抽出調査の実施」研究チーム(代表 釜野さおり)、早稲田大学SOGI調査研究所

図2 氏を改めなければならないことが婚姻の妨げになるか

属性	妨げになる (%)	妨げにならない (%)	どちらともいえない (%)	わからない (%)
全体 [n=1000]	11.4	28.5	36.7	23.4
男女別				
女性 [n=500]	12.8	27.2	38.4	21.6
男性 [n=500]	10.0	29.8	35.0	25.2
女性年代別				
20代女性 [n=125]	14.4	28.0	28.0	29.6
30代女性 [n=125]	8.0	29.6	46.4	16.0
40代女性 [n=125]	16.8	33.6	34.4	15.2
50代女性 [n=125]	12.0	17.6	44.8	25.6
男性年代別				
20代男性 [n=125]	20.8	23.2	29.6	26.4
30代男性 [n=125]	7.2	36.8	30.4	25.6
40代男性 [n=125]	7.2	27.2	42.4	23.2
50代男性 [n=125]	4.8	32.0	37.6	25.6
婚姻状況別				
独身女性 [n=261]	14.2	23.0	34.5	28.4
独身男性 [n=298]	11.7	25.8	33.9	28.5
既婚女性 [n=228]	10.1	32.5	44.3	13.2
既婚男性 [n=185]	7.0	38.4	38.4	16.2

出所: 連合「夫婦別姓に関する調査2025」(2025年3月)

## 性的指向・性自認の多様性に関する差別・偏見の根絶

2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたが、法が定めた「基本計画」および「指針」は未だ策定されていない。まずは、これらを早急に策定し、国民の理解増進に関する施策を実行するとともに、施行後3年を目途とした見直しに際し、性的指向・性自認(Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI)の多様性に関する差別を禁止する法律を制定すべきである。

厚生労働省の「職場におけるダイバーシティ調査推進事業報告書」(2025年3月)によると、職場で不快な思いをしたことや働きづらくなったことがきっかけで、「心身に不調が生じ、通院したり仕事を長期間休んだことがある」との回答が「労働者一般」では13.6%、「性的マイノリティ全体」で24.8%と高くなっている(図1)。また、今の職場で社内の人からハラスメントを受けた経験について、「労働者一般」に比べて、何らかの

ハラスメントを受けた経験の割合が「性的マイノリティ全体」において、全体的に高くなっているなど、対策が必要である(図2)。

一方、2025年6月に労働施策推進法のパワハラ防止指針の改正により、望まぬ暴露であるアウトティングに加え、いわゆるカミングアウトの強要又は禁止についても強化されることとなった。さらに、顧客から労働者へのSOGIハラはカスハラとして、また求職者等に対するSOGIハラもそれぞれ雇用管理上の措置(防止措置)の対象となるなど、対策の強化が進み始めている。

引き続き、性的指向・性自認に関するハラスメントはもちろん、アウトティングやカミングアウトはパワハラに該当することを広く周知するなど、性的指向・性自認の多様性に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組むべきである。

図1 職場で不快な思いをしたことや働きづらくなったことがきっかけで、心身に重大な不調が生じたり、通院したりして仕事を長期間休んだ経験

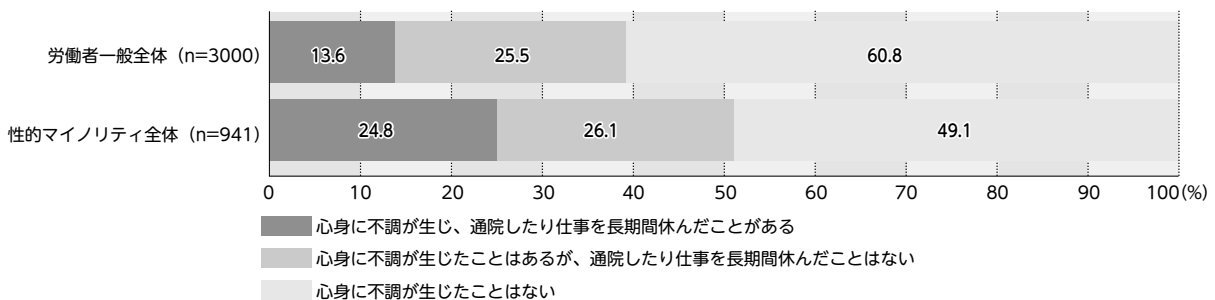
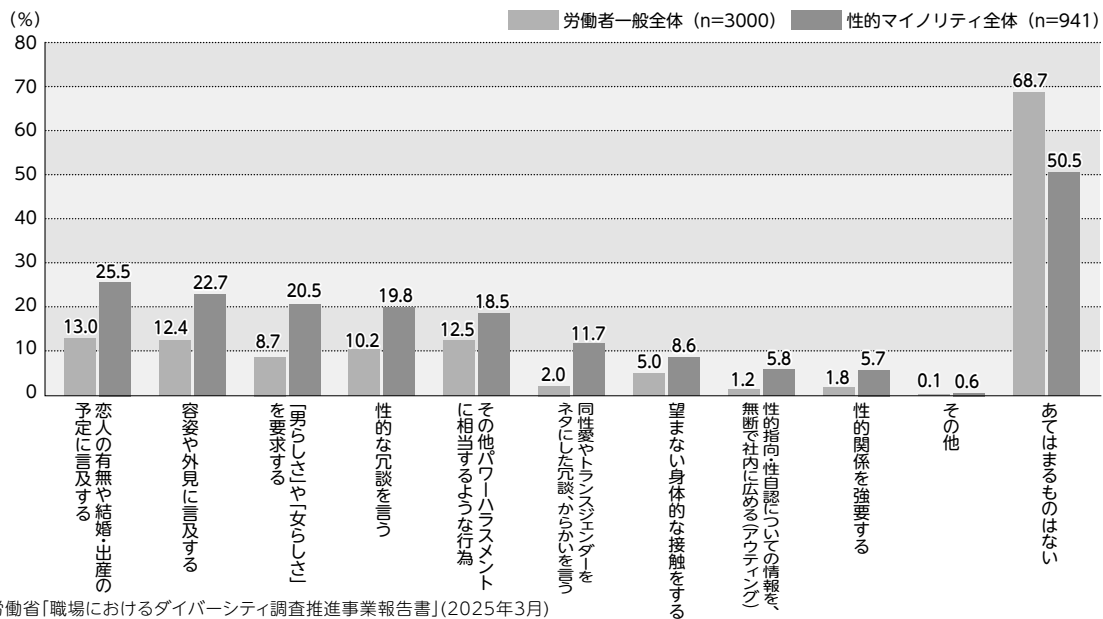


図2 いまの職場で社内の人からハラスメントを受けた経験



出所:厚生労働省「職場におけるダイバーシティ調査推進事業報告書」(2025年3月)

# 6 すべての世代が安心できる 社会保障制度の確立



## 包括的かつ重層的な支援体制の構築と、 支援を担う人材確保に向けた処遇改善

ひとり親世帯やヤングケアラー、高齢者などが抱える多様で複合的な課題を適切に受け止め、解決に向けた対応をはかるためには、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者や子ども・子育て家庭などに関する既存の福祉分野の制度を基盤に、地域における包括的かつ重層的な支援体制を構築する必要があります。

2025年12月に取りまとめられた「社会保障審議会福祉部会報告書」では、頼れる身寄りがない高齢者に対する新たな事業による支援が盛り込まれた。具体的には、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させ、日常生活支援、入院入所等手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置づける内容であり、第221回国会（特別会）での法改正が見込まれる（図1）。こうした支援の枠組みは拡充される方向にある一方で、支援を担う現場では人材確保が困難な状況が続いている。安定的に人材を確保・定

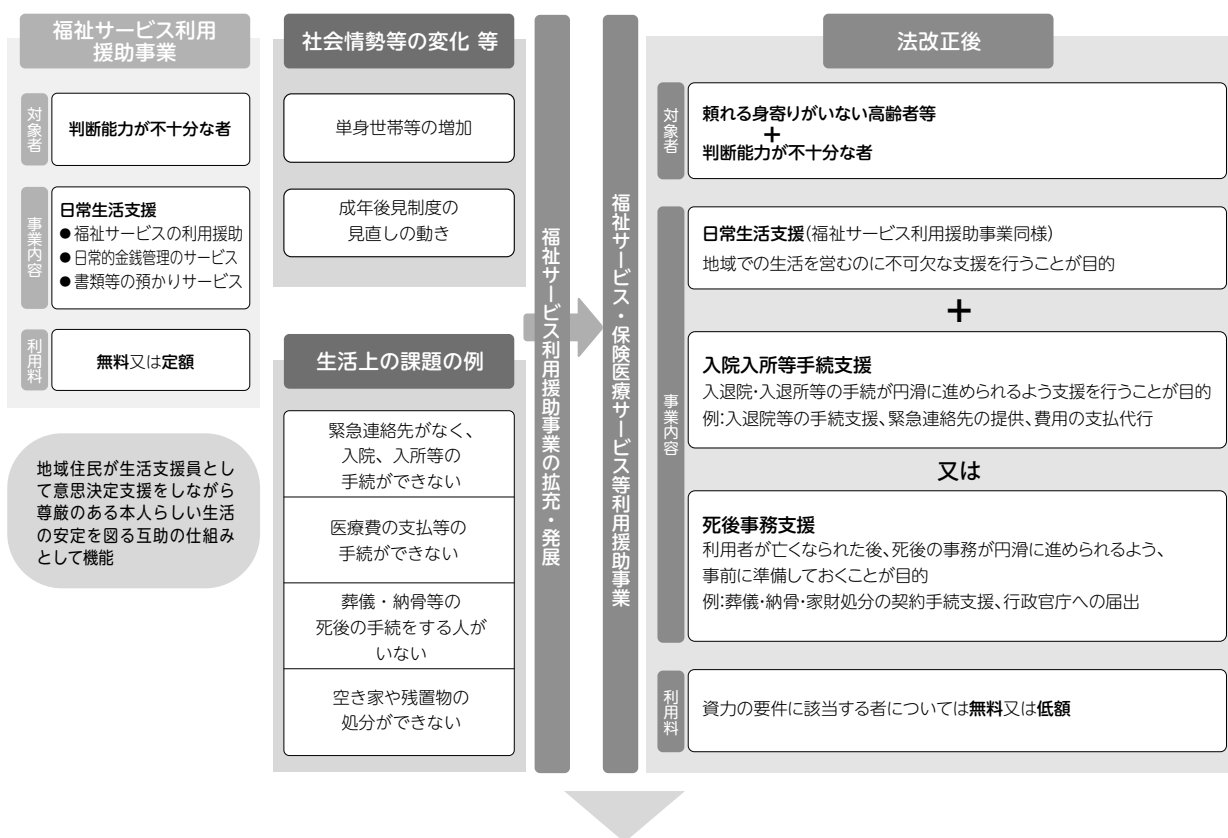
着させるためには、処遇改善策の実行と、それを支える財源の確保が不可欠である。

また、安心して子育てできるようにするためには、子どもや子育て世帯が、「何かあったときは頼れる制度がある」と感じられる環境整備が重要である。生活困窮者自立支援制度による支援とあわせて、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業など家庭支援事業を実施し、重層的に子どもや子育て世帯を支える必要がある。

さらに、課題を抱えた世帯が自立に向け動き出すためには、安心して生活できる住居を確保する必要がある。そのため、国による住居費の支援など、恒常的な居住保障の仕組みを検討すべきである。

同時に、働いている家族等介護者（ケアラー）が離職を強いられることなく、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく受けられるよう支援も必要である。

図1 頼れる身寄りがない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設



2026年度  
連合の重点政策

- 頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

出所：厚生労働省ホームページをもとに連合作成

## 医療人材の確保と離職防止に向けた処遇改善と 良質で効率的な医療提供体制の構築

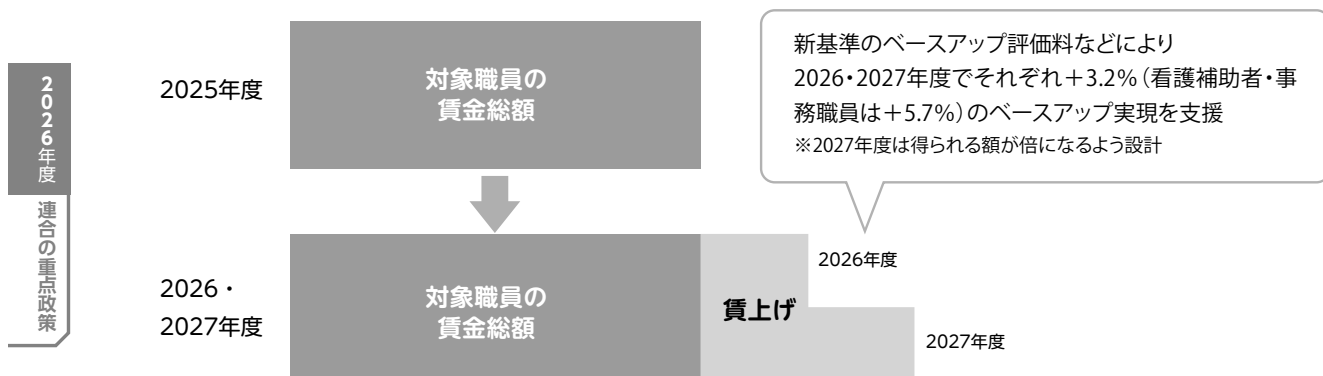
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域に必要な医療人材を安定的に確保しつつ、患者本位で切れ目のない良質で効率的な医療提供体制の構築が不可欠である。

とりわけ人材確保が困難となる中、医療従事者のさらなる賃金・労働条件の継続的な改善は欠かせない。2026年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料の引き上げ・対象職種拡大などの賃上げへの対応がされた(図1)。ベースアップ評価料の算定による確実な賃上げはもとより、継続的な処遇改善が求められる。加えて、医療現場で働くすべての労働者が安心して働き続けられるよう、業務負担の軽減とともに、専門性を発揮できる環境づくりも重要である。医療の質の向上という観点からも、人員配置基準を緩和することなく、ICTやAI

など新技術の適切な利活用が進むよう医療機関への財政的・技術的支援の強化が必要である。

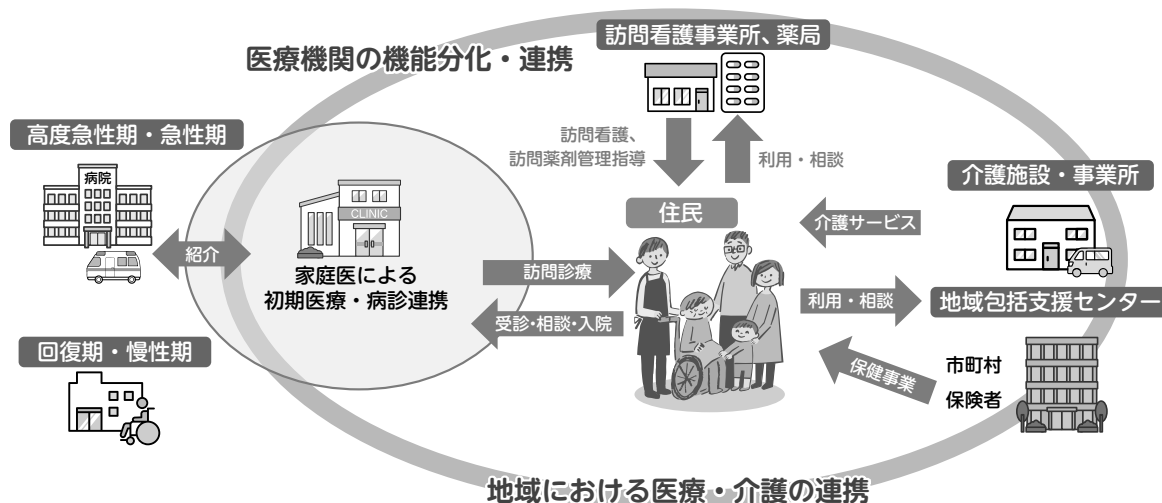
また、良質で効率的な医療提供体制の構築に向けては、地域の実情を踏まえつつ、急増する高齢者の救急搬送やリハビリ・退院調整・介護との連携など在宅復帰を見据えた医療機能への転換をはじめ、外来・在宅医療を含めた医療機関の機能分化・連携、医療・介護のさらなる連携強化が求められる(図2)。それぞれの地域に必要な医療を確保できるよう、2040年頃を見据えた「新たな地域医療構想」を踏まえ、公立・公的・民間など設置主体を問わず公平・公正な協議のもとで、すべての医療機関が果たすべき機能の役割分担について合意形成をはかり、介護サービスをはじめ多様な社会資源との連携も含めて着実に取り組みを進めることが重要である。

図1 2026年度診療報酬改定による賃上げ対応(イメージ)



出所:厚生労働省「2026(令和8)年度診療報酬改定の概要」資料を連合加工

図2 外来・在宅を含めた医療機関の機能分化・連携(イメージ)



出所:連合作成

## 介護の人材確保と離職防止に向けたさらなる処遇改善と 業務負担軽減の観点からAIなど新技術の活用を

厚生労働省の推計によると、2040年には約272万人の介護職員が必要とされている。介護を担う人材の不足が大きな課題となっている。

その要因の一つに賃金水準の低さがある。介護分野の職員の平均賃金は、全産業平均(38.6万円)と比べ8.3万円も低い水準にある。その上、毎年の賃金改定額も全産業と比べて低い状況である。2025年の賃金改定額は全産業平均13,601円に対し、医療・福祉では5,589円であった。これは2024年から下がっている(図1)。この間、処遇改善の取り組みが国を挙げて進められているものの、賃金格差はますます広がっている状況にある。

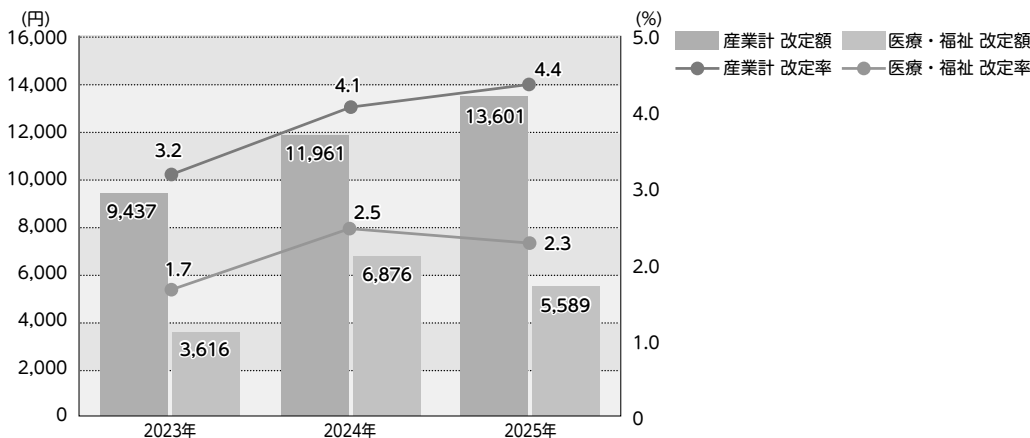
介護従事者の平均年齢は、全体では48.4歳だが、訪問介護員(50.5歳)やケアマネジャー(53.6歳)は高齢化が進んでいる。今後の介護ニーズに対応し、地域に必要なサービスを適切に受けられる提供体制を維持していくためには、介護分野の

人材確保と離職防止が急務であり、20代、30代が就職し、働き続けたいと思える職場環境を整えることが不可欠である。

2026年度介護報酬改定においては、広く介護従事者を対象に月1万円、介護職員には最大月1.9万円(定期昇給0.2万円込み)の賃上げを実現する措置が講じられたが、決して十分とは言えず、さらなる処遇改善施策の実施とそのための財源の確保が必要である。

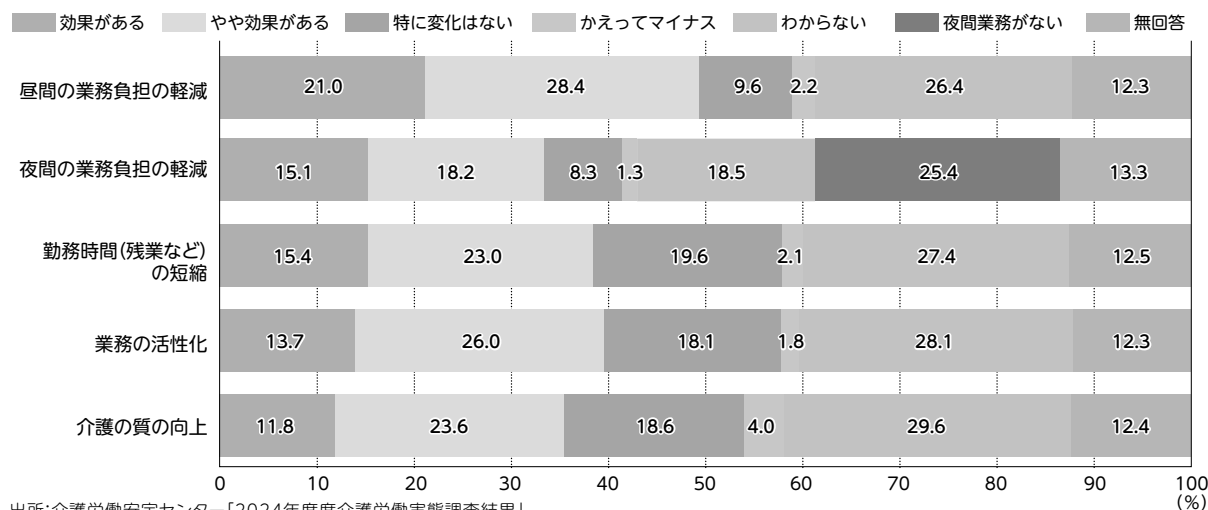
労働者の業務負担の軽減も課題である。ICT機器等の導入効果については、「昼間の業務負担軽減」に「効果がある・やや効果がある」と回答した事業所が49.4%ある一方、「特に変化はない・かえってマイナス・わからない」との回答も38.2%であった(図2)。人員を削減することなく、業務負担の軽減とケアの質の向上の観点から、ICTやAIなどの新技術の活用促進を引き続き支援していくことが重要である。

図1 社会保障サービス人材一人当たりの平均改定額と改定率



出所:厚生労働省「2025賃金引上げ等の実態に関する調査」

図2 ICT機器等の導入効果



出所:介護労働安定センター「2024年度介護労働実態調査結果」

## 被用者保険の円滑な適用拡大と、 第3号被保険者制度の廃止に向けた対応

雇用形態や勤務先の規模・業種、労働時間、収入、さらには配偶者の働き方などによって被用者保険の適用や第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は、中立的な社会保険制度とはいえない。就労を阻害せず働き方などに中立的な社会保険制度を構築するためには、全被用者への被用者保険の完全適用と第3号被保険者制度の廃止を実現する必要がある。

2025年6月に成立した年金制度改正法(以下、「改正法」)では、短時間労働者への被用者保険の適用拡大がさらに進められることになった(図1)。企業規模要件は対象を段階的に拡大したうえで2035年10月に撤廃、賃金要件は2026年10月に撤廃予定である。一方で、労働時間要件は引き続き残存するため、制度の誤認など現場で混乱が生じないように丁寧に周知啓発などを実行すべきである。

また、改正法において第3号被保険者制度の見直しは行わ

れなかったものの、附則の検討規定では、国民的な議論の必要性が言及されるとともに、第3号被保険者の実情に関する調査研究を行うことが盛り込まれた。

第3号被保険者は約641万人存在する(図2)。制度廃止に向けては、当事者の生活実態や就労状況などの事情を丁寧に把握し、受給権に留意したうえで将来的かつ段階的に改正することが必要である。さらに、本人の疾病や育児・介護などで働きたくても働けない人などが存在しており、仕事と治療の両立支援や子ども・子育て支援の充実、介護サービスの充実といった第3号被保険者にとどまらない支援策も必要である。

こうしたことを踏まえつつ、政府は調査の実施および会議体の設置を早期に行い、制度廃止に向けた具体的な検討を進めるべきである。

図1 年金制度改正法 被用者保険の適用拡大(短時間労働者)

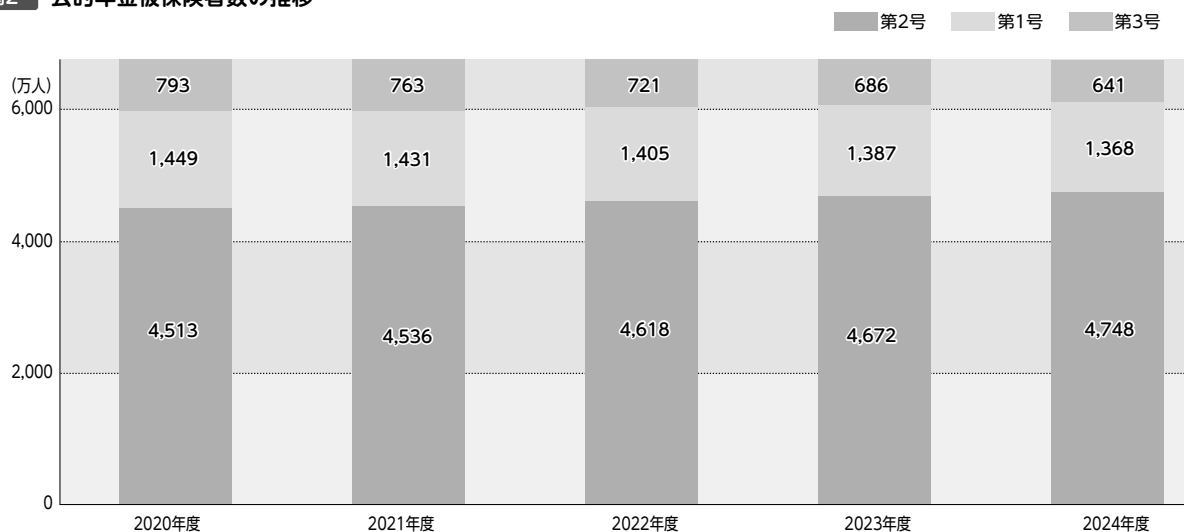


### ●企業規模要件の撤廃スケジュール

現在の対象	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業

出所：2025年6月30日厚生労働省「社会保障審議会年金部会(第25回)」より連合作成

図2 公的年金被保険者数の推移



出所：厚生労働省「令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」

## 質の高い保育の提供に向けた処遇改善、 子どもの人権を守るための体制整備

保育施設の職員配置基準はこの間、4・5歳児は25対1に、3歳児は15対1に、1歳児は5対1に見直されてきた。しかしいずれも「当分の間」は見直し前の基準でも運営が可能とする経過措置が設けられており、全施設での改善には至っていない(図1)。

このような状況下、2026年4月からこども誰でも通園制度が実施される。先行して実施された試行的事業の研究調査では、保育者の7割前後が「子ども・保護者対応にかかる時間・労力」が増えたと回答している。在園児にあわせて環境に慣れない子どもや保護者への対応が生じ、職員の負担は増すことが予想され、人材確保の必要性はますます高まっている。すべての子どもに質の高い保育を提供できるよう、さらなる処遇改善策を講じて離職防止と人材確保を進め、職員配置基準を早急に改善すべきである。

2024年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数

は、前年から1,818件の減少となったものの、223,691件と依然として高い状況である。しかし、児童福祉司の人材確保は道半ばであり、政府が目標とする7,390人(2026年度)には2025年4月時点で524人不足している(児童相談所関連データ)。児童養護施設においても職員が不足している中、子どもに関わる業務に携わるすべての職員の処遇を改善し、人材確保につなげるべきである。そして、こども基本法にもとづき子どもの権利に関する国民の理解を深め、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく必要がある。

また、子ども・子育て支援の追加財源として、2026年度から子ども・子育て支援金(図2)の徴収が開始されたが、本来は、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるという考え方に立ち、税で財源を確保すべきである。徴収が開始された今、拠出する者が参画するもとで同支援金の効果検証などを徹底し、透明性のある運用が行われなければならない。

図1 特定教育・保育施設における職員の  
配置改善実態調査の結果

### 3歳児15:1を満たしている施設の割合

●2024年7月1日時点

	幼稚園	保育園	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

●未実施施設の今後の改善見込み施設数(割合)

	2024年度内	2025年度以降	未定
公立	1(0.2%)	245(39.2%)	353(56.5%)
私立	54(8.5%)	99(15.5%)	462(72.3%)
全体	55(4.4%)	344(27.2%)	815(64.5%)

### 4・5歳児25:1を満たしている施設の割合

●2024年7月1日時点

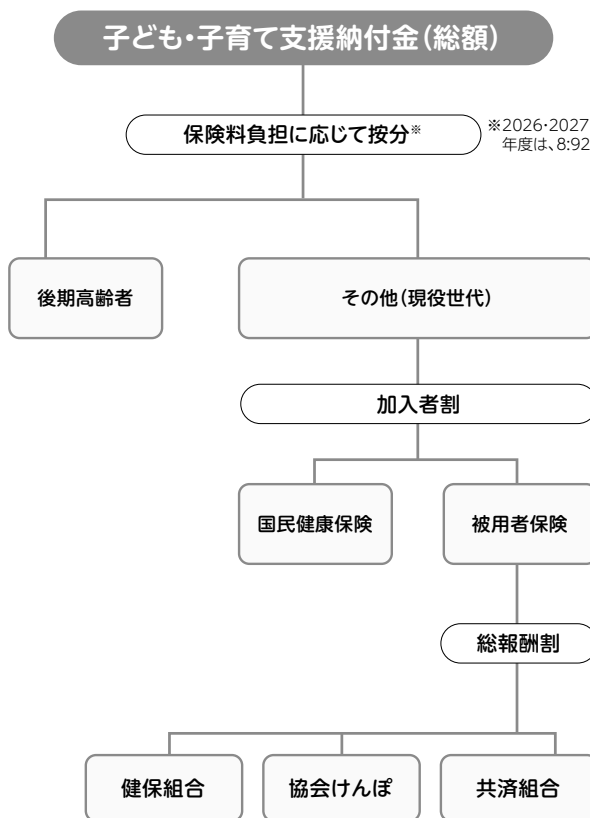
	幼稚園	保育園	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

●未実施施設の今後の改善見込み施設数(割合)

	2024年度内	2025年度以降	未定
公立	2(0.4%)	189(38.3%)	299(60.6%)
私立	83(5.9%)	174(12.5%)	1,113(79.7%)
全体	85(4.5%)	363(19.2%)	1,412(74.7%)

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる  
出所：こども家庭庁「基礎資料(保育提供体制の強化(職員配置基準の改善等))」より連合作成

図2 子ども・子育て支援金の徴収の仕組み



出所：こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」より連合作成

# 7 脱炭素社会実現に向けた「公正な移行」の実効性確保と予算措置



## GX実現と「公正な移行」

2025年2月、政府は「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」を改訂し、「GX2040ビジョン」(以下、ビジョン)を閣議決定した(図1)。ビジョンは、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展やGXによる電化などの電力需要増加の可能性、経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方、カーボンニュートラルに必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減の見通しなどにより、将来の見通しに対する不確実性がますます高まる中、GX実現に向けた投資の予見可能性を高めるため、長期的な方向性を示すことを目的に策定された。ビジョンは「中堅・中小企業の多くは、脱炭素への取組が自社の売上に直結しない、GXを推進する人材・ノウハウや資金が足りていないなどの課題から、取り組みが進みづらい傾向にあるが、サプライチェーンによっては、脱炭素への取組が進まない企業がサプライチェーンからはじき出されるといったリスクも顕在化しつつあ

る。『公正な移行』の観点からも、こうしたリスクに直面する企業を中心として、対応策を講じていく必要がある」と指摘している(図2)。

GX施策の実行にあたっては、「公正な移行」の実現やエネルギーのS+3E確保を念頭に、関係産業や地域の労働組合を含む関係当事者との積極的な社会対話を行うなど、国民合意形成を着実に進める必要がある。地域ごとに産業構造や人口動態などが異なることから、GX施策によって生じる課題も多様である。そのため、「公正な移行」を実現するには、地方自治体を中心に各地域の関係当事者による社会対話を行い、地域の雇用に配慮した方針・計画を策定するとともに、産業構造の変化に対応した企業の事業転換や労働者のスキル習得を促すことが必要である。国・地方自治体には、企業の事業転換や労働者のスキル習得に対する支援に加え、セーフティネット構築のための十分な予算措置が求められる。

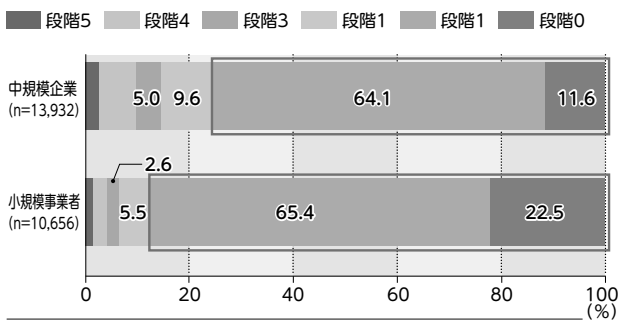
図1 GX2040ビジョンの概要

1. GX2040ビジョンの全体像	7. 公正な移行 新たに生まれる産業への労働移動を適切に進めていくとともに、GX産業構造への転換に伴い労働者が高度化されたサプライチェーンで引き続き活躍できるよう、必要な取り組みを進めることが重要
2. GX産業構造	
3. GX産業立地	8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて
4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献	
5. GXを加速させるための個別分野の取組	
6. 成長志向型カーボンプライシング構想	

出所：連合作成

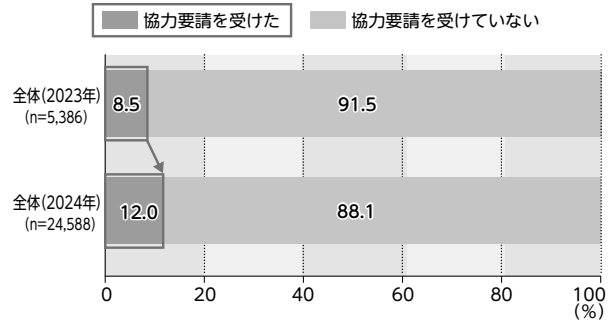
図2 中小企業における脱炭素の取り組み状況

### ●脱炭素化の取り組み段階(企業規模別)



段階0: 気候変動対応やCO2削減に係る取組の重要性について理解していない  
 段階1: 気候変動対応やCO2削減に係る取組の重要性について理解している  
 段階2: 事業所全体での年間CO2排出量(Scope1,2)を把握している  
 段階3: 事業所における主要な排出源や削減余地の大きい設備等を把握している  
 段階4: 段階3で把握した設備等のCO2排出量の削減に向けて、削減対策を検討・実行している  
 段階5: 段階1~4の取組を実施しており、かつ情報開示を行っている

### ●脱炭素化に向けた協力要請状況



※調査間で母集団が異なるため、回答割合を一概には比較できないことに留意が必要

**中規模・小規模事業者は、脱炭素の取り組みが進みづらい傾向にあるなか、取り組みが進まない企業は、サプライチェーンからはじき出されるリスクが顕在化しつつある。**

出所：中小企業庁「中小企業白書 小規模企業白書(2025年版)」をもとに連合作成

## 東日本大震災の影響による風評への対策と心のケアの強化

東日本大震災から15年が経過したが、風評被害は、福島県産農作物等を中心に国内外で根強く残っている。

東京都中央卸売市場の統計で福島県産の桃の平均単価を見ると、福島第一原子力発電所の事故後に大きく下落した。その後、全国平均との差は縮小してきたものの、2024年度でもまだ11.6%の差があり、震災前の水準には戻っていない(図1、2)。

加えて、近隣の国と地域はALPS処理水の海洋放出を受けて、日本の食品の輸入規制を強化・継続している。

こうした風評の背景には、放射能検査で基準値を超えた食品は出荷されない体制が整えられていることや、処理水はWHOの飲料水基準を満たすまで処理されるといった事実がよく知られていないという問題がある。

政府は、食品の安全証明や販路拡大の支援を徹底するとともに、食品の安全性や処理水に関する科学的で正確な情報の発信を強化する必要がある。

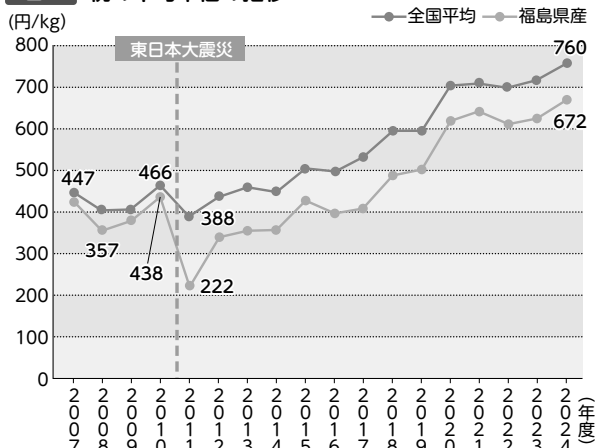
また、避難者は今なお2.6万人にのぼり(2026年2月現在、復興庁調べ)、精神的負担を抱える人の心のケアが必要である。

福島県の県民健康調査によると、気分障害や不安障害のリスクが高い人の割合は5.4%と、全国平均の3%を上回っており、なかでも16～39歳は8.5%と特に高い(図3)。

福島県で心のケアにあたる専門家は、「子どもの頃に被災した若年層は、避難のために転居を繰り返すなどして、様々な精神的負担を抱えて成長しており、現在でもケアを必要とする人が多い」と指摘する。

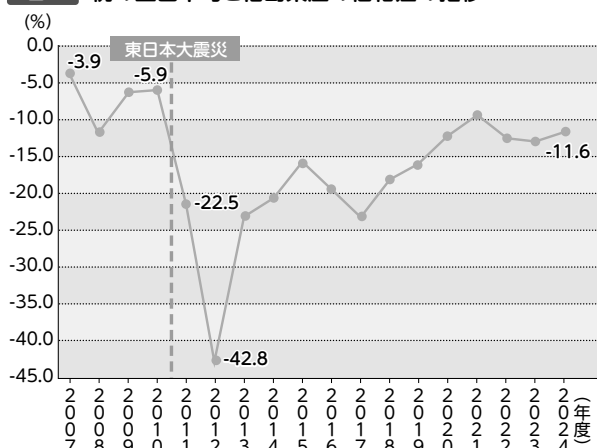
政府と自治体は、若年層を中心に、被災のために心のケアを必要とする人が、今後も中長期にわたって必要な支援を受けられるよう、心のケアセンターや各自治体の心のケア事業の予算を確保するとともに、体制の維持・拡充をはかる必要がある。

図1 桃の平均単価の推移



出所:東京都中央卸売市場「市場統計情報」  
注:7月～9月の平均値

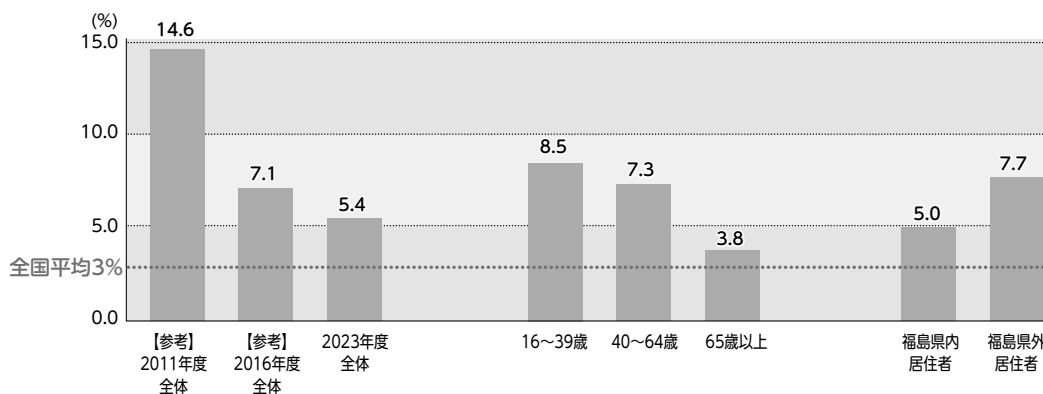
図2 桃の全国平均と福島県産の価格差の推移



出所:東京都中央卸売市場「市場統計情報」  
注:7月～9月の平均値

福島県産と全国平均の価格差を全国平均価格で割った値。例えば、福島県産が全国平均より1割安ければ-10%となる

図3 福島県民の気分障害や不安障害のハイリスク者の割合



出所:福島県「令和5年度『県民健康調査』こころの健康度・生活習慣に関する調査結果報告」(2025年)

## 災害法制の見直しを踏まえた対応の徹底と 防災庁の速やかな設置

能登半島地震の教訓を踏まえて災害対策を強化するため、2025年に災害対策基本法等が改正された。これにより、国による地方公共団体の支援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、地方公共団体の物資の備蓄状況の公表の義務化、被災者への福祉的支援の充実などの措置が講じられることとなった。

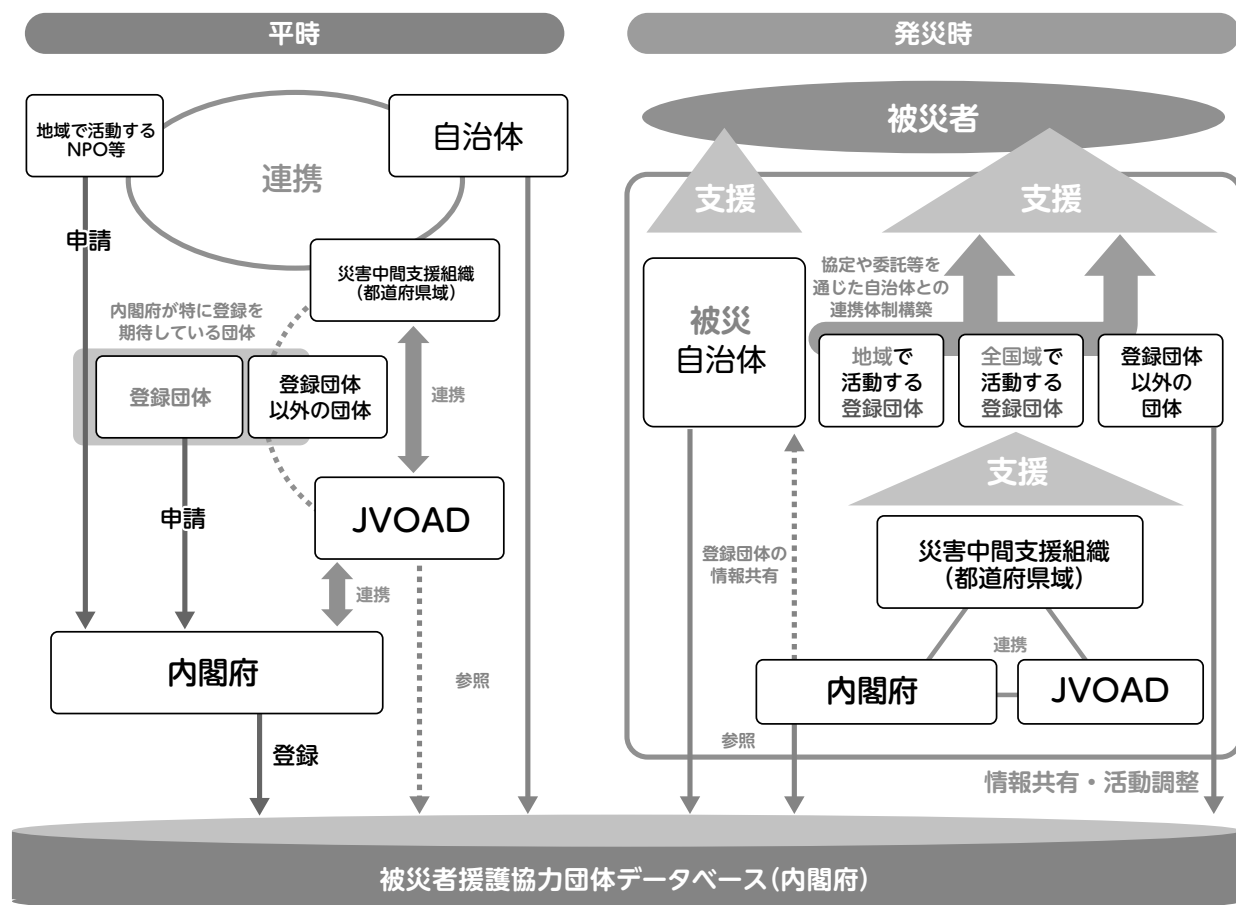
被災者援護協力団体の登録制度(図1)は、避難所運営などに協力するNPOなどを国が登録し、平時から自治体などと顔の見える関係をつくり、発災後は連携して被災者支援にあたることをめざすものである。登録団体は市町村から被災者の情報を提供されたり援護業務を委託されたりする可能性があるため、政府は登録審査を厳格に行うとともに、人権意識に基づいた質の高い被災者援護が展開されるよう、地域での訓練や研修を通じた育成を支援することが求められる。

物資の備蓄状況の公表については、単に公表するだけでなく、広域災害にも対応しうる備蓄が行われる仕組みの構築が必要である。激甚災害が頻発するいま、こうした取り組みを徹底し、地域防災力を向上させることが喫緊の課題である。

また、事前防災を強化し、災害発生時に被災者の安全と人権を確保して生活再建と復旧・復興を進めるには、災害対応の司令塔となる組織が重要である。他方で、災害対応の基本となる災害対策基本法や災害救助法に関しては、国、都道府県、市町村、事業者、NPOなどの役割分担が不明瞭であるといった課題も指摘されている。

こうした課題に対応するため、防災庁を十分な体制で速やかに設置し、平時の事前防災から発災時の対応や復旧・復興まで、関係主体の調整と協働が適切に行われるよう、役割分担の見直しなどを行うべきである。

図1 被災者援護協力団体の登録制度の運用イメージ



注: JVOADとは、認定NPO法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワークの略称で、平時および災害時の関係者の連携促進や支援環境の整備に取り組む  
出所: 内閣府作成

## 子どもの学びを社会で支えるための教育費の無償化と きめ細かな教育のための学校の働き方改革

社会全体で子どもたちの学びを支え、すべての子どもの教育機会を保障し、学びたいことを学べる社会を実現する必要がある。そのためには、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用を無償化すべきである(図1)。

また、学校教育を担う教職員の働き方に目を向けると深刻な問題がある。文部科学省の「教員勤務実態調査」によると、1週間の総在校等時間が過労死ライン相当の60時間以上である教員の割合は、小学校・教諭で14.2%、中学校・教諭で36.5%に達する(図2)。

学校の働き方改革を求める世論の高まりを受け、2025年に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)が改正された。今回の改正では、時間外勤務手当の代わりに一律支給する教職調整額の段階的な引き上げ(給与月額4%→10%)や、教育委員会に対する業務量管

理・健康確保措置実施計画の策定・公表の義務づけが行われたが、長時間労働は正策は不十分である。

今後、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うためには、改正給特法および同法に基づく指針を踏まえ、就学前教育から中等教育までの教職員の配置増、定数改善および処遇改善、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減などを進めていく必要がある。

また、教員勤務実態調査を実施して働き方改革の進捗状況を把握し、時間外・休日労働に割増賃金の支払いを義務づける労働基準法第37条を教員に適用するなど、給特法の抜本的な見直しを検討することが求められる。連合はこれらの取り組みの着実な実施を求めていく。

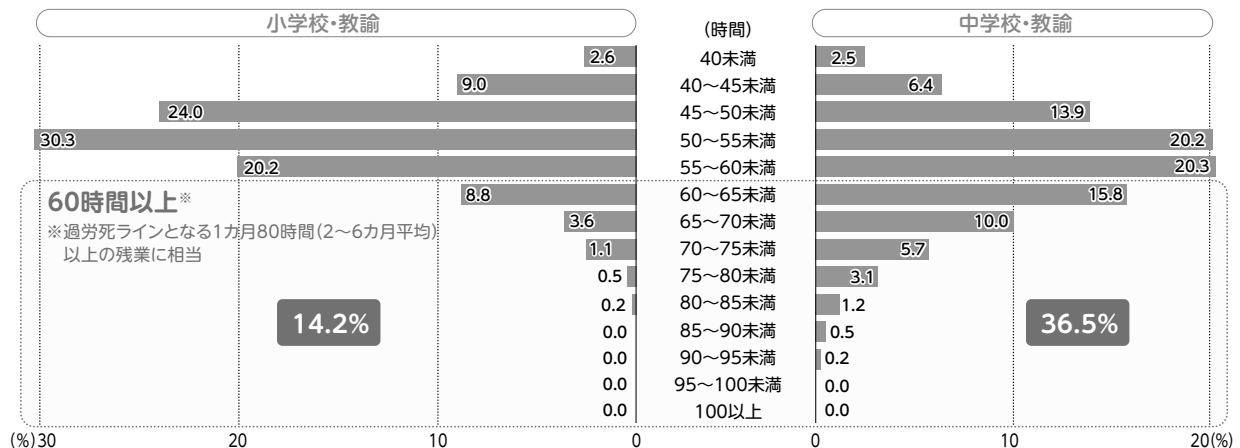
図1 政府の高等教育無償化制度と連合が求める制度

注：コロナ禍における特例措置を除く

	政府の高等教育無償化制度	連合が求める制度
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年収約380万円まで(段階的に減額)</li> <li>●年収約600万円まで：多子世帯(3人以上:4分の1支援、2024年度)および私立理工農系(文系との授業料差額、2024年度より)</li> <li>●所得制限なし：多子世帯(3人以上、2025年度より)</li> </ul>	中間層を含めたすべての世帯
学費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各法人の経営判断にもとづく入学金・授業料を前提に世帯収入に応じ減免</li> <li>●授業料後払い制度の修士段階への導入(2024年秋入学者等)</li> </ul>	まずは入学金・授業料を引き下げ、将来的には全面無償化
奨学金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給付型の対象者・給付額を拡充</li> <li>●減額返還制度の見直し(利用可能な本人年収の上限325万円を400万円まで引き上げ)</li> </ul>	貸与型はすべて無利子、返還困難者の救済制度を充実・強化、保証人制度はすべて機関保証、保証料は減額
対象教育機関	●教育の質や経営状況により対象機関を選別	法の趣旨に照らして大学等の経営健全化のための措置は別に講じるべき

出所：連合作成

図2 1週間の総在校等時間の分布



出所：連合作成

注：1週間あたりの正規の勤務時間は38時間45分「教諭」は主幹教諭・指導教諭を含む

# 投票率の向上、公職選挙法等改正、選挙制度改革への対応、参議院合区解消、男女共同参画推進

投票率の向上に向けては、当日投票所の維持はもとより、共通投票所や移動期日前投票所の拡充、期日前投票所の開設期間と時間の延長、それに伴う人員配置や財政措置なども必要である。加えて、投開票の簡素化・効率化の観点から、投票所における端末での電子投票を可能にすべきである。また、若年層の政治参画が不可欠であり、義務教育段階からの主権者教育を通じた政治意識の醸成が必要である。

至近の各級選挙で散見されるあらゆる選挙妨害に関しては「選挙の自由妨害罪」を厳格に適用すべきである。

また、インターネットを介して選挙に関連する動画等の掲載で利益を得ることを禁止する他、政党等の政治活動を目的とした広告は、何らの制限もないことから、費用や態様に一定の制限を設けるなど、時代に応じた公職選挙法の改正が必要である。

選挙制度改革については、民意が適切に反映される制度が必要であり、議論の際は、公平・公正な第三者機関によって

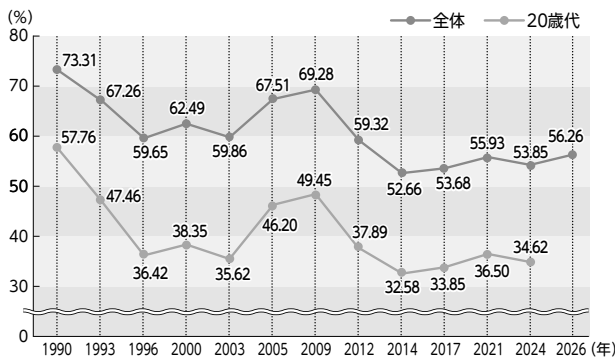
行う。とりわけ定数については慎重に検討を進めるべきである。また、政治資金や選挙に関する法令遵守徹底のための独立した専門機関を設置し、公職選挙法や政治資金規正法の実効性をはかる必要がある。

参議院における合区に関しては、2022年6月の参議院改革協議会の報告書では「合区の不合理は解消すべきとの意見が多くあり」とされており、合区の解消に向けた議論を進めるべきである。

2026年2月の第51回衆議院選挙では、女性の立候補者数(24.4%)は過去最高となったが、政府の第5次男女共同参画基本計画の「候補者に占める女性の割合2025年35%」には及ばなかった。女性比率は、参議院は30.0%、衆議院は14.6%、両院で19.9%にとどまっている。クォータ制の導入、政党交付金の傾斜配分の法整備、あらゆるハラスメント対策の強化等が求められる。

2026年度  
連合の重点政策

図1 衆議院選挙の投票率の推移



出所：総務省「国政選挙における年代別投票率について」より連合作成

図3 参議院選挙における合区

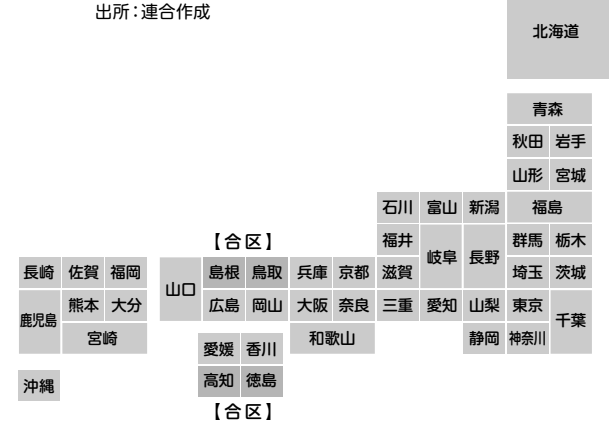
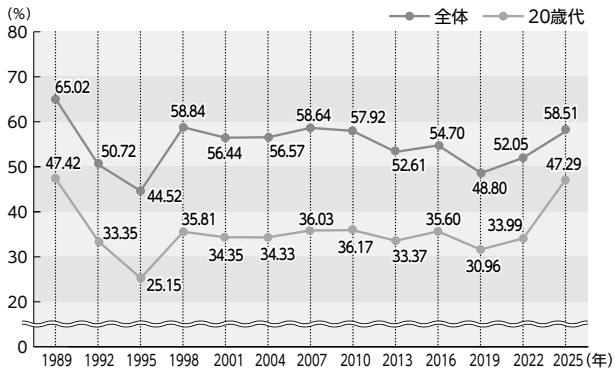
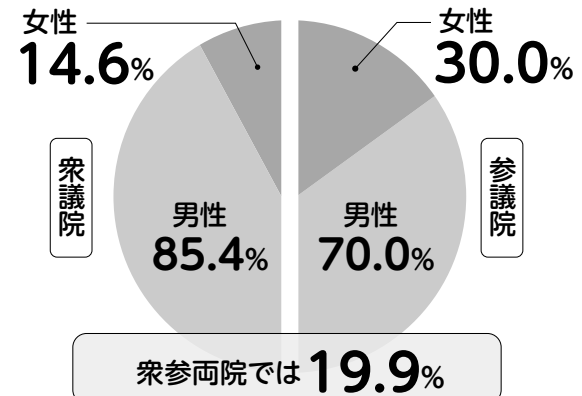


図2 参議院選挙の投票率の推移



出所：総務省「国政選挙における年代別投票率について」より連合作成

図4 国会議員における女性比率 (2026年3月現在)



出所：内閣府男女共同参画局資料を連合作成

## 未批准となっているILO中核的労働基準 第111号条約(差別待遇(雇用・職業))の早期批准

「仕事の世界」で守られるべき最低限の基準が国際労働機関(ILO)の10の中核的労働基準(中核条約)である。しかしながら、日本はこれら10条約のうち、第111号条約(差別待遇(雇用・職業))を批准していない(第155号条約(職業上の安全および健康)については、2025年5月に批准が国会承認された)。

この間、「ILO創設100周年決議」(2019年6月、衆参両院にて全会一致で採択)のほか、日・EU経済連携協定第16章「貿易及び持続可能な開発」や「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)(2025年12月)にも中核条約の批准に努力する項目・文言が盛り込まれている。

昨今、各国で中核条約に違反する国や企業の行動に厳しい視線が注がれ、生産過程で人権侵害を助長する原材料・製品の調達・貿易を規制する動きが広がっている。これに伴い、世

界では人権デュー・ディリジェンスの義務化・法制化の動きも加速しており、米・英・仏・独・蘭・豪などが既に法制化している。日本でも、政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月)が策定・公表され、尊重すべき人権の範囲に中核条約が含まれている。

第111号条約については、ILO加盟国のほとんどが条約を批准しているにもかかわらず、日本では性に基づく区別を設ける規定や公務員の政治的行為を一時的に制限する規定などが批准の課題となり、未だに批准に至っていない。早期批准に向け、既批准国における実態を踏まえ、課題となっている法令の改正に着手するなど、具体的かつ実効性のある取り組みを行うべきである。

図1 日本政府の中核条約に関する主な記載

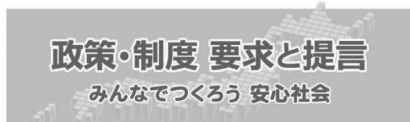
「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●(人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーンの分野に関する、取組の方向性及び具体的施策の例として)ILO基本条約及び他のILO条約のうち批准することが適当と認められる未批准条約の批准を追求するための努力の継続</li> </ul>
責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際的に認められた人権には、少なくとも、国連人権章典で表明されたもの、及び、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則が含まれる</li> </ul>

出所：外務省および経済産業省ウェブサイトより連合作成



### ■ 政策・制度 要求と提言

本冊子に掲載の「重点政策」以外の政策・制度については、「要求と提言」に掲載し、適宜更新しています。



[https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/seisaku\\_jitsugen/teigen/](https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/seisaku_jitsugen/teigen/)

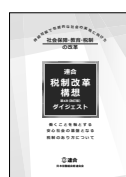
### ■ 社会保障・教育・税制に関する政策構想



社会保障構想



教育制度構想



税制改革構想

## 2026年度 2026.4-2027.3 連合の重点政策

2026年5月

編集・発行：日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

TEL：03-5295-0521（総合政策推進局 経済政策局）

FAX：03-5295-0546

E-mail：jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp

ホームページ：https://www.jtuc-rengo.or.jp/

印刷：株式会社コンポーズ・ユニ

**<参考>**

**S D G s 17 の目標とターゲット**



# SDGs 17 の目標とターゲット

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「O-I」のように数字で示されるものは、それぞれの項目の達成目標を示しています  
 「O-a」のようにアルファベットで示されるものは、実現のための方法を示しています

参考出展：ユニセフ SDGs CLUB

<b>1</b> 貧困をなくそう 	<h3>1. 貧困をなくそう</h3> <p>地球上のあらゆる形の貧困をなくそう</p>
1.1	2030年までに、世界中で「極度に貧しい」暮らし（1日あたり1.25米ドル）をしている人をなくす。※今は「絶対的貧困ライン」の基準が一日1.9米ドル
1.2	2030年までに、それぞれの国の基準でいろいろな面で「貧しい」とされる男性、女性、子どもの割合を少なくとも半分に減らす。
1.3	それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
1.4	2030年までに、貧しい人たちや特に弱い立場にいる人たちをはじめとしたすべての人が、平等に、生活に欠かせない基礎的サービスを使えて、土地や財産の所有や利用ができて、新しい技術や金融サービスなどを使えるようにする。
1.5	2030年までに、貧しい人たちや特に弱い立場の人たちが、自然災害や経済ショックなどの被害にあうことをなるべく減らし、被害にあっても生活をたて直せるような力をつける。
1.a	開発途上国、特に最も開発が遅れている国で、「貧しさ」をなくすための計画や政策を実行していけるよう、いろいろな方法で資金をたくさん集める。
1.b	それぞれの国や世界で、貧しい人たちのことや男女の違いなどをよく考えて政策をつくり、「貧しさ」をなくすためのとりくみにもっと資金などを増やして取り組めるようにする。

2 飢餓をゼロに



## 2. 飢餓をゼロに

飢えをなくし、だれもが栄養のある食料を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう

2.1	2030年までに、飢えをなくし、貧しい人も、幼い子どもも、だれもが一年中安全で栄養のある食料を、十分に手に入れられるようにする。
2.2	世界の国々が約束した、2025年までに、栄養がとれない、または栄養のバランスが良くないことによって、成長がさまたげられる5歳未満の子どもを減らす目標を達成するなどして、2030年までに、いろいろな形の栄養不良をなくす。妊娠しているお母さん、赤ちゃんがいるお母さん、お年寄りの栄養について、よりよい取り組みを行う。
2.3	2030年までに、小規模の食料生産者（特に女性、先住民、家族農家、牧畜や漁業をしている人々）の生産性と収入を倍にする。そのために、土地や資源、知識を得たり、金融サービスを使ったり、食料を売ったり、農業以外の仕事に就いたりするチャンスを平等に得られるようにする。
2.4	2030年までに、食料の生産性と生産量を増やし、同時に、生態系を守り、気候変動や干ばつ、洪水などの災害にも強く、土壌を豊かにしていくような、持続可能な食料生産の仕組みをつくり、何か起きてもすぐに回復できるような農業を行う。
2.5	2020年までに、作物の種子、栽培される植物、家畜の遺伝的な多様性を守る。そして、作物や家畜の利用に関して、人類がこれまでに生み出してきた知識や、そこから得られる利益を、国際的な話し合いのもと、公正に使い、分配できるようにする。
2.a	開発途上国、特に最も開発が遅れている国での農業の生産量を増やすために、国際協力などを通じて、農業に必要な施設や研究、知識の普及、技術開発や、遺伝子の保存（ジーン・バンク）に資金をだす。
2.b	国際的な約束にしたがって、世界の農産物の貿易で、制限をなくしたり、かたよった取り引きをなくしたりする。
2.c	食料の価格が極端に上がったたり下がったりしてしまわないように、市場（マーケット）がきちんと機能するようにしたり、今どれだけの食料の備えがあるのかという情報を、必要な時に見られるようにしたりする。

3 すべての人に健康と福祉を





## 3. すべての人に健康と福祉を

だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう


3.1	2030年までに、赤ちゃんがおなかの中にいるときや、お産のときに、命を失ってしまうお母さんを、産まれる赤ちゃん10万人あたり70人未満まで減らす。
3.2	すべての国で、生まれて28日以内に命を失う赤ちゃんの数を1000人あたり12人以下まで、5歳までに命を失う子どもの数を1000人あたり25人以下まで減らし、2030年までに、赤ちゃんや幼い子どもが、予防できる原因で命を失うことがないようにする。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリアや、これまで見放されてきた熱帯病などの伝染病をなくす。また、肝炎や、汚れた水が原因で起こる病気などへの対策をすすめる。
3.4	2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。
3.5	麻薬を含む薬物やアルコールなどの乱用を防ぎ、治療をすすめる。
3.6	2020年までに、交通事故による死亡やけがを半分にまで減らす。
3.7	2030年までに、すべての人が、性や子どもを産むことに関して、保健サービスや教育を受け、情報を得られるようにする。国はこれらを国の計画のなかに入れてすすめる。
3.8	すべての人が、お金の心配をすることなく基礎的な保健サービスを受け、値段が安く、かつ質の高い薬を手に入れ、予防接種を受けられるようにする（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）。
3.9	2030年までに、有害な化学物質や、大気・水・土壌の汚染が原因で起こる死亡や病気を大きく減らす。
3.a	すべての国で、たばこを規制する条約で決められたことが実施されるよう、必要に応じて取り組みを強める。
3.b	主に開発途上国で大きな影響をおよぼす病気に対するワクチンや薬の開発を助ける。また、国際的な約束や宣言（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言）にしたがって、安い値段で薬やワクチンを開発途上国にも届けられるようにする。


3.c	開発途上国、特に、最も開発が遅れている国や島国で、保健に関わる予算と、保健サービスに関わる職員の数や能力、その人たちへの研修を大きく増やす。
3.d	すべての国、特に開発途上国において、その国や世界で健康をおびやかす危険な状態が発生したときに、それにすばやく気づいて知らせ、危険な状態を減らしたり、対応したりする力を強める。


<b>4</b> <small>質の高い教育を みんなに</small> 	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b>	
	だれもが公平に、良い教育を受けられるように、 また一生に渡って学習できる機会を広めよう	
	4.1	2030年までに、男の子も女の子も、すべての子どもが、しっかり学ぶことのできる、公平で質の高い教育を無料で受け、小学校と中学校を卒業できるようにする。
	4.2	2030年までに、すべての子どもが、幼稚園や保育園にかよったりして、小学校にあがるための準備ができるようにする。
	4.3	2030年までに、すべての人が、男女の区別なく、無理なく払える費用で、技術や職業に関する教育や、大学をふくめた高等教育を受けられるようにする。
	4.4	2030年までに、働きがいのある人間らしい仕事についたり、新しく会社をおこしたりできるように、仕事に関係する技術や能力をそなえた若者やおとなをたくさん増やす。
	4.5	2030年までに、教育のなかでの男女の差別をなくす。障がいがあったり、先住民族だったり、特にきびしい暮らしを強いられている子どもでも、あらゆる段階の教育や、職業訓練を受けることができるようにする。
	4.6	2030年までに、すべての若者や大半のおとなが、男女ともに、読み書きや計算ができるようにする。
	4.7	2030年までに、教育を受けるすべての人が、持続可能な社会をつくっていくために必要な知識や技術を身につけられるようにする。そのために、たとえば、持続可能な社会をつくるための教育や、持続可能な生活のしかた、人権や男女の平等、平和や暴力を使わないこと、世界市民としての意識、さまざまな文化があることなどを理解できる教育をすすめる。
	4.a	子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に最も開発が遅れている国、島国やアフリカの国などの人が、先進国や他の国で、職業訓練、情報通信技術、科学技術のプログラムなどの高等教育を受けるための奨学金の数を世界的にたくさん増やす。	
4.c	2030年までに、開発途上国、特に開発が遅れている国や島国で、学校の先生の研修のための国際協力などを通じて、知識や経験のある先生の数をたくさん増やす。	

<b>5</b> <small>ジェンダー平等を 実現しよう</small> 	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b>	
	男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう	
	5.1	すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
	5.2	女性や女の子を売り買いしたり、性的に、また、その他の目的で一方的に利用することをふくめ、すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
	5.3	子どもの結婚、早すぎる結婚、強制的な結婚、女性器を刃物で切りとる慣習など、女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
	5.4	お金が支払われない、家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な「仕事」であるということを、それを支える公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて認めるようにする。
	5.5	政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする。
	5.6	国際的な会議（国際人口・開発会議（ICPD））で決まったことにしたがって、世界中だれもが同じように、性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。


5. a	それぞれの国の法律にしたがって、女性も財産などについて男性と同じ権利を持てるようにし、土地やさまざまな財産を持ったり、金融サービスの利用や相続などができるようにするための改革をおこなう。
5. b	女性が能力を高められるように、インターネットなどの技術をさらに役立てる。
5. c	男女の平等をすすめて、すべての女性や女の子があらゆるレベルで能力を高められるように、適切な政策や効果のある法律を作り、強化する。

<b>6</b> 安全な水とトイレ を世界中に 	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> だれもが安全な水とトイレを利用できるようにし、 自分たちでずっと管理していけるようにしよう
	6.1 2030年までに、だれもが安全な水を、安い値段で利用できるようにする。 2030年までに、だれもがトイレを利用できるようにして、屋外で用を足す人がいなくなるようにする。女性や女の子、弱い立場にある人がどんなことを必要としているのかについて、特に注意する。 6.2 2030年までに、汚染を減らす、ゴミが捨てられないようにする、有害な化学物質が流れ込むことを最低限にする、処理しないまま流す排水を半分に減らす、世界中で水の安全な再利用を大きく増やすなどの取り組みによって、水質を改善する。 6.3 2030年までに、今よりもはるかに効率よく水を使えるようにし、淡水を持続可能な形で利用し、水不足で苦しむ人の数を大きく減らす。 6.4 2030年までに、必要な時は国境を越えて協力して、あらゆるレベルで水源を管理できるようにする。 6.5 2020年までに、山や森林、湿地、川、地下水を含んでいる地層、湖などの水に関わる生態系を守り、回復させる。 6.6 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 6. a 2030年までに、水やトイレをよりよく管理できるように、コミュニティの参加をすすめて、強化する。 6. b

<b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	<b>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーを ずっと利用できるようにしよう
	7.1 2030年までに、だれもが、安い値段で、安定的で現代的なエネルギーを使えるようにする。 7.2 2030年までに、エネルギーをつくる方法のうち、再生可能エネルギーの割合を大きく増やす。 7.3 2030年までに、今までの倍の速さで、エネルギー効率をよくしていく。 2030年までに、国際的な協力を進めて、再生可能エネルギー、エネルギー効率、石炭や石油を使う場合のより環境にやさしい技術などについての研究を進め、その技術をみんなが使えるようにし、そのために必要な投資をすすめる。 7. a 2030年までに、さまざまな支援プログラムを通じて、開発途上国、特に、最も開発が遅れている国、小さな島国や内陸の国で、すべての人が現代的で持続可能なエネルギーを使えるように、設備を増やし、技術を高める 7. b

<b>8</b> 働きがいも 経済成長も 	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、 だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう
	8.1 それぞれの国の状況に応じて、人びとが経済的に豊かになっていけるようにする。開発途上国、特に最も開発が遅れている国は、毎年少なくとも年7%の国内総生産（GDP）の成長を続けられるようにする。

8.2	商品やサービスの価値をより高める産業や、労働集約型の産業を中心に、多様化、技術の向上、イノベーションを通じて、経済の生産性をあげる。
8.3	働きがいのある人間らしい仕事を増やしたり、会社を始めたり、新しいことを始めたりすることを助ける政策をすすめる。特に、中小規模の会社の設立や成長を応援する。
8.4	2030年までに、消費と生産において、世界がより効率よく資源を使えるようにしていく。また、先進国が主導しながら、計画にしたがって、経済成長が、環境を悪化させることにつながらないようにする。
8.5	2030年までに、若い人たちや障害がある人たち、男性も女性も、働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする。そして、同じ仕事に対しては、同じだけの給料が支払われるようにする。
8.6	2020年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。
8.7	むりやり働かせること、奴隷（どれい）のように働かせること、人を売り買いすることを終わらせるために、効果的な取り組みを緊急におこない、子どもを兵士にすることをふくめた最悪の形の児童労働を確実に禁止し、なくす。また、2025年までに、あらゆる形の児童労働をなくす。
8.8	他の国に移住して働いている人、中でも女性、仕事を続けられるか不安定な状況で働いている人を含めた、すべての人の働く権利を守って、安全に安心して仕事ができる環境を進めていく。
8.9	2030年までに、地方の文化や産品を広め、働く場所をつくりだす持続可能な観光業を、政策をつくり、実施していく。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人たちが銀行や保険などのお金に関するサービスを使えるようにする。
8.a	拡大統合フレームワーク（EIF）などを通して、開発途上国、特に、最も開発が遅れている国に対して、貿易のための援助を増やす。
8.b	2020年までに、若い人たちの仕事についての世界的な戦略をつくって実行する。

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<h2>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</h2> <p>災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう</p>
	<p>すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。</p> <p>9.1</p> <p>だれも取り残されない持続可能な産業化をすすめて、2030年までに、それぞれの国の状況に応じて、雇用と国内総生産（GDP）に占める農業や漁業など以外の割合を大きく増やす。最も開発が遅れている国については、その割合を2倍にする。</p> <p>9.2</p> <p>特に開発途上国の規模の小さな工場や会社が、安く資金を借りるなどの金融サービスをより利用できるようにし、モノやサービスの流れやその市場に、より広く組み込まれるようにする。</p> <p>9.3</p> <p>2030年までに、資源をよりむだなく使えるようにし、環境にやさしい技術や生産の方法をより多く取り入れて、インフラや産業を持続可能なものにする。すべての国が、それぞれの能力に応じて、これに取り組む。</p> <p>9.4</p> <p>2030年までに、イノベーションをすすめたり、研究や開発の仕事をしている人の100万人あたり的人数を大きくふやしたり、政府と民間（会社など）による研究や開発への支出をふやしたりして、開発途上国をはじめとするすべての国で、さまざまな産業での科学研究をすすめて、技術能力をのばす。</p> <p>9.5</p> <p>アフリカの国々、最も開発が遅れている国々、内陸の開発途上国、開発途上の小さな島国に対し、資金・テクノロジー・技術面での支援を強めて、開発途上国における、持続可能で、災害にも強いしっかりしたインフラの開発をすすめる。</p> <p>9.a</p> <p>さまざまな産業が発展したり、価値のある商品を創り出したりするための政策を整えることなどによって、開発途上国の国内の技術開発や研究、イノベーションを支援する。</p> <p>9.b</p>

9.c 特に、最も開発が遅れている国で、情報通信技術がより広く利用できるようにし、2020年までに安い値段でだれもがインターネットを使えるようにする。

10 人や国の不平等をなくそう



## 10. 人や国の不平等をなくそう

世界中から不平等を減らそう

10.1	2030年までに、各国のなかで所得の低いほうから40%の人びとの所得の増え方が、国全体の平均を上回るようにして、そのペースを保つ。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
10.3	差別的な法律、政策やならわしをなくし、適切な法律や政策、行動をすすめることなどによって、人びとが平等な機会（チャンス）をもてるようにし、人びとが得る結果（たとえば所得など）についての格差を減らす。
10.4	財政、賃金、社会保障などに関する政策をとることによって、だんだんと、より大きな平等を達成していく
10.5	世界の金融市場と金融機関に対するルールと、ルールが守られているか監視するシステムをより良いものにして、ルールが、よりしっかりと実行されるようにする。
10.6	世界経済や金融制度について何か決めるときに、開発途上国の参加や発言を増やすことによって、より効果的で、信頼できる、だれもが納得することのできる制度を作る。
10.7	計画にもとづいてよく管理された移住に関する政策を実施するなどして、混乱がなく安全で、手続きにしたがう責任ある形の移住や人びとの移動をすすめる。
10.a	開発途上国、特に最も開発が遅れている国々に対して、世界貿易機関（WTO）協定にしたがって、貿易において、特別な、先進国と異なる扱いをする。
10.b	最も開発が遅れている国や、アフリカ諸国、開発途上の小さい島国、内陸の開発途上国などの、最も資金を必要とする国々へ、それらの国の計画にそって、政府開発援助や直接投資などの資金が流れるようにする。
10.c	2030年までに、移住労働者が、自分の国にお金を送る時にかかる費用が「送る金額の3%」より低くなるようにし、「送る金額の5%」を超えるような費用がかかる送金方法をなくす。

11 住み続けられるまちづくりを





## 11. 住み続けられるまちづくりを

だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくらう


11.1	2030年までに、すべての人が、住むのに十分で安全な家に、安い値段で住むことができ、基本的なサービスが使えるようにし、都市の貧しい人びとが住む地域（スラム）の状況をよくする。
11.2	2030年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人びとが必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする。
11.3	2030年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。
11.4	世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧しい人びとや、特に弱い立場にある人びとを守ることを特に考えて、水害などの災害によって命を失う人や被害を受ける人の数を大きく減らす。世界の国内総生産（GDP）に対して災害が直接もたらす経済的な損害を大きく減らす。
11.6	2030年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
11.7	2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。


11.a	国や地域の開発の計画を強化して、都市部とそのまわりの地域と農村部とが、経済的、社会的、環境的にうまくつながりあうことを支援する。
11.b	2020年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
11.c	お金や技術の支援などによって、最も開発の遅れている国々で、その国にある資材を使って、持続可能で災害にも強い建物をつくることを支援する。

12		<b>12. つくる責任、つかう責任</b> 生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう
		つくる責任 つかう責任
12.1	持続可能な消費と生産の10年計画を実行する。先進国がリーダーとなり、開発途上国の開発の状況や対応力も考えに入れながら、すべての国が行動する。	
12.2	2030年までに、天然資源を持続的に管理し、効率よく使えるようにする。	
12.3	2030年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。	
12.4	2020年までに、国際的な取り決めにしたがって、化学物質やあらゆる廃棄物（ごみ）を環境に害を与えないように管理できるようにする。人の健康や自然環境に与える悪い影響をできるかぎり小さくするために、大気、水、土壌へ化学物質やごみが出されることを大きく減らす。	
12.5	2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。	
12.6	特に大きな会社やさまざまな国で活動する会社に、持続可能な取り組みをはじめ、会社の成果を報告する定期的なレポートに持続可能性についての情報を含めるようにすすめる。	
12.7	国の政策や優先されることにしたがって、国や自治体がものやサービスを買うときには、それが持続可能な形で行われるようすすめる。	
12.8	2030年までに、人びとがあらゆる場所で、持続可能な開発や、自然と調和した暮らし方に関する情報と意識を持つようにする。	
12.a	開発途上国が、より持続可能な消費や生産の形をすすめられるよう、科学のおよび技術的な能力の強化を支援する。	
12.b	地域に仕事を生み出したり、地方の文化や特産品を広めるような持続可能な観光業に対して、持続可能な開発がもたらす影響をはかるための方法を考え、実行する。	
12.c	資源のむだづかいにつながるような化石燃料（石油など）に対する補助金の仕組みを変える。そのために、各国の状況に応じて、税金の制度を改正したり、有害な補助金があれば環境への影響を考えて段階的になくしたりして、化石燃料が適正に売り買いされるようにする。そのとき、開発途上国の状況や必要としていることなどを十分に考え、貧しい人や影響を受けるコミュニティが守られるようにして、開発にあたる影響をできる限り小さくする。	

13		<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう
		気候変動に 具体的な対策を
13.1	気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。	
13.2	気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。	
13.3	気候変動が起きるスピードを緩めたり、気候変動の影響に備えたり、影響を減らしたり、早くから警戒するための、教育や啓発をより良いものにし、人や組織の能力を高める。	

13. a	開発途上国が、だれにでも分かるような形で、気候変動のスピードをゆるめるための行動をとれるように、UNFCCC で先進国が約束したとおり、2020 年までに、協力してあらゆるところから年間 1,000 億ドルを集めて使えるようにする。また、できるだけ早く「緑の気候基金」を本格的に立ち上げる。
13. b	最も開発が遅れている国や小さな島国で、女性や若者、地方、社会から取り残されているコミュニティに重点をおきながら、気候変動に関する効果的な計画を立てたり管理したりする能力を向上させる仕組みづくりをすすめる。

<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう 	<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海の資源を守り、大切に使う
	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化など、特に陸上の人間の活動によるものを含め、あらゆる海の汚染をふせぎ、大きく減らす。
14.2	2020 年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みを行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的な協力をすすめるなどして、海洋酸性化の影響が最小限になるようにし、対策をとる。
14.4	魚介類など水産資源を、種ごとの特ちょうを考えながら、少なくともその種の全体の数を減らさずに漁ができる最大のレベルにまで、できるだけ早く回復できるようにする。そのために、2020 年までに、魚をとる量を効果的に制限し、魚の獲りすぎ、法に反した漁業や破壊的な漁業などをなくし、科学的な管理計画を実施する。
14.5	国内法や国際法を守りながら、手に入る最もよい科学的な情報に基づいて、2020 年までに、少なくとも世界中の沿岸域（海岸線をはさんだ陸と海からなる区域）や海域の 10% を保全する。
14.6	2020 年までに、必要以上の量の魚をとる能力や、魚のとりすぎを助長するような漁業への補助金を禁止し、法に反した、または報告や規制のない漁業につながるような漁業補助金をなくし、そのような補助金を新たに作らないようにする。その際、開発途上国や最も開発が遅れている国々に対する適切で効果的な、特別な先進国と異なる扱いが、世界貿易機関（WTO）の漁業補助金についての交渉の重要な点であることを認識する。
14.7	より健全な海をつくり、開発途上国、特に開発途上の小さい島国や、最も開発が遅れている国々において、海洋生物の多様性がその国の開発により貢献できるように、ユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを考えに入れながら、科学的知識を増やしたり、研究能力を向上させたり、海洋技術が開発途上国で使えるようにしたりする。
14. a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14. b	小規模で漁業をおこなう漁師たちが、海洋資源や市場を利用できるようにする。
14. c	「私たちが望む未来」で言及されたように、海と海洋資源の保全と持続可能な利用のための法的な枠組みを定めた国際法（国連海洋法条約）を実施して、海と海洋資源の保護、持続可能な利用を強化する。

<b>15</b> 陸の豊かさ 守ろう 	<b>15. 陸の豊かさ守ろう</b> 陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、 多様な生物が生きられるように大切に使う
	2020 年までに国際的な協定にしたがって、森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、および、それらがもたらす自然の恵みを、守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、衰えてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。

15.3	2030年までに、砂漠化に対応し、砂漠化、干ばつ、洪水の影響を受けて衰えてしまった土地と土壌を回復させ、これ以上土地を衰えさせない世界になるように努力する。
15.4	2030年までに、持続可能な開発のために欠かせない山地の生態系の能力を強めるため、多様な生物が生きられる山地の生態系を確実に守る。
15.5	自然の生息地が衰えることをおさえ、生物の多様性が損なわれないようにし、2020年までに、絶滅が心配されている生物を保護し、絶滅を防ぐため、緊急に対策をとる。
15.6	国際的に決められたとおり、遺伝資源を使って得る利益が公正で公平に分けられるようにする。また、遺伝資源を適切に使うことができるようにする。
15.7	保護しなければならない動植物の密猟や、法律に反した取り引きをなくすために、緊急の対策をとる。法律に反する野生生物の製品が求められたり、売られたりすることがないようにする。
15.8	2020年までに、移動先に定着する外来種の侵入を防ぐとともに、外来種が陸や海の生態系に与える影響を大きく減らすための対策を始める。特に優先度の高い外来種は駆除する。
15.9	2020年までに、生態系や生物の多様性を守ることの大切さを、国や地方による計画や開発のプロセス、貧困をなくすための取り組みやお金の使い方に組み入れて考えられるようにする。
15.a	生物の多様性や生態系を守ること、それらを持続可能な形で利用していけるようにするために、あらゆるところから資金を集め、より多くのお金が使えらるようになる。
15.b	森林の保護や再植林をふくめて、持続可能な森林の管理を進めるために、あらゆるところからお金を集め、開発途上国が持続可能な森林の管理を進めようと思えるように十分な資金が使えらるようになる。
15.c	持続可能な形で収入を得られるように、コミュニティの能力を高めるなどの取り組みを進め、保護しなければならない動植物の密猟や法律に反した野生生物の取り引きをやめさせるために、国際的な支援を強化する。

16 平和と公正をすべての人に



16. 平和と公正をすべての人に

平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう

16.1	あらゆる場所で、あらゆる形の暴力と、暴力による死を大きく減らす。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。
16.3	各国でも、国際的にも、法律にしたがってものごとが取りあつかわれるようにし、すべての人が、平等に、争いを解決するための裁判所などの司法を利用できるようにする。
16.4	2030年までに、法律に反する資金や武器の取り引きを大きく減らし、うばわれた財産が返されたり、もとにもどされたりするようにする。あらゆる形の組織的な犯罪をなくす。
16.5	あらゆる形の汚職や贈賄を大きく減らす。
16.6	効果的なはたらきができ、そのはたらきについて十分な説明ができ、だれにでもそのはたらきの内容や過程がわかるような公的な機関を、あらゆるレベルで発展させる。
16.7	あらゆるレベルでものごとが決められるときには、実際に必要とされていることにこたえ、取り残される人がないように、また、人びとが参加しながら、さまざまな人の立場を代表する形でなされるようにする。
16.8	国境を超える問題を解決するための国際的な機関への、開発途上国の参加を広げ、強める。
16.9	2030年までに、出生登録をふくめ、だれもが、法的な身分証明を持てるようにする。
16.10	国内の法律や国際的な取り決めにしたがって、だれでも情報を手に入れられるようにし、基本的な自由がおかされず、守られるようにする。
16.a	特に開発途上国において、暴力を防ぎ、テロや犯罪をなくすために、あらゆるレベルでの対応力を高められるよう、国際的な協力などを通じて、各国でこの問題に取り組む機関の力を強めていく。
16.b	持続可能な開発のために、差別のない法律や政策をすすめて、実施する。



## 17. パートナースHIPで目標を達成しよう

世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

17.1	開発途上国の、税金やその他の収入を集める能力を向上するための国際的な支援などによって、国内の資金調達を強化する。
17.2	開発途上国に対する政府開発援助(ODA)を国民総所得(GNI)の0.7%に、最も開発が遅れている国へのODAをGNIの0.15~0.2%にするという多くの先進国が約束している目標の達成をふくめ、先進国は、ODAに関する約束を完全に実行する。最も開発が遅れている国に対するODAは、GNIの少なくとも0.2%を目標にかかげることを検討することが望ましい。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための資金をもっと集める。
17.4	国の借金による資金調達や、借金の取り消しや減額、期間の延長などの借金の返し方の再検討をすすめるための、協力的な政策を通して、開発途上国の借金が、長い期間にわたって、やりくりし続けられる形になるように支援する。外国から多くのお金を借りている貧しい国の借金について、返済が困難な状況を軽くするような対応をとる。
17.5	最も開発が遅れている国への投資をすすめるための仕組みを取り入れ、実施する。
17.6	科学技術イノベーションとその活用に関する南北協力、南南協力や地域的、国際的な三角協力を強化する。また、国連をはじめとして、すでにあるさまざまな協力の仕組みをさらに良いものにすることや、全世界的な技術を進める仕組みなどを通して、お互いに合意した条件で知識の共有をすすめる。
17.7	開発途上国に対して、環境にやさしい技術の開発や移転、普及をすすめる。そのとき、互いに合意した、開発途上国にとって有利な条件のもとですすめられるようにする。
17.8	2017年までに、最も開発が遅れている国々が、科学技術イノベーションに関する能力を高められる仕組みや、技術バンクの運用を完全にし、特に情報通信技術(インターネットなど)をはじめ、さまざまなことを実現できる技術をより使えるようにすすめる。
17.9	SDGsにかかげられたすべてのことを実施するための国の計画を支援するために、南北協力や南南協力、三角協力などを通じて、開発途上国において、効果的で的をしぼった形で能力を高めていけるように、国際的な支援を強化する。
17.10	ドーハ・ラウンドで話し合われた結果をふくめ、世界貿易機関(WTO)のもとで、すべてに共通し、ルールに基づいた、差別のない公平な多角的貿易体制をすすめる。
17.11	開発途上国からの輸出を大きく増やす。特に、最も開発が遅れている国々の世界の輸出に占める割合を2020年までに2倍に増やす。
17.12	すべての、最も開発が遅れている国々が、継続して無税・無枠で市場を利用できるようにする対応を、タイミングよく実施する。これは、それらの国々からの輸入について定められる有利な決まりを、簡略でわかりやすく、市場への参加をすすめるものにするをふくめ、世界貿易機関(WTO)の決定にそった形でおこなう。
17.13	各国が政策の足並みをそろえたり、一貫した政策をとったりすることによって、世界の経済全体がより安定するようにする。
17.14	持続可能な開発のために、一貫した政策がとられるように強化する。
17.15	貧困をなくすことと、持続可能な開発のために、政策を作ったり実施したりするときには、それぞれの国が決められる範囲や各国のリーダーシップを尊重する。
17.16	すべての国、特に開発途上国でのSDGsの達成を支援するために、持続可能な開発のための世界的なパートナーシップ(協力関係)を強化する。知識、専門知識、技術や資金を集めて共有する、さまざまな関係者によるパートナーシップによって、これを補う。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験などをもとにして、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップをすすめる。
17.18	2020年までに、最も開発が遅れている国々、開発途上の小さい島国をふくむ開発途上国に対して、能力を高めるための支援を強化して、収入、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障がい、居住地、その他その国に関係する特徴別に分けることができる、質が高く、信頼できる、タイムリーなデータを、はるかに多く利用できるようにする。
17.19	2030年までに、持続可能な開発がどれだけ進んだかを測るための、国内総生産(GDP)以外の測り方を開発する取り組みをさらに進め、開発途上国における統計に関する能力を高めるための支援をおこなう。





〒231-0023 横浜市中区山下町24-1  
ワークピア横浜4F  
TEL 045 (211) 1133  
FAX 045 (201) 8866

ホームページ



Facebook



X(旧 Twitter)

